

平成 20 年

第 3 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 20 年 9 月 3 日

閉会：平成 20 年 9 月 26 日

柳川市議会

第 3 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

| 月 日 | 曜 | 会 議 | 会 議 の 次 第 |
|----------|---|-------|-----------|
| 9 月 3 日 | 水 | 本 会 議 | 開会・提案理由説明 |
| 9 月 4 日 | 木 | 考 案 日 | |
| 9 月 5 日 | 金 | 本 会 議 | 議案質疑 |
| 9 月 6 日 | 土 | 休 会 | |
| 9 月 7 日 | 日 | 休 会 | |
| 9 月 8 日 | 月 | 考 案 日 | |
| 9 月 9 日 | 火 | 本 会 議 | 一 般 質 問 |
| 9 月 10 日 | 水 | 本 会 議 | 一 般 質 問 |
| 9 月 11 日 | 木 | 本 会 議 | 一 般 質 問 |
| 9 月 12 日 | 金 | 委 員 会 | |
| 9 月 13 日 | 土 | 休 会 | |
| 9 月 14 日 | 日 | 休 会 | |
| 9 月 15 日 | 月 | 休 会 | |
| 9 月 16 日 | 火 | 委 員 会 | |
| 9 月 17 日 | 水 | 委 員 会 | |
| 9 月 18 日 | 木 | 委 員 会 | 決算審査特別委員会 |
| 9 月 19 日 | 金 | 委 員 会 | 決算審査特別委員会 |
| 9 月 20 日 | 土 | 休 会 | |
| 9 月 21 日 | 日 | 休 会 | |
| 9 月 22 日 | 月 | 委 員 会 | 決算審査特別委員会 |
| 9 月 23 日 | 火 | 休 会 | |
| 9 月 24 日 | 水 | 事務整理日 | |
| 9 月 25 日 | 木 | 事務整理日 | |
| 9 月 26 日 | 金 | 本 会 議 | 採決・閉会 |

第3回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

| 議 案 | 案 件 | 議 決 日 | 結 果 |
|---------------|-------------------------------------------|-----------|------|
| 議 案 第 59 号 | 平成19年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について | 20. 9. 26 | 認 定 |
| 議 案 第 60 号 | 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 20. 9. 26 | 認 定 |
| 議 案 第 61 号 | 平成19年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について | 20. 9. 26 | 認 定 |
| 議 案 第 62 号 | 平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について | 20. 9. 26 | 認 定 |
| 議 案 第 63 号 | 平成19年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について | 20. 9. 26 | 認 定 |
| 議 案 第 64 号 | 平成19年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 20. 9. 26 | 認 定 |
| 議 案 第 65 号 | 平成19年度柳川市水道事業会計決算の認定について | 20. 9. 26 | 認 定 |
| 議 案 第 66 号 | 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について | 20. 9. 26 | 原案可決 |
| 議 案 第 67 号 | 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について | 20. 9. 26 | 原案可決 |
| 議 案 第 68 号 | 柳川市ふるさと元気応援基金条例の制定について | 20. 9. 26 | 原案可決 |
| 議 案 第 69 号 | 柳川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | 20. 9. 5 | 原案可決 |
| 議 案 第 70 号 | 柳川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について | 20. 9. 5 | 原案可決 |
| 議 案 第 71 号 | 柳川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について | 20. 9. 5 | 原案可決 |

| | | | |
|------------|----------------------------------------|----------|------|
| 議案 第72号 | 柳川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について | 20. 9. 5 | 原案可決 |
| 議案 第73号 | 「柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例」の一部を改正する条例の制定について | 20. 9.26 | 原案可決 |
| 議案 第74号 | 柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について | 20. 9.26 | 原案可決 |

請 願

| | 案 件 | 議 決 日 | 結 果 |
|-------------|-----------------------------------------|----------|-----|
| 請 願 第13号 | 「渡辺邸をはじめとする武家屋敷および歴史建築物保存活用」に関する請願（継続分） | 20. 9.26 | 採 択 |
| 請 願 第14号 | マルシヨク跡地購入についての請願（継続分） | 20. 9.26 | 採 択 |

報 告

| | 案 件 | 議 決 日 | 結 果 |
|------------|---------------------------------------|----------|-----|
| 報 告 第5号 | 専決処分の報告について （専決第6号 損害賠償額の決定） | 20. 9. 3 | 報 告 |
| 報 告 第6号 | 専決処分の報告について （専決第7号 損害賠償額の決定） | 20. 9. 3 | 報 告 |
| 報 告 第7号 | 平成19年度決算に基づく柳川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について | 20. 9. 3 | 報 告 |

柳川市議会第3回定例会会議録

平成20年9月3日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 島 添 達 也 | 2番 | 古 賀 澄 雄 |
| 3番 | 浦 博 宣 | 4番 | 熊 井 三千代 |
| 5番 | 梅 崎 昭 彦 | 6番 | 島 添 勝 |
| 7番 | 白 谷 義 隆 | 8番 | 森 田 房 儀 |
| 9番 | 荒 巻 英 樹 | 10番 | 藤 丸 富 男 |
| 11番 | 矢ヶ部 広 巳 | 12番 | 荒 木 憲 |
| 13番 | 伊 藤 法 博 | 14番 | 龍 益 男 |
| 15番 | 菅 原 英 修 | 16番 | 諸 藤 哲 男 |
| 17番 | 樽 見 哲 也 | 18番 | 近 藤 末 治 |
| 19番 | 太 田 武 文 | 20番 | 吉 田 勝 也 |
| 21番 | 大 橋 恭 三 | 22番 | 藤 丸 正 勝 |
| 23番 | 木 下 芳二郎 | 24番 | 佐々木 創 主 |
| 25番 | 三小田 一 美 | 26番 | 梅 崎 和 弘 |
| 27番 | 高 田 千壽輝 | 28番 | 山 田 奉 文 |
| 29番 | 河 村 好 浩 | 30番 | 田 中 雅 美 |

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 石 | 田 | 宝 | 藏 |
| 副 | 市長 | 大 | 泉 | 勝 | 利 |
| 収 | 入 | 木 | 村 | | 仁 |
| 教 | 育 | 上 | 村 | 好 | 生 |
| 総 | 務 | 山 | 田 | 政 | 徳 |
| 市 | 民 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 保 | 健 | 本 | 木 | 芳 | 夫 |
| 社 | 福 | 蒲 | 池 | 康 | 晴 |
| 部 | 祉 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 長 | 部 | 佐 | 藤 | 健 | 二 |
| 産 | 業 | 櫻 | 木 | 恵 | 美 |
| 業 | 経 | 藤 | 木 | | 子 |
| 部 | 済 | 竹 | 下 | 敏 | 均 |
| 長 | 部 | 高 | 田 | | 郎 |
| 教 | 育 | 櫻 | 木 | 重 | 厚 |
| 部 | 部 | 樽 | 見 | 孝 | 信 |
| 長 | 舎 | 石 | 橋 | 真 | 則 |
| 大 | 和 | 武 | 藤 | 義 | 剛 |
| 三 | 橋 | 川 | 口 | 敬 | 治 |
| 消 | 防 | 木 | 下 | 正 | 司 |
| 長 | | 成 | 清 | 一 | 巳 |
| 人 | 事 | 横 | 山 | 英 | 廣 |
| 秘 | 書 | 成 | 清 | 博 | 眞 |
| 課 | 課 | 安 | 藤 | 和 | 彦 |
| 長 | 長 | | | | |
| 総 | 務 | | | | |
| 課 | 課 | | | | |
| 長 | 長 | | | | |
| 企 | 画 | | | | |
| 課 | 課 | | | | |
| 長 | 長 | | | | |
| 財 | 政 | | | | |
| 課 | 課 | | | | |
| 長 | 長 | | | | |
| 税 | 務 | | | | |
| 課 | 課 | | | | |
| 長 | 長 | | | | |
| 健 | 康 | | | | |
| づ | く | | | | |
| り | 課 | | | | |
| 長 | 長 | | | | |
| 福 | 祉 | | | | |
| 課 | 課 | | | | |
| 長 | 長 | | | | |
| 学 | 校 | | | | |
| 教 | 育 | | | | |
| 課 | 課 | | | | |
| 長 | 長 | | | | |
| 建 | 設 | | | | |
| 課 | 課 | | | | |
| 長 | 長 | | | | |
| 農 | 政 | | | | |
| 課 | 課 | | | | |
| 長 | 長 | | | | |
| 水 | 路 | | | | |
| 課 | 課 | | | | |
| 長 | 長 | | | | |

4 . 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 北 | 原 | 博 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 高 | 巢 | 雄 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 庶 | 高 | 口 | 佳 |
| 務 | 係 | 長 | | | | | | 人 |

5 . 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について (平成20年4月、5月、6月分)

(2) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案第59号 平成19年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

議案第61号 平成19年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

議案第62号 平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認
定について

議案第63号 平成19年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第64号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

議案第65号 平成19年度柳川市水道事業会計決算の認定について

日程(4) 議案第66号 平成20年度柳川市一般会計補正予算(第2号) について

議案第67号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
について

日程(5) 議案第68号 柳川市ふるさと元気応援基金条例の制定について

議案第69号 柳川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部
を改正する条例の制定について

議案第70号 柳川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 柳川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議案第72号 柳川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第73号 「柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例」の一部を改正
する条例の制定について

日程(6) 報告について

1 報告第5号 専決処分の報告について(専決第6号 損害賠償額の決
定)

2 報告第6号 専決処分の報告について(専決第7号 損害賠償額の決
定)

3 報告第7号 平成19年度決算に基づく柳川市健全化判断比率及び資金

不足比率の報告について

午前10時1分 開会

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成20年第3回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

会議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告を願います。

市長（石田宝藏君）

皆さんおはようございます。本日は、平成20年第3回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところ御参集をいただき、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、6月定例会以降の重立った事柄について御報告をさせていただきます。

まず初めに、柳川市出身者や本市に御縁のある個人が、ふるさとである柳川に貢献したいという思いを形にしたふるさと寄附金、いわゆるふるさと納税を7月にスタートいたしました。

この制度は、御寄附いただいた方のお気持ちを有効に活用させていただくために、子供たちへの教育サポートや掘割や自然環境の保全サポートなど5つの寄附金の用途指定が行えるとともに、減税措置といたしまして、御寄附いただいた方が確定申告を行えば所得税と翌年度の住民税が5千円を超える寄附金分安くなるものでございます。また、5千円以上御寄附いただいた市外の方には、柳川ファンクラブ会員証や水の郷温泉「南風」の入館料無料、川下り乗船の割引などの特典がございます。

さらに、本制度の導入に先立ち、市外に住む御登録いただいた方に柳川の出来事を月2回電子メールでお知らせをする「ふるさと柳川メール便」を7月1日から実施をいたしております。

これらの制度によって、本市出身者や本市に御縁のある方が柳川を思い、柳川を大切にしたい気持ちを大事につないでいきたいと思っております。

次に、市民温水プールに高齢者や身体障害者の方々が座ったまま楽に入れるように電動昇降式入水用リフトを設置し、6月25日から供用を開始いたしました。このことによって、一

人でも多くの高齢者や障害をお持ちの方にプールを御利用いただき、心身のリフレッシュとともに健康の維持、回復を図っていただければと思っております。

次に、市内で13カ所目となります矢ヶ部校区学童保育所の開所式を7月6日に行いました。同学童保育所は現在建設中で今月中には完成予定でございますが、完成に先駆け、夏休みを前に同小学校内のクラブハウスを利用して学童保育をスタートしたものでございます。学童保育は地域の皆さんの御理解と御協力、そして御支援がなくては成り立ちません。今後とも、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、広域で構成する協議会や期成会等について御報告を申し上げます。

私が会長を務めております有明海漁業振興対策協議会を初め、有明海高潮対策促進期成会同盟会、福岡県市町村水産業振興対策協議会、福岡県農地海岸協議会など15の協議会や期成会等の総会に出席し、通常の総会行事のほか、それぞれ関係する国・県の事務所等から関連する事業の説明を受けるとともに、事業運営についての意見交換を行いました。

続きまして、国・県等に対する要望活動について御報告をいたします。

まず、諫早湾干拓の排水門の海門調査を命じる判決が6月27日に佐賀地裁より出されたのを受け、7月8日に農林水産省並びに九州農政局に対し、有明海再生に関する緊急の要望を行いました。

また、福岡県土地改良事業団体連合会では7月17日に、福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会及び筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会では7月22日に、九州農政局に対し、平成21年度の事業提案と意見交換を行いました。さらに、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会では8月20日に、福岡県と県議会に対し、事業促進のための要望と意見交換を行いました。

最後に、行政区長との懇談会と移動市長室につきまして御報告をいたします。

市民と行政のパイプ役を果たされている行政区長さんと意見交換を行うことにより今後の市政運営の参考にさせていただくため、7月7日に行政区長との懇談会を三橋公民館で開催いたしました。懇談会におきましては、市政報告を行うとともに市政の課題について意見交換を行ったところでございます。

次に、この3年間の市政運営についての報告と市民の御意見や御要望を直接お聞きする広聴行政の一つとして、ことしも移動市長室を開催いたしました。本年は、一人でも多くの皆様に参加いただけるように開催日を昨年より4回多くし、8月4日から11日までの間に全7回開催をいたしました。御参加いただいた市民は、三橋公民館では103人、大和公民館118人、水の郷71人、就業改善センター120人、蒲池農村環境改善センター41人、市民会館43人で、計496人の方に御来場をいただきました。それぞれの会場で多くの御意見や御要望が出され、執行部としては貴重な市民の皆さんの声として受けとめたところでございます。これらの貴重な御意見や御要望につきましては、今後市政運営に生かしてまいりたいと思っております。

す。

以上で、簡単でございますが、これで行政報告を終わります。御清聴ありがとうございます。

議長（田中雅美君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。平成20年第3回柳川市議会定例会の会期日程等について、9月1日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日9月3日から26日までの24日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、4日は考案日、5日は議案質疑、6日、7日は休日で休会、8日は考案日、9日、10日、11日を一般質問、12日を委員会、13日、14日、15日は休日で休会、16日、17日を委員会、18日、19日を決算審査特別委員会、20日、21日は休日で休会、22日を決算審査特別委員会、23日は休日で休会、24日、25日は事務整理日、26日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が、議案第59号から議案第65号までの7議案の一括上程であります。

日程4が、議案第66号及び議案第67号の2議案の一括上程であります。

日程5が、議案第68号から議案第73号までの6議案の一括上程であります。

日程6が、報告についてであります。

この報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が、議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することにいたしております。

議案第59号から議案第65号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第59号は決算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第60号から議案第62号までの3議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第63号は総務委員会に審査を付託、議案第64号及び議案第65号の2議案は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第66号及び議案第67号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第66号は総

務委員会に審査を付託、議案第67号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第68号から議案第73号までの6議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第68号は総務委員会に審査を付託、議案第69号から議案第72号までの4議案は即決、議案第73号は産業経済委員会に審査を付託といたしております。

以上のとおり議会運営委員会において決定を見ておりますので、御報告を申し上げます。
終わります。

議長（田中雅美君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（田中雅美君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、9番荒巻英樹議員、21番大橋恭三議員を指名いたします。

日程第3 議案第59号～議案第65号

議長（田中雅美君）

日程3．議案第59号から議案第65号までの7議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第59号から第65号までの7議案につきまして御説明を申し上げます。

平成19年度柳川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

まず、議案第59号 平成19年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

国では、平成23年度における国と地方との基礎的収支の黒字化を目指し、公共事業関係などの一般歳出や国債発行額の抑制など歳出・歳入の一体的改革が行われており、また、三位

一体改革による補助金、地方交付税の廃止・削減が進められてまいりました。特に地方交付税の削減は、本市にとりましても大きな影響を受けておりますが、市民サービスの低下を来さないよう配慮しながら、さまざまな課題解決に向け取り組んでまいりたいと思っております。

さて、本市の平成19年度決算におきましては、第1次柳川市総合計画に掲げた基本計画に沿った施策を展開しながら、新市建設計画を基本とした事業やマニフェストの着実な実行、また、これまで旧1市2町で取り組んできました特色ある事業や住みよいまちづくり事業にも取り組みました。さらには、限られた財源をできるだけ有効に活用しながら、市民の視点に立った効率的・効果的な行政運営を目指すため、経常経費削減、定員管理の適正化など行政改革に積極的に取り組んでまいりました。

まず、歳入について決算内容を申し上げますと、市税については、国の三位一体改革に伴う地方への税源移譲が行われ、およそ6,655,000千円で、前年度に比べましておよそ644,000千円、率にして10.7%の増加となっております。地方譲与税につきましては、およそ371,000千円で、前年度に比べましておよそ497,000千円、率にいたしまして57.3%の減少となっておりますが、これは税源移譲が実施されるまでの暫定措置として制度化されていた所得譲与税が平成19年度から廃止されたことに伴うものによるものでございます。また、繰入金については、旧柳川地区の小学校給食用強化磁器食器購入、漁業団地建設、藤吉小学校建設、柳川駅東部土地区画整理事業などに、それぞれの地域振興基金の活用を行いました。さらに、地方交付税については、およそ8,495,000千円で、前年度に比べましておよそ71,000千円、率にいたしまして0.8%の減少となっております。

続きまして、歳出について決算内容を申し上げますと、まず、福祉施策として、健康づくり事業や介護予防事業などの高齢者福祉事業の充実、障害者福祉では、障害者自立支援法に伴う各種施策の充実に取り組み、また、体の不自由な方々の保護者などの相談室として、大和総合保健福祉センター内に障害者福祉相談室「きらり」を開設いたしました。少子化対策としては、学童保育などの各種施策の充実や柳城児童館における「つどいの広場事業」を拡充いたしました。

次に、産業の振興については、まず、柳川農産物の消費拡大に向け、柳川農産物シンボルマーク「センドくん」を平成19年度に採用し、市場開拓やPR強化を行い、柳川農業の発展に努めてまいりました。また、強い水産業づくり交付金事業による国・県の支援を受け、福岡県のノリ協業化のモデルとなる共同加工施設が2棟完成し稼働しております。このほか、農業・漁業生産施設、生産機械設備などへの補助を行っております。商工業については、新たな産業の創出・企業誘致のため、企業誘致・起業支援アドバイザーの配置、企業立地への支援などに取り組むとともに、県や関係団体と連携をとりながら雇用の創出や地域経済の活性化に努めてまいりました。観光面については、「観光PRビデオ」や「まちあるきマ

ップ」の作成、車で訪れる観光客の利便性向上のために白秋観光駐車場の整備を行いました。

次に、都市基盤の整備については、柳川駅東部土地区画整理事業、中山地区まちづくり事業及び中島地区密集住宅市街地整備事業を着々と進めており、中山地区まちづくり事業の一環として整備しておりました市営住宅桜ノ木団地については、平成19年9月に完成いたしました。道路交通網の整備については、有明海沿岸道路が平成19年度末に一部供用開始となり、これに伴い、有明海沿岸道路と連係する国道443号バイパスや国道385号バイパスなどの整備促進を図ってまいりました。あわせて市民生活に直結する市道についても、生活基盤道路としての安全対策、路面の補修など可能な限りの整備に努めました。

次に、教育環境については、平成19年3月柳川学校給食共同調理場の完成により4月から給食がスタートし、柳川市内すべての小・中学校が完全給食となりました。また、耐震化に対応した安全で快適な教育環境整備のため、藤吉小学校の校舎及びプールの改築を行ったところでございます。

次に、生涯学習面については、柳川市民温水プールがリニューアルオープンし、健康増進及びレクリエーションの場として多くの市民の方々に御利用いただいているところでございます。

このように、平成19年度の取り組みの特徴的なところを述べましたが、具体的内容につきましては、お手元に配付しております決算書及び決算に係る主要な施策の成果説明書に記載しておりますので、ごらんいただきますようお願いをいたします。

決算収支といたしましては、歳入総額27,874,325,664円、歳出総額27,492,119,758円で、歳入歳出差引額は382,205,906円となっております。これから、繰越明許費により20年度へ繰り越しました一般財源38,690千円を差し引きますと、実質収支は343,515,906円の黒字決算となっております。

次に、議案第60号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額10,085,408,919円に対し、歳出総額9,932,345,225円で、歳入歳出差引額153,063,694円の黒字となりました。しかしながら、前年度からの繰越金329,802,786円を差し引きますと、単年度収支では176,739,092円の歳入不足となります。

次に、議案第61号 平成19年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額8,628,628,582円に対し、歳出総額8,765,596,860円で、差し引き136,968,278円の歳入不足となっております。この歳入不足額については、平成20年度予算から繰り上げ充用しております。

次に、議案第62号 平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

この特別会計の事業であります住宅新築資金等貸付制度は、同和地区の住環境を向上させることを目的に、昭和48年度から同和対策事業特別措置法により制度化されたものでございますが、平成8年度をもって制度は終了しており、現在は、その貸付金の徴収及び起債の返済業務を行っているところでございます。

平成19年度決算は、歳入総額8,300,547円、歳出総額7,237,953円で、歳入歳出差引額1,062,594円の黒字決算となっております。

次に、議案第63号 平成19年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成19年度については、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算の執行はございませんでした。

次に、議案第64号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額1,797,496,381円に対し、歳出総額は1,740,859,663円で、歳入歳出差引額は56,636,718円となり、翌年度への繰越明許費繰越財源24,594千円を除いた実質収支では32,042,718円の黒字となりました。

次に、議案第65号 平成19年度柳川市水道事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

本決算は、地方公営企業法第30条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第4項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

財政面の収益的収支については、消費税込みの事業収益総額1,393,269,930円に対し、事業費用総額1,248,412,755円で、差し引き144,857,175円の利益を生じましたが、消費税抜きの当年度純利益は134,105,535円となっております。

同収支の予算額と決算額とを比較しますと、事業収益総額では9,394,930円の収入増となりましたが、事業費用総額で163,123,245円の不用額を生じました。

次に、資本的収支の決算額については、収入総額747,858,155円に対し、支出総額1,113,917,936円で、収入額が支出額に対し、366,059,781円の不足となりました。この不足額については、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と建設改良積立金で補てんいたしております。

また、当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を合わせた418,021,836円を平成20年度へ繰り越しいたしました。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、御認定くださるようお願いを申し上げます。

日程第4 議案第66号～議案第67号

議長（田中雅美君）

日程４．議案第66号及び議案第67号の２議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第66号及び第67号の補正予算２議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第66号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第２号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、柳川市三橋町柳河のひまわり保育園の施設整備に対する補助金、６月19日から21日にかけての梅雨前線豪雨により被害を受けました農業用施設及び道路施設の災害復旧に要する経費及び地方財政法第7条による財政調整基金積立金の追加が主なものでございます。

予算規模といたしましては、補正前の予算額25,876,823千円に746,285千円を追加し、歳入歳出それぞれ26,623,108千円としようとするものでございます。

予算の内容を、まず歳出から御説明を申し上げます。

２款．総務費は、273,908千円の増額を補正しておりますが、この主なものとして、地方税法の一部改正により公的年金からの個人住民税の特別徴収制度に伴う電算システム改修等委託料、国の三位一体改革の税源移譲に伴う市税過年度還付金及び地方財政法第7条による財政調整基金積立金などの追加でございます。

３款．民生費は、132,757千円を増額補正しておりますが、これは小規模多機能型居宅介護施設への補助金及びひまわり保育園の施設整備事業費補助金の追加でございます。

６款．農林水産業費は、65,206千円を増額補正しておりますが、この主なものとしては、矢部川水源地域と水の恩恵を受けている下流域の農業者や地域住民が、水源地域を取り巻く現状や課題について理解を深めるための農業用水水源地域保全対策事業費、県営農村振興総合整備事業負担金及びノリ共同加工施設補助金などの追加でございます。

７款．商工費は、1,113千円を増額補正しておりますが、これは中小企業者等経営安定資金融資制度を利用した中小企業者で、早期完済された方が増加したことによる信用保証料補助金及び中小企業者等経営安定資金融資制度での貸付分償還に滞りが生じたので、市損失補償契約に基づき、県信用保証協会への損失補償を追加するものでございます。

８款．土木費は、19,700千円を増額補正しておりますが、これは有明海沿岸道路の側道である大和枝光線道路整備事業費及び歴史を生かしたまちづくり事業費の追加でございます。

10款．教育費は、5,697千円を増額補正しておりますが、これは、小学校理科支援員配置事

業費及び教職員の能力向上を目的とした福岡県教育委員会研究指定校補助金、来年度の城内小学校の改築に向けての事前調査として校舎耐力度調査及び地質調査の追加でございます。

11款・災害復旧費は247,904千円を増額補正しておりますが、これは6月19日から21日にかけての梅雨前線豪雨により被害を受けました各施設の災害復旧のため、農業用施設災害復旧費及び道路施設災害復旧費の追加でございます。

次に、歳入につきまして説明いたします。

9款・地方交付税は、普通交付税につきまして145,228千円を増額補正しております。

13款・国庫支出金は、173,179千円を増額補正しておりますが、これは、小規模多機能型居宅介護施設整備事業補助金、ひまわり保育園施設整備に対する交付金及び現年発生道路施設災害復旧費の追加でございます。

14款・県支出金は、187,923千円を増額補正しておりますが、主なものとして、市税過年度還付金に伴う県民税徴収費、農業用水水源地域保全対策事業費、現年発生農業用施設災害復旧費、強い水産業づくり事業費補助金及び福岡県教育委員会研究指定校補助金などの追加でございます。

16款・寄附金は、2,096千円を増額補正しておりますが、これは、民生費寄附金、教育費寄附金及びふるさと寄附金の追加でございます。

18款・繰越金は、前年度の決算剰余金188,459千円を増額補正しております。

20款・市債は、49,400千円を増額補正しておりますが、これは、大和枝光線道路整備に伴う道路整備事業債、農業用施設及び公共土木施設の災害復旧事業債の追加でございます。

このほか、債務負担行為補正では、まず、本市3庁舎の電話交換機の老朽化に伴い、今回柳川市庁舎電話交換機等賃借料を追加するものです。内容といたしましては、3庁舎と消防本部及び各小・中学校の施設をつないでいる地域イントラネット回線を有効活用しての内線化及び3庁舎にダイヤルインを導入し市民サービスの向上を図るもので、来年4月1日稼働を予定しています。

次に、市民会館指定管理料及び歴史民俗資料館指定管理料につきましては、現在の指定期間が平成20年度末をもって終了しますので、業務に空白期間を設けないよう、今年度中に指定管理者を選定することにしており、新たに追加するものでございます。

地方債補正では、現年発生農業用施設災害復旧事業及び現年発生公共土木施設災害復旧事業を新たに追加し、また、道路整備事業は借入限度額の変更をするものでございます。

次に、議案第67号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

本案は、平成20年度国民健康保険税本算定に伴う予算の調整、療養給付費負担金等の国庫補助金の調整及び財政調整基金を財源に、福岡県国民健康保険団体連合会負担金、過年度分国庫負担金の返還を補正するものでございます。

このため、歳入歳出それぞれ69,967千円を追加し、補正後の予算総額を9,871,967千円とするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いを申し上げます。

日程第5 議案第68号～議案第73号

議長（田中雅美君）

日程5．議案第68号から議案第73号までの6議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第68号から議案第73号までの6議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第68号 柳川市ふるさと元気応援基金条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、平成20年度の税制改正により、ふるさと寄附金制度が創設されたことを受け、本市の発展や固有の歴史・文化等の継承を願い、応援していただく皆様から御寄附を募り、寄附いただいた浄財を個性豊かで元気あるまちづくりに活用するため、その寄附金を一たん基金に積み立てるために必要な事項について条例を制定しようとするものでございます。

概略を申し上げますと、まず、第2条は積立額についての規定でございますが、この基金に積み立てる額は、ふるさと寄附金として寄附された額といたしております。

また、第3条では、寄附金の使途に関する規定を設けておりまして、寄附者は規則で定める事業の中からあらかじめ寄附金の使途を指定できることといたしております。

なお、規則で定める事業につきましては、まず、子供たちへの教育サポート事業、次に、掘割や自然環境の保全サポート事業、また、歴史・文化サポート事業、さらに高齢者サポート事業、産業活性化サポート事業の5つの事業を予定しております。

そのほか、第4条で基金の管理方法、第5条は運用益金の処理、第6条は繰替運用、第7条では基金積立額に係る処分、第8条は委任と、基金の運営に必要な事項をそれぞれ定められておりまして、多くの方々の寄附をお願い申し上げるところでございます。

次に、議案第69号 柳川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、平成20年6月18日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会等の報酬の支給方法と異なっていることを明確にするため、地方自治法が改正され議員の報酬の規定が分離されるとともに、名称が「議員報酬」に改められました。

このため、本市の条例においても、名称を「議員報酬」に改めるとともに、地方自治法の条、項の改正に関連して、当該法律を引用する2つの条例の条文を整備しようとするものでございます。

次に、議案第70号 柳川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律など、公益法人制度改革三法が平成18年6月2日に公布され、平成20年12月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

これらの法律の施行に伴い、現在、社団法人や財団法人と呼ばれている、いわゆる民法第34条に規定する法人は、このまま存続するためには本年12月1日から5年以内に一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のいずれかに移行する手続きをとらなければならないとされております。

改正の内容につきましては、条文中に規定する「公益法人」という用語が、現在の法人だけでなく、これらのすべての法人を含む意味となるよう文言の整備を行うものでございます。

次に、議案第71号 柳川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、議案第70号と同様に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律など公益法人制度改革三法の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

これまで民法の規定を準用していた認可地縁団体関係規定が改正され、新たに認可地縁団体についての関連条文が地方自治法に追加されたことにより、引用条文の改正とあわせて文言の整備をするものでございます。

次に、議案第72号 柳川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案も議案第70号及び議案第71号と同様に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律など、公益法人制度改革三法の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

条例に引用する社団法人柳川市シルバー人材センターは、民法第34条を設立根拠といたしますが、公益法人制度の改革により民法の一部も改正され、民法第34条は、その設立根拠とはなくなりました。そのため、既存の公益法人は、本年12月1日以降5年間は従来と同様の法人として存続することとなりますが、新制度では「社団法人」という種類が存在しないため、これを設立年月日と設立当時の名称により特定する必要があるため条文を改めるも

のでございます。

次に、議案第73号 「柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例」の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

平成19年9月28日に可決となりました柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例は、漁業団地における排水の処理計画を定める間の暫定的な施設利用について、適用期間を定めることが適当であることから、改正内容の有効期限を平成20年9月30日としておりました。

本案は、施設の暫定利用について延長することが必要なため、適用の期間を1年延長し、改正内容の有効期限を平成21年9月30日としようとするものでございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださりますようお願いを申し上げます。

日程第6 報告について

議長（田中雅美君）

日程6 報告について。

報告第5号 専決処分の報告について（専決第6号 損害賠償額の決定）、報告第6号 専決処分の報告について（専決第7号 損害賠償額の決定）及び報告第7号 平成19年度決算に基づく柳川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、市長の報告を求めたいと思います。

市長（石田宝藏君）（登壇）

報告第5号から第7号まで御説明を申し上げます。

まず、報告第5号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、土地区画整理事業区域内における造成工事中の事故に伴う損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成20年7月8日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要を申し上げますと、平成18年9月18日午後1時ごろ、柳川市三橋町蒲船津の土地区画整理事業区域内での造成工事において、砂じん飛散対策等の安全対策が不十分であったため、非常に強い南風により砂じんや小石が吹き上げられ民家のガラスに傷が入る損害を与えたものでございます。これに係る損害賠償額を199,500円と決定いたしましたところでございます。

なお、決定した損害賠償額は、土地区画整理事業賠償責任保険の保険金で補てんをいたしております。

次に、報告第6号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、土地区画整理事業における造成工事中の事故に伴う損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成20年7月8日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要を申し上げますと、平成18年9月18日午後1時ごろ、柳川市三橋町蒲船津の土地区画

整理事業区域内での造成工事において、砂じん飛散対策等の安全対策が不十分であったため、非常に強い南風により砂じんや小石が吹き上げられ民家のガラスに傷が入る損害を与えたものでございます。これに係る損害賠償額を451,500円と決定いたしましたところでございます。

なお、決定した損害賠償額は、土地区画整理事業賠償責任保険の保険金で補てんをいたしております。

次に、報告第7号 平成19年度決算に基づく柳川市健全化判断比率及び資金不足比率について御説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した比率について、監査委員の審査を経ましたので、同法の規定に基づき議会に報告するものでございます。

まず、法律第3条の規定による健全化判断比率につきましては、平成19年度決算をもとに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの比率を算定するものでございますが、すべての比率において、国が定めた早期健全化基準を下回っております。

次に、法律第22条の規定による資金不足比率につきましては、公営企業である水道事業会計及び下水道事業特別会計のそれぞれの資金不足比率を報告するものでございますが、いずれも資金不足額がなく、国が定めた経営健全化基準を下回っております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（田中雅美君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質問は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時54分 散会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成20年9月5日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 島 添 達 也 | 2番 | 古 賀 澄 雄 |
| 3番 | 浦 博 宣 | 4番 | 熊 井 三千代 |
| 5番 | 梅 崎 昭 彦 | 6番 | 島 添 勝 |
| 7番 | 白 谷 義 隆 | 8番 | 森 田 房 儀 |
| 9番 | 荒 巻 英 樹 | 10番 | 藤 丸 富 男 |
| 11番 | 矢ヶ部 広 巳 | 12番 | 荒 木 憲 |
| 13番 | 伊 藤 法 博 | 14番 | 龍 益 男 |
| 15番 | 菅 原 英 修 | 16番 | 諸 藤 哲 男 |
| 17番 | 樽 見 哲 也 | 18番 | 近 藤 末 治 |
| 19番 | 太 田 武 文 | 20番 | 吉 田 勝 也 |
| 21番 | 大 橋 恭 三 | 22番 | 藤 丸 正 勝 |
| 23番 | 木 下 芳二郎 | 24番 | 佐々木 創 主 |
| 25番 | 三小田 一 美 | 26番 | 梅 崎 和 弘 |
| 27番 | 高 田 千壽輝 | 28番 | 山 田 奉 文 |
| 29番 | 河 村 好 浩 | 30番 | 田 中 雅 美 |

2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 石 | 田 | 宝 | 藏 |
| 副 | 市長 | 大 | 泉 | 勝 | 利 |
| 収 | 入 | 木 | 村 | | 仁 |
| 教 | 育 | 上 | 村 | 好 | 生 |
| 総 | 務 | 山 | 田 | 政 | 徳 |
| 市 | 民 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 保 | 健 | 本 | 木 | 芳 | 夫 |
| 建 | 設 | 蒲 | 池 | 康 | 晴 |
| 産 | 業 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 教 | 育 | 佐 | 藤 | 健 | 二 |
| 大 | 和 | 櫻 | 木 | 恵 | 美 |
| 三 | 橋 | 藤 | 木 | | 子 |
| 消 | 防 | 竹 | 下 | 敏 | 均 |
| 人 | 事 | 高 | 田 | | 郎 |
| 総 | 務 | 櫻 | 木 | 重 | 厚 |
| 企 | 画 | 樽 | 見 | 孝 | 信 |
| 財 | 政 | 石 | 橋 | 真 | 則 |
| 税 | 務 | 武 | 藤 | 義 | 剛 |
| 健 | 康 | 川 | 口 | 敬 | 治 |
| 福 | 祉 | 木 | 下 | 正 | 司 |
| 学 | 校 | 成 | 清 | 一 | 巳 |
| 建 | 設 | 横 | 山 | 英 | 廣 |
| 農 | 政 | 成 | 清 | 博 | 眞 |
| 水 | 路 | 安 | 藤 | 和 | 茂 |
| 人 | 権 | 西 | 田 | 親 | 彦 |
| 人 | 権 | 野 | 田 | | 廣 |
| 水 | 産 | 中 | 村 | 敬 | 彰 |
| 監 | 査 | 松 | 藤 | 博 | 二 |
| | 委 | | | | 郎 |
| | 員 | | | | 明 |

4 . 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 北 | 原 | 博 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 高 | 巢 | 雄 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 庶 | 高 | 口 | 佳 |
| | | | | | 務 | | | 人 |
| | | | | | 係 | | | |
| | | | | | 長 | | | |

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 議案第59号 平成19年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 平成19年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成19年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 平成19年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 議案第66号 平成20年度柳川市一般会計補正予算(第2号)について
- 議案第67号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第68号 柳川市ふるさと元気応援基金条例の制定について
- 議案第69号 柳川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第70号 柳川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第71号 柳川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第72号 柳川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第73号 「柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例」の一部を改正する条例の制定について

午前10時3分 開議

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（田中雅美君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをしないようお願いをしておきます。

議案第59号 平成19年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 平成19年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号 平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 平成19年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

及び議案第65号 平成19年度柳川市水道事業会計決算の認定について

の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）

26番梅崎でございます。議案第59号、決算に係る主要な施策の成果説明書より3点、それから歳入歳出決算書及び決算附属資料より10点、それから第62号につきまして2点質問をさせていただきます。

まず、成果説明書よりですけれども、ページ数を申し上げますと4ページでございます、ここに差し押さえ動産のインターネット公売についてとありますけれども、この件について御説明をお願いいたします。

それから、7ページの、固定資産税の滞納が多いわけですけれども、税率といいますが、近隣の固定資産税の税率はどうなっているのか。

それから、98ページの航空機タンパク診断システム、これがありますけれども、この効果について。大分効果が上がっているというふうな評価がなされておりますけれども、この事業はことし限りなのかどうかをお尋ねいたします。

それから、決算書につきまして、101ページですけれども、西鉄大牟田線久留米大牟田間複線化の件ですけれども、この計画の進捗状況についてお尋ねいたします。

それから、103ページですけれども、無届実態把握調査費とありますけれども、これはどういうものかということでございます。

それから、151ページ、人権・同和対策費、267ページの同和教育奨励費、291ページの人権・同和教育費の件ですけれども、各同和の組織の人数と活動実態はどうなっているのかをお尋

ねいたします。

それから、153ページですけれども、筑後地区の解放会館、これには2,316千円出しておりますけれども、柳川市民の方が活用されているのか、その利用実態をお尋ねいたします。

それから、191ページですけれども、転作作物名ですね、これが書いてありませんけれども、今までどおりブロッコリーの点だと思っておりますけれども、この件につきましては、私自身としましてはもっと本格的な取り組みが必要じゃないかと思っておりますけれども、この件についてお尋ねします。

それから、207ページの元気な地域づくり交付金とありますけれども、これはどういうものかということです。

それから、235ページの昭代第二線堤防事業費、これは草刈りだけと思っておりますけれども、毎年2,702千円、今回使っておりますけれども、こういうふうな金の使い方は何かもったいない気がいたしますけれども、この件についてお尋ねします。

それから、269ページの問題を抱える子ども等の自立支援事業費の内容についてでございます。

それから、議案第62号ですけれども、平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

この提案理由説明書の中に1,062,594円の黒字決算とありますけれども、決算書の449ページですね、これに収入未済額が85,764,012円とありますけれども、こういうことで、どうも黒字決算と私は言えるのかどうか疑問に思いますので、お尋ねいたします。

それから、4月11日付の新聞報道によりますと、同和地区住宅の融資、これを4年間督促しなかったと、いわゆる柳川市の滞納額が82,000千円ほどありますけれども、新聞報道によりますと、弁護士と相談をしてこの滞納分を処理したいと、こういう記事がありましたけれども、この2点についてお尋ねします。

以上です。

市民部長（大坪正明君）

まず、差し押さえ動産のインターネット公売について御説明を申し上げます。

このインターネット公売といいますのは、自治体が差し押さえた滞納者の財産をインターネットのヤフーの官公庁オークションサイトによって全国的に公売をいたしまして、その代金を滞納税に充当するというものでございます。平成16年に東京都が実施したのを皮切りに、全国で現在244の自治体がこのヤフーのインターネット公売に参加しておりまして、県内でも福岡県、福岡市、北九州市を初め、近隣では大川市、うきは市など9つの自治体に参加しております。本市でも納税の公平性の確保のために滞納処分として、差し押さえから換価までを一体的に取り組んでいく必要があると考え、その一つ的手段として、平成19年度からこのインターネット公売を開始いたしております。

まず、昨年の2月に入札の参加申し込みを行いまして、3月4日から6日までの3日間入札を実施いたしております。この公売で、6名の滞納者から差し押さえた反物やハンドバッグ、釣りざお、火鉢、ゴルフセット、レコードなど43点を出品いたしまして、そのうち36点が落札いたしました。当初の約190千円の見積額に対して約300千円で落札をしております。落札者は、市内が2件、県内が7件、県外が27件でございます。

このように、インターネット公売では全国からの競争により高い売却価格が見込まれますし、また、滞納すれば財産を差し押さえられ、公売されるというアナウンス効果も生まれ、滞納の抑止につながるものと考えております。

なお、今年度も、既に7月に実施をしております7点を出品いたしましたところ、そのうち6点が166千円で落札をいたしております。

次に、固定資産税の滞納と税率の問題でございますが、御承知のとおり、柳川市は、合併協定によりまして合併後5年間の不均一課税をいたしております。旧柳川市が1.6%、旧大和町と三橋町が1.4%となっております。

近隣の市の税率でございますが、大川市が1.5%、筑後市が1.5%、八女市は柳川市と同様に合併後5年間の不均一課税ということで、旧八女市が1.6%、旧上陽町が1.4%、5年経過後は1.6%に統一されるということでございます。あと、みやま市が1.4%、大牟田市が1.6%、久留米市が1.4%ということになっております。近隣市でも大体1.4%から1.6%の間の税率となっております。

成果説明書7ページの、固定資産税の滞納額が多いという御指摘でございますが、これは税の問題というよりも、固定資産税そのものが調定額が他の税目に比べて大きいということが1つと、もう1つは、市民税などは所得に応じた課税ということになっておりますけれども、固定資産税は所得にかかわらず所得の少ない人でも固定資産を持っている限り課税されるということでございますので、どうしてもほかの税目に比べて徴収率が下がるという傾向がございます。今後とも税負担の公平性が保てるよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

農政課長（成清博茂君）

農政課の成清でございます。航空機タンパク診断システムの効果、それと、転作作物について、2点についてお答えいたします。

航空機タンパク診断システムについては、農協が事業主体となりまして、17年度から19年度まで3カ年をかけて県の補助を受け、福岡のおいしい米生産販売支援事業に取り組んでいたところです。

この効果につきましては、たんぱく質含有率調査結果に基づいた低たんぱく米の区分出荷を行い、また色彩選別機によりまして品質の悪い米や異物などを除去し、JA柳川たんぱく

仕分け米として高品質の米を出荷することができております。ただ、柳川のおいしい米としてPR効果はあっておりますが、価格面においてすぐに高く売れるというふうなことはなかなか難しい状況でありまして、今後、消費者にPRしながら有利販売を行っていく必要があるかというふうに思っております。

また、たんぱく質含有マップや施肥改善チラシ等を作成しまして、個別農家に対し施肥改善指導を行い、生産技術の向上につながっているかというふうに思っております。

この事業につきましては、単年度、1年限りかということですが、一応、農協が単独で20年度も継続して行われるというふうに聞いております。

次に、転作作物についてですけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、19年度はブロッコリーの作付を行って試験を行っております。この転作作物については、手がかからない、それから、生産資材コストも少ない、それと、ある程度収入があるというふうな条件もありますし、また、その地域の気候や土壌についても適していないといけないというふうな面もありますので、今後とも農協、普及センターなどの関係機関と協議を行いまして、生産者の理解、協力を得ながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

企画課長（樽見孝則君）

企画課です。西鉄天神大牟田線の複線化と無届実態把握調査についてお答えいたします。

まず、西鉄天神大牟田線久留米大牟田間の複線化につきましては、平成9年に三潴大溝間の複線化が完成して以降、具体化していないのが現状です。現在、久留米市の試験場前大善寺間と柳川市の蒲池とみやま市の開区間の2区間16.1キロメートルが単線区間となっております。このため、沿線の市と町で構成します西鉄天神大牟田線久留米大牟田間複線化促進期成会で、県及び県議会、そして、西鉄本社に出向きまして、ことしも去る8月22日に複線化の早期実現を要望してきたところでございます。

次に、無届実態把握調査につきましては、一定面積以上、柳川市では5,000平米以上になりますけれども、このような大規模な土地取引があった場合、土地の権利取得者は国土利用計画法に基づき県への届け出が必要になります。無届実態把握調査と申しますのは、この届け出がなされず土地取引が行われた、そのような事例を調査して県へ報告するものでございます。

人権・同和対策室長（西田親廣君）

人権・同和対策室長でございます。人権・同和対策の組織の人数と活動実態及び筑後地区解放会館というお尋ねでございますので、この2点をお答えしたいというふうに思います。

各支部の状況であります。部落解放同盟柳川支部10名、部落解放同盟橋本支部30名、部落解放同盟中山支部50名程度の構成員でございます。

活動状況につきましては、同和地区住民の生活環境の改善、生活安定のための就労の確保、

そのことと密接に関連しております教育の向上を図るために、各種の啓発事業の集会や研修会への参加、同和地区住民みずからの部落の完全解放に向けての意識の醸成や指導者となる人材の養成を図っていきながら自立に向けた取り組みが進められているところでございます。

次に、筑後地区解放会館でございます。

同会館は、筑後地区における部落差別の解消を図るため、昭和47年に久留米市に建設されたものでございます。さらに、人権擁護センターとしての機能を有しており、教育啓発の場として、また、会員間や相互の研修などを実施しているところでございます。

お尋ねの柳川市民の活用、利用実態につきましては把握をいたしておりませんが、会館の利用状況、事業実施状況等については、毎年度活動日誌が作成されていると聞いております。

以上でございます。

人権・同和教育推進室長（野田 彰君）

決算書291ページの人権・同和教育費がどういうものかという質問かと思いますが、これにつきましては、まず、293ページに詳細がありますが、主なものといたしまして、社会人権同和教育指導員を2名配置しております、その人件費。それから、住民を対象とした各種研修会、あるいは講座、講演会等を行っております。そういう人権同和教育の教育啓発費に要した経費でございます。詳細につきましては、主要施策の161ページから167ページに講座名と参加人員とを掲載しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

学校教育課長（成清一廣君）

梅崎議員お尋ねの決算書267ページ、同和教育奨励費の内容でございますが、同和地区子女入学進学奨励費補助金については、同和地区在住の小学生や中学生、高校生、大学生が入学や進学をする場合に、入学支度金や就学・進学奨励金、修学旅行費を援助するものでございます。平成19年度には、総額8,105,494円、内訳を申しますと、入学支度金が1,413千円、就学奨励費が1,212千円、高校、大学への進学奨励費が4,892千円、修学旅行費が588,494円となっております。また、人数で申し上げますと、小学生が16名、中学生が21名、高校生が13名、大学生1名の計51名に支給をいたしております。

それから、続きまして、決算書269ページの問題を抱える子ども等の自立支援事業の内容でございますが、この事業は、平成19年度からの文部科学省の新規事業で、児童・生徒のいじめ、不登校の問題解決を図るため、原則2年間福岡県から委託を受けて調査研究を実施しています。

具体的には、教育委員会や学校、専門機関などで児童・生徒自立支援ネットワーク会議を設置して、問題ごとに関係する専門機関、校長でございますとか、適応指導教室、スクールカウンセラー、福祉事務所、児童相談所、民生委員、保護司、警察などによるケース会議を開き、問題の要因分析や解決方法を検討し、解決に向けて専門的立場から学校及び児童・生

徒への支援方法を明らかにしました。また、不登校生徒の多かった柳城中学校と三橋中学校に自立支援相談員を配置し、相談体制の充実を図っております。この費用といたしましては、相談員の人件費でございますとか旅費、そういったものでございます。

以上で終わります。

水路課長（安藤和彦君）

水路課長、安藤でございます。

平成19年度決算書207ページ中の元気な地域づくり交付金(美の田園復興)事業とはどういうものかということでございますが、この元気な地域づくり交付金(美の田園復興)事業は、従前の事業の農村総合整備事業、これは市が行うものと県が行うものの2つありましたが、平成18年度で完了いたしました。そこで、市が行うものの農村総合整備事業の次の事業として採択を受けたものでございます。その内容といたしましては、水路護岸工事等のハード事業であります。

なお、現在は、平成19年8月1日に施行されました農山漁村の活性化のための定住化及び地域間交流の促進に関する法律の制定によりまして、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業という名称に現在は名前が変更になっております。

なお、本事業の負担割合でございますけれども、国が50%、県が5%、市が45%となっております。

なお、本事業の平成19年度の成果につきましては、成果説明書の112ページ目から113ページに記載をしております。

以上でございます。

建設課長（横山英眞君）

建設課長の横山でございます。昭代第二線堤防事業費についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、この堤防は市道として管理しております。決算額2,772千円につきましては、雑草、竹等の、面積にして4万1,600平米を伐採したものでございます。議員御指摘のように、毎年、この伐採の予算を計上いたしております。やはり周囲の環境の悪化を防ぐためにも伐採は今後も必要であるというふうに考えます。

また、有効活用でございますけれども、距離にして2,600メートルでございます。なかなかいい有効活用方法が現在のところは見出せないでいるという状況でございます。

以上でございます。

人権・同和対策室長（西田親廣君）

人権・同和対策室長でございます。議案第62号の特別会計についての質問がございますので、その件について御回答させていただきます。

平成19年度決算書の472ページをごらんいただきたいと思います。

さきの提案理由説明で申し上げておりますように、現在は、平成8年度までに実施してお

りました事業に伴う公債費の返還が主なものでございます。ちなみに、元利合わせて7,200,213円を歳出いたしております。

同じく決算書の464ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の4款が貸付金の元利収入でございますけれども、現年分及び滞納分を合わせまして3,144,127円となっております。このことから、一般会計より繰入金をお願いしまして公債の返還に充てているところでございます。ちなみに、一般会計から繰入金をお願いしていますのは、平成15年度からでございます。

以上のことから、お尋ねのように、収入未済額はあるがということでございますが、決算としましては、歳入から歳出を差し引いた金額が決算額となるところでございます。

次の件でございますけれども、この件につきましては、本年2月に行われました定期監査により指摘されたものでございます。再度内部調査をいたしましたところ、1年7カ月の督促状を発していないということが判明したところでございます。そこで、早速顧問弁護士のほうにお尋ねしまして、1つとして、督促しなかったから支払義務がなくなることはない、2つとしまして、現在の日付で未送付先に督促できると、3点目といたしまして、1年7カ月分をまとめて送付できるということでございましたので、早速その手続をしたところでございます。今後は法的手段もあわせて言及していくことといたしております。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

議案第62号ですけれども、収入未済額が85,764,012円もあるし、一般会計から3,000千円の繰り入れをしておいて、提案理由の説明書の中には黒字決算と、こう書いてありますけれども、私は黒字でよかったねち思ったら、どうもここに、からくりといいいますか、普通の人ではどうも理解できないような文書じゃないかなと思っております。この件につきまして、今後をどのように取り扱っていかれるのかお尋ねします。

人権・同和対策室長（西田親廣君）

今お尋ねの件でございますけれども、決算書にもございますように85,764,012円が収入未済額でございます。これは昭和45年度からこの事業が実施されてきておるところでございますが、その間に滞納されている金額が、元金、利息合わせた金額でございます。当然、議員御指摘のとおり、この分については徴収していかなければならないというふうなことで私どもも考えております。したがって、先ほども申しましたように、滞納者に対しましては、面談等によりまして納付催告を行うとともに、納付誓約などの依頼をしているところでございます。そういったことで今後も進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

それじゃ、きょうの場合は、自己の主張、意見を述べないというふうになっておりますの

で、最後の討論のときに、この件につきましては、討論の場で私の意見を述べさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第59号 平成19年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、14名の委員をもって構成する決算審査特別委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は14名の委員構成による決算審査特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により指名をいたします。

矢ヶ部広巳議員、島添勝議員、梅崎昭彦議員、白谷義隆議員、伊藤法博議員、藤丸正勝議員、佐々木創主議員、荒巻英樹議員、吉田勝也議員、浦博宣議員、菅原英修議員、大橋恭三議員、梅崎和弘議員、熊井三千代議員の、以上14名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました14名の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日本会議終了後に決算審査特別委員会を開催していただき、正副委員長の選出をお願いしておきます。

お諮りいたします。議案第60号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第61号 平成19年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第62号 平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第63号 平成19年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第64号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第65号 平成19年度柳川市水道事業会計決算の認定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第66号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について及び議案第67号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

12番（荒木 憲君）

12番荒木でございます。議案第66号 平成20年度柳川市一般会計補正予算の中の3款・民生費、小規模多機能型居宅介護施設への補助金についてお尋ねいたします。

ここに30,000千円と載っていますが、施設の概要を教えてください。

福祉課長（木下正巳君）

福祉課長です。まず、小規模多機能型居宅介護施設というのがどういうものであるかということについて御説明をいたしたいと思います。

デイサービス、通いを中心にいたしまして、利用者の様態や希望に応じて随時ヘルパーの訪問、あるいは泊まり、いわゆるショートステイを組み合わせ提供する施設が小規模多機

能型居宅介護施設ということになっております。市といたしましては、本年までの事業所整備目標件数を、三橋中学校区、それから昭代・柳南中学校区、大和中学校区、蒲池・柳城中学校区の各1施設として進めてきたところでございます。

今回整備をいたしますのは2施設でございまして、その概要を申し上げますと、まず、1カ所目が三橋中学校区になっておりまして、株式会社伸宅ということで、施設用途は小規模多機能型居宅介護施設、登録定員が25名、通い定員が15名、宿泊定員が9名となっております。事業所の所在地といたしましては、三橋町百町1750番地の1、構造は木造平屋建てで、床面積が286.37平米の新築工事ということになっております。

次に、あと1カ所ですけれども、大和中学校区で株式会社沖ということになっております。施設用途といたしましては、これも同じく小規模多機能型居宅介護施設ということで、登録定員が25人、通い定員が15人、宿泊定員が5名となっております。事業所の所在といたしましては、大和町皿垣開464番地1で、構造は木造平屋建てで、延べ床面積が257.06平米、これは個人住宅の改築工事です。

補助額といたしましては、両施設ともこの補助金、上限15,000千円でございます、2施設で30,000千円ということになっております。

以上です。

12番（荒木 憲君）

概要はわかりました。

あと補助額と面積ですかね、平米数の関係はどういうふうになっているか、その辺をよろしくお願いします。

福祉課長（木下正巳君）

補助枠と面積の関係ということで御質問でございますけれども、この国庫補助対象となりますのが本体工事費への補助ということになっておりまして、面積には関係なく、1施設上限15,000千円ということになっております。

12番（荒木 憲君）

最後になりますけど、三橋町が宿泊定員が9名で、大和町のほうが定員5名という説明を受けていますけど、基準かなんかありましたら最後に教えてください。

福祉課長（木下正巳君）

宿泊サービスの利用定員につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、整備及び運営に対する国の基準によりまして、通いサービスの利用定員の3分の1から上限が9名ということになっております。通い定員が2施設とも15名ということになっておりますので、つまり、この3分の1、5名から9名の幅で宿泊定員数を事業者が決定するというようになっておりますので、そのそれぞれの事業者で数を決定されたということでございます。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

18番（近藤末治君）

18番近藤でございますが、議案第66号の補正予算、2点ほどお聞きいたします。

26ページ、水環境推進費の中で、これはほとんど県費でございますけれども、目的と水資源の地域、これはどこを指すのかお尋ねをいたします。

それから、30ページ、漁業団地整備費の中で、共同加工施設の補助金に10,000千円ほど計上されておりますけれども、これは何に対する補助なのか、いわゆる建物に対してなのか、お尋ねをいたします。

農政課長（成清博茂君）

農政課、成清です。農業用水水源地域保全対策事業について、目的とどこを指すのかということでお答えいたします。

この事業の目的につきましては、農業用水の安定的な供給のための水源地域の森林の水源涵養機能、それと土砂流出の防止機能、それから良好な森林の水環境の形成を図っていくということです。

本市の農業用水につきまして、矢部川のほうに依存しております。その矢部川の上流域の森林の保全整備、それから、特に重要な上流、下流のそれぞれの地域がお互いに農業用水、水源林の役割、水源地域を取り巻く現状、課題について理解と関心を深めるための普及促進活動を行うものであります。この地域はどこを指すのかといいますと、柳川市におきましては、筑後矢部川森林計画というふうなところで矢部村を含めてあります。その矢部川の流域の啓発ということで、場所的には矢部川流域というふうに位置づけております。

以上です。

水産振興課長（中村敬二郎君）

水産振興課の中村でございます。よろしく申し上げます。

ただいま近藤議員から御質問の10,176千円につきましては、現在漁業団地に大和漁協が建設中の協業施設の補助金でありまして、当初、補助対象経費を2億円としたものを、予算の範囲内で追加補助を行うとの内諾のもとに事業実施をしております。今回の補助金の増額配分を受けまして補正するものでありまして、この2億円につきましては、建物と機械とを両方含んでおります。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。それでは、ちょっと節ごとにお尋ねをいたしますけれども、まず水環境のほうでございますが、これを見ますと、まず27ページの講師謝礼ですか、これが1,700千円、予算が通りましてあと6か月ちょっとですね。これ、何名でされるのか、もし1人ですと1カ月に280千円ぐらいになるんですよ。こんなに高額な講師を呼ばれるのかですね、何名なのかということですね。

それから、29ページ、これはほとんど啓発のための委託料でございますが、19,000千円、案内板の製作設置業務委託、これは7,000千円、それから、掘割・水源啓発パンフレットに4,000千円、それから、矢部川流域の景観DVDが5,000千円、それから、水環境マップが3,000千円ですね、これが余りにも予算が大きいんですね。案内板の設置場所は何カ所なのか、それと、業者ですね、これは恐らく委託をされますから業者の選定についてどのようにされるのかをお尋ねいたします。

それから、次の使用料の中に車両が844千円計上されておりますけれども、現在使っている農政課にある公用車で対応できないのか。

それから、次の31ページに、苗木代で100千円組んであるんですね。今、課長が御答弁なさったように、矢部川の森林の植栽とかにということでしょうけれども、逆に私が考えるには、この苗木代あたりを多くされたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、自分の考えを言ったらいかんということでございますが、苗木だけで100千円、どういうふうなことなのかお答えください。

それから、次に、漁業団地の件ですが、今の課長がおっしゃったのは、補助金が増額になったからそれに対して補正を10,000千円組まないかんということでございますけれども、これは前年度の施設とどういうふうに違うのか。当初2億円でよかったのに、今言われたように増額になったと、どうして増額になったのかを教えてください。

以上です。

農政課長（成清博茂君）

まず、講師謝礼ということで1,700千円を計上いたします。それにつきましては、今年度、水環境シンポジウムというのを開催予定にいたしております。そのときの基調講演を予定しております。その基調講演の講師謝礼が1,200千円、それと、あわせてパネルディスカッションを予定しております。その予定しておりますパネリストの謝礼として6人を一応予定しております。これで300千円。それと、写真展、絵画コンクール等を予定しております。その審査員の謝礼等でございます。

それから、農業用施設の案内板につきましては、農業用施設、岩神とか二ツ川、磯鳥、これの施設の案内看板説明板を5カ所程度予定にいたしております。

それと、入札というか、契約につきましては、予算が通りましたら契約規則なり財務規則なり適正に処理して入札等を契約時にも行っていきたいというふうに思っております。

車両につきましては、親子源流探検隊、それと源流の植栽、下草刈り等を予定しております。それをボランティアで市民の皆さんに参加をいただく予定にいたしておりますので、その車両、バスの借り上げ等を予定しているところです。

それから、植木代ですけれども、この事業につきましては、源流植栽、下草刈りということで、今、矢部村のほうに市民の森を柳川市のほうで設置しております。その補植、下草

刈りとあわせて3月に補植を行うと、若干枯れている部分もありますので、その補植を行うということで予定しております。

以上です。

水産振興課長（中村敬二郎君）

事業費の総額といたしまして、入札確定後の216,960千円でございます、この2億円の補助の経費の範囲からはみ出しました16,960千円に対する追加補助でございます。

昨年の施設と比較してどうなのかということでございますけれども、昨年は3人協業と5人協業の2棟を入札いたしてございまして、ほぼ予算内で終わっております。ことしは4人協業の1棟でございます、若干落札額が2億円の補助対象経費から上回ったものでございます。

以上です。

18番（近藤末治君）

そしたら、3回目でございます。

案内板の設置ですね、今、岩神とか磯鳥ですか、そういうところに立てるといいますが、これはどういうふうな内容をされるのかですね。ここに岩神井堰ですとか、磯鳥井堰ですというふうな案内板だけなのか。5カ所で7,000千円なんですよ、1,300千円ぐらいかな。かなり立派な案内板だと思いますけれども、どういうふうな内容を設置されるのか、最後ですがお尋ねをいたします。

それから、今、共同加工の施設についてちょっと課長の答弁で私は余り理解ができなかったんですが、入札が高率で落ちたからふえたというようなことですが、予算の中で入札をするわけですよ。予算を持って入札をしますから、当初予算よりも入札で上回るということは私はないと思いますが、今の答弁もう一度お願いいたします。

それから、市も補助金を出しておりますから、完了検査とかそういうものに市として立会をされておられるのか、最後でございますがお尋ねいたします。

農政課長（成清博茂君）

案内板の内容につきましては、農業用水、また水源のかかわりを説明する案内板、それと、歴史等を紹介しながらの案内板を予定いたしてございます。これにつきましては、1カ所の工事予定が1,400千円の5カ所ということで、一応予算上計上しておるところです。

以上です。

水産振興課長（中村敬二郎君）

この事業につきましては、入札後の金額に対する補助の確定額でございます、当初の予算につきましては、漁協のほうで予定しております。

完了検査につきましては、県の検査とあわせて、市も同行して検査に立ち会っております。

以上です。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第66号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第67号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第68号 柳川市ふるさと元気応援基金条例の制定について

議案第69号 柳川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、

議案第70号 柳川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 柳川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 柳川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第73号 「柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例」の一部を改正する条例の制定について

の以上6議案を一括議題といたします。

6議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）

11番矢ヶ部広巳でございます。議案第73号、29ページについて、柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、5つについて質問をさせていただきます。

まず1番でございますが、提案理由の説明を、市長からおと聞いていたわけですが、その説明を聞いた限りでは、本条例の有効期限を1年間延長し、来年9月30日とする理由がわかりません。施設の暫定利用について、延長することが必要になったことを

詳しく説明をしていただきたいと思います。

2つ目でございますが、本条例は漁業団地のノリ加工作業に関する排水施設の電気料の応分の負担を求めるためのものということで、御存じのように昨年の19年9月28日に附帯決議をつけて可決したいきさつがある。ということは、今回その期間を延長するに当たって、当然、議会にあらかじめ相談があつていいはずであります。いや、そうするのが執行部と議会の信頼関係を保つことになるのではないのでしょうか。委員会にもあつていないということは何ぞだろうかということでございます。

3つ目でございますが、残渣を堤防から海に捨てているということは、さきの全協の中で発言がありました。つまり排水施設が完全でないままに供用した執行部としての重大なる責任が問われると思つていますが、どうでございますか。

4つ目でございますが、県の補助が去年は20%、ことしは10%、このままいけば来年からゼロになるのではないかという悲観的な見方があるわけでございますが、そうなれば、柳川市だけの税金でやっていかななくてはならないということになるかもしれません。そうなりますと、乏しい財源にさらに市民へのしわ寄せは日の目を見るより明らかと思つていますが、その辺を具体的に説明していただきたいと思います。

最後になりますが、残渣処理は漁業者負担でやると思つているのか、それとも、市民の貴重な税金でやると思つておられるのか。これから先、今も当然でございますが、その辺についてのお考えをお願いいたします。

以上でございます。

産業経済部長（田島稔大君）

まず1つ目の、提案理由では1年とする暫定とする理由がわからないということでございます。これにつきましては、昨年9月の議会のときに全員協議会等で議員さん方と協議をさせていただきまして、そして、当初は期間を設けないで上程をさせていただいておりましたけれども、協議の結果、今は暫定期間であるということで期限を切る必要があるという結果になっております。そこで、執行部のほうで提案をいたしました文書を確認いただきまして附帯決議をつけて条例を可決していただいたということで、私たちがあくまでも処理施設ができ上がるまでは暫定期間であるということで、一年一年更新していかざるを得ないというふうに思っているところでございます。

2つ目の電気料の支払いということで議会に相談がないということでございますが、今回の議案提出の際に、事前に所管委員会のほうにはお話しをしております。今年度もまたこの排水施設を使用いたしますので、昨年と同様の事業者の、協業者の負担をお願いしたいということで、1年間延期をお願いする議案を提出しているところでございます。

残渣についてですが、今、処理施設の設計を行っておりますが、その中でも、一緒に残渣処理について検討をしていくということで、今までについては事業者の責任で処理をしてい

ただいているというところですよ。

4点目の、県の補助がずっと下がっているが、最後は市費のみでやらなきゃいけないんじゃないかということでございますが、議員仰せのとおり、現に県の予算も厳しいということで、予算補助の削減という話は確かにあっております。ただこれについても、市長を初め、一生懸命補助金の確保には努めていきたいというふうをお願いをしているところでございます。

5点目の、残渣処理は漁業者負担か市費かということでございますが、先ほど申し上げましたように、この残渣については、当然事業者の負担にならざるを得ないというふうに思っております。ただ、この残渣についても、いろんな活用方法、それを今回の設計の中でも検討していきますし、化粧品とか、いろんな活用方法が今見出されておりますので、そういったものに使えないかということも、この事業とはまた別に検討をしているというところでございます。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

昨年、附帯決議をつけて可決した、このいきさつについては、つまり苦肉の策ということで議会と執行部が話し合った上でやったわけですよ。今の答弁を聞いておりますと、完全に排水施設ができるまでは暫定措置だということをおっしゃいました。そうなったら、完全にできるのはいつなのか。それまでは、あの宝の海に残渣を流していくと、そうなれば、ほかの漁業者の皆さん方も、漁業団地がそんなことをしょんならばおどんたっちゃよかやつかということになるわけですよ。私は示しがつかなくなると思うんですよ。その点、十二分に、これはまず排水処理をきちんとした、そして進めていくのが本当ではないかと私は思いますということは言われませんが、これは意見ですから、意見は言われませんが。その辺について、どのように施行部として思っているのかと私は言いたいわけでありまして。

それから、副市長にお伺いいたしますが、これはさきの全協の中でも私は言いました、副市長に。副市長は農水省からお見えになっていただいております。つまり、宝の海を守る義務があるわけですよ。それなのに、こういう状況を聞きよってどげん思われないうらうかと私はそれが不思議ではありません。どのように副市長は検討をしていくつもりなのか、あるいは、もうたいがい早よ柳川からはっていこうかと思われているのか、その点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから3つ目でありまして、今、産業経済部長おっしゃいましたが、県も大変厳しい状況にありますと、財政的に。どこも同じですよ。国も同じです。1,000兆円の借金を抱えておるわけですから。柳川市の予算の2年分を1日の金利で払う状況なんですよ。だから、とてもやないが、県の補助を当てにするということは厳しいわけですから、その点も考えた上でこれからやっていただきたいという思いがするわけでございますが、どうでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

質疑ということでございますが、意見に対して答えなさいいけないような雰囲気があるのかと思いますけれども、私なりに考えていることをお話しさせていただきますと、本件が議会の中で指摘されたときに、有明海特措法があるということで、水質にも配慮して団地の操業を考えた計画でなければいけないんじゃないかということで、それはそのとおりということで、水産庁、それから福岡県とも協議を進めてまいりまして、全国でも第1号のモデル事業だということで、地域の水質に配慮して事業をやる、ただそれがどの程度、どういう形でという部分については、必ずしも技術、手法が確立していないこともあるので、そこは慎重にやっていかなきゃいけないねというふうな、そういう考えでございます。

さらには、先行地区としては、魚を加工しているようなところについては、この浄化施設というのはかなり整備されている部分がございますけれども、そういったところを参考に、地域にあって口に入るノリでございます。そういう食品の安全・安心についてもこれから配慮していかなければ地域として存続ができなくなる可能性があるという、そういうことでモデル事業だということで一生懸命取り組んでいかなきゃいけないというふうに考えております。

11番（矢ヶ部広巳君）

最後になりますが、副市長、あなたは国から見えておるわけですよ。しかも、担当の農水省なんですよ。その方がよそのようなことを言ってもらったら非常に私は悲しくなるわけでございますが、そして、農水省で来てあるし、福岡県内で初めてモデル事業として実施されるわけでありますから、なおさらきちとした、他のこれからこのような漁業団地を進める各県あたりのリーダーシップをとるぐらいの決意でやってもらわんと、それがとてもやないが、どうもこうもやった、海を汚してしまったということであれば大変残念になるわけでありますが、その点最後でございますが、副市長どのようにお考えでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

もうもはや質疑を越えている意見かというふうに思いますけれども、今いただいた意見は、今回モデル事業の取り扱いをする際にも、水産庁の担当課長とも意見交換をして、それならということで福岡県とも協議を整えて進めておりますので、言われている趣旨は承知しておりますけれども、積極的に進めていきたいというふうに思っております。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時9分 休憩

午前11時23分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告者の発言を許します。

1番（島添達也君）

私も議案第73号、29ページ、柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についての件で質疑を行いたいと思いますが、先ほど矢ヶ部議員からも質疑があり、少しダブるところもありますけれども、通告に従って質疑させていただきたいと思います。

この件につきましては、当初計画が発表、説明された段階で、かなり議会では心配し、紛糾したことがございます。というのが、17年9月ですか、漁業団地の土地購入については、17年の当初予算で議会も承認しておったと、そして、9月議会で団地造成の予算が提案されたんだったかなと思いますが、そのときに、いきなり事業計画も示さないで、なぜ造成か建設が多分用地の造成だったと思うんですがを提案するのかということで紛糾し、当初計画の理念でありますとか、あるいは団地10棟50人であるとか、理念としてはノリ生産の経営の合理化、あるいは有明海浄化再生に資するための浄化処理施設と大きな柱を立てて、そして、その浄化処理施設の配置図も示して説明がなされました。そして、昨年9月、またいきなり漁港管理の電気料の応分の負担を得るための条例ということで提案がなされました。そのとき、先ほどから話題になっております附帯決議がなされております。

今回提案されている条例の改正部分は、漁業団地のノリ加工業作業に関する排水施設の電気料の応分の負担を求めるためのものである。しかしながら、現在建設中の排水施設は、執行部の補助制度の研究不足、国と県との協議の不十分さなどによって当初計画の理念を大きく覆すものである。当初計画では、団地の終末にすべての排水を受ける位置で再生処理浄化するというような施設の構想の発表でありました。しかしながら、昨年の処理施設は、団地の真ん中辺に持ってきて簡便な処理で済ませるような施設が説明されました。ですから、議会は心配し、紛糾してこのような附帯決議を行って、やむを得ず承認したものであります。

そこで、執行部と協議を重ねた結果、1つ、水質基準の設定、2つ、排水処理施設の補助の可否、3、資材置き場、網洗い場の利用のあり方、4つ、上記3項目について関係機関の国・県及び漁業組合等との調整、4つの項目を課題に上げて、そして、以上の課題について誠実かつ着実に、次の漁期までに調整を図り解決に向けて努力するとの執行部提案を受けて、9月25日の全員協議会において合意するに至った。以上、本議会は、柳川市漁協管理条例の一部を改正する条例の制定に当たっての附帯決議とすると。この内容は副市長御記憶のことと思いますが、あなたが原案を作成して、議会に示して、それを議会が承認してこの条例を可決したといういきさつについては御記憶のことかと思えます。ですね、副市長。

ですから、次、質疑を行います。執行部みずから策定した約定に基づいて議会は附帯決議をした上で、当該条例案を承認、議決した。その約定の1つ、次の漁期までに調整を図りという約束に違背して1年間延期する理由は何か。先ほど矢ヶ部議員もその辺お尋ねでありましたけれども、確たる回答はなかったと受けとめております。ですから、重ねてお尋ね

いたします。

2つ、国においては、既に予算要求は終わっている。この時期に国庫補助の確保はできているのか。できているとしたらその根拠を示してほしい。

3つ、浄化処理に当たっては、行政で担う部分、ノリ生産者が自己責任で行うべき部分、よくわかりませんが、生ノリ残渣等がそれに当たるかなど、自己負担でやってもらう分として。またほかにもあるかもしれません。その仕分けや生産者への義務づけ、あるいは指導などを、どのように行ってこの団地の排水を浄化処理する予定か、その計画を明らかにしていただきたい。

そして、附帯決議の項目の中で、解決済みの事項は何と何が解決しておるのか。例えば、水質基準の設定とか排水処理施設の補助の可否、その3項目の中で、どれが解決しておってどれが解決してないがためにこの1年間工事を延期せざるを得ないということなのか、この辺をお答えいただきたい。今回建設予定の浄化処理施設の処理方法と処理能力を明らかに教えていただきたい。

以上、第1回の質疑とします。

産業経済部長（田島稔大君）

まず1点目の、次の漁期までにとということ、それに違背して1年間延期する理由は何かということですが、さっき議員が読んでいただきました附帯決議ですね、これについて、そのとおりに私たちは作業を進めているというふうには思っております。

4点ありましたけれども、以上の課題について誠実かつ着実に次の漁期、いわゆる今回の漁期ということになります。これまでに調整を図り、解決に向けて努力するということですので、今漁期までに調整を図りまして、排水処理計画については一定の進捗を見ているというところでございます。

それから、2つ目に、国において既に予算要求は終わっているということですが、これにつきましては、昨年から国との調整を進めてきて、今年度、排水処理施設の実施設計をやれるというところまで来て、今回実施をしているところでございます。それを受けまして、排水処理施設の整備、これについて来年度の概算要求を5月に国のほうにも出しているというところでございます。

それから、3つ目の、浄化処理に当たって、行政で担う分、ノリ生産者が自己責任で行う分というやつでございますが、これにつきましては、現在、設計を行っております処理施設の姿が見え次第、漁協と協議を行ってまいりたいというふうに考えております。処理施設の姿が見えないと詳細に詰めるというふうなこともできませんので、そういうふうに考えております。

そして最後に、処理方法、能力ということですが、これも今回の実施設計の中で明らかになってくるということでございます。

以上です。

1 番（島添達也君）

排水基準は設定できたわけですね。それと、補助金についても、実施設計もこれは補助がつくんですか、それに伴って概算要求をしておると。ということは、もう確実に補助事業で処理施設については建設できると、そういうことに受けとめていいわけですね。ただ、それいけん、何で1年おくれたのか、去年から準備、いろんな調整を図って関係機関とも協議して進めてきておったと思いますが、何でこの次の漁期まで、要するにことしの漁期までに建設できなかったのか、その辺いま一つちょっとわからないんですがね。

産業経済部長（田島稔大君）

昨年、全員協議会の中で経過等のいろいろな話を説明してきましたように、国の補助対象になる基準が、県における管理計画がなければ補助対象にできないというふうなことに変わったということで、その管理計画をまずつくらなければ先に進めないというふうな状況でございました。昨年の9月に議会のほうと協議をして、次の漁期、今漁期ですけど、そこまでに調整を図れということでございましたので、まずその管理計画をつくるということから進めてきております。その管理計画は異例のスピードとっていいんじゃないかと思っておりますけど、19年度中にその管理計画が国に認めていただいたということで、そこからやっとスタートできたということになりまして、今回の排水処理施設の実施設計も補助でやるし、この実施設計に基づいて来年度予定をしておりますが、施設の整備、これも補助対象でできるということになったわけでございます。

先ほど、ちょっと私、答弁を忘れておりましたけれども、そういうことで、水質基準の設定、これについては矢部川の水質基準、これに合わせるということ。

それと、2つ目に、先ほど御説明しましたように、補助の可否というのは補助対象でできるということになったわけでございます。

3つ目の資材置き場の利用のあり方、これについては、漁協から規模というか、そういった分を集約いたしまして若干の詰めが残っているというところでございます。

以上です。

1 番（島添達也君）

ということは、おくれた理由としては、管理計画の策定、そして、国の折衝等にちょっと時間を要したというふうに受けとめていいですか、おくれた理由。要するに、次の漁期までに、今ごろは処理施設は建設できておらねばならなかったという附帯決議の約束からすればよ。だから、国との折衝、それと管理計画の策定に手間取ったと、でおくれたと。（発言する者あり）おくれたことにならない。そりゃ、おかしいばい。もうよかたい、その辺。もう忘れた。はい、いいです。

議長（田中雅美君）

部長、何か詳しく説明するところがあるならしてください。（「責任持ってやるならやるちいうて……」と呼ぶ者あり）

産業経済部長（田島稔大君）

附帯決議に関しましては、今漁期までに調整を図り、解決に向けて努力するという内容でございますので、今回、今漁期までに建設をするという話までは行っていないんじゃないかと私は思っております。

以上です。（「今んとはおかしかよね」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第68号 柳川市ふるさと元気応援基金条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第69号 柳川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第70号 柳川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第71号 柳川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制

定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第72号 柳川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第73号 「柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例」の一部を改正する条例の制定については、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程すべてを終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時43分 散会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成20年9月9日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 島 添 達 也 | 2番 | 古 賀 澄 雄 |
| 3番 | 浦 博 宣 | 4番 | 熊 井 三千代 |
| 5番 | 梅 崎 昭 彦 | 6番 | 島 添 勝 |
| 7番 | 白 谷 義 隆 | 8番 | 森 田 房 儀 |
| 9番 | 荒 巻 英 樹 | 10番 | 藤 丸 富 男 |
| 11番 | 矢ヶ部 広 巳 | 12番 | 荒 木 憲 |
| 13番 | 伊 藤 法 博 | 14番 | 龍 益 男 |
| 15番 | 菅 原 英 修 | 16番 | 諸 藤 哲 男 |
| 17番 | 樽 見 哲 也 | 18番 | 近 藤 末 治 |
| 19番 | 太 田 武 文 | 20番 | 吉 田 勝 也 |
| 21番 | 大 橋 恭 三 | 22番 | 藤 丸 正 勝 |
| 23番 | 木 下 芳二郎 | 24番 | 佐々木 創 主 |
| 25番 | 三小田 一 美 | 26番 | 梅 崎 和 弘 |
| 27番 | 高 田 千壽輝 | 28番 | 山 田 奉 文 |
| 29番 | 河 村 好 浩 | 30番 | 田 中 雅 美 |

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 石 | 田 | 宝 | 藏 |
| 副 | 市長 | 大 | 泉 | 勝 | 利 |
| 収 | 入 | 木 | 村 | | 仁 |
| 教 | 育 | 上 | 村 | 好 | 生 |
| 総 | 務 | 山 | 田 | 政 | 徳 |
| 市 | 民 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 保 | 健 | 本 | 木 | 芳 | 夫 |
| 建 | 設 | 蒲 | 池 | 康 | 晴 |
| 産 | 業 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 教 | 育 | 佐 | 藤 | 健 | 二 |
| 大 | 和 | 櫻 | 木 | 惠 | 美 |
| 三 | 橋 | 藤 | 木 | | 子 |
| 消 | 防 | 竹 | 下 | 敏 | 均 |
| 人 | 事 | 高 | 田 | | 郎 |
| 総 | 務 | 櫻 | 木 | 重 | 厚 |
| 企 | 画 | 樽 | 見 | 孝 | 信 |
| 財 | 政 | 石 | 橋 | 真 | 則 |
| 税 | 務 | 武 | 藤 | 義 | 剛 |
| 健 | 康 | 川 | 口 | 敬 | 治 |
| 福 | 祉 | 木 | 下 | 正 | 司 |
| 学 | 校 | 成 | 清 | 一 | 巳 |
| 建 | 設 | 横 | 山 | 英 | 廣 |
| 農 | 政 | 成 | 清 | 博 | 眞 |
| 水 | 路 | 安 | 藤 | 和 | 茂 |
| 水 | 産 | 中 | 村 | 敬 | 彦 |
| 子 | 育 | 高 | 崎 | 祐 | 二 |
| 生 | 活 | 橋 | 本 | 祐 | 二 |
| ま | ち | 大 | 村 | 隆 | 郎 |
| | づ | | | | 雄 |
| | く | | | | |
| | り | | | | |
| | 課 | | | | |
| | 長 | | | | |

4 . 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 北 | 原 | 博 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 高 | 巢 | 雄 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 庶 | 高 | 口 | 佳 |
| | | | | | 務 | | | 人 |
| | | | | | 係 | | | |
| | | | | | 長 | | | |

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 答弁者 |
|----|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1 | 26番 梅崎和弘 | 1. 後期高齢者医療制度について (1) 問い合わせの人数とその内容は (2) 問題点について 2. 農地・水・環境保全対策事業と工事のあり方について 3. 重油高による農・漁業への影響と補助について | 市長 " " |
| 2 | 14番 龍益男 | 1. 農業・漁業に対する今後の行政の取り組みについて (1) 現状について (2) 今後の対策について (3) 諸問題について 2. 柳川市防災マップについて (1) 周知徹底と運用について (2) 今後予想される特殊災害について | 市長 消防長 |
| 3 | 7番 白谷義隆 | 1. 少子化対策について (1) 結婚サポートセンターへの加入について 2. 旧柳川ホテル跡地問題について (1) ホテル跡地取引について (2) 公印の無断使用に係る被害届について | 市長 " |
| 4 | 4番 熊井三千代 | 1. 地域行事へのAED貸し出し事業について 2. 学校の平和教育について 3. 妊婦健診の助成拡大について 4. 住宅用太陽光発電システム設置の普及促進と補助制度について | 市長 教育長 市長 " |
| 5 | 18番 近藤末治 | 1. 道路関係について (1) 有明海沿岸道路の現状について (2) 大和枝光線の延伸について (3) 道路上を覆う樹木等の対応について 2. 農地・水・環境保全向上事業と水路課の対応について | 市長 " |

午前10時1分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に、報告をいたします。

9月5日の本会議において設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告いたします。

委員長は矢ヶ部広巳議員、副委員長に島添勝議員が決定しております。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いをしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡潔、明瞭にされるようお願いをしておきます。また、執行部の答弁も簡潔、明瞭な答弁をお願いいたしておきます。

第1順位、26番梅崎和弘議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんおはようございます。26番日本共産党の梅崎和弘でございます。質問通告書に従って行います。

まず、第1点でございますけれども、後期高齢者医療制度についてであります。

後期高齢者医療制度が4月に実施をされました。75歳という年齢を重ねただけで、今まで入ってありました国民健康保険から追い出され、保険料は年金天引きされ、払えない高齢者からは保険証を取り上げられる、または、健康診断から外来、入院、終末期まであらゆる段階で安上がりの差別医療が押しつけられます。私は、こんなひどい制度はないと思っております。しかも、時がたてばたつほど、国民負担も、高齢者への差別医療もどんどんひどくなっていく仕組みであります。

この点につきましては、3月議会に市民有志から制度の見直しを求める意見書を国に提出するよう請願が出されておりましたけれども、継続審査になりました。柳川市議会の申し合わせの中に、定例会に提出をされた議案、請願、または継続審査となっている議案、請願に関する一般質問を控えるのが例であるという、このような項目がありますので、後期高齢者医療制度に関する一般質問をしてこなかったわけでありまして。しかし、さきの6月議会での後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書、この提出に関する請願が全会一致で採択を

され、今回、一般質問ができるようになったわけでございます。

なお、参議院では野党4党提出の後期高齢者医療制度廃止法案が可決成立をしております。この制度は運営主体は広域連合でございますけれども、保険料の徴収、督促、保険料の受け渡し、受け付け、窓口業務など、住民と直接やりとりする業務の多くは市町村であり、市の職員の皆さんであります。責任と役割は重要であります。

そこで、2点ほど質問いたしますけれども、第1点目は、この制度が開始されました4月時点では、2,080名くらいの問い合わせがあったと、このような報告がされました。また、7月時点でも問い合わせが多かったと聞いておりますけれども、このときの問い合わせの内容やどれくらいの人数だったのか。2点目が、75歳以上の後期高齢者医療制度の対象者は何名くらいおられるのか。

以上、2点をお尋ねいたします。

次に、農地・水・環境保全対策事業と工事のあり方でございます。

農林水産省は、平成19年度から農地、水、環境の良好な保全とその質の向上を図る新たな対策としまして、農地・水・環境保全向上対策事業を導入しました。この対策により、さまざまな状況変化に対応し、将来にわたって、農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図り、そのために農業だけではなく、地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加する活動組織を新たにつくってもらおうと、このようにあります。

そこで、1点目としましては、市内にはこのような組織が幾つぐらいあるのか、お尋ねいたします。2点目が、その主な活動はどうなっているのか。

以上、2点であります。

3点目が、重油高によります農・漁業への影響と補助についてであります。

原油や穀物の大幅な値上げが国民の暮らしと営業に大打撃を与えています。生産コストに占める燃料代、肥料代、資材費などの割合が高い農業、漁業などは、生きるか、死ぬかという、このような立場にさらされていると、このように言っても過言ではないと思います。この原因は国際的な投機マネーによる価格押し上げだと言われております。このことは農民や漁民などには何の責任もないわけです。このように不当に押しつけられました経営の危機の問題は、政治の責任で解決する方法しかないと思っております。いわゆる今、政治は何のためにあるのか、だれのためにあるのかと、こういうことが問われているのではないかと思うわけでありませう。

そこで、1点目としましては、柳川市におきますハウス栽培です。トマト、ナス、イチゴなどの施設園芸農家やノリの栽培漁業者に対して、どのような影響が出ると考えておられるのか。2点目は、柳川市としましての対策は何か考えておられるのかどうか。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

保健福祉部長（本木芳夫君）

梅崎議員の質問にお答えしたいと思います。

最初の御質問につきましては、7月中旬に所得の確定に伴い、平成20年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書をすべての被保険者に郵送いたしました。また、国から新たに示されました保険料の均等割額の軽減についてのお知らせも同時に送付していたことでもございまして、窓口及び電話による対応含めまして約1,500件程度の問い合わせがございました。具体的には、保険料の算定に関することや、保険料の徴収方法に関することなどが主な問い合わせ内容となっております。

次に、本市におきます後期高齢者医療保険者数につきましては、7月末現在で75歳以上の被保険者と65歳以上74歳以下の一定の障害をお持ちの被保険者を合わせまして9,987名となっております。

以上でございます。

農政課長（成清博茂君）

農政課、成清です。農地・水・環境保全対策事業の組織数及び主な活動内容についてお答えいたします。

この事業につきましては、平成19年度から事業取り組みまして、20の組織でスタートをいたしました。本年度に6組織が新たに取組みられ、現在26の組織で活動がなされております。組織の規模といたしましては、基本的に集落営農組織を基本として組織しております。柳川地区で5組織、大和地区で6組織、三橋地区で15組織となっております。

次に、主な活動内容ですけれども、農地、水路、パイプライン、農道の点検、農地の堀面、あぜの草取り、水路の藻揚げ、しゅんせつ、水路ぎわの草刈り、ポンプ場等の維持補修、それから、農道の砂利補給などの活動を行っております。また、景観形成生活環境保全といたしまして、花などの植栽や看板を立てたり、この事業の広報啓発活動を行っております。また、この事業につきましては、行政区、公民館、老人クラブ、PTA、子供会、それぞれの団体の協力を得ながら、環境整備を行っているところであります。

以上です。

産業経済部長（田島稔大君）

3点目の重油高による農・漁業への影響と補助についてということでございますが、まず、農業に対する重油の高騰高による影響でございますが、昨年8月とことしの8月末を比較してみましても、ガソリンで30%、軽油で41%、重油で56%、灯油で62%と、そのように軒並みに上昇しております。特にナス、イチゴ、トマトは冬場かなりの燃料を使用しまして、加温をし、生産をされております。また、肥料も30から60%の上昇ということで、さらには生産資材の高騰など、農業経営に与える影響ははかり知れない状況にあるというふうに認識をしております。

生産コストの削減においては、これまでも生産者の皆さんにおいて、省エネ対策、肥料を

減らすなど努力を重ねてきておられます。それぞれの農産物の価格については生産コストの上昇にもかかわらず低迷を続けており、生産者の収益の減少になっていると見ております。

このような厳しい状況の中で、これまで頑張ってきた方々も高齢となられ、農業経営に対する不安が増してくるのではないかというふうに思っております。国の目標である50%の自給率を達成するというのにも不安が感じられるところでございます。

この農業関係に対しまして、市としてどのような対策を考えているかということでございますが、市の単独で解決できるものではありません。柳川農協では、8月20日、JA柳川生産資材高騰対策本部を立ち上げるとともに、今月13日に農業危機突破大会が開催される予定となっております。農業振興活性化会議の中でも、市と農協のほうで組織をしておりますが、この農業振興活性化会議の中でも国、県の財政面の支援、営農面の支援など調査、検討を行っていききたいというふうに考えております。現在、国のほうでは大変な混乱が生じておりますが、さきに取りまとめられた総合経済対策において、原油、肥料の高騰に対する施策が盛り込まれております。まだ詳細についてはわからない部分もございますが、国、県の情報収集を行って、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

現在、省エネルギー技術の開発として、ナスの栽培において、暖房の温度を変えて、さらに根元に加温を行うという実証実験において、収量に及ぼす影響などの調査を農業試験場や普及センター、農協、市と協力をしながら取り組んでいるところでございます。今後も園芸部会の皆さん、そして、農協、普及センターなどの関係機関と連携をして、省エネルギー対策や肥料を少なくする生産技術の取り組み、そして、一方では、柳川の農産物のPRを行い、需要の喚起を図って、価格へ反映をして、収益の向上を図っていかねばならないと考えております。

それから、ノリに対する影響はどうかという御質問でございますが、まず、ノリの栽培におきましては、海上作業として支柱立てからノリの種つけ、摘採はもちろん、生産するまでの生育管理等、漁場管理も相当多くあります。また、陸上の作業としては、製品化するための加工作業がありまして、船では軽油、加工にはA重油や灯油を使用しまして、その他の機器にもガソリンなどの使用がございます。ノリ養殖には燃油高騰がノリ漁家の収益に直接影響を及ぼし、大きな収入減につながります。いい製品をつくるためには、海へ出る回数もふえて、特に個人経営では燃油の削減には厳しい状況があるのではないかというふうに思っております。

水産業に対する市の対策でございますが、この問題につきましては、1市単独でこれこそ解決できる問題ではございませんので、福岡県有明海沿岸の4市及び漁業団体が構成します福岡県有明海漁業振興対策協議会で、昨年11月には県に対して燃油高騰対策の要望を行っております。ことしも当然このような対応をしていくことになるのではないかなというふうに思っております。さらに、柳川市長が幹事であります全国市町村水産業振興対策協議会で、

昨年に続いて今年度も国に対して燃油高騰対策の要望が行われております。また、全国市長会水産都市協議会でもことしの7月に国に対して同様の要望があつているところでございます。こういった水産業界関係機関の強い要望もございまして、国により、ことしの3月と7月に燃油高騰対策が発表されまして、柳川市の漁業者にこの対策がどれだけ適用ができるものか、それを十分検証してまいりたいというふうに思っております。ただ、市単独でこの対策に当たるといふ部分につきましては、大変難しいところがあるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

どうも第1回の答弁ありがとうございました。

2回目の質問を行います。

まず、後期高齢者医療制度の問題ですけれども、いわゆるこの保険料は2年ごとに改定されてきて、大きく2つの要因で値上げが検討されております。1つ目は、患者の増加や重症化、医療技術の進歩などで医療費総額がふえれば、保険料にはね返り、値上げになるわけがあります。このように際限のない保険料の値上げになるんじゃないかと思うわけです。それから、2つ目が、後期高齢者の人口増であり、人口比率増によって値上がりすることになっておりますけれども、そこで、1点目としましては、75歳以上の柳川市としましての人口の増加傾向はどのようになると予測をされておられますのかということと、2点目は、保険料の年金からの天引きから口座振替での納付ができるようになりましてけれども、この利用者数はどうなっているのかお尋ねします。それから、今までは75歳以上の方の保険証は取り上げてはいけないと、このような禁止がされておりましたけれども、今回からは滞納者からは保険証を取り上げることが可能となったわけでありましてけれども、この実態はどうなっているのか。

以上、3点お尋ねいたします。

健康づくり課長（川口敬司君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、保険料の見直しでありますけれども、議員御指摘のように、2年ごとに見直しをすることになっております。改定の要因は、高齢者の医療費総額など幾つかの要因がございましてけれども、今のままの状況で高齢者人口が増大し、あるいは人口比率が増大するようであれば、今、議員御指摘のように、保険料は増大すると考えます。

しかし、高齢者人口がふえましても、健康な高齢者がふえていけば、当然、医療費の抑制につながり、必ずしも保険料の増大にはつながらないかと考えています。そのためには今年度から始めました特定健診、特定保健指導などの対策を十分に行い、今後は健康な高齢者をふやしていくことが重要になってくるかと考えております。

さて、今の御質問の1点目でありますけれども、75歳以上の人口の増加傾向はどのように予測しているかということでありまして、8月末の本市の高齢化率、すなわち65歳以上ですけれども、その割合が25.7%で、そのうちに75歳以上の方の割合が総人口に対して12.9%、約半数になっております。今後の予測では、75歳以上の割合が毎年0.4%ないし0.5%ぐらいで増加していくという予測を立てまして、5年後には総人口に占める割合が約15%ぐらいになるのではないかと推計をしております。

次に、保険料の年金天引きを口座振替にできるようになったが、その利用の実態はどうかということでありまして、さきの国の制度見直しによりまして、過去に国保税の滞納がないなど一定の条件を満たす方につきましては、保険料の年金天引きを口座振替にできるようになりました。その制度に変更された方が8月末現在で64名いらっしゃいます。

次に、3点目の質問でありますけれども、議員は保険証の取り上げというような表現をなされましたけれども、昨年度までの制度であります老人医療制度では、保険料を滞納しても保険証にかわる資格証明書を発行することはなかったんですけれども、今回の後期高齢者医療制度では保険料の滞納により資格証明書を発行できるようになりました。先ほど議員の御指摘のとおりです。その実態がどうかということでありまして、今回、高齢者の医療の確保に関する法律の規定によりまして、保険料を滞納した場合、保険証のかわりに資格者証を発行することができるようになりました。しかし、資格証明書の発行は原則、1年以上滞納した場合に適用するということになっておりますので、今年度7月から保険料賦課を開始しましたので、今年度は当然、1年たちませんので、資格者証の発行はございません。ですから、適用するということになれば、来年からということになります。ただし、今回、国の制度見直しの中で、資格証明書の発行につきましては、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質な場合に限り適用するということになっております。相当な収入といえますのは、その基準は広域連合のほうで定めることになっておりますので、それを現在のところちょっと詳細には御報告はできません。

それで、先ほども言いましたように、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な場合ということで限定をしておりますので、この制度については該当者個々の事情を十分調査をしまして、適切に運用をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

ことは資格証明書の発行はないという御答弁でございますけれども、その中にいわゆる特別な事情がある場合には資格証明書は発行するかもわからないというふうなこと、何かお聞きしておりますけれども、その特別な事情とはどのようなことが考えられるのか、おわかりでしたら教えていただきたいと、このように思いますけれども。

健康づくり課長（川口敬司君）

特別な事情と申しますか、先ほども言いましたように、この方は十分保険料を納める能力があるのに納めないという、悪質な場合に限ると申すふうなことになっておりますので、例えば、生活困難、失業とか、失業というか、収入が著しく少なくなったとか、あるいは災害に遭ったとか、そういった場合には滞納をされていても保険証は発行するというふうなことで考えております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

はい、じゃ、続きましてですけれども、今度は広域連合の議員でもございます市長の見解をぜひお願いしたいということで、3点ほど申し上げたいと思います。

まず、第1点目が、退院困難な要因のある後期高齢者を見つけ出す体制を病院内に作り、それらの患者の退院支援計画をつくって、いわゆる退院をさせる場合に、報酬を加算する後期高齢者退院調査加算というのがあります。それから、2点目ですけれども、医師が回復を見込むことが難しいと判断した場合、医師、患者、家族らが終末期の診療について話し合い、その内容を文書などで記録すれば、1回に限り2千円が医療機関に支払われることについて。それから、3点目ですけれども、担当医を選ぶという制度がありますけれども、いわゆるこの制度につきましても、どんなに検査や画像診断をしても、担当医に支払われる診療報酬ですか、これは1カ月6千円の定額制だと聞いております。こういうことであれば、丁寧な検査や診断をすればするほど、医療機関側は赤字になると言われておりますけれども、この3点につきまして、ぜひ市長の御見解をお願いいたします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

退院時の加算、それに終末期の診療についての2千円の分、それに担当者制度というふうなことでの御質問でございますけど、後期高齢者医療制度につきましては、本年4月より施行しておりますけど、先ほども冒頭申しましたように、制度内容に関します周知というのは非常に不足していたというふうなことで、被保者の方々からさまざまな御意見、お問い合わせをいただきました。高齢者患者にとりまして必要な医療とか、他の医療機関への受診を制限されるというふうな御質問も含めてのことでございますけど、後期高齢者診療報酬については、国が示しておりますとおり、外来医療における高齢者の継続的な管理を評価する後期高齢者診療所の算定に当たっては、担当医の届け出を行った医療機関において患者の同意があった場合に適用され、担当医の届け出を行わない医療機関は従来どおりの出来高等での算定が可能になっております。先ほどありましたように、担当医の届け出を行った機関でも、患者ごとに従来どおりの出来高等での算定を選択することも可能というふうになっております。また、担当医や医療機関を変更することができ、紹介がない場合でも複数の医療機関や他の専門医療機関等にかかることも可能というふうになっております。このように後期高齢者となったために、それまで受けていた医療が受けられなくなるということではなく、受けら

れる医療は変わらないんじゃないか、このように考えるところでございます。

26番（梅崎和弘君）

この問題につきましては、いわゆる国民に対して説明不足だとか、みのもんたが悪いとか、古館が悪いとか、いろいろ言われておりますけれども、私はこの高齢者差別の医療制度、これは私は廃止するしかない、このように思っております。その第1の理由としましては、いわゆる75歳以上はいずれ避けることのできない死を迎える、いわゆる治療が長期化する、また、認知症の人が多いということですが、要するにやがて死ぬのだから、お金をかけるのはもったいないと、こういうことではないかと私は思っております。第2点の理由は、保険料は天井知らずに値上げをします。今、療養病床を現在の35万床から15万床に大幅に削減する計画も進められていると、こういうことも聞いております。第3の理由としましては、高齢者だけではなくて、すべての世代に重い負担を押しつける制度だということです。いわゆる65歳からい74歳の前期高齢者にも国保料の年金天引きが導入されております。後期高齢者医療制度を廃止すべきという声は大きく広がっております。新聞各紙の世論調査でも、この制度を評価しないと、このように答えた人は7割を超えておると。また、医療機関からも反対や中止を求める声も広がっております。いわゆる国民すべてが安心できる医療制度をどうつくるかについて、財源問題も含めて国民的討論によって合意をつくる必要があるのではないかと思っておりますけれども、どうか最後に市長の御見解をお願いいたします。

市長（石田宝蔵君）

全く私も梅崎議員の考え方には等しいわけでありましてけれども、この後期高齢者の医療の問題、一昨年から大変な物議を醸し出してきております。国民の中でも激しい反対があることも事実でありますし、連日のように、この問題についてもマスコミも報道をいたしております。特にこの国の制度としてこの制度がスタートをし、そしてまた、前期高齢者、あるいは後期高齢者といったことで75歳でなぜえり分けをするのかという問題も一つのポイントになっております。また、この75歳、国民健康保険から後期高齢者医療への切りかえの際について、けさの新聞でもこのことが報道されておりましたけれども、満75歳となったとき、こういった矛盾も問題の一つの部分でございますけれども、総体的にさまざまな総括的な議論から各論へ分けても、総論賛成各論反対みたいなところでスタートをした。しかし、それが国民の皆さんに十二分に周知されない。したがって、ここで変な問題が出てきた、課題が生まれた、そういったことで微にわたる修正がなされてきておりますけれども、抜本的な対策にはつながっていないということで議論がこういった状況で続いているわけでありまして、特に日本の国の家族制度からいたしますと、今回の後期高齢者の医療の問題は、今、梅崎議員がおっしゃいましたように、個別にかかる医療費の負担、保険料の負担ということでありますので、相当な違和感が国民の中にも生まれてきているということ、これは事実だろうと思っております。国民健康保険の場合は世帯単位での保険料の納付ということでありますけれども

も、後期高齢者の医療費の問題は一人一人、たとえ夫婦であっても、御主人と奥様は違うと、違う保険に加入をしているということも、これも事実でありますし、また、子供たちが親のために保険料を納めてやろうといった、そういった制度の家庭内の問題も、この制度は一定の方向として、国民の方向としては、制度を崩した一つの罪あるものだと私も思っております。そういった機会をとらえて、私も発言の場をとらえて、そのようなことを申し上げてきているわけですが、市長会の中でも、厚生労働省はこのことについては真摯に受けとめ、活発な検討をいただいているというふうに思います。したがって、厚生労働省の事務官、相当な苦勞をなさって、今日までまだまだ解決できない部分についても努力を重ねていく必要があるといったことも伝えられておりました、そういったことで私は私なりに市民を代表する柳川市の市長として発言してまいりたいと、このように思っております。

26番（梅崎和弘君）

市長の御見解、まことにありがとうございます。また、これから先も広域連合の議員としまして、市民の声をぜひ取り上げていただきますようお願いいたしまして、この問題は終わらせていただきます。

次に、農地、水の問題ですけれども、先ほど活動の内容もいろいろ報告がありました。その中で、地域の水路を守るためにしゅんせつ工事、いわゆるしゅんせつをしても、その土砂の捨て場所がないと、業者に依頼すれば、300千円から500千円ぐらいかかるというふうなことをある区長さんから聞いたわけですが、そして、草刈りをして捨て場所がないということでございます。こういうことにつきまして、各地域の水路委員さんとか、区長さんたちから、いや、おれげもそげんかふうに困ったんという、もう多くの声を聞いておりますけれども、1点目としましては、土砂置き場の確保はどうなっているのかということでございますけれども、バキューム車がありますけれども、このバキューム車の稼働率ですね。バキューム車で泥土を吸い込んでいっても、今度は捨て先がないということであれば、これも困るわけですから、その2点について、どうなっているのかお尋ねします。

水路課長（安藤和彦君）

梅崎議員の御質問にお答えしたいと思います。

最初に1点目のしゅんせつ土砂置き場の状況がどうなっているかということでございますけれども、現在、柳川市内には旧柳川地区に6カ所、旧三橋地区に16カ所の合計22カ所のしゅんせつ土砂の置き場を確保しております。この22カ所の土砂置き場のうち20カ所につきましては、賃貸借契約によるものでございます。また、大和地区には市がしゅんせつ土砂を置く置き場として確保している土地はございません。また、各土砂置き場の現在の状況でございますが、ほとんどの置き場が満杯というような状況でございます。唯一若干余裕がございます昭南町の置き場につきましては、水路清掃の際の水槽等の一時置き場にも利用しており、余り余裕はないというような状況でございます。

市といたしましても、しゅんせつに関しましては、しゅんせつ土を他の公共事業に活用できないかということで関係機関等にも依頼しているところではございますが、どうしてもしゅんせつ土の性質上、なかなか活用先が見つからないような状況でございます。

このようにしゅんせつ土砂の活用策が見つからないとなった場合、長い間、そのしゅんせつ土を土砂置き場に放置するというような状態が発生しますので、また新たなしゅんせつ土が持ち込めないというような状況が発生しております。市といたしましても、このしゅんせつ土の活用方法につきましては、いろいろな方法を考えているところでございます。

また、賃貸借契約ということでございますので、幾つかの土砂置き場につきましては、地権者のほうから賃貸借契約の解除を申し出られているような状況でございます。

いずれにしましても、しゅんせつ土砂の処理につきましては、水路の保全上、避けて通れない問題でございますので、処理を含めて仮置き場の対応等については努力をしていきたいと考えているところでございます。

また、2番目に、バキューム車の稼働率はどうなっているかという質問でございますけれども、このバキューム車につきましては、行政区からの申請によって現地調査をした上でバキューム車によるしゅんせつが可能な地区については対応をさせていただきます。

お尋ねの活動日数の実績でございますけれども、平成19年度が38日稼働しております。平成20年度につきましては、8月末現在で7日間という結果になっております。また、このバキューム車によるしゅんせつ土の置き場ですけれども、現在のところ、昭南町のほうに持ち込んでいるような状況でございます。

以上、質問に対する答弁とさせていただきます。

26番（梅崎和弘君）

今、市内22カ所ほどであると、ここももう満杯状態であり、そのしゅんせつ土の活用とか考えておられるということですが、柳川は水郷柳川と言われるように、掘割で囲まれたまちでありますけれども、その掘割をきれいにするためにしゅんせつすると。しかし、しゅんせつしても泥置き場はなかやっかということでは、今、困っているわけですね。先ほどから努力をしているとか、そういう答弁がっておりますけれども、私はこの対策がどうも遅いんじゃないかと、いわゆる手ぬるいんじゃないかと思っておりますけれども、この辺につきまして、トップである市長にどのように考えておられるのか、この問題なんか、移動市長室でも出たとか聞きましたけれども、どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

この問題については、今、梅崎議員おっしゃいましたように、干拓地として柳川には特有のクリークが延長950キロございます。このように従来の自治体においても大変な対策がとられてきているということも優に私も承知しておりますが、特に昭和20年代、30年代については、クリークは農家の皆さん方が堆肥として、それぞれかんぼえだとか、そういったサン

ドポンプでもって田んぼにお揚げいただいている、有効活用ができておったんですけども、御案内のとおり、昨今では邪魔者扱いされるといったことでございます。これについては、やはり何とかしなきゃいけないというようなことで、こういったしゅんせつ土の置き場については柳川、三橋、それぞれ用地を確保なさって、土地を借り上げての一時利用をなさっているというところでございます。これは原課にそれぞれ私も就任をいたしまして指示を出し、国に対しては、内閣府の、市独特の、自治体独特の特区の申請ができないかと、また、この土は、市民の方からすると、いとも簡単にしゅんせつできるんじゃないかなというふうに御意識があると思うんですが、農地については農地法の規制がありまして、一時転用、1年間はどうかそれはできるんですけども、これが2年、3年と置くとなりますと、農業委員会の県の許可が要るわけです。こういった制度がございますので、特区としてしゅんせつ土を5年のタイムスパンで、そういった用地を確保できないものか、あるいは10年のタイムスパンで用地を確保できないか、賃貸借ということになると思いますけれども、これも議会の皆さん、市民の皆さんの御理解をいただいて、米何俵か、麦何俵かというようなことで借り上げができないかということで検討させているところでございます。

私も、九州農政局長とか、副市長ももちろん農水省からお見えですから、そういったものについては当然認識があるわけでありまして、そういった国の機関に特例中の特例の特区の申請ができて、認可いただくならば、このことは可能になるというふうに思います。ただ、現行の場合は農業委員会だとか、さまざまな農地法の、農業委員会というよりも、農地法の法律の中で縛りがございますので、一定の多目的の雑種地等を確保しないと、これについては捨てることができないと、土砂場は簡単にはつくれないということも御理解いただきたいとします。ただ、これはスピード感がちょっと私も悪いということで反省をしております。原課については、職員も頑張ってくれて、それなりの対応を国、県等の交渉もやってくれているところです。もちろん内部の市の農業振興協議会、あるいは農業委員会、こういった関係の方々の理解もいただかなければ、これは解決できませんので、梅崎議員も農業委員でもございますから、ぜひそういったことがございますなら、ひとつ御理解いただきたいというふうに思います。委員会の中でのひとつ御意見を市としての意思を伝えていただきたいとお願いしておきたいとします。

26番（梅崎和弘君）

じゃ、土砂置き場の件はぜひ用地の確保に御尽力をしていただきたいとします。

私は、この問題を取り上げたのは、1つには、いわゆる飼い犬がマムシにかまれて、死にそうになったと、また、座敷にマムシが上がっていたことがあり、怖くてびくびくしているということを2件のおばさんから聞いたわけでありまして。それは家のすぐ前のところに水路があって、竹やぶが繁っているわけです。そこがマムシのすみかになっているんじゃないかなと、このように思っております。市のほうに相談をしましたところ、道路から1メートル

は建設課で草刈りはしますと、あとは水路課に相談してほしいと、こういうことで何か私はたらい回しのごたるような感じがしたわけでございます。いわゆるこの竹やぶはもう大きくなって、素人では切り取ることができないような状態でした。そうこうしているうちに、この竹やぶは切ってはもらいました。しかし、竹の根は残っているので、今では竹がどんどん伸びて、このままではまたすぐにもとの状態に戻るのではないかと考えております。この工事は農地・水・環境保全対策事業でされたということであります。また、来年、竹やぶが大きくなれば、また住民の皆さんからも協力いただいて切り取るやろうということでございます。これではいつまでたってもこのマムシのすみかではありますが、これはなくなると、このように思っておりますけれども、その対策はどうされるのかお尋ねいたします。

水路課長（安藤和彦君）

竹やぶの対策とマムシの対策ということでございますけれども、まず、この竹やぶの伐採の要望につきましては、地元から話を受けた上で、早速、現地調査をした上で、農地・水・環境向上対策事業で対応できるケースだというふうな判断をしたところでございます。そういうことがございましたので、地元のほうに農地・水・環境向上対策事業で対応していただけないかというお願いをしたところでございます。そういうことを聞いて、地元のほうでも、じゃ、この農地・水・環境保全向上対策事業で対応をしようというお言葉がございましたので、そういうお願いをしてきたという経過でございます。

また、今後のこの竹やぶをどうするかということでございますけれども、地元のほうの意向等を聞き取りながら、十分地元のほうと協議をさせていただいた上で対応を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、マムシ対策でございますけれども、これにつきましても、別途関係部署や機関等と何かいい方法がないかについては協議を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

これは建設課、水路課、どちらが主な担当かわかりませんが、地元といいますが、そのおばさんの気持ちは、いわゆるマムシがいないようにしてほしいという住民の声が無視されておりまして、ただ、竹やぶを切りゃよかやっかいということで切ってもらっておるわけでございます。これは市のほうが、ちょっと悪い言い方ですけども、責任放棄じゃないかなと言われても私は仕方がないと思っております。マムシがいなくて安心して暮らしたいという住民の声が十分反映されていないんじゃないかということでございますので、この件についてどのようにお考えなのかということと、住民の声を聞くという態度が私はどうも欠けているんじゃないかなと、このように思いますけれども、市長の御見解をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

私は常々、着任早々から、市民の皆さんがいつも主役であるということで、役所の論理で

物を考えちゃいけないと、市民の皆さんの目線で物事とらえて考えて行動してくださいと申し上げてきているわけです。したがって、そういったことがありますことについては、おわびを申し上げなきゃならないと思います。時々、月定例の庁議においても、市民の皆さんから寄せられたことについては、親切、的確に、スピード感を持って対応すべきということをお願いして、幹部の皆さん方にも末端の職員まで周知をしてほしいと口やかましくお願いをしているわけですが、そういった事実がありますことについては、おわびを申し上げたいと思います。

ただ、そういった事実がありますときは、私にも直接お電話でも、あるいは市長室においていただいても、いつもドアあけておりますので、伝えていただきたい、また、市長への手紙等もございまして、私は次なるお尋ねの部分にも関連すると思っておりますけれども、何せ市民の皆さんの声がしっかり行政に届く、また、その声を受けて、きっちりと一方通行でなく、ツウエイの双方向への答えが返っていく、できなければ、こういうことではない、関係機関との打ち合わせが要るならば、こういうことで打ち合わせが必要ですから時間をくださいとか、こういうことをやっていくのが、私はパーフェクトな職員だろうと思っておりますし、その指導についてもひとつ努力を重ねていかなきゃいけないと思います。ただ、もちろんそういうことをいただきますと、声なき声を聞く耳を持たないのではないかというふうな御指摘もいただくことも、やはりやむを得ないのではないかと。しかし、そういうことは私は職員さん方、しっかりアンテナ立てて、うまくその辺を説明できなかったのかどうか分かりませんが、このことについては十二分にそれぞれの部課、部署において、ひとつ注意するように指示をしたいというふうに思いますし、また、そのようなことを当然やっていくのが私どもが市民の皆さんにこたえる義務であると、責任であるというふうに思っております。御理解いただきたいと思っております。

26番（梅崎和弘君）

どうも市長の御答弁、本当にありがとうございました。ぜひそのように取り組んでいただきたいと思っております。

重油高による農・漁業への影響と補助金についてでございますけれども、福岡県の漁業協同組合連合会は福岡市内で漁民大会を開催しまして、市内をデモ行進しております。先ほどの答弁ありましたように、現在の軽油価格が5年前の3倍になっておると、また、ノリ業者の方は、今、竹の立て込みが始まっておりますけれども、年間、重油をドラム缶で50本以上たくばいと、ああ、ことしはどうなるかわからんと、いわゆる先行き不安であると心配をしておられたわけでございます。先ほどありましたように、柳川農協では、農業危機突破大会が予定されておまして、生産資材高騰対策本部も看板をあそこに掲げられております。

私としては、先ほどいろいろ答弁がありましたけれども、ある自治体では、この重油、油に対して何らかの補助をしているということをお聞きしておりますので、市としてこのよう

な油代に対する補助かなんか考えることができないのかどうかということをお聞きしたいわけですが、この件につきましては、いろいろ制約もあるかと思えますけれども、どのようにお考えなのか、少しちょっとお考えをお聞きしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

市長（石田宝蔵君）

梅崎議員のお尋ねでございますけれども、市として農業、漁業にと単独の助成なり、補助なりを考えているのかどうかというお尋ねだろうと思えます。

これについては、先ほど農政課長答弁いたしました。また、田島部長答弁いたしましたように、どんなものができるのか、できる許容の範囲はどういったもの、どこまでなのかということ、やはりこれはひとつ議論をしなければいけないんじゃないかということで、内部でも今やっているところです。それはどういうことかと言いますと、国の補正予算、この9月に臨時国会開会をされまして、政府原案が出され、重油の高騰については昨年から2度ほど漁業とか、農業についての手当なり、制度がスタートしております。既に説明会行われておりますけれども、今回の9月の約2兆円とかというふうな、伝わるところによるとですよ、マスコミの、この補正をやるというふうなことの報道がなされておまして、そうなると、中身がどういうふうになっているのかというのがまず見えないことが1つです。国単独でやるのか、国、県と、あるいは裏負担として市もそれ加わらなきゃいけないのかどうか、こういったものも具体的な中身が見えません。それから、そういったものと重複する部分があるとするならば、市の単独でやるというのも、また批判を浴びることになります。

したがって、これは生産者だけの問題にかかわる問題では私どもはないというふうに思っております。それは農業、漁業だけじゃなくて、商業も、あるいはサラリーマンにおいても、さまざまな自営業の方々においても、そういった問題は惹起していると思えます。したがって、それは総合的に検討をして、最終的には細部詰めた上で、市の単独をやるとするならば考えなきゃいけない。しかし、今の段階では国の動き等もございまして、ひとつ情勢を見きわめて判断しなきゃならないというふうに思っております。

ただ、組織的に有明漁振だとか、水産振興協議会、私も先ほど部長が答弁しましたように、全国の水産振興自治体の幹事等も仰せつかっておりますし、国に対しては政府に対しては要望活動はやってきておりますし、そういったものは一定の成果として引き出してきておりますが、市の単独のものについては、いましばらくお時間をいただきたいと、こんなふうに思っています。

26番（梅崎和弘君）

このことにつきましては、国の方針とか……（「部長が手を挙げています」と呼ぶ者あり）

産業経済部長（田島稔大君）

1つだけちょっと紹介をさせていただきたいというふうにちょっと思ひまして、手を挙げ

たわけでございますが、この福岡県有明海漁業協同組合連合会のほうで、この柳川市におきましても、3月に出された国の施策、これを1つだけ活用しておりますので、1つだけちょっと紹介だけさせていただきたいと思います。（「具体的に言うと」と呼ぶ者あり）

輪番休業中の漁業者がグループとなっていく漁業生産力を高める活動という部分で、漂流や漂着ごみの除去といった活動に対して補助が出るというやつがございましたので、それに対して申請を行っておりますので、1つだけここで紹介をさせていただきたいということでございます。

26番（梅崎和弘君）

先ほどは国の方針、この中身が見えないということでございます。市としまして、いろいろ総合検討、議論をしていただきまして、柳川市の農・漁業の発展のためにぜひ御尽力をいただきますことを切にお願いしまして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時 休憩

午前11時12分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、14番龍益男議員の発言を許します。

14番（龍 益男君）（登壇）

14番龍益男でございます。議長の発言許可がございましたので、一般質問させていただきます。

まず、農業問題でございます。

この問題は、世界の情勢、歴史的な背景を含めて、一夜にして解決できるものではないことは皆様御承知のとおりでございます。しかし、今の情勢だからこそ、農業・農村の危機を訴えるときだと思っております。

私は農家の長男として生まれて、運命的に農業を両親から受け継いで、はや48年目を迎えております。したがって、米づくりも48回経験し、本年も今のところ豊作のようで一安心しているところでございます。しかし、この米価に対しても一抹の不安がございます。

ここで簡単に農業の歴史を振り返ってみますと、戦後行われました大地主からの農地解放から、機械化による一連の作業の効率化が進み、そして、減反政策によつての耕作放棄田で水田荒廃が進む中での今回の新農業政策でございます。この政策は大変革の時代が来たとも言われております。それを進める国の事業が品目横断的経営安定対策事業と農地・水・環境保全向上対策事業であります。

1つ目の品目横断は、認定農業者と集落営農に支援を集中し、農業の担い手を育てることに重点を置いて、いずれ法人化を目指して展開中であります。2つ目の農地・水・環境保全是、農道、水路、ため池の保全など、農村地域の資源を維持、管理する集落ぐるみの共同活動を支援するものになっております。

実施するに当たり、現場の声は非常に厳しい対応に迫られております。共同作業中に事故が発生し、その対応が苦慮している事実もございます。この2つの新規事業を農林水産省は車の両輪と位置づけて推進しているところでございます。だが、そういう割には、車輪の大きさとも言える予算の規模が大分違うのが気になってなりません。国の当初予算は、品目横断は1,400億円に対して、農地・水・環境は300億円、地方自治体の負担を加えても、環境保全是品目横断よりかなり少なく、影が薄く感じられます。左右の車の大きさが違うと、車は真っすぐに進みません。下手をすると、ぐるっと回ってもとに戻ってしまいます。急ぐと転倒、そして、転覆しかねません。このようなちぐはぐな車両で走って、農業・農村は大丈夫なのか。しかし、右往左往しながらも新しい農政に取り組んでいるのが現状ではないでしょうか。

食料自給率に目を転じますと、カロリーベースで40%そこそこで、1965年度には70%を超えていた自給率でございましたが、食生活の欧米化に伴って年々低下、米の不作で1993年度には37%まで下りましたが、1998年度から2005年度まで40%で推移しているところでございます。その後、40%を切ったとして社会問題になったことも事実であります。今後、2015年度までに自給率を50%にすると目標を掲げてはいますが、目に見える効果は出ていないのが現状のようです。危機感を持って自給率向上につながる取り組みの強化が必要だと思います。なぜならば、食料を自給できない国は独立国とは言えないとド・ゴール・フランス元大統領は重要性を主張したそうでございます。今の農業の危うさが目に見えるようでございます。

このような農業情勢のときに、もう限界、対策を早く、十分な予算確保を合い言葉に、JA全中と全国農政連は8月26日、東京都内で原油・肥料・飼料高騰対策全国代表者緊急会議を実施して、1,000人も農業者の代表が参集し、今の現状を訴えております。いずれこの流れも柳川市に押し寄せてくると思っていましたが、早速、危機突破大会が開催されると聞いております。今の現状を声高らかに氣勢を上げてもらいたいと願うものであります。

幸いにして、当柳川市は農業支援対策の一環として、JAと行政が協力し、農業対策振興協議会が去年立ち上がっております。現在は名前が変わっているようですが、この中に地域の潜在能力を引き出し、生産力の向上を図るとともに、自立できる経営と確立、少子・高齢化社会に備えて若者が希望の持てる農村づくりを目指し、協議発展してもらいたいと願うものであります。今だからこそ行政とJAはがっちりとスクラムを組んで、この難局を乗り切っていくときではないでしょうか。

続いて、漁業問題でございます。

私は漁業のほうもおやじの2代目として、半農半漁で38年間漁業に従事いたしました。かつては宝の海と言われた有明海でノリ養殖をして、黒い札束ともてはやされた全盛期も経験いたしました。また、白腐れ病で全滅し、危機感をも抱いたこともございます。その有明海は今、諫早湾干拓、地盤沈下、異常気象、無酸素海水等で重傷を負っている状態でございます。有明海再生特別法など助けはあるものの、海産物の激減により、漁民の皆さんは窮地に追い込まれております。せんだっては全国漁民が一斉に休業し、原油高の現状を訴えていたのは記憶に新しいところでございます。このような状況の中で、ことしもノリ養殖が始まっています。厳しい暑さの中で種つけ用の網巻き、漁場割り、立て込みと作業は進んでいきますが、ここでも原油高による生産コストの上昇が経営を脅かし、いま一つ活気が見られないのは気になってなりません。

漁業団地による協業化で経営節減、製品向上、環境改善の3つの目標を上げてスタートはしていますが、問題が山積しているようでございます。この漁業団地はモデルケースとして注目の的でもあります。後継者の若者たちが安心して漁業に従事できる環境づくりも行政の責任の一つではないでしょうか。この漁業団地の件については、自席にて伺いますので、よろしく申し上げます。

農業、漁業の共通の問題点として、原油や資材、穀物の高騰により、生産コストが上昇し、経営を圧迫し、明るい材料が見当たらないのが残念でたまりません。特に肥料の値上がりなど目を覆いたくなるような現状であります。ここで政府の総合経済対策は絶対に必要だと思います。国、県への働きかけはもちろんのこと、我が柳川市としても基幹産業である農業、漁業を中心としてまちづくりを進める観点から、農漁民の皆様には柳川市として力強い応援メッセージを発するときではないでしょうか。国政のほうも今は異常事態で、政治不信が加速しております。今、このチャンスとらえるか、ピンチととらえるか、行政のあり方と農漁民の行動が問われているときでもあると思います。

J A全農は今月4日、生産資材の高騰に苦しむ生産者の負担を軽減するため、本年度実施している61億円の基本対策に新たに24億円の緊急対策を加えて、総額85億円の生産コスト対策費を実施して、自助努力をしているようでございます。漁協関係のほうも、このような動きがあってほしいものと思います。

次は、柳川市防災マップについてでございます。

御承知のとおり、自治体消防制度が発足して、本年で60年目を迎えました。これは我が国の消防が昭和23年の消防組織法の施行により、地域における安全・安心のかなめとして、社会経済の基礎となり、防災事業における我が国の発展に大きく寄与するとともに、国際的にも大きく貢献するまでに成長してまいりました。しかし、防災面の出来事を見ても、最近では中国四川省の大地震、国内では本年6月に発生しました岩手宮城内陸地震を初め、予想をはるかに超える局地的な豪雨による都市型災害も全国で発生しております。柳川地方

の過去の災害を振り返ってみますと、昭和28年、筑後地方の大水害は大きな被害をもたらしました。九州地区では死者、行方不明1,160名以上、被害総数は154万2,283件という未曾有の戦後最大の被害が発生しております。この柳川地域でも至るところで河川がはんらん、家屋の流失、床上浸水、農作物、道路、堤防等に甚大なる被害が発生したことは決して忘れることはできません。「天災は忘れたころにやってくる」と、ことわざがありますが、過去の史実を踏まえて、十分の備えが必要ではないでしょうか。

私は、平成17年9月、第4回の市議会定例会の一般質問で、柳川市地域防災計画について質問をいたしました。執行部の回答として、新市地域防災マニュアルを策定し、今後の防災対策について検討するとの趣旨の回答を得ました。このことがあってかと思いますが、平成19年度一般会計予算に1,000千円が計上されました。平成20年3月に柳川市防災マップが作成されて配布に至ったようでございます。この防災マップを詳細に見ますと、柳川市全域の浸水と深さ、指定避難場所、災害地へのヘリポート、消防団格納庫の位置、いざというときの連絡、洪水発生メカニズム、避難するときの心得、日ごろの備え、防災チェックリスト等を市民の皆様によりわかりやすく記されていると私は思います。

そしてまた、災害の発生にもう1つ気になることがございます。異常気象による集中豪雨でございます。24時間雨量が所によっては300ミリを超える大雨となり、床上浸水はおろか、死者、行方不明が出ているようでございます。この短い時間に狭い範囲で集中して大雨が降る、いわゆるゲリラ豪雨は予測しがたい災害ではございますが、災害の心得の一つとして、市民の皆様により周知徹底すべきではないかとも思います。現代はどんなことが起こっても驚かず、不思議ではないような複雑多岐な事件、事故が発生しております。

次に、今後予想される特殊災害でございます。

1つ目に、柳川地方における想定される特殊災害はどのようなケースが考えられるか。2つ目に、特殊災害時の対応と医療の活動はどうするのか。3つ目でございますけれども、こういう災害時とか、一般の事故の発生の際に、心肺停止の人にかつては一般の人は使用できなかったAED、つまり、自動体外式除細動器が使用できるようになりましたが、この取り組みと現状についての3点は、自席にて一問一答でお願いします。

議長の取り計らいをよろしくお願いします。これで壇上での1回目を終わります。長いことありがとうございました。

14番（龍 益男君）続

漁業、農業の現状は、先ほど壇上で申し上げましたとおりでございます。まず、最初に、農・漁業が抱える共通の問題点から質問をいたします。

農・漁業の最大の問題は、何といたっても後継者不足の解消ではないでしょうか。幾ら産業が栄えても、それを次の世代に伝える若者がいなければ、いずれ滅亡の危機もこれは世の常でございます。また、後継者、担い手に対しての嫁不足も深刻な問題であります。行政とし

て、この問題にどのように取り組んでいられるのか、御回答をお願いします。特に新農業政策は、担い手、後継者は手厚い支援をして育成していくとありますが、この辺も含めて御回答をお願いします。

水産振興課長（中村敬二郎君）

水産振興課でございます。ただいま龍議員の農・漁業者後継の育成に対する市の対応ということでの質問でございますけれども、平成9年度から隔年ごとに農・漁業者後継者交流会というものを実施しております。これは農業、漁業の後継者育成のために結婚を希望する農・漁業者の独身男性と女性との交流会でございます。最近では第5回の交流会を平成19年5月に実施しております。平成9年から5回の実施で2組のカップルが誕生しているところでございます。

以上でございます。

農政課長（成清博茂君）

農政課の成清です。新農業政策における担い手と農業後継者に対して手厚い支援、育成はどのように取り組んでいるかということについてお答えいたします。

国においては、ある一定の規模の認定農業者と集落営農組織の支援に重点を置いております。柳川市におきましては、平成20年3月現在でございますが、担い手と言える個別認定農業者が42名、それと、営農組織33組織が立ち上がっております。19年度よりこの個別認定農業者及び営農組織に対しまして、財政的、営農的な支援、両面から支援を実施いたしております。財政的支援といたしましては、営農組織を対象に、安全で低コストの土地利用型農業経営を図ることを目的に、競争力ある土地利用型農業育成事業及び高性能農業機械導入補助金を活用して、共同利用による肥培管理機、それと、自脱型コンバイン、トラクター等の導入を図ってまいっております。また、この事業の採択要件を満たさない個別農業者につきまして、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業によって支援を予定いたしております。また、機械導入、農地取得等に伴います資金の借り入れにつきましても、農業の近代化資金、農業経営体育成資金等の制度融資の活用を支援を行っております。その資金に対する利子の助成等も行っているところであります。また、営農支援につきましては、農業政策の変更、また、農業者年金、営農組織における経営の一元化に伴う営農に必要な知識、栽培技術の向上のための研修会等を認定農業者、営農組織、生産農家を単位に実施し、支援を行っているところです。今後も担い手の育成につきまして、できるだけ支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

14番（龍 益男君）

ありがとうございました。ただいま後継者に対してのいろんな支援はわかりましたので、今後とも継続的にいろんなアイデアを出しながら実施してもらいたいと思います。

次に、農業問題でございますけれども、さっき梅崎議員のほうからほとんど同じような質問をしておりましたので、ただ1つ、農地・水・環境保全の実施の際、出勤している方々に事故が発生したりなんかする場合がございます、その対応に本当に苦慮しているところもあります。この辺の農地・水・環境の、我々の言う公役を兼ねて出ているような気持ちでございますけれども、実際はわずかではございますけれども、報酬をいただいておりますので、何か後の保険等がなかなかもらいにくいような状況がございますが、その辺に関してのこの事業に対しての事業者、事業主体者にどのようにこの件は説明しておられますか。今後の対策もよろしく願っていますが。

農政課長（成清博茂君）

農地・水・環境保全対策事業の事故の対応についてですけれども、この農地・水・環境保全対策事業における活動時の対応につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、幾らかの活動に対して手当が支給されているということもありますんで、市の市民活動災害補償保険、これの対象にはなりません。それぞれの組織において保険の加入をお願いしているところです。保険の加入につきましては、先月の27日から29日までに開催しました農地・水・環境保全対策事業による情報交換会におきましても、保険の加入を進めまして、活動中の事故に対処できるよう徹底をお願いしているところでございます。

以上です。

14番（龍 益男君）

せっかくの環境整備のために出てある人方に事故が起きて、あとは自分で治療せにゃいかんてなんていうのは、ちょっと考えにくうございますので、十分そのほうの対策、指導のほうをお願いしておきます。

それと、次に、さっき述べました農業振興対策審議会、何か名前は変えたそうでございますが、JAと行政とで立ち上がっていますが、次の3点についての協議はなされましたか。

食料自給率についてと、適地適作、地産地消による柳川のブランドの開発等については、この協議会において、どのように協議をされましたか、御説明をお願いします。

農政課長（成清博茂君）

農業振興対策協議会につきましては、これにつきましては、昨年の8月に柳川市農業振興対策協議会の立ち上げのために協議を行いました。農業者及び農業団体の農業経営の安定向上を図るため、農業関係の基本的問題を協議し、地域農業、農村の振興、及び発展に寄与することを目的に、農協職員、市の職員で課題を共有いたしまして、取り組みを強化しているところでございます。19年度につきましては、柳川の農産物のシンボルマーク「センドくん」を決定いたしまして、柳川の安全で安心な農作物であることを市場関係者、所有者にPRを行い、消費拡大を行ってまいったところでございます。

まず、食料の自給率の向上についてですけれども、今、産業活性化推進室と農政課、そこ

において豊かな食と暮らしで健康になるまちとして、さまざまな検討を行っております。その中で農産物の直売所の検討を行っております。柳川で収穫された新鮮で生産者の顔が見える安全で安心な農産物を直売所等にて販売することによって、農家の生産意欲の増大、ひいては所得の向上に図られるというふうになっております。それと、消費者にもPR効果が増すということで、消費拡大が推進されるということで自給率の向上につながるのではないかとこのように協議をいたしているところでございます。

それから、適地適作の取り組みでございますけれども、議員御承知のとおり、農作物につきましては、その地域の気候や土壌に適しないと順調な生育をしないということがありますので、これにつきましては活性化会議の中でも取り組んでおりますが、南筑後地域農業改良普及センター、それらの関係機関の協力によりまして、福岡県南部に強い、柳川に適する作物でありますつぼみ菜、それと、ブロッコリーの栽培にこぎつけたところでございます。このつぼみ菜、ブロッコリーにつきましては、市場での評判も高くありまして、今後、栽培面積の拡大、それから、農業所得の向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、地産地消による柳川農産物ブランドの確立、開発についてでございますけれども、これにつきましては、まず、ブランドの確立についてでございますけれども、柳川の農業では、議員御承知のように、米、麦、大豆のほか、ナス、トマト、イチゴ、レタス、アスパラ、イチジク、ブドウ、それぞれさまざまな園芸農産物が生産されております。そこで、柳川農協につきましては、これらの農産物につきまして共販体制が確立いたしております。関東、関西のほうに出荷されているという状況です。

それから、現在、農産物を取り巻く環境につきまして、消費の減退、価格の低迷、産地間競争等厳しくなっております。このような中で、先ほど言いましたが、シンボルマークであります「センドくん」を利用いたしまして、柳川農産物出荷資材に印刷するなど、柳川農産物の安全・安心を消費者に対して理解をしていただきまして、親しみやすい農産物として知名度を深めるように推進をいたしております。また、農業活性化会議の中で、やはり共販体制での出荷分につきましてはいいんですけれども、柳川農産物のブランドとして規格外の農産物が出ます。その規格外の農産物につきまして、何とか付加価値をつけて収入増を図っていけないかという意見が出ておりますし、この農業活性化会議の中でもチームをつくって検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

14番（龍 益男君）

私が冒頭に申し上げましたように、農業関係は世界の歴史、あるいは情勢等で一夜にして解決できる問題ではないと私も思っておりますけれども、そういうさっき申し上げられました活性化振興会の中でできることからやっていって、そして、次に対応していただきたいと思っております。

次に、漁業問題でございます。

後継者の件は、さっき御回答いただきましたので、次に、今、話しました農業対策振興活性化協議会が農協とはできていますけれども、これに匹敵するというか、このような漁業者と行政の関係のこういう活性化を協議するような組織が何かありましたならば、具体的に御説明をお願いしますが。

水産振興課長（中村敬二郎君）

漁業関係に行政と漁業者とが入っている協議会があるかという質問でございますけれども、昭和43年より、福岡県有明海漁業振興対策協議会というものが発足しております。この協議会の構成員は、福岡県有明海沿岸の市長と議会の議長、それと、議会の主管委員会の委員長、それと、福岡県有明海漁業協同組合連合会の会長及び福岡県有明海海苔共販漁業協同組合連合会の会長、並びに各市の漁業協同組合の組合長の代表者が構成員となっております。

本会の目的といたしましては、有明海漁業振興のための諸問題につきまして、その対策を研究、討議いたしまして、広く各方面へ働きかけを行い、もって漁業の発展と地域漁民の生活安定、向上を図ることを目的といたしております。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

はい、ありがとうございます。立派な目的でございますけれども、柳川市は柳川市として行政と常に、こういう厳しいときでございますので、交換しながら、漁業振興のほうにもぜひこういう会議が頻繁に行われるように願っております。今後ますます盛んになるようにお願いをしておきます。

次に、有明海再生法についてでございます。

この事業は、さっき述べましたように、有明海が傷んでおりますので、国が特別法をつくって再生しようというような事業でございますが、この事業はどのように計画をされて、今までどのように実施されてきたのかお伺いしたいと思います。

水産振興課長（中村敬二郎君）

有明海再生特別法による事業はどう実施されているのかという質問でございますけれども、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律というのに基づきまして、有明海再生に関する福岡県計画が平成20年3月に改定されまして、今も事業が進められております。この計画の中にうたわれております県事業といたしまして、漁場環境改善事業、いわゆる覆砂事業がございます。次に、有明海漁場再生対策事業があります。これは有明海沿岸4県によります漁場環境調査でございます。主な内容といたしまして、タイラギのへい死原因調査等がございます。次に、福岡海苔販売強化事業があります。この内容はノリの流通販売体制の強化、いわゆる福岡海苔ブランド化事業並びに協業化施設の整備支援等が上げられます。漁連、または漁協が事業主体となるものでは、沿岸漁業構造改善事業があります。これは協

業化施設の整備でございます。その他有明4県クルマエビ共同放流事業や有明海アサリ漁業適正化推進事業等があります。柳川市の事業といたしましては、中島地区特定漁港漁場整備事業や漁村再生交付金事業が上げられます。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

はい、ありがとうございました。どちらにしても、この事業は有明海を再び宝の海としてよみがえらせる事業だと思います。いろんなことを要望、あるいは積極的に現状を訴えて、これは特別、何か時間を限られた法律だそうでございますので、早目にこの現状を訴えながら、再び宝の海を取り戻すように、行政はおろか、漁民一体となってやっていただきたいと思えます。

次に、漁業団地の件でございますけれども、漁業団地の現状と、今、柳川市内の組合員への説明、推進はどうしておられますか。そして、また、この説明した後の組合員の反応はどういうものか、現状のありのままでよろございますので、問題はありますけれども、答えられるだけの現状を御説明お願いいたします。

水産振興課長（中村敬二郎君）

漁業団地の現状、今後、漁業組合への推進と組合員の反応はという質問でございますけれども、現在、2協業体の8名の方が操業を開始しておられます。また、今年度は4名の方が協業の1協業体が操業開始の予定でございます。また、福岡県有明海漁連に設置してあります協業化推進委員会を中心にいたしまして、ノリ協業化の推進を進めておりまして、21年度につきましては、県下での協業推進ということで、他市におきまして3ラインの建設が予定でございます。また、組合員の反応についてでございますけれども、協業者によれば、作業の効率化によりまして、船や乾燥機に使用する軽油や重油だけでも燃油の高騰分の経費削減ができ、労働時間につきましても、特に奥様などが睡眠がとれるようになったと喜んであるところでございます。また、消費者につきましては、商品の均一化で同一商品が量的に確保できるということで高い評価を受けております。操業時には数多くの漁業者の見学がございまして、できる範囲内で協業体でのノリ操業に関するデータを組合員に公表いたしまして、ノリ協業化の推進を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

ありがとうございました。どちらにしても、これはノリ漁民の注目の的でもあります。また、さっき述べました次代を担う若者、後継者の希望する働き場でもあると私は思います。このような団地が市内の要所要所に立ち上がって、環境をよくして、生産能力もよくできたというような団地ができることを私はせんだってから希望しておりますので、ぜひその方向に向かっていていただきたいと思っております。

この件につきまして、農業、漁業に対する今後の行政のあり方と取り組みについて、総括的に市長、できれば御回答、考え方をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

龍議員においては、本当に農業、漁業、長い間携われ、そしてまた、現場の生の声を伝えていただいております、私どもとしても真摯に受けとめることばかりでございます。今、農業と漁業に対しての将来への考え方ということをお尋ねになりました。

御案内のとおり、柳川は農業、漁業、そして、観光、特に基幹産業の農業、漁業については、当然、施策の柱として最重要振興の課題として取り組まなきゃいけないということは言うまでもございません。特に昨今、御指摘なさっておりますとおり、国の食料事情、農業が置かれている現状、これについても釈迦に説法でございますから、そういったものを踏まえてみますと、当然、力点を置いて、重点を置いた施策を打ち出していかなきゃいけない。金太郎あめ的なものでもいけない。地方分権一括法に示されておりますように、柳川独自の施策をやり、導入すべきだと思っております。

それから、漁業におきましても、随分私も就任早々からこの漁業団地の問題、議会の中でも白熱の論議、今回もさまざまな御意見、御質問があるようでございますが、特に漁業団地の問題は、しかるべき時代に向けて、当然、今、議員が御指摘なさったように、やらなきゃいけない問題だと思います。農家とのあつれきの問題、コスト削減の問題、あるいは資材等の高騰に対する漁家の経営を考えてみますときに、やはりしっかり将来を見据えてやらなきゃいけない事業であるということで御理解いただきたいと、このように思っております。

14番（龍 益男君）

はい、ありがとうございました。そういうことで、とにかくいずれは全柳川市の漁民が団地の中で、住民の皆さんに迷惑かけないような立派な施設で、ノリ生産ができることを望んでおります。

次に、柳川市防災マップについてお尋ねをいたします。

この防災マップを作成されまして、どこにどのようにして配布されましたのかが1つ目。

この防災マップについて市民の反応や質問は来ましたかというのが2つ目の質問です。

そして、柳川市地域防災をこの防災マップの関連性を含めて、今後、どのように活用策を考えておられるのか、この3つの質問にお答え願いたいと思います。

総務課長（櫻木重信君）

まず、どのようにして柳川市防災マップを配布したかという御質問ですが、防災マップは平成20年3月に作成いたしまして、3月15日の市報配布時に行政区長さんを通じまして全世帯に配布をいたしております。そのとき市報に防災マップの紹介も掲載しております。また、現在は市のホームページで防災マップを掲載しております。

2つ目でございます。防災マップについての市民の反応や質問はということでございます

が、先ほど議員触れられましたように、防災マップには指定避難場所や地区避難場所、それから、避難の心得など、いろいろ掲載をしております。そのことで災害時の備えなどに非常に参考になったという声が寄せられております。

それから、3つ目でございます。柳川市防災計画と防災マップの今後の活用策でございますが、柳川市の地域防災計画は、柳川市民の生命、身体及び財産を災害から保護するためということで、市や関係機関が果たすべき責任、そういうふうな役割を定めております。災害はいつ起こるかわかりませんので、災害に備えた防災体制づくり、それから、災害時の活動体制の整備、そういうようなのは日ごろから準備しておく必要があるというふうに考えております。同時に、市民の皆さんも災害発生時には的確な避難行動ができるように、心の準備等もしておっていただきたいというふうに思います。

今後は市報などを通じて啓発活動を行いますとともに、現実起こりそうな災害、そういうのを想定した防災訓練の実施や災害時の医療、救護体制の整備等が必要であると考えております。先ほど議員が述べられましたゲリラ豪雨等につきましては、今後、研究を重ねる必要があるというふうに考えております。

それから、防災マップの活用につきましてでございますが、これは家庭の中で防災マップを広げていただきまして、避難場所や避難経路を確認、それから、災害時の家族間の連絡方法、そういうようなものも話し合っていただきたいと、そして、万が一に備えていただきたいというふうに思います。防災マップには非常時の持ち出し品等も掲載しておりますので、そういうふうなものも参考にされまして、非常時に備えていただきたいというふうに考えております。

14番（龍 益男君）

はい、ありがとうございます。ただいまの答弁では全世帯に配布されたということでございますけれども、これは配布されただけで、この防災マップの中身についての全市民が目を通した、理解をされたとは私は考えがたいです。私は市民の皆さんにお会いしてから、柳川防災マップについて聞きましたところ、意外にも知らないという方が数多くございました。せっかく立派な防災マップを予算を投じて作成してあるのですから、何らかの形で説明し、周知徹底すべきではなかろうかとも思っております。この件については、次の件の終わってから市長の総合的な答弁をお願いします。

次に、予想される特殊災害についてでございますが、まず、柳川地方における今後予想される特殊災害はどのようなものがあるか、具体的に説明をお願いいたします。

消防長（竹下敏郎君）

今、柳川地方における予想される特殊災害についてということでお尋ねでありますので、お答えいたしたいと思っております。

今後、起こり得るであろう特殊災害のケースというのはさまざまなことが考えられますけ

れども、大きく分けて4つのタイプが考えられると思います。

まず、第1に、電車の脱線事故、それから、航空機の墜落事故や大規模な交通事故等がございます。第2点目に、先ほど来、問題になっております台風、大雨、高潮、地震等の自然的災害の要素を含むもの。3番目に、東京でサリン事件ありましたけれども、そういったテロ的要素を含むもの。第4番目に、O-157や新型インフルエンザ、こういったものの伝染性があるようなものであります。

いずれにいたしましても、地域防災計画にのっかって、今後の危機管理と対応が必要じゃなかろうかと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

はい、ありがとうございました。

次に、特殊災害が発生したときの対応でございますけれども、医療機関との関係が重要だと思いますが、医療関係との対応はどういうふうに考えておられますか。

消防長（竹下敏郎君）

お答えいたしたいと思います。

消防本部では、特殊災害発生時の出動及び連絡要綱を平成17年に訓令として策定いたしております。また、災害時の医療活動につきましては、柳川山門医師会と地域防災計画に基づく医療救護班の派遣や救護計画、こういったものについて近日中に柳川市のほうで締結されると、そういうふうな話を聞いております。また、柳川山門医師会で対応できない場合は、福岡県の地域防災計画に基づき、災害派遣医療チームを県のほうに要請すると、そういうふうに考えております。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

特殊災害に対してはいろんな制約とか、市民あたりが動けない部分もあると思います。その災害時とか、一般の事故の発生の際に、心肺停止のときに、壇上でも申し上げましたとおり、かつては使用できなかったAED、自動体外式除細動器ができるようになっておりますけれども、この取り組みと配置先とか、現状について説明お願いいたします。

消防長（竹下敏郎君）

これにつきましては、平成16年の7月から、今、議員が御指摘のとおり、医療関係者だけでなく、一般の住民の方にも使用できるようになりました。このようなことを踏まえまして、平成18年度に福岡県市町村振興協会から福祉の向上や救急救命率の一助とするために、県内の施設にAEDが無償配付されております。県内では1,400配付されまして、本市におきましては52台が配付されております。また、配付される条件といたしまして、各施設の職員が普通救命、あるいは取り扱いの訓練を受けるということで、当初の講習では、市の職員176名の

方が柳川消防署で受講されております。また、A E Dの使用方法につきましては、その必要性を踏まえまして、現在、普通救命講習、あるいは人工呼吸の講習のときに、詳細に説明をいたしております。特に平成19年度中どれくらい受けられたかということでございますが、19年度中は普通救命講習で324名の方が受けられ、また、救急法講習では1,693名の方が講習を受けられております。消防本部におきましては、第3の日曜日を、毎月1回ですけれども、救急講習の日として定めまして、A E Dの講習をやっております。市民の方にも大きく幅広く受講いただければと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

時間のほうも最後になりましたけれども、まず、自分の考え方を述べて、時間があつたらば、市長の答弁をお願いします。

特殊災害は、広域消防行政の構想も、今、現実的に論議されている今日でございます。十分視野に入れて、特殊災害への対応もお願いしたいと思っております。この対応は、主としてやはり日ごろから訓練されたプロフェッショナルの消防士の分野だと思っておりますが、非常備消防団との連携も必要だと私は思っております。私から言うまでもなく、消防の使命でもあります市民の生命、身体、財産を災害から守るべく日夜努力して、住民の皆様の安全・安心を確保していただきたいと思っております。

あと5分ありますけれども、防災マップとそのことについて市長ございましたならば、考えをお願いします。

市長（石田宝藏君）

龍議員には防災マップ、あるいは特殊災害の対応についてのお尋ねをいただきました。この災害というのは、やはり今御指摘のとおり、地球上のグローバル的な範囲、あるいは局地的な範囲で、さまざまな災害が多発をしております。しかも、予期せぬ大規模な災害、こういうものを考えてみますときに、特に地震列島日本においては、地震というもの、こういったものをベースといたしまして、特殊災害というのはさまざまなものは念頭に置いておかなきゃならない。特にこの地においては、鉄道が走り、航空機が上を飛び、また、海上においては船が行き来をすると、こういうものもございます。また、消防長からありましたように、昨今の特殊災害は、細菌、テロ、こういったものもありますし、多岐多範にわたるこういったものに対応できるような職員の訓練もしっかりしていかなきゃならないと思っております。御指摘のとおり、住民の安寧秩序を保持するということは行政の大きな責任でありますし、安全・安心、市民の皆さんをやはり守っていくというのは大きな行政の責任でもあるわけがあります。したがって、常勤の消防署、また、この力足りない部分については非常勤の消防団の皆さん方、こういった方をお願いし、また、婦人消防隊、さらには市民の皆さんのさまざまな分野での御協力をお願いするということになるうかと思っております。

また、指摘ありました防災マップが浸透していないんじゃないかという御指摘がありましたが、そういうものについてもさらに市報等通じて、防災マップの所在、あるいは必要な方、お尋ねになりたい方についての周知をしなければならぬなど、こんなふう思ったところでございます。不足しております点については、御指摘いただいた御意見を十分踏まえて対応してまいりたいというふうに思っております。

14番（龍 益男君）

防災については、行政の大きな責任があると思いますので、常に考えていただきたいと思っております。

これもちまして、私の一般質問をすべて終わります。御清聴ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これもちまして、龍益男議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後0時12分 休憩

午後1時2分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、7番白谷義隆議員の発言を許します。

7番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。7番白谷でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

少子化問題は、国はもちろんのこと、地方においてもさまざまな問題を提起しています。地域経済にとって人口の減少は顧客の減少であり、そして消費の減少を招き、経済活動の停滞につながります。自治体にとっては納税者の減少を意味し、税収は落ち込み、行政運営にも大きな影響を及ぼすこととなります。特に就労や就学の機会の少ない地方にとっては、若者の流出と相まって、少子化は加速をしております。

その少子化の理由の一つに未婚化、いわゆる結婚しない人の増加が上げられております。県内の25歳から29歳の未婚率は、2005年で男性は70.5%、女性は62.3%、30歳から34歳の女性に限れば34.9%で年々上昇傾向にあると言われております。もちろん、未婚の理由は一概には言えませんが、なかなか出会いがという話が多くの方から聞かれます。そうした人々に対して行政が出会いの場を創出し応援していくことが、この厳しい少子化の中にあっては必要なことだと私は考えます。

現在、この事業に取り組み一定の成果を上げている八女・筑後広域市町村圏事務組合の結婚サポートセンターへの加入も視野に入れ、結婚サポート事業を少子化対策の一つとして取り組むべきだと思っておりますが、市長の考えをお尋ねします。

次に、旧柳川ホテル跡地問題についてお尋ねします。

さきの3月議会で、柳川ホテル跡地買収について柳川市と柳川市土地開発公社との業務委託契約において職員が公印を無断で使用したとして、市長が柳川警察署へ被害届を提出していたことが取り上げられましたが、私はその被害届に今でも疑問を持っています。

まず、私が一番疑問に思っていることは、なぜ被害届を出す前に関係職員から事情を聞かなかったかということです。市長の説明では、警察から被害届を出すように言われたから出したということですが、言うまでもなく、市長は公印管理を含め事務の最高責任者です。なのに、なぜ関係職員から事情を聞かないまま被害届を出されたのでしょうか。また、被害届に記載された被害の内容等について教えてください。それと、公印の無断使用による被害届と説明を受けていますが、どのような無断使用があったのかを御説明ください。

さきの議会での質問と重複するところもあるかと思いますが、回答のほどよろしく願いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

回答をいただいた後、自席から再質問を行いますので、よろしく願いいたします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

白谷議員の少子化対策についてお答えをしたいと思います。

結婚サポートセンターの件につきましては、平成19年9月議会で藤丸正勝議員からも一般質問をいただいていたというふうに思います。そのときの回答につきましては、平成19年4月から開所ということで、まだ5カ月しか経過していないため、今後の状況を見ながら検討したいというふうにお答えしておいたと思います。

その後の状況を少し御説明しますと、平成20年4月にみやま市が加入をされ、八女市、筑後市、八女郡の町村と、現在では8市町村が加入しています。登録者につきましては、平成20年8月末現在で、男性261名、女性175名、合計436名が登録をされております。その実績につきましては、平成19年4月からの開所以来、約1年半で15組の結婚、婚約がまとまっています。一方、結婚サポートセンター全体の費用負担になりますと、年間で約6,000千円の費用となっており、1年半では9,000千円。9,000千円で15組となりますと1組当たり約600千円というふうなことになるわけでございます。

また、結婚サポートセンターの事務は、現在2名の方により運営されておりますが、みやま市が加入しまして、先ほど申し上げましたように会員数が436名というふうになっておりまして、現状の2名体制ではやっていけない状況になっているというふうな話もお聞きしております。現状のままでの加入では、人口比率からしますと1,600千円程度になりますが、先ほどの事務費増額の事情から察しますと、さらに大きな負担になってくるのではないかとこのように思われます。

結婚サポートセンターの事業の重要性については十分理解をいたしておりますが、現在、

市のほうで取り組んでおります先ほどの質問でもございましたように、農業、水産業の後継者づくり出会い事業との関連性、以前ございました青年学級のような事業等を含めまして総合的に再検討するというところで、今後の課題というふうにさせていただきたいと思っております。

副市長（大泉勝利君）

白谷議員の質問にお答えいたします。

まず、なぜ被害届を出す前に関係職員から事情を聞かなかったかという御質問でございますけれども、さきの3月議会でも近藤議員の緊急質問の中に、なぜ職員をちょっと呼んで事情を聞かれなかったのかという質問がございました。市長がそれに対してお答えしたとおりでございます。捜査が進んでいる中で、職員にいろんなものをお話すること自体がまた誤解を招くこともあるということで考えてございます。

また、被害届に記載された被害の内容は何という御質問でございますけれども、これも同じく近藤議員の緊急質問にお答えしておりますとおりでございます。再度申し上げますと、公務の中で起案書がきちんとした形でなされなきゃいけない部分が文書上に手落ちがあったということでございます。それが公務として扱う文書として不手際があるということでございます。

3点目の公印の無断使用とはどのような無断使用なのかという質問ですが、これも同様に既にお答えしておりますように、市長印を管理しなきゃいけない立場のところをきちんとした手続を経ないで公印が使用されたということでございます。

7番（白谷義隆君）

回答ありがとうございました。

まず、少子化対策についてでございますが、今後、総合的な検討ということで、その中の一つに先ほどの農漁業後継者の出会い事業のことが話されましたが、先ほどの回答からすれば、平成9年から始まって現在まで2組の結婚があったということであります。ただ、もう10年経過している中で、そういった状況で果たしてこれが目的を達しているのかどうか。まして、この少子化の中でそういったことでいいのか。確かに子供に対する少子化対策は市のほうでも積極的に取り組んであるということは十分理解をしております。ただ、何分子供が生まれにくいことには何もできんわけですから、そこをやはり行政として、そうした個人の結婚にどこまで踏み込むかというのは確かにわかります。でも、そういった事情の中では、やはり行政が積極的にそういった中に入り込んでいく。そして、さっきの話では、八女広域圏ではかなりの成果も出ているようですから、ただ、事務費が上がると、それだけで果たしていいのかどうか、そこら辺をどういうふうに考えてあるのか再度お尋ねします。

子育て支援課長（高崎祐二君）

先ほど白谷議員言われましたように、部長が回答しました中に1組当たり600千円という費

用対効果を申し上げたと思います。さらに、その金額が柳川市が加入することでさらにふえる可能性も出てくるということで、今後、加入も含めまして総合的に検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（白谷義隆君）

総合的に考えていくということですから、ただ一言言わせていただければ、600千円で1組という話でしたね、1組当たり。ただ、さっきの農漁業後継者もたしか年間1,000千円ずつですかね、予算を組まれていたと思うんですね。それから単純に考えれば、2年に1回1,000千円ずつ予算を組んで2組が多いとか、その費用対効果の話はできないと思いますけど、それからすれば効果はあるんじゃないかと思うんですよ。確かに費用対効果は大事なことですけど、ただ、1組でも2組でもできて、そして子供が生まれて、この市に貢献をされるかもしれないんですね。それを短絡的に費用で割っていいのかどうか。私はそこら辺についてももう少し踏み込んだところでの検討をお願いしたいと思います。

ですから、今、八女広域圏の分についても含めて検討されるということですので、そちらのほうで費用がどうしても高いということであれば、市独自でなかなか無理だと思いますけど、いずれにしても、そういった結婚サポート事業をやはり前向きに検討していただきたいと思います。そこら辺、再度回答をお願いしたいと思います。

子育て支援課長（高崎祐二君）

おっしゃられますように、本当に前向きに検討をしていきたいというふうに思います。

確かに結婚サポートセンターにつきましては、行政が行っているから安心感があるという点と、やっぱり民間と比べて費用が安いという面もございます。そこら辺あわせまして、前向きに検討していきたいというふうに思います。

以上です。

7番（白谷義隆君）

よろしく願いいたします。

次に、柳川ホテルの関係ですが、まず被害届の内容について、起案書がない、そういった不手際があったというふうに被害届には記載をされているということですが、だとすれば、起案書がなければ、これは当然被害届を出すべき事案だと考えてあるのでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

起案書のあるなしよりも、むしろ起案書でしっかり決裁の手續を得て、さらに適正に市長公印が使用されているということであれば問題ないわけですがけれども、本件の場合には起案書も不完全です。さらに、市長公印も適正に使われていなかったということで、そこに不備があったということでございます。

7番（白谷義隆君）

確かに起案書は組織の意思決定ですよ、私が言うまでもなく。だとすれば、起案書がなければ、すべてが被害届に該当すると。それはちょっと違うと思うんですよ。必ずしも起案文書がですね、確かに組織の意思決定ですけど、だとしたら、すべて起案書があるのかどうか。それはちょっと疑問だと思いますよ。

それと、公印が適正に押されていなかったということですかね。その公印が適正に使用されていなかったというのは、具体的にどういうことかをお尋ねします。

副市長（大泉勝利君）

まず、最初の起案書の有無でございますけれども、本件の業務委託契約書に係る決裁は、大まかに言いますと2通りの手続がございます。それは土地開発公社が行う理事長の決裁が1つ、もう1つは当時の担当課でございます商工観光課の決裁で市長公印を得るという、こういう決裁でございます。

本件の場合、市長公印をとるべき手続のところに起案書がないということでございます。さらに、市長公印を使用するに当たって、市長公印を使用したという使用簿に記載をする必要の手続が必要ですが、その手続がなされていないということでございます。

7番（白谷義隆君）

公印使用簿に記載をされていなかった、そのことが問題だということですね。だとすれば、いつかの説明の中で、だれだったかな、公印の取り扱い規程に反しているんだと、使用簿に書かなかったことは公印取扱規程に反しているという説明がありましたけど、公印取扱規程には使用簿に記載をなさいと、そういった規定があるんですか。（「どっちかに」と呼ぶ者あり）いや、どちらでもだれても構いませんけど。

議長（田中雅美君）

部長、長くかかりますか。（「議長」と呼ぶ者あり）

7番（白谷義隆君）

調べられる間、休憩をお願いしてよろしいでしょうか。

議長（田中雅美君）

ここで暫時休憩をとります。

午後1時21分 休憩

午後1時27分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁をお願いします。

副市長（大泉勝利君）

市が定めている柳川市公印規則の第8条に（公印の使用）という部分がございます。それによりますと、「公印を使用するときは、押印を要する文書に決裁済みの文書を添えて、当

該管理者又は取扱者に提示し、承認を受けなければならない。」という規定になっております。さらに、押印の手続でございますけれども、公印の押印を求めようとするときは、公印使用簿に必要な事項、押印の日付、文書記号番号、文書件名、通数 何通押したかということですが、それから、押印者所属、氏名を記入し、押印しようとする文書に決裁済みの起案文書を添えて、公印管理者、市長印の場合には総務課長になりますけれども、提示し、承認を受けなければならないという、こういう規定がございます。

7番（白谷義隆君）

先ほどの使用簿に記載してというのは公印管理規程の中にあるんですか。さっき使用簿に記載して通数を書いてとか言われましたが、それは公印管理規程の中にあるんですか。

副市長（大泉勝利君）

これは公印管理規程じゃありませんで、通例といいますか、いつものやり方を示したものでございます。

7番（白谷義隆君）

市がするとき、基本になるのは条例や規則じゃないんですか。ただ、それはするときにはそういった一般的なことだろうと思いますが、それによって市がそうしなさいということにはなっていないんじゃないですか。

副市長（大泉勝利君）

この公印規則を読む限りにおいては、承認を受けなければならないというこういう内容でございまして、決裁済みの文書を添えて承認を受けなければならないと、こういうふうに規定されていますので、このとおりするのがやり方だというふうに思っております。

7番（白谷義隆君）

ただ、さっき副市長、私は公印管理規程をお尋ねしただけで、その中で、押印について使用簿に記載してとか、通数を記載してとか、さも公印規程の中にあるような表現をされましたよね。それはやはり市の副市長としてその言い方は私はおかしいと思いますね。管理規程を聞いているわけですから、現実の取り扱いを 現実というかな、一般的な話じゃないんですから、管理規程を聞いているわけですから、それについてはやっぱり十分注意をさせていただきたいと思います。

それと、確かに公印管理規程の中には、起案文書を添えて公印管理者の承認を受けなければならないと。起案書については、今回聞くところによれば、開発公社の分については起案はあったというふうにお聞きをしております。ただ、もう一方の市長部局についてはなかったら、そう言われますからね。ただ、その起案がなくてもいいとは言いませんが、前回全協の中でもちょっと問題になりましたけど、そうすれば、起案は、私がさっき言いましたように自治体の団体の意思決定の手続ですよ。それはもう間違いないと思います。基本ですから。だとすれば、その被害届の中でそうした団体の意思が決定されていないという

全協の中での議論もあったわけでしょう。それをですね、委託契約のそれだけをとらえて起案がなかったと、それだけで被害届を出す。それはおかしいんじゃないですか。現に被害届の起案はないわけですから、そしたら団体としての意思はどこで決定されたのか、それもわからないわけですよ。そこら辺の回答をお願いいたします。

市長（石田宝藏君）

これは非常に行政の運営の根幹にかかわる問題だと思いますよ。白谷議員、つい先般からこの問題については、公印使用を取り下げよ、取り下げよという議論がなされてきております。私は取り下げるべきじゃないと。市民7万5,000、一般会計からさまざまな大きな財源を預かって、暮らしを一日たりとも空白にするわけにはいきません。そのために、本来なら議員さん方がこういう問題については、むしろ私どもに、いわゆるこういった事案が発生したならば追及の言葉やられるのが大体常識じゃないですか。それが何で取り下げなきゃいけないのか。これぞれの決裁の手続も経ないで、公印管理者の承認も得ていないで、そういうものにばらばらばらばら無断で印鑑が仮に押されたとしますと、市はどうなりますか。それぞれ企業だってそうですよ。そういうことをおっしゃっているのが常識だと私は思うんです。しかし、その手続がどうのこうのと、公印が使われて被害を受けていないからそれは被害届を出すべきではないじゃないか取り下げろとか、こういうものが議論されているんですよ。私は納得できません。市民の皆さんにどう説明するでしょうか。

7番（白谷義隆君）

私は被害届を取り下げろとは一回も言ったことはありませんよ。（発言する者あり）いやいや、私は言ったことないんですよ。確かに言われるように、公印を勝手に押してそれはだれでも認められるはずじゃないじゃないですか。ただ、私が一番最初言うたでしょう。私は今でもその被害届に対して疑問を持っていますと、壇上で当初言うたでしょう。私はその被害届に疑問を持っているんですよ。余りにも一方的過ぎると言いよつとですよ。さっき副市長は起案用紙がなかったと。そしたら、起案用紙がないことを認めるつもりは毛頭ありません。ただ、一方では起案用紙がなくても何も問題にならん、片方では起案用紙がなければ被害届に発展する。そうしたアンバランスな取り扱いというのは、職員にとっては仕事はされないわけですよ。そうでしょう。片方は起案用紙がなくても何も無いわけですよ。片方は起案用紙がなかっただけで、警察に被害届を出される、事情聴取も受ける。それはいがかなものですかと言ひよるんですよ。

まして、さっき市長は公印管理者の承認も受けないでと言われましたよね。これは、承認は書類送検された人ですかね、その方は現実に前回の全協で、部長は明らかに公印管理者である係長と協議はしたと発言してありますよ。ですから、公印管理者である法制何とか係長と協議はされとるわけですから、それがなぜ無断になるのか、ちゃんとした公印管理者と話し承認をもらって押印してあるわけですよ。それがなぜ無断使用なのか。私が言いたい

は、そうした、さっきのなぜ事前にといふところと重複してきますけど、要するに市長が事前に調査をしておけばそういうことはわかったはずなんだろう。それをしなかったためにこうした問題が後から出てくるわけでしょう。別に私はこういう公印を押さなかった、起案をしなかった、それを許せとか取り下げると言うつもりは毛頭ありません。それは当然の話ですよ。ただ、被害届を出す前に十分調査をされたなら、また違った結果が出とったと思うんですよ。私はそのところを言っているんですよ。

市長（石田宝蔵君）

今、白谷議員がおっしゃっていることは、わからなくてもいいですけども、（「取り下げじゃないですよ」と呼ぶ者あり）黙るときなさい、あんたは。私が答弁しているじゃないですか。（「うその答弁してあるでしょう」と呼ぶ者あり）うその答弁で何がうそですか。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

ちょっと静かにしてください。答弁中ですから。（「議長、よろしゅうございますか」と呼ぶ者あり）

8番（森田房儀君）

私は議運の委員長として申し上げたいと思います。

たとえ雑音があったとしても、市長としての品格を持って答弁に当たっていただきたいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

市長、答弁をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

私は、今白谷議員から御指摘を受けました起案用紙について、この規則によりますと、公印規則第8条、公印を使用するときは、捺印をする文書に決裁済みの文書を添えて、当該管理者または取扱者に提示し、承認を受けなければならない。これは当然のことだろうと思いますよ。その手続、じゃあとられているかということ、それはとられていなかったわけでしょう。これは添えてあったんでしょうか。なかったわけですよ。

それからもう一つ、白谷議員が御指摘なさった一方では起案書がなかったと、それをあなた押したじゃないねと、被害届出したじゃないねと。これは公印じゃないですよ。仮に公印であったとしても、最高決裁権者に口頭で決裁の承認は打診がされているんですよ。それはいいですよ、被害届出してくださいと。この承認の確認はしているわけです。ですから、中身はわからないと言っているんですよ。あなたたちは、先般来、御指摘いただいているのは、知らないのは中身の記述の問題であって、出していることは、随分山田部長からも副市長からもお話はあって、こういうことで出しますと、いいですかと。だから、それに使われていいですよという承認を私はしました。それでもって、そのとき公印が押されているのが

私印なのか、その辺は私はわかりません。しかし、それについては承認はしたけれども、中身の記述が何で、どうなって、どのようなことを書いてあるのか、その中身についてまでは知りませんと申し上げてきたところです。これははっきり申し上げておきたいと思います。

7番（白谷義隆君）

起案用紙を提示しなかったと、そのことは確かに事務的には落ち度だろうと。それは認めますよ。ただ、さっき市長の発言の中でおかしいところがあるんですね。起案用紙はあくまでさっきも言いましたけど、団体の意思決定の手続なんですね。役所の仕事は全部書類でするんですよ。仮に被害届を出すとき、市長が「うん、わかったよ」と言うことでそれが通るはずないでしょう。市長がかわられた、そうしたときにその被害届の団体の意思決定は本当にされたかとなったときに、結局はされなかったんでしょう。文書がないわけですから。そこら辺は市長は少し勘違いをされていると思いますよ。あくまで文書ですから、市長がどの文書でも「はい、いいよ、いいよ」といって全部言うたなら、何も文書要らんごとなるわけですよ。それではおかしいでしょう。そいけん、それは市長の勘違いだと思います。

ただ、市長の答弁の中でも 副市長、副市長まで首ひねんなら、ちょっとおかしな話になりますよ。それと、確かに起案用紙はなかったと。ただ、この問題について、最初は公印を黙って押したと、だれにも言わんで押したと。ところが今、実は公印は公印管理者と話をして、承諾の上、押したとわかったら、次は何と言われたかということ、起案がなかったと言われたわけでしょう。理由がずっと点々と変わるんですよ。（発言する者あり）いやいや、そうですよ。そいけん、文書の中で起案用紙が抜けたなら、市長はこれからずっと被害届を出されるんですか。公印は十分に協議されて押印しとるわけですから、ただ、今問題になっているのは、市長が言われているのは、起案用紙がなかったということでしょう。起案用紙がなかったら、今後ずっと被害届を出されるんですか。そんなことできるわけなかでしょう。取り扱いが自分の都合でばらばらになってはできないんじゃないですかと言いよっとですよ。私はそれを認めると言いよっとやなかよ。

市長（石田宝藏君）

起案がなかったら被害届を出すんですかというのは、それは当然出していきますよ。白谷議員も公務員として旧大和町役場にお勤めなされた方です。規則で決まっていることは、当然職員としてやらなきゃいけない義務ですよ。しかし、それが重大な過失か、意図的な過失か、また故意なのか、そういったさまざまなものはやはり判断しますよ。今回の場合は、やはり余りにも問題が問題だけに、こういう問題に発展しているんじゃないでしょうか。

ですから、事の起こりは、つい先般来から申し上げておりますとおり、捜査が始まった一過程の中でこのことは後々に出てきている問題なんです。ですから、何で出さなきゃいけないのか我々もわからなかった。何の捜査があっているのかわからなかった。そして、捜査が進む中で、この問題が、いわゆるないということで司法当局から指摘を受けた。それでも

って、私どもはそんな過ちがあったとするならば重大な過失があったと。したがって、それについては被害届を出したということです。

ですから、白谷議員がおっしゃるように、そんな拡大解釈はしません。さまざまな事案の中で事件、事故、行政がそういった事件に巻き込まれる、こういう問題について司法当局からそういうものを求められたときに、ないものについてそういったものを精査したときに、それがなかったとするなら出さなきゃいけません。白谷議員のように、起案文書がなければ被害届を全部出すのかと、そんなばかなことはないんです。ケース・バイ・ケース、状況を判断しながら、市長としての確な判断をするのが私に課せられた責任だろうと思います。

7番（白谷義隆君）

余り時間ありませんので、実は一々返事もというかな、できないんですけど、ただ今回、その場その場でそのときの事情で判断すると言われましたね。私が知っている範囲では、担当者は開発公社の決裁を受け、そして市長部局である担当者にも相談をして、そして公印管理者とも相談をして契約書をつくったんですね。その中で、市長が言われるようにケース・バイ・ケースと。その中で私が思うには、1つ抜けているのは起案書をつくらなかっただけなんです。十分市長部局である窓口は知ってあったわけですから。いや、市長いいですか。市長はケース・バイ・ケースで判断すると今言われました。ただ、市長はさっきその被害届を出したときには職員から全く事情は聞かれていないんですよ。そういう中で、そのときそのときにどういう判断をされたんですか。全く聞かなかったんでしょう。さっき公印管理規程に使用簿に記載せやんとか、そういったこともわからんじゃなかったですか。どこが違反しとったかわからんやったわけでしょう。そうした中で、担当課と十分協議をしたのに、市長はそれすら聞かなくて出したわけですよ。ケース・バイ・ケースと言われても、それはちょっと話が違うと思いますよ。

ただ、時間ありませんから先に行きますけど、そこら辺は市長に十分考えていただきたい。（「考えていますよ」と呼ぶ者あり）そんなら、回答いただきたいと思います。

市長（石田宝藏君）

それは私に部長なり課長、副市長から 当時は助役でしたけどね、そういう報告が上がってきているわけですから、知らないじゃないですよ。事実、中身は報告受けていますよ。受けて了解しているんですから、勘違いしないでください。

7番（白谷義隆君）

副市長、今、市長は十分調査をされたと言われましたけど、されたんですか。

副市長（大泉勝利君）

私が知る限りでは、前任の島田さんに尋ねまして、警察から一切の資料要求を求められたときに、その資料がそろっていないというようなことは、そのとき当時の担当者に何人が聞かれたということを確認しております。その結果が警察のほうでも文書に不手際があるとい

うふうなことが指摘されたということで、なぜそういうふうなことになったかということも含めて、さかのぼって決裁をしたんだという事実もその中で知り得たというふうに聞いております。

7番（白谷義隆君）

話が全然変わってきますよね。そういう話は今まで一回もされていませんよ。聞かなかったと。そして、なぜ聞かなかったかと私が最初に聞いたでしょう。そしたら、捜査が進んでいる中で聞かれなかったと言うたんでしょう。さっき、捜査が進んでいる中だから聞かれなないと。（「当事者には聞いていないですよ」と呼ぶ者あり）いやいや、市長が直接聞いたかと言いよるわけじゃなか。当たり前の話、組織の中やっけん。ばってん、さっき副市長は捜査の中だから聞かれなかったと言われたんですよ。それが、なぜ今事情を聞いた話になるんですか。ちょっとその場その場の発言が非常に目立ちますよ。

副市長（大泉勝利君）

私が島田さんから聞いた、担当者等から話を聞いたというのは、警察に資料を提出する前の話でございまして、それが捜査の過程といえは過程ですけども、そのときにどういう手続をとったかということを確認する意味で尋ねたという事実でございます。

7番（白谷義隆君）

ちょっと副市長の話は、もういいですけど、余り私の質問には答えていないようですから、もうこれ以上やりとりしても、その場その場で逃げることだけを考えられているように私には映るんですけどね。

ただ、私が言いたいのは、結局、市長がなぜ聞かなかったかというのは、私はあえて聞かなかったんだろうというふうに思っているんですよ。それはあえて聞かなかったんだろうと。これはあくまで私の個人的な考えですけど、市長は以前から柳川ホテルの跡地取引についてはやはり疑念を持っておられたんですね。今までの議事録を見ればそのことがよくわかります。ですから、今回の被害届は、警察から柳川ホテル買収に絡んだ資料提出があって、その中でその取引を警察が暴くために被害届を市にお願いされたんだろうと。ですから、かねてからその取引に疑念を持っていた市長は、無理を承知で渡りに船とばかりに被害届を出したんじゃないかと私は思っております。そのことについてはどうですか。

市長（石田宝藏君）

そんな勝手な解釈をしないでください。真実があるなら証明をしてください。（発言する者あり）いやいや、だから、そんな「うわさのチャンネル」みたいな話、部類の話はしないでください。公の場でございますから。

7番（白谷義隆君）

これは、私も議事録を読んでそういうことを思ったと言ったでしょう。別に根も葉もないことを言っているつもりありませんよ。議事録を読んで、市長も柳川ホテルのことについて

は疑義があると、そう思っていると答えられているんですよ。副市長も先日、そういうふうに言われましたよ、疑義があると。ですから、これは私の想像ですけど、被害届は柳川ホテルの解明につながるということで出されたんだろうと。そのうわさと言われれば、市長は柳川ホテルの取引について全く疑義は感じておられませんか、どうですか。

市長（石田宝藏君）

それは、私が就任をいたしまして、警察の捜査が進んできている、そして証拠の関係書類の提出を求められてきたということで、何らかの問題があるなということは薄々は感じておりました。これは関係書類の提出のたびにそんなふうなことを要求されてきていますので、全く持たないということはありません。しかし、それは私が持っているというよりも、警察の捜査の中で求められている関係書類からすると、そんなことがやはり疑義を感じた部分があります。しかし、私は自分がそういうふうなことはという主体的なもので渡りに船とか、そういったものは持っておりません。是々非々ということで、やはり、いいものはいい、悪いものは悪い、こういうものが本当の新市にとっては大事だというふうに私は感じたから申し上げてきているわけであります。

7番（白谷義隆君）

この被害届は、だれが考えても後ろには柳川ホテルの土地取引が絡んでいると。しかも、ただ単なる起案をしたとかしていないとか、そういったたぐいの話ではないということのみんな感じてあると思うんですよ。ですから、市長が警察の捜査の中で、ああ、そういうことがあるんだろうなということを言われましたね。だとすれば、市長の考えとして、柳川ホテルについての取引について疑惑があると考えられているのか、ないと考えているのか、そこをお聞かせください。

市長（石田宝藏君）

それは捜査が今進んでおりますので、わかりません。私はそれはあるとかないとか、ただ言われるがままにやっているわけですから、提出を求められておるものについては出してきたということです。

7番（白谷義隆君）

だとすれば、あくまで捜査の中ではありますが、私は個人的に市長としてどうですかと聞いたわけですから、捜査が進んでいるということですから、市長としてはそれは個人的に疑義があるとか、そういうことは考えていないと。ただ、捜査があつていましてよと、そのことについて疑義は感じたことはないというふうに理解してよろしいですか。

市長（石田宝藏君）

こういう問題については、個人的だとか、公人だとか、私は云々すべき問題じゃないと思いますよ。司法の問題ですから。それを聞かれるほうが、また私が答えるほうもおかしいと思います。

7番（白谷義隆君）

ただ、議事録を読めば、これは18年の3月議会なんですけど、質問の中で、こういうふう
に市長は発言をしてあります。「目的が限定されるもの、例えば駐車場という文言が、今助
役、前観光課の職員の話が出ました。こうなって特定のものを限定した場合には、この鑑定
価格、土地の価格は下がってくる。」と。そして「その問題については、例えば鑑定を怠っ
た、市に損害を与えたというようなことで当時の理事長と損害賠償を求めなければならない
ことになるかもしれません。」という発言をされておるわけですから、これから推測すれば、
市長は柳川ホテルの跡地取引について当然疑義を持ってあったんだろうと。私は、個人的に
市長が議会の場で答弁されているから言っているんですよ。別にうわさ話をあんたどげん思
うかんち言いよるわけじゃありませんよ。公式の場でそういう答弁をされているから疑義を
持ってあるんじゃないですかと。そのところをはっきりしとかんなら、いつもこの問題が今
回の被害届に引っかかってきたらですね。

ですから、これははっきりしとくべきだと。そいけん、市長が、いや、疑義あるんだとい
うことであれば、これはちゃんと本当に疑義があれば、これは議会としても、この発言は市
長が疑義があるというように私はとらえておるわけですね。そういうことであれば、これは
議会としてもほっとくわけにいかないと思うんですよ。本当に市長があ取引にはおかしい
ところがあるんだということであれば、これは議会一緒になって追及していかないと。か
ん。ただ、市長が、いや疑義があるち私は言うとりませんよとか、そういうことになれば、もう
この問題はないんだというところをどこかで区切りをつけないと、私はできないと思うから
聞いているんですよ。もし疑義があると思っていれば、当然それは言っていて、そし
て、議会として協力すべきところがあれば、それは当然議会として協力していくべきだと、
私は個人的にはそう考えておりますよ。

市長（石田宝蔵君）

これは、今白谷議員がおっしゃいました3月議会での答弁、私も前後を見ていませんから
ね、白谷議員それをお持ちですけれども、いつもこんな質問をされるとき、その部分だけと
らえて私も答弁するもんですから、違ったように解釈されることもしばしばあるんですね。
この辺については私はいけない答弁をしているなと思います。その前後の関係も見せていた
だきたい。

それからもう1点は、今おっしゃいましたが、疑義があるないにかかわらず、これは行政
の分野じゃなくて、既に司法の手が入っているということなんでしょう。捜査が事実進んで
きている中で、被害届というのはその1つなんです。ですから、私が疑義を持つとか持たな
いとか、もしそういうことがあったとするならば、それは評価下がりますよと。それは当時
の理事長だろうが何だろうが損害賠償を市長としてやらなきゃいけない事態も出てくるか
もしれません。ですから、さっきの事案についても、どのような答弁を前後やっているのか、

やりとりもわかりません。白谷議員はその部分をとらえてありますけど、ですから、そういうものについては、あらかじめお尋ねになるときはならばお示しいたきますと、私どもも調査してお答えできるように、親切にわかりやすく、市民の皆さんにもそういうお答えをしなければならぬと思います。

ですから、疑義の問題についても、私が云々すべき、既に議会とか行政の場は離れて司直の場にステージは移っているんです。司直の場がスタートしているんです。その先のほうにあるものに議会が何する、行政が何する、言われたものを提出する以外ないわけですから。

7番（白谷義隆君）

もうこちら辺で終わりたいと思いますが、たとえ司直の場に問題が移ろうと移るまいとで、私は柳川市の中で起きたことについては、議会はどんなによそにステージが変わろうと、やはり議会の中で追及すべきは追及すべきだと。ただ、市長はもう司直の場に移ったから何でんされんち。そしたら、このことについては問題がないと、もうあとは司直の場で決着していただくだけで、あとは市として何も手だてはないんだということだろうと思います。（発言する者あり）いやいや、そいけん、言いよっちなかですか、私はたとえ裁判所が入ろうと警察が入ろうと、柳川市のことについては、特に行政の範囲については、当然議会の中でいつでも追及していいと、私の考えはそうですよ。そこだけを申し上げておきます。

以上で私の質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午後2時2分 休憩

午後2時14分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、4番熊井三千代議員の発言を許します。

4番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

まず、1点目は地域行事へのAED貸し出し事業についての質問でございます。

初めに、本日9月9日は救急の日です。いざというときの備えという観点より質問をさせていただきます。

日本では病院外で年間3万から4万人もの方々が心臓突然死によって命を落とすと言われております。この数字は交通事故による死者数の4から5倍に上ります。心臓突然死の主な原因に、心臓の心筋の働きがばらばらになり、心臓のポンプ機能が失われる心室細動がありま

す。心室細動は、発生から1分ごとに救命率が7から10%下がると言われ、いかに早く救命処置を行うかが生死を分けることとなります。心室細動の危険から命を守るには、強い電気ショックを与えて心筋のけいれんを除去する電氣的除細動が最も効果的だと言われております。

この電氣的除細動を自動的に行うのが皆さん御存じのAED、自動体外式除細動器です。現場に居合わせた人の応急処置が救命率上昇につながることから、平成16年7月より一般市民にもAED使用が認められております。操作は音声ガイダンスに従って電極パットを傷病者の胸部へ張りつけ、電気ショックのボタンを押すだけです。電気ショックを行うかの判断はAEDが行うので安心です。

また、2006年8月には厚生労働省からの通達で、小児用パットを取りつけることにより1歳以上8歳未満の子供にもAEDが使用できるようになりました。

本市におきましても、市の関連施設にAEDが設置されているようですが、本市でのAED設置状況、利用状況、設置管理者及び施設内部の体制づくりについてお聞かせください。

また、救命を優先に考えるとき、救命用具はできるだけ行事の行われている中心席に準備されているのが最適だと考えられます。そこで、地域レクリエーション、行事、お祭り、講習会など、各イベントを催す際、AEDを準備し、不測の事態に備えるためにもAEDの貸し出し事業を推進されてはいかがでしょうか、御所見をお聞かせください。

2点目の質問は、学校の平和教育についてでございます。

本年8月15日は63回目の終戦記念日を迎えました。言うまでもなく、8月15日はすべての戦争犠牲者の方々に祈りをささげ、不戦の誓い、平和の誓いを新たにする日です。昭和20年8月6日と9日に広島と長崎に原爆が投下され、約30万人以上の方が犠牲になり、終戦を迎えました。この太平洋戦争によって、国内においては約310万人、アジア諸国においては1,500万人とも2,000万人とも言われる膨大な犠牲者を見たのであります。残念ながら、悲惨な第二次世界大戦から63年たった今日も、まだ世界には私たちが望むような平和は訪れておりません。むしろ北朝鮮やイランなど、緊張は増すばかりです。しかし、私たちはこうした現実を直視しながらも、平和への希望は決して失わず、平和構築への前進を誓い合う日として8月15日の終戦記念日を意義づけ、新たに決意する日として伝え継がなければならないと思います。

柳川市は平成19年9月28日、定例議会において非核平和都市宣言に関する決議が可決されました。本年の8月も各地では戦争の悲惨さ、平和のとうとさを語り継ごうと戦争体験の風化が進む中、平和や反戦について考えてもらうイベントが開催されている様子を新聞や報道で見ました。

そこで、お尋ねいたします。本市の小・中学校で行われている平和教育はどのような取り組みをされているのでしょうか。

3点目の質問は、妊婦健診の公費助成拡大についてでございます。

我が国で定期的な妊産婦健診が行われるようになったのは、1965年の母子保健法の制定以降です。当時、日本の妊産婦の死亡率は米国、英国に比べ3倍近い数字を示していました。その後、健診内容の充実などから死亡率が下がりましたが、2005年度では出産に伴って62人の妊産婦が亡くなり、また、妊娠22週以降、生後7日以内の周産期に死産または亡くなった新生児は1,000人中4.8人に上がっております。まだまだ母子の健康対策は十分ではありません。

近年、一回も健診を受けない妊婦の飛び込み出産や産婦人科拒否によるたらい回しなどが報道され、母体や胎児の命に一大事があるとはならないと事態を深刻に受けとめ、厚生労働省は2007年1月16日、都道府県政令指定都市特別区等の担当者に対し、妊産婦の公費助成を14回程度行われることが望ましいと具体的に通達しております。

また、最低の基準として5回程度の助成実施が原則と求めました。経産婦や配偶者でないとおびんどこないかもしれませんが、妊婦は母体や胎児の健康状態を確認するために出産までに健診を定期的に病院で受けます。十分な検査目標を満たすことで、ハイリスク分娩などの早期発見や妊娠経過の把握ができます。また、助成制度を妊婦が利用することで、かかりつけの産婦人科病院ができ、分娩難民を出さないというねらいもあり、国は改善策として2007年度予算において妊産婦健診の助成を含んだ少子化対策のための地方交付税を700億円に倍増しました。これを受け、健診の助成回数をふやす自治体がふえ、当柳川市においても県下でもいち早く健診の5回助成に取り組んでいただき、本年度より開始されております。当局の対応に敬意を表します。

また、喜ばしいことに8月22日、厚生労働大臣は記者会見で少子化対策の一環としてお金のことは全く心配しないで健診も受けられ、分娩費用も出る対策の検討を開始したいと、年末の予算編成に向け、具体案を検討すると表明いたしました。

内容の1つに、健診は14回程度受けるのが望ましいが、現在国が地方交付税で措置しているのは5回相当分、経済的負担が重いことから、最大14回まで財政措置をふやすことも検討するとの意向を示しました。

そこで、お尋ねいたします。本市のさらなる助成拡大についてのお考えをお聞かせください。

最後に4番目の質問といたしまして、住宅用太陽光発電システム装置の普及促進と補助制度についてお尋ねいたします。

地球温暖化防止に向けた取り組みを具体的に進める低炭素社会づくり行動計画が7月29日に閣議決定されました。福田ビジョンによりますと、2050年までに日本の温室効果ガス排出量を70から80%削減するという積極的な目標を掲げております。目標達成に向けた取り組みは多岐にわたっておりますが、目を引くのが太陽光発電の推進です。

計画によりますと、新築住宅の70%に太陽光発電を搭載するなどの目標が出されております。日本の住宅用太陽光発電システムは、2007年末で累積40万軒まで拡大していると発表されていますが、ここ二、三年は伸び悩んでおります。この太陽光発電システムは、標準的な3キロワットで年間毎時3,000キロワットの発電量があるので、一般住宅の消費電力の3分の2がカバーされます。

また、発電時にCO₂の発生がないため、年間約1トンのCO₂が削減できます。このように環境に優しいだけでなく、家計の負担も軽くなるなどさまざまな利点に恵まれています。しかし、一般家庭が設備を取りつける際、現在は約二百数十万円の導入費用がかかります。市民の方より、温暖化という現象が進むと地球環境に多大な悪影響を及ぼすことを聞いてから、自分なりにCO₂削減を心がけ生活している。だんだんと自身の環境配慮意識が高まるのを感じます。そこで、環境保全の貢献や光熱費の利点がある太陽光発電の設置を考えましたけど、現在のように景気が低迷して経済状況が悪化傾向にあると費用がかかり過ぎて設置できません。一般市民が導入意識を持てるよう、市は対策を講じるべきではないでしょうかという声が寄せられました。

そこで、お尋ねいたします。現在の柳川市の太陽光発電の普及はどれくらいでしょうか。また、国の設置費用への軽減に対して検討しているようですが、内容がわかりましたらお聞かせください。

なお、本市といたしまして、普及促進に向けて補助制度導入などの考えはありますでしょうか、お聞かせください。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。2回目からの質問は自席より行いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

消防長（竹下敏郎君）

ただいま議員からも御説明がありましたが、心肺停止後の救急処置が1分おけると、生存率が10%程度減少すると言われております。しかし、119番通報から救急隊員が現場に到着するまで全国平均で6分以上かかるとされ、こうした現状を踏まえまして、救命率の向上を図るために、先ほど議員が申されましたとおり、平成16年7月から現場に居合わせたAEDの使用が認められたところでございます。

これらを踏まえまして、本市においても、先ほど龍議員のときに説明申し上げましたけれども、福岡県市町村振興協会助成を受けまして、平成18年7月より市の庁舎、市内の小学校、中学校、こういったものに52カ所、AEDを設置されております。管理につきましては、各施設の管理者が行っております。

また、利用の状況についてお尋ねでありますのでお答えいたしますけれども、幸いなことに不幸な事故等はあっておりません。現在まで利用はあっていないということ聞いております。

次に、AEDの貸し出し事業についてでございますけれども、地域のイベントなどが行われる場合にAEDを準備しておくことは、万が一の場合に備えて市としても推進していかねばならないと思います。福岡県では北九州市、筑後市で既に貸し出し事業が行われておると聞いておりますので、本市におきましても、地域の各行事の開催時に貸し出しを行うよう検討を重ねまして、その体制づくりを今後行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

学校教育課長（成清一廣君）

市内の小・中学校において平和教育への取り組みはどうかという御質問でございますが、まず、平和を大切にする教育につきましては、学習指導要領に基づき教育指導計画を作成して、全教育活動の中で行っております。特に国語科では小学校4年生から中学校3年生まで、広島原爆ですとか、あとアフガニスタン、中国、カンボジアの内戦などを舞台とした作品を読み、平和のとうとさについて考える学習をしています。

また、中学校の社会では憲法の学習や歴史学習において戦争が人類全体に被害を及ぼしたことを理解させ、国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であることに気づかせる授業を行っています。

さらに進んで、平和的な国際社会に貢献し、未来を開く主体性のある日本人を育成するために、平和を大切にする道徳教育を行っています。

また、世界の中の日本人としての自覚を持ち、国際的視野に立って世界の平和と人類の幸福に貢献するという内容の学習も道徳の指導計画に位置づけています。

学校行事におきましては、長崎で原爆の悲惨さを学んだり、沖縄や広島で語り部の話を聞いたりして平和の大切さを学ぶ体験的な学習をしていますし、5月3日の憲法記念日初め、沖縄慰霊の日、日中戦争開戦の日、原爆投下の日、国際反戦の日、建国記念日といった節目の日を設定し、学級活動を行っている中学校もございます。日常の学習の中で平和教育を進めているところでございます。

以上であります。

保健福祉部長（本木芳夫君）

3番目の妊婦健康診査の助成拡大についてお答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、妊婦健診につきましては、厚生労働省は通常の妊娠経過であれば14回程度の健診が必要であるとしております。本市は現在、国の助成拡大の方針を受けまして、本年4月より国が示します最低5回の助成を実施しているところでございます。

昨年度の実施状況は、妊婦1人に対し2回の助成を行い、19年度実績で受診者は693人、助成額は約6,900千円となっております。

また、本年度は1人に対し5回の助成を行い、予算額としましては21,000千円を計上いた

しているところでございます。

今回、厚生労働大臣が記者会見におきまして、妊婦の生命と健やかな生活を保障するために健診受診に対し助成拡大が必要である旨の考えが示されているところでございます。本市といたしましても、妊娠期間を安心して過ごしていただくために、妊婦健診の助成が拡大されることは望ましいことであるというふうに考えております。今後は国の動きや近隣市町の動向などを参考に十分検討していきたいというふうに思っております。

生活環境課長（橋本祐二郎君）

4番目の住宅用太陽光発電システム設置の普及促進と補助制度についてお答えいたします。

旧柳川市では、平成11年度から水郷の自然環境を生かし、保全するまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムを取りつける人に設置費の一部を補助して普及に努めてまいりましたが、平成14年度に予想を上回る申請やシステムのコスト低減促進が進み、補助の趣旨であります市民の省エネルギー、環境保全意識の向上について目的を達成できたこと及び市の財政事情を考えまして、平成14年の9月をもって設置の補助を終了しております。

平成11年度から平成14年度までの旧柳川市からの補助実績としまして94件、金額にしまして29,826千円となっております。

国のほうでは平成6年度から平成17年度まで補助を行ってございましたが、その間、旧三橋町で50件、旧大和町で35件、旧柳川市の先ほどの94件も含めまして243件、合計で328件の太陽光発電システムへの補助がなされております。

次に、太陽光発電システムの設置コストについてですが、国の補助が始まりました平成6年度では5,000千円から6,000千円前後の設置費用がかかってございましたが、10年前の平成10年には約半分の3,000千円前後となっております。現在では太陽光パネルの価格低下等もありまして、先ほど熊井議員が言われましたように、約二百数十万円で設置できるようになっているようです。

設置コストは以前に比べましてかなり安くなっておりますが、まだまだ高額でございますので、設置者の負担軽減を図りまして、二酸化炭素を減らし、地球温暖化防止のため、国のほうでは太陽光発電システムへの補助の復活を求めまして、経済産業省が238億円を盛り込んだ平成21年度予算の概算要求を発表されております。

最後に、市として普及促進に向けた補助制度の導入についてどう考えているかということでございますが、今後の国の動向並びに県内の補助をしている自治体、また全国の事例等を参考に研究していきたいと考えております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

御答弁ありがとうございました。

まず初めに、1点目のA E Dの貸し出し事業についての質問から少し深く質問を再度させ

ていただきたいと思ひます。

今、答弁にありましたように、柳川市においても福岡県の勤めで五十数カ所の場所にAEDが設置されているというところで、非常にいい流れであるというふうに思ひます。設置利用については今まではゼロ件であるということで、本当に喜ばしいことで、多ければいいというものでもないし、このままやっぱりこういう救急体制というのは進めていっていただきたいと思ひますし、使わずに済むような都市づくりを進めていっていただきたいと思ひます。

設置管理者は、その設置してある施設におられる長さんであるということとか、あと設置内容の状況というのもまだ詳しく答弁がなされていなかったんですけれども、きょうは貸し出しについての質問をさせていただきますので、この場をかりての要望といたしましては、その管理体制と、あと設置状況、例えば、玄関の表示とかは統一していただきたいと思ひます。

AEDの貸し出しについても前向きに今答弁をいただきましたけれども、とにかくAEDはだれでも使えるわけですけれども、少しでも不安なく使うため、また、AED講習を受けていると安心度も高くなるというところから講習がやっぱり必要だと思ひますけれども、午前中、龍議員のところでもお答えいただきましたけれども、今、AEDの講習は消防本部のほうで定期的に市報とかにもついていますし、行われています。また、出前講座とかでも講習等を開催されていますけれども、今現在、AEDを使い切れるという市民の方はどれくらいいらっしゃるというふうに把握しておられますでしょうか。また今後、受講者アップに向けてどのような取り組みを考えておられますか、お聞かせください。

消防長（竹下敏郎君）

お答えいたします。

龍議員のときとダブるかもしれませんが、市民の方へAEDを普及させるために、消防本部では一般市民を対象としたAEDの使用法を含む講習会を開催しているというのは述べたとおりでございますけれども、3時間未満の救急法講習を受けた方、先ほどは1年間を申し上げましたけれども、18年の1月から現在まで151会場で5,278名、3時間の普通救命講習を受けられた方は55会場で1,270名となっております。

なお、普通救命講習を受けられた方につきましては、講習修了証を交付いたしておりますけれども、現在までに発行した枚数ですけれども、3,448名の方に修了証を交付いたしております。

また、貸し出し事業につきましては、施設のやつというのはそこで使うために設置してありますので、貸し出しにつきましては消防本部で何かの形で準備をしたいと、そういうふうに考えております。要綱等を早目に作成いたしまして、熊井議員おっしゃられるとおりに対処したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本当に前向きに早急に対処するというお答えをいただきましてありがとうございます。

ちょっとその中身なんですけど、まだその対策とかというのは考えていらっしゃるかもしれないんですけども、もしこの貸し出し事業を開始するとしたら、この対象条件とかというのは少し考えられてありますか。

消防長（竹下敏郎君）

よその要綱を参考ということで御説明申し上げますけれども、市民団体活動、健全な青少年の育成を目的とする団体ということで、営利を目的とした団体には貸していないということでございます。

それから、おおむね参加者が10名以上であること、それから、AEDを貸し出す条件としては、18歳以上の者で普通救命講習、あるいは上級救命講習、その他これらに類する講習として消防長が認めた講習を修了した方が1名おられればよいということで、よその消防本部では貸してあるというふうなことでございますので、これらを参考にいたしまして、うちのほうも対処したいということを考えております。

以上でございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。とにかく多くの方がより身近にAEDを見たり触れたりする機会をふやすことでこのAEDの必要性の感じ方も高くなるし、また、救命処置法とか救命講習を受講しようという意識向上にもつながると思います。そうしたときに受講者がふえるということは、救命処置のできる人の層も広がるということにつながりますので、とにかく何より安全・安心なまちづくりの一事業としてこのAEDの貸し出しは絶対必要だと思いますので、ぜひ早い時期に事業の開始をしていただきますように要望をいたします。

いつまでぐらいにというふうに聞こうかなとは思っていたんですけど、先ほどから消防長も早い時期に、早い時期にと自分でおっしゃってくださいましたので、早い時期に事業開始になることを強く希望いたしまして、この件についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、学校の平和教育について質問でございます。

学校機関でもいろいろと細かく節目節目とかに活動を行ってくださっておりますけれども、たくさん活動内容を教えていただきましたけれども、今まで行われている平和教育の結果、どのような評価を学校側としてはされているのですか、お聞きいたします。

学校教育課長（成清一廣君）

今まで行われてきた平和教育の成果はどのように評価されているかということでございますが、学習指導要領にのっとり、市内各小・中学校では計画的に平和の大切さを学ぶ学習を実施いたしておりますので、平和を大事にする心が育ち、平和教育につながっているという

ふうにご考えております。今後とも平和教育を進めていくことが非常に大事だと考えているところでございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。評価としては、行われている教育は物すごくいい評価を得ているということをお聞きいたしました。最初の答弁と考えると、いろんなことをやっていますけれども、全学校、二十数校ある中で同じような体制で行われているかじゃなくて、やっぱりその学校その学校で、思い思いでやっているところも多いと思います。とにかく平和教育に取り組まれているようですけれども、いま一步深めていただいて、未来を生きる子供たちのためには悲惨な戦争の風化を防ぎ、平和のとうとさを心に刻むことなど、さまざまな場と機会を多く与えることが大切だと思います。

そこで提案でございますけれども、子供たちを対象としたアニメの上映会とか、平和図書の読み聞かせ、作文や短歌などを募集したり、また、戦争や平和の資料を展示したり、毎年1回8月は来ますけれども、その8月の一定期間を柳川市の平和月間として、先ほど申しました事業を取り入れて展示するなどの事業はいかがでしょうかというふうにお聞きしたいんですけども、御意見を。

学校教育課長（成清一廣君）

今、熊井議員のほうから非核平和宣言都市にふさわしい企画を取り上げてやったらどうかということでございます。

先ほどお示しの内容につきましては、私ども教育委員会の中としましても、学校教育だけでできる部分とそうでない部分とあるわけでございますけど、生涯学習課でございますとか、図書館等と協力をいたしまして、できる限り今から先、戦争を知らない時代の子供たちがふえてくるわけでございますので、そういった時代を生き抜いてこられた婦人会の皆さん方とか、お年寄りの方とか、そういう方々に苦しかった時代の思いを語っていただくような集会でありますとか、語り部の会とか、そういったことを計画いたしましてやっていくことを今後検討していきたいというふうにご考えるところでございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。学校教育だけの場では本当に難しい部分もあるということは痛切に感じております。でも、学校は学校なりに本当によく計画をされてやってくださっていると。でも、小・中学校における平和教育については、本当に大切であるがゆえに取り組み方も非常に難しいのが現状であると思います。

でも、この戦後63年が経過して、世界がテロとか紛争、難民、核問題で混迷を深めている今、柳川市全体で戦争を全く知らない子供たちも市民も多くなっていると思います。そういうまた社会構造になってきておりますので、この戦後63年がたった今、また今からだからこそ、なおさら戦争の悲惨さとか平和のとうとさを検証していく必要があると強く今考えてい

るわけですが、そのときに、どうしてこういうのを改めてというふうに感じられる方もおられるかもしれませんが、少し前までは家の中で戦争という言葉が非常に多く聞かれたような気がします。

例えば、あるおじいちゃん、おばあちゃんが戦時中は物がなくて大変だったとか、あるいはこういう食べ物は食べられなかったとか、食べ物を粗末にはいけないとか、あと食べたくても物がなかったなどと、普通の会話の中から戦争は怖いとか、二度と繰り返してはいけないとか、今の暮らしは戦争になったらどうなってしまうだろうとか、想像したり考えさせられる場面があったと思うんです。しかし、今の子供たちは自然体で学ぶ機会が非常に少ないと思うので、こういう時代だからこそ、学校教育だけじゃなく、市全体の取り組みとして反戦・平和について考えるさまざまな機会や場を与える事業を推進していくべきではないかなと思います。

例えば、毎年市で行われております戦没者慰霊祭に子供たちによって献花をしていただいたり、作文を朗読していただいたり、例えば、平和宣言などを行っていただく、また、図書館では時期とか期間を設けて反戦とか平和コーナーという、そういう関連の児童書を並べるとか、また、工夫して募集した作文の展示などを行っていくとか、広く子供たちに呼びかけていく事業が推進されていくべきではないかなと感じますけれども、これは市全体の取り組みとしていかがでしょうかということですので、ぜひ市長の御意見をお聞きしたいんですけれども。

市長（石田宝蔵君）

熊井議員からこの平和教育の問題についての考えをお尋ねになっていらっしゃるんですけど、私も恒久平和というのは毎年、幼き日からこの終戦の日を迎えるたびにそんな思いをしております。当然行政としても憲法がうたっておりますとおり、日本の恒久平和を願わない国民はだれもいないと思いますし、当然風化するこういった平和教育は、やはり私どもの世代としても当然引き継ぎ、継承していかなければならないと思います。

ただ、さまざまな取り組み等が行われておりますけれども、実効性のある、効果の高い、そういったものをさらに研究して、そういった教育をやっていくということは同じ考え方でございます。

4番（熊井三千代君）

市長の答弁ありがとうございました。今後もよりよき平和教育が継承されていくことを期待しまして、この平和教育についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、妊婦健診の公費助成拡大についてでございますけれども、先ほども部長のほうから助成している人数とか、あと予算の関係のことも教えていただきました。また今後もそういう助成の方向性で進めていこうというふうな前向きな答弁もいただいたところでございます。

少しちょっと御紹介をいたしますと、ことしの5月1日の朝日新聞によりますと、九州、沖縄、山口の全312市町村の健診の公費助成の回数は平均4.83回です。厚生労働省が望ましいとした14回どころか、最低限必要な5回にも満たっていないのが今の九州の現状だと言われております。97年までは国と都道府県が健診だけに使える補助金を出していたので、どこの自治体もそろって最低2回助成しておりました。

しかし、先ほども言いましたように、2007年には交付税がふえたといっても厳密に使い方を定めていなかったで、総額が目減りしている自治体においては交付税がふえたという実感がなく、担当者に聞いてみますと、健診助成に特化した交付税ではなかったで、他の事業との兼ね合いを見ていると2回にとどまってしまったなどという市もありました。

また、逆に6回以上が7市、10回が1市見られました。また、東京23区で見ますと、18区が14回、それに出産時手当金なども支払われております。出生率が全国最低の秋田県は、全25市町村が7回以上助成しておられます。それと、あと愛知県で1市、14回の妊婦健診と産後1回の産婦健診を公費で負担している先進例もあります。

いずれにしても、出産の安全を確保するためには、健診をだれもが安心して受けられるように整備することが必要だと思います。とにかく先ほど前向きな御意見をいただきましたけれども、いま一度、14回の助成を要望いたしますけれども、最低でも国の予算の動きではありませんけれども、少子化対策の交付税の上昇に見合った助成の拡大を強くまた要望したいと思いますけど、部長の御意見をお聞きいたします。

健康づくり課長（川口敬司君）

今の御質問は、14回の助成の要望とあわせて、最低でも交付税の上積みがあった場合はそれに見合った助成の拡大を望むということですが、先ほど部長がお答えしましたように、14回の助成につきましては、国の動き、あるいは近隣市町などの動向を参考にしながら検討していきたいということで考えております。

また、国においても、妊婦健診に対する交付税の上積みがあった場合は、当然それに見合う助成をしなければならないというふうに考えております。

さらに現在、県内の市町村の代表者と福岡県医師会との間で来年度の健診の単価とか内容について協議をしております。その結果次第では、例えば、健診の1回当たりの単価が引き下げられるようなことがあれば、現在の予算の範囲内でも回数をふやすことができるのではないかと考えております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本当に前向きな検討をしていただけるような回答をしていただきまして、本当によろしくお願ひしたいところでございます。

先ほど課長のほうから健診の単価というお話が出ましたけれども、5回助成をしてくださ

っているから5回無料ということではないんですよ。妊婦さんたちはその産婦人科によって1回の単価が違いますので、自費で幾らか差額分を払ったりしている部分もありますので、とにかくなるべく多くの助成拡大に向けて今後とも頑張りたいと思います。

とにかく妊娠をしているからとか、出産をした人という当事者の問題でなくて、あすのまちづくりを真剣にどう考えるかというところを強く考えていただいて、今後、最高の結果を期待して今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それと、最後でございますけれども、太陽光発電設置についてでございます。

以前、柳川市も助成を行っていたということは知ってはありましたけれども、ぱっと始まってぱっと終わったような、知っている人は知っている、知らない人は知らないという感じの補助政策であったような感じをいたします。まだまだそのときまでは市民の皆さんの意識というか、CO₂は何じゃろうとか、CO₂を減らさやんとは何やろうとか、まだそれくらいの方たちも多かったと思うんですけども、やっぱり今回は私たちも集中豪雨とかをテレビで見たりとか、地震災害を見て、いろんな幅広い方たちがこのCO₂を削減しなきゃいけないとか、温暖化を防止していかなければいけないという意識が非常に高くなっている現在でございますので、とにかくこのCO₂の排出量の増加を削減しなきゃいけないと叫ばれている今であるので、この太陽光発電は温室効果ガスを排出せず、枯渇の心配もない再生可能なクリーンエネルギーとして注目されていますので、柳川市といたしましても、国のビジョンにのっとった地球環境を守る取り組みの一つとして、いま一度、太陽光発電の普及促進を考える時期に来ているのではないかなと思います。この普及の必要性について、当局のお考えをお聞かせください。

生活環境課長（橋本祐二郎君）

太陽光発電の普及の必要性についてどう考えているかという御質問にお答えします。

太陽光発電は、今言われましたように温室効果ガスを排出せずに地球環境に優しいクリーンエネルギーとして注目されておりまして、今後、地球温暖化防止に向けたエネルギー対策といたしましては最重要なクリーンエネルギーであると認識しております。普及促進に向けて十分な研究をしていきたいと考えております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。太陽光発電システムの普及は必要だというお言葉をいただきましたので、とにかく最初の答弁、回答していただいたときにも言うておられましたけど、県内で設備費の軽減のために単独で補助を行っている市町村もあります。設備導入への補助や税制上の優遇など柳川市でも普及促進に努めるべきではないでしょうかと強く再度申し上げ、どう考えてあるのか、普及促進と税制優遇措置についての再度の御意見をお聞かせください。

生活環境課長（橋本祐二郎君）

太陽光発電の設備導入への補助とか税制上の優遇措置をどう考えているかという御質問でございます。

太陽光発電の設置に対しましては、現在福岡県内では、福岡市を初めとしまして5市町が設置に対して補助をされております。全国では311の自治体で太陽光発電システム設置に対しまして、設置の補助や融資とかあっせん、利子補給を実施されておりますので、これらの全国の事例も十分に研究していきたいと考えております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。とにかくぜひ、なかなか単独事業で行うというのも本当厳しい現状もありますけれども、県とかのほうにも先進的な導入支援や税制上の優遇措置への取り組みを働きかけていただいて、とにかく一日も早くこういう温暖化防止への取り組みとして市民の皆さんの意識が高まるような取り組みをしていただけるように強く要望いたしまして、今回4点についての質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後3時2分 休憩

午後3時18分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、18番近藤末治議員の発言を許します。

18番（近藤末治君）（登壇）

18番近藤です。皆さん大変お疲れのことと思いますけれども、ただいま議長の発言許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず1点目、道路関係についてでございます。

有明海沿岸道路につきましては、今春の3月29日に開通式がとり行われまして、一部暫定供用でございますが、大川市から大牟田市までの21.8キロメートル区間が通行可能となりました。私も大牟田への用事で走行いたしましたが、側道利用といえども、非常に快適で、しかも、かなりの時間の短縮になりました。ただ、仮称でございます矢部川橋の橋台の沈下によりまして、一たん大和町から高田町の区間は現道208号線にて通行しております。ただ、来年3月にはこの矢部川橋も開通できるようです。そうしますと、ますます有明海沿岸道路の利用車両も多くなることと思います。

そこで、皆さんも御承知のとおり、大和町の一部で整備がなされていませんが、その後の状況等についてお答えください。

次に、大和枝光線の延伸についてお尋ねいたします。

この街路は、既に本年3月までに有明海沿岸道路の側道として有明海沿岸道路本体と同時に市において整備されているところでございます。しかし、途中でとまっておりまして、現在は通行どめにて閉鎖をされています。今議会の補正予算に測量設計及び交通解析の業務委託費が計上されているところでございますが、何年度から事業実施になるのか、また、何カ年計画で何年度に完成予定なのか、お尋ねをいたします。

また、この路線沿いについては何年も前から大型商業施設の企業進出の話があつておりましたが、その件についての情報は市としてお持ちなのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、道路上を覆う樹木等の対応についてお尋ねをいたします。

市においては、平成19年度よりセットバック条例を制定いたしまして、優良な道路の確保ということで取り組んでおられますが、空き地や、また塀の先から、そして境界と思われるところからかなりの樹木が生い茂り、道路を覆って通行の妨げになっている箇所が実際各地に多々見受けられます。ただ、幾ら行政といえども、勝手にこれを切ったり取り除いたりすることはできませんけれども、市としてどのような対応をなされているのか、お尋ねをいたします。

2点目、水路関係についてお尋ねをいたします。

これは午前中の梅崎議員の質問と若干重複するかもしれませんが、私の視点でお尋ねいたしますので、よろしくお願ひいたします。

平成19年度より5カ年計画ということで、農地・水・環境保全事業として国、県、市が交付金を地域環境保全委員会へ交付し、その委員会で運営がなされております。その対象事業といたしましては、水路の泥揚げ、いわゆるしゅんせつ、また水路の水草、藻揚げなどの実施が含まれておりますけれども、私が感じますところ、今までは市が行うべき水路管理の件でも、この農地・水・環境保全事業での対応へ移行しているように思えます。先日も集落で以前のようなクリークの清掃を行いまして、そのごみ処理等を市で行ってもらえると思っておりましたところ、地元でお願いしたいとの返事があり、また、ちょっとしたしゅんせつとかを要望いたしましても、この水環境ということでは私はいくまでも市が主体で行うべきと思いますが、この農地・水・環境保全事業との絡みについてお答えください。

以上で壇上からの質問を終わります。あとは自席にて行います。

まちづくり課長（大村隆雄君）

近藤議員の道路関係についての1番目の有明海沿岸道路の現状についてと、2番目の大和枝光線の延伸については、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず1点目の質問であります。有明海沿岸道路の現状についてお答えいたします。

有明海沿岸道路は平成11年度から事業に着手をされ、県内の区間の約28キロのうち、大牟

田インターチェンジから大川中央インターチェンジまでの間の21.8キロがことしの3月に部分開通しております。1日の車の平均通行量でございますが、約1万台が今走っているということで伺っております。

現在、本市での未供用の区間が大和町皿垣地区と豊原地区の2地区でございます。豊原地区につきましては、矢部川橋梁を含めて約2キロ弱が残っているというふうな状況でございます。この皿垣地区につきましては、矢部川橋梁の工事とあわせて、側道の整備が今されておるところでございます。また、豊原地区については、歩道設置を含めて現道の道路改良ということで、それぞれの区間で来春の全線開通に向けて工事が進められているという状況でございます。

大牟田市から大川市までの全線が開通すれば、当地域の広域交通、高速交通体系が整備されるということから、あらゆる面でその事業効果が発揮されるということで期待をしているところでございます。

続きまして、2点目の大和枝光線の延伸についてお答えいたします。

都市計画道路大和枝光線の国道385号線バイパスより以西につきましては、平成17年度から19年度の3カ年にかけて、有明海沿岸道路の建設と同時に地方道路整備臨時交付金を財源といたします市町村道整備事業で約480メートルの整備を行っているところでございます。

現在、この道路につきましては、近藤議員御承知のとおり行きどまりというふうになっておりますので、この道路を、現道の208号線までの残りの350メートルを市町村道整備事業で整備をするため、今議会のほうに測量設計の委託料の補正予算を13,500千円お願いしているところでございます。

事業計画といたしましては5カ年を予定しておりまして、平成20年度、本年度は測量設計、それに交通解析調査を行い、平成21年度から用地買収、それに平成22年度から工事に着手いたしまして、平成24年度には完了していきたいということで予定をしているところでございます。

最後に、この沿線の大型商業施設進出のお話でございますが、1件、開発行為についての協議が平成18年度に開発業者のほうからあっております。現在はその開発条件の整備について協議を行っているというところでございます。

以上でございます。

建設課長（横山英眞君）

近藤議員の道路関係についての3番、道路上を覆う樹木等の対応についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、道路上を覆う樹木については、道路に出ているからといって勝手に市で個人所有の樹木を切ったり取り除くことはできません。したがって、所有者の方に依頼、お願いをして処理してもらったのが一番適当だと考えます。それにはやはり住民への啓

発と周知徹底が必要であります。以前、市報に掲載し、住民の方々への御協力をお願いした経緯もございます。今後も市報に掲載をいたしまして、住民の方々への御理解と御協力を得るために啓発と周知徹底を図りたいと思います。

また、区長さんや交通安全協会の方々にも御協力をお願いいたしまして、今後、安全な道路空間の確保に努めたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

水路課長（安藤和彦君）

2点目の農地・水・環境保全向上対策事業と水路課の対応についてという御質問にお答えしたいというふうに思います。

議員におかれても御承知のとおり、柳川市内には約930キロという膨大な延長の水路がございます。この水路すべてを行政だけで維持管理していくのは、予算的にも体制的にも非常に厳しいものがございます。そういうことから、今までも小規模な水路清掃やしゅんせつ等については、地域住民の皆様にご協力をお願いしてきたところでございます。

そうした中、平成19年度から国において地域住民が参加して行う水路清掃やしゅんせつ等の共同作業に対して支援を行う農地・水・環境保全向上対策事業が創設されたということでございます。そこで、市といたしましても、さきに述べた小規模な水路清掃やしゅんせつ等については、この農地・水・環境保全向上対策事業で対応していただけないかをお願いしているところでございます。

また、この農地・水・環境保全向上対策事業では、ごみやしゅんせつ土の処分費用についても本事業で対応できるということでございます。この面においても非常に有効な制度だと考えているところでございます。このほかにも本事業は創意工夫次第ではいろいろな活動ができるということでもありますので、ぜひ幅広い活用をしていただきたいと考えておるところでございます。もちろん、地域で手に負えない規模の水路清掃や水路しゅんせつ、また水路護岸等の水路整備工事につきましては、今までどおり市で行いたいと考えております。

今後も市有の水路については、市が主体となって維持管理に努めていきたいと考えておりますが、地域の皆さんの御協力も当然必要と考えているところでございます。そういうこともございますので、農地・水・環境保全向上対策事業での対応につきましては、御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

以上、質問に対する答弁とさせていただきます。

18番（近藤末治君）

御答弁ありがとうございました。それでは、2回目は一問一答ということで行いますので、よろしく願いいたします。

ただいまの答弁の中で、大牟田から大川まで全線が開通すれば、広域高速交通体系が整備されて車が多くなるだろうという御答弁でございました。

そこで、市長にお尋ねをしたいんですが、これは期成会というのができているんですよね、当初3市3町ですね。その中で当時市長は大和の町長さんでいらっしゃいましたし、いろんな地元でできることは地元で協力をいたしますという発言はどの首長さんもされますので、恐らくされておったと思います。そこで、今、大和の部分だけが未整備でございますから、当時の町長でありました今の市長がその辺についてどういう問題があってどういうふうな努力をなされておったのか、お尋ねをしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

当時3市2町でございますね、大牟田、高田、大和、柳川、大川ということで、3市3町ではございません、3市2町、高田と大和（「三橋」と呼ぶ者あり）ああ、そうですね、三橋がありましたね。済みません、間違っていました。

そういう3市3町の期成会でございましたが、地元の首長としては、私は当初から期成会では幹事を仰せつかってありまして、それは今も変わりません。現在は3市ということになりました。

大和の時代、御案内のとおり大牟田の諏訪公園から大川の中央公園まで約二十数キロですね、整備が進んできているわけですが、高田町と、あの徳永と大和の南二重のところの斜張橋については、御案内のとおり大和側であるような予期せぬ沈下が起きたということで、大変な問題、検討をなさってきたわけですがけれども、皿垣の一部についてもそれにリンクする、当然これは自動車専用道路でありますので、一部供用というふうな言い方をされておりますけれども、当然自動車の専用のところはまだ供用開始していないわけです。皿垣から三橋に至りますところは今のところ、側道ということで整備をされてきております。したがって、自動車専用の高架の部分はまだまだこれからということにも相なるわけであります。

そういったところで、地元のさまざまな問題については、担当者、あるいは沿岸道路の出張所のほうから相談を受ける、そういったときに状況を判断して現場に出かけたり、対交渉に当たったり、そういったことでの対応をさせていただいたというふうなところでございます。

18番（近藤未治君）

ありがとうございました。今、市長は御答弁いただきましたけれども、私が思うに、側道ですけれども、ほとんどできております。その中で、今市長がおっしゃったような大和の一部ができていないでしょう。現道の谷垣徳益線に戻っていきよるですね。だから、その部分について、これは矢部川橋も今度春には開通できますよね。そしたら、かなり交通量も多くなると思うんですよ。

その中であそこの部分だけできていないと。そういうところで、私、当時の大和の町長であります石田市長にお尋ねしたのが、どういう問題があって、どういう努力をなさったのかというお尋ねをしたんです。橋梁については、橋台が沈下して1年おくれたということは知

っておりますのでですね。それで、その件について今後、その一部ですよ、できていないところ、状況的にはどんなでしょうか。

市長（石田宝藏君）

近藤議員おっしゃっているのは、恐らく豊原地区の問題じゃないかなと思いますが、私はほぼ順調に進んでいるという報告を受けております。（「その時期は」と呼ぶ者あり）ちょっと細部についてはここの場で発言していいのかなのかわかりませんので、担当部長なり判断をちょっとさせようと思いますが。（発言する者あり）

18番（近藤末治君）

私がこの件についてお尋ねをしたいのは、実は期成会で行動を一緒になさるわけですよ。私、この有明新報をよく見るんですよ。トップの動きですね。これ、かなり市長はハードスケジュールで回られております。8月の20日と21日付です、有明新報。これを見まして、私がちょっと今回質問をさせていただいているのは、この期成会のメンバー、この会長は大牟田市長ですから、もちろん大牟田市長は行ってあります。大川市長も行ってあります。それと、みやまの市長も行ってあります。ところが、肝心の今一部できていない柳川の市長がここに参加されていない。聞きますと、田中議長も同行されて県庁など書いてあります。恐らくこの県庁の後には九州整備局、それから上京要望と、ほかの3市の市長さんは行ってあるんですよ。だから、その期成会のそういうふうな行動を一緒に起こして、早く柳川の部分でも開通、完成をしたいという気持ちを持っていらっしゃるのかなと思って今回質問をさせていただいたんですよ。その点、市長、これは期成会として行かなくてよかったんですか。

市長（石田宝藏君）

今回は期成会として行動を県、あるいは国のほうに起こしております。私は県庁まで参りました。午後から公務がまた入っております、そちらのほうで会長、副会長、あるいは期成会の皆さん方にもお話を申し上げて、こういうことでよろしくということで、県庁のほうまでは同道したところでございます。

18番（近藤末治君）

それは、市長はいろんな会議とかに出られるのはもちろんでございますけれども、私がお聞きしたいのは、この有明海沿岸道路がもう来週には一部開通しますけどね。その中で大和の分ができていないでしょうが。そこについてもやっぱり地元の熱意、先ほど申し上げましたように、地元は協力しますよという発言とかも恐らく期成会の中ではしてあると思うんですよ。だから、そういうこともあるのに上京要望までしなくていいのかなと思ってお尋ねをしているんですよ。

ところが、ちょっとここで別の、22日の新報を見ました。これも本当に市長は大変なことだと思って有明新報を見ましたところ、22日は17時、九州市町村首長交流会（嬉野）ということだけでございました。ところが、植木大川市長、それから西原みやま市長は、13時か

ら大牟田久留米線の複線化ということで促進活動をなさっておるんですよ。だから、これにも市長は参加されていないような感じです。

それと、これは1週間の行事予定表ですか、これを市長は出されますよね。私も職員のと見ておりましたけれども、これによりますと、8月22日、15時20分から九州青年町村長会OB会、場所は同じです。こういうことで来ておりました。これはちょっと確認でございますが、どちらが正解でございますか。有明新報が正解でしょうか、この行事予定のほう为正解でしょうか、お尋ねいたします。

市長（石田宝藏君）

今21日の件についてはちょっと調査させよりますけれども、20日の期成会、これは行っているんですよ。午後からの行事、ちょっとそんなことをおっしゃってあるんなら、私も調べて答えることは簡単にできたんですけども、今はちょっと急遽、通告の中になかったものですから（「これやりましょうか」と呼ぶ者あり）いやいや、それはわかるんですよ。私はそれは行っています。20日の午前中は県庁に行って、部長室で議長ともどもに要望して、私も要請の発言をしております。御苦勞に対してもお礼を言っています。

もちろん近藤議員も御案内と思いますけど、期成会というのは、どちらかということ会長のペースで日程を組むんですね、それぞれ都合で。その中で急遽20日と21日、20日が県庁と九州整備局、それから21日が本省の国土交通省ということでしたので、これはあらかじめアポイントをとっていないんですね、こっちの都合とかは。ですから、20日は県庁に参りまして、20日の午後の行事は違った行事が私は入っていたと思います。

それから、22日の御指摘のところは、これは九州町村青年首長会かな、ということで通知が来ましたが、これはそういったものとすると、私はやはり行事の中身そのものがおかしいんじゃないかと、首長というのは現在市長にもなっている、私も町長じゃないんです。嬉野の市長も昔は町長でしたけれども、それから鹿児島の日置市の市長も当時の町長でした。したがって、その名称そのものがおかしいんじゃないかということで訂正をしたことであります。

これは20日の午後からは筑後川下流土地改良連合の総会でございます。そちらに、（「土改連じゃない」と呼ぶ者あり）土改連じゃございません。これは筑後川下流の新しくできた土地改良区連合の総会ということで、会長は桑野市長でございますが、大川の植木市長、それから私、行政からは3人が会長、副会長ということになっています。それから、筑後の土地改良区ですかね、久留米の土地改良区、こういった理事長さん方が副会長ということで、メンバーは県南地区の多くの自治体、あるいは土地改良区で構成をされております。ですから、そちらのほうについては植木市長にお願いをして、私はこちらのほうに参るということで午後から分かれたところでございます。（「じゃ、22日のは」と呼ぶ者あり）

22日は、ですから、現在市長になっているから、私はそういう名称に変えていくべきじゃ

ないかというふうなことでお話をしたところでございます。それで、西鉄のところに行っていないということでしょう。

18番（近藤末治君）

行ってないけれども、これは有明新報は市民の7万3,000人の方がごらんになると思うんですよね。当然これは公務でしょう、九州市町村首長というのはですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ところが、こちらのほうになると公務なのかどうなのか疑問なんですよね。九州青年町村会のOBとかですね。これは公務なのかわからない。だから、これを伏せて有明新報に出したのか、有明新報さんが間違いですかね、これは。

市長（石田宝藏君）

いや、間違っているということじゃないですよ。事實は、今首長となっているから、九州の市長村長が集まって意見交換をするということですから、そっちのほう为正しく……

18番（近藤末治君）

議長、こういうやりとりでいいですかね。ちょっとお尋ねしていいですか。

議長（田中雅美君）

一問一答で言ってください。

18番（近藤末治君）

そしたら、大川とかみやまは行かなくていいんですか。

市長（石田宝藏君）

みやまの市長さん、西原市長は関係ありません。県会議員、空席でございました。

18番（近藤末治君）

そしたら、これはあくまでも（「OB会はOB会さ」と呼ぶ者あり）あくまでもこれは町村長のOB会で行かれたんですか。

市長（石田宝藏君）

当時の町村長でございます。

18番（近藤末治君）

それはやっぱり公務として行かれたわけですかね。公務として行かれたんですか。

市長（石田宝藏君）

はい、公務として参りました。

18番（近藤末治君）

それから、先ほど期成会の要望なんかは会長のペースでとお答えされましたよね。これが会長のペースということは、当然市長の耳に入ったときは、ほかの期成会とか要望に行くようになったら、この有明海沿岸道路の上京要望並びに整備局の要望は行かれんようになったということでしょう。会長のペースに合わせたから、自分の行事予定に合わなかったから、自分は整備局も国交省も行かなかったんですよということでしょう。

ところが、私、これは恐らくそうお答えになると思って、期成会の事務局に尋ねました。うちの市長は大変公務が忙しいから行っていらっしやらないようだけど、いつごろ要望活動の計画はされておりますかと。当然相手のほうもございます、国のほうもございますからね。そういうのを調整とりながらと。2カ月も前から調整をしてきておりますということなんですよ。

だから、そういうことがあるのに、私はこれ本当に残念だったのが、うちの市長だけが有明海沿岸道路の要望に行かれていないから、本当市長は有明海沿岸道路はどうお考えになっておるのかなと。やっぱりこれは基幹産業ですからね、この道路ができ上がると非常に地域の発展にもなるし、企業の進出もあると思うんですよ。そして、ましてや443号バイパスができて、有明海沿岸道路にタッチして、しかも土曜日ですか、みやま柳川インターができるということでしょう。

そうすると、有明海沿岸道路というのはエッジラインということをよく言われておりましたよね。九州縦貫道路と有明海沿岸道路と結んでですね、タッチして。そういうふうな重要な道路だと思うんですよ。だから、私が今回質問させていただいたのは、あれはまだ暫定なんですよね。今おっしゃったように高架じゃないんですよ。あれは最終的には高架で平面交差がないような高規格道路をつくるということで計画をされておるでしょうが。だから、こういうことには積極的に行っていただきたいということなんです、いかがでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

当然積極的に展開しておりますし、それは同感でございます。

18番（近藤末治君）

それは市長、今後また有明海沿岸道路は何年もまたかかると思いますけれども、早くそういうふうな当初の計画になるように努力をしていただきたいと思います。

それでは、次に2点目でございますが、大和枝光線の延伸についてお尋ねをいたします。

企業がやっぱり進出するためには、道路が必要と思うんですよ。そういうことで、一応有明海沿岸道路から現在の208号線まで、これを早くやってほしいと。その後、この街路は旧柳川の晴天浜武線にタッチしている街路網図なんですよ。ところが、当時は柳川と三橋、行政が違ったので、この部分で進まなかったんですが、今回合併もしたことでありますし、今後、この街路についてどういうふうなお考えをお持ちになって進められるのか、お尋ねをしたいと思います。

建設部長（蒲池康晴君）

今、近藤議員のほうがおっしゃられたように、この南のほうにつきましては、南徳益枝光線ということで都市計画道路が走っております。この道路の1つのポイントになっておりますのが、沖端のちょうど船着き、川下りの終着のところを横切るというふうな道路になっております。それともう1つ、沖端川を越えますと、三橋京町通り線、それから三橋筑紫橋線

ですか　という道路がありまして、これの縦軸ということでございますので、先ほど近藤議員御指摘のとおり、現道の208号で終わるということになれば事業効果は薄いというふうに考えておりますので、これについては、やはり南のほうに沖端川を越す、そういった南のほうに伸ばす、そういった将来構想を持ちながら、この第2期の事業については取りかかっておるといふことで御理解をいただくならというふうに思います。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。街路事業といいますが、かなりの事業費がかさむわけございまして、先ほども市長は一生懸命そういうふうな国、県に対しての努力はなさるといふことをお聞きしましたが、やっぱり国、県の協力とか助成をもらわないと、市の単独だけではこういう高规格的な街路は難しいと思うんですよ。それで、努力を惜しまないといふことでございますので、とりあえず208号線まで今回は街路事業としてやるといふことでいいわけですよ。

そうすると、現在208号線に太田川がありますよね。あれは当然橋がかかって208号線までタッチするわけですか。

建設部長（蒲池康晴君）

御指摘のとおりでございまして、太田川を渡りまして、現道の208号線にタッチするところまでといふことでございます。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。こういうふうな有明海沿岸道路とか大和枝光線とかいう大事業については、国、県の助成が必要でございまして。

これはちょっとなんですけれども、ある新聞によりますと、石田市長はもう既に来年の選挙モードに入ったと、いろんな会合に参加されて握手をして回っているという報道があっておりました。当然市長として行かなければならない会合もあると思いますけれども、市長は来年の4月までは柳川市の首長でありますので、どうか柳川市のために積極的に行動をお願いしたいと思います。

それで、3点目の道路上を覆う樹木について先ほど課長が答弁されましたけれども、なかなかこれは個人のですから難しいと思います。ところが、先日、私が行政区のほうからちょっと要望されまして、空き家でございましたけれども、管理者にあの枝を切っていいかといふことを申し上げましたところ、それはいいですよと、どうしても手にかぶらないからと。そしたら、すぐ建設課のほうで対応していただきました。本当に迅速にやっていただいて、その管理者からも喜ばれたんですけれども、そういうことで、ネットワーク的なことで郵便局の配達員さんですかね、ああいう方との業務提携というか、情報を知るようなシステムもあったと思いますが、今もそういうことがあって、そういう情報が寄せられているのか、お答えをお願いいたします。

建設課長（横山英眞君）

過去にそういう道路の維持管理上、穴ぼこか舗装のある部分とかを含めて、そういうことをした経緯があっておりましたけれども、今のところ直接、今は郵便局じゃないんですけども、報告としては上がっていないようでございます。私は4月からでございますけれども、過去の分についてもちょっと見当たらないようでございます。

以上です。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。たまたま8月1日から31日、1カ月間ですね、道路ふれあい月間ということで、これは国交省からも流れてきていると思いますけれども、この期間中に別に市としては行動は起こされておりませんか。

建設課長（横山英眞君）

今のところ、特に道路月間ということで活動はしてございません。しかし、先ほど御答弁申しましたとおり、市報等でも啓発を行って、今後は積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

18番（近藤末治君）

特に柳川市も広くなりまして、1市2町合併したところで広がって、道路の管理延長も伸びておると思いますけれども、特にパトロールなどをよくしていただいて、また情報とかを得られて対応していただきたいと思っております。

それで、次に水路関係でございますが、ただいま課長から答弁いただきましたけれども、どうも私が思うのに、水路管理を水環境の保全のほうに送りやられておるような感じがするんですよ。それで、水路の管理として水路課の中に水路管理係、整備係、土地改良係とありますよね。この中で水路管理係という中に、柳川市事務分掌条例施行の規則の中に用排水路の管理に関する事とということであってありますが、この用排水路の管理に関する事とということについてお答えをお願いいたします。

水路課長（安藤和彦君）

用排水路の管理についてということでございますけれども、確かに今水路課の中には水路管理係という係を設置しております。その水路管理係の主な事務ですけれども、水路の使用願、また水面使用願ですね、それと水路の清掃、それに市が管理しています樋門や樋管、そういうものの水利施設についての管理をしています。それと、全体的な事務、庶務を担当しているわけですけれども、議員言われましたように、どうしても水路の清掃、また水路のしゅんせつ等について、今までも小規模なものは地元のほうに御協力を願っていたと。そこにこういう国の補助事業が創設されたということで、そういうもので対応できるものについては、ぜひ地元の活動の活性化、コミュニティの活性化とか、そういうもののためにもできるものについては、ぜひこの農地・水・環境保全向上対策事業ですか、その事業で行って

ただきたいということをお願いしています。

さきに述べたように、そういう事業で対応できない部分については、今までどおり市が直営で水路の管理は行っていきたいというふうに考えています。

以上です。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。それでは、これは実際に水路管理係、この係が地元から要望を受けて対応するためには、費用、お金が要ると思うんですね。予算的にこの水路管理係が持っている予算が幾らなのか。例えば、機械の借り上げ、工事請負費、原材料、この3点でいいですけども、その管理係が持っているのか、お答えをお願いいたします。

水路課長（安藤和彦君）

市内にあります水路の管理費につきましては、クリーク管理費という名前で予算を計上しております。このクリーク管理費の主な使途でございますけれども、使い先でございますけれども、大部分が水路護岸等の工事請負費でございます。

今お尋ねになりました機械借上料については、20年度予算でいいますと10,000千円、それと原材料につきましては2,000千円、そのような内容になっております。

以上でございます。

18番（近藤末治君）

金額は、私ここに予算書をコピーしているから持っているんですけども、これは水路、クリーク管理費ですから全体的に使うわけでしょう。なぜこういうお尋ねをするかということ、クリークの管理係の担当としては、壇上でもお尋ねしたんですが、ちょっとしたしゅんせつ、水草の揚げとか、そういうのも結局水路管理を担当しているそこがお金を持たないと。だから、対応できなくて水環境のほうにお願いしますと。先ほど課長も答弁されましたように、ちょっとしたことは水環境でしてください、どういうことを水環境でしてくださいということと言わなくてはならないんだろうと思って、これは担当課の職員は大変だろうと思うんですよ。市民の要望になかなかこれ、こたえられないのが実情じゃないかと思ひまして、私がお尋ねしておるのは、係として水路管理係ですね、ここに職員がいらっしゃるでしょう。その係の予算がどれくらいありますかということでお尋ねしたんです。

クリーク管理費はここにあります。今おっしゃったように工事請負費が115,000千円、機械借り上げが10,000千円ですね、原材料2,000千円、これはわかっておりますけれども、こういう予算があれば、ちょっとしたしゅんせつとかは水路課で、水路を管理するのは水路課、当然行政だからするのが当たり前だけれども、今申し上げましたように、水環境のほうにどうも送りやられているようだから、この予算が幾らあるのかということでお尋ねしているんです。

水路課長（安藤和彦君）

クリーク管理費でございますけれども、議員御承知のとおり、水路課のほうにはクリーク管理係のほか整備係というものがございます。クリーク管理につきましては、その整備係、それとクリーク管理係、そういうもので協議しながら、ここに配分された予算を執行しているような状況でございます。

ですので、水路管理係につきましては、事務的な仕事をこなしております、工事的なものについては整備係のほうでこなしているということでございますので、クリーク管理係でこういうふうな予算を執行するという機会は少ないと思っております。

以上でございます。

18番（近藤末治君）

なかなか職員も地元の要望にこたえてやりたいとか、お考えは十分あって、市民のために頑張りたいというお考えを持ってあるんですよ。ところが、実際に動くためには、ハード的なことには必ず予算が伴うもので、今後これ、水環境が5年で終わるわけですよ。5カ年です。その後、こういうふうな管理についてどのような対応をなさっていくのか、再度お尋ねをしたいんですけども。

水路課長（安藤和彦君）

ただいまの農地・水・環境保全向上対策事業については、今のところ5カ年間というふうなことで確かに言われております。ただ、確かなことではないと思っておりますけれども、制度上の見直しはあるにしても、5年後に全くこの事業がなくなるというふうなことは聞いていないところでございます。

また、こういう地元で共同作業等が根づいている中で、そういうふうに急にこういう制度がなくなるということについては、今までせっかく根づいてきたこういう活動について、とまってしまおうといいますが、そういうことになっても非常に困ると思います。

また、こういう補助事業等がなくなった折には、また当然水路の管理は、主体的にはやっぱり行政である柳川市のほうがしていかなければならないと感じているところです。

ただ、どうしても地元のほうで対応していただけるような小規模な水路清掃なり、水路しゅんせつについては、出役作業等でできればお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。5カ年でなくならないことを願うんですけども、やっぱり担当課が仕事をしやすいように、財政課長もいらっしゃいますので、特にクリーク管理、大事なものですから、予算をつけていただいて、職員が地元の要望に喜んでこたえられるようなことをお願いしたいと思います。

それでは、以上で私の質問をすべて終わりますので。

建設課長（横山英眞君）

済みません、1点だけちょっと御報告させていただきます。

先ほど道路月間に合わせて何もやっていないのかということで、実は近藤議員御承知と思いますが、柳川道守というボランティア団体がございます。各種団体、婦人会から老人会から公民館から入ってございますけれども、この道守の活動で毎年8月1日からの観光週間に合わせまして清掃を中心にやっていただいております。ことしも7月30日に道路を中心に清掃活動に何百名か参加していただいております。

以上、ちょっと報告しておきます。

18番（近藤未治君）

道守をしたということですが、道守の事務局はどちらですか。

建設課長（横山英眞君）

前は観光まちづくり課だったんですが、今はまちづくり課が事務局となっておりますので。

以上です。

18番（近藤未治君）

道路も水路も本当に延長も延びまして大変でございましょうけれども、そういう管理について頑張ってください。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、近藤未治議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。

本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時11分 延会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成20年9月10日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 島 添 達 也 | 2番 | 古 賀 澄 雄 |
| 3番 | 浦 博 宣 | 4番 | 熊 井 三千代 |
| 5番 | 梅 崎 昭 彦 | 6番 | 島 添 勝 |
| 7番 | 白 谷 義 隆 | 8番 | 森 田 房 儀 |
| 9番 | 荒 巻 英 樹 | 10番 | 藤 丸 富 男 |
| 11番 | 矢ヶ部 広 巳 | 12番 | 荒 木 憲 |
| 13番 | 伊 藤 法 博 | 14番 | 龍 益 男 |
| 15番 | 菅 原 英 修 | 16番 | 諸 藤 哲 男 |
| 17番 | 樽 見 哲 也 | 18番 | 近 藤 末 治 |
| 19番 | 太 田 武 文 | 20番 | 吉 田 勝 也 |
| 21番 | 大 橋 恭 三 | 22番 | 藤 丸 正 勝 |
| 23番 | 木 下 芳二郎 | 24番 | 佐々木 創 主 |
| 25番 | 三小田 一 美 | 26番 | 梅 崎 和 弘 |
| 27番 | 高 田 千壽輝 | 28番 | 山 田 奉 文 |
| 29番 | 河 村 好 浩 | 30番 | 田 中 雅 美 |

2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 石 | 田 | 宝 | 藏 |
| 副 | 市 | 大 | 泉 | 勝 | 利 |
| 収 | 入 | 木 | 村 | | 仁 |
| 教 | 育 | 上 | 村 | 好 | 生 |
| 総 | 務 | 山 | 田 | 政 | 徳 |
| 市 | 民 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 保 | 健 | 本 | 木 | 芳 | 夫 |
| 建 | 設 | 蒲 | 池 | 康 | 晴 |
| 産 | 業 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 教 | 育 | 佐 | 藤 | 健 | 二 |
| 大 | 和 | 櫻 | 木 | 恵 | 美 |
| 三 | 橋 | 藤 | 木 | | 子 |
| 消 | 防 | 竹 | 下 | 敏 | 均 |
| 人 | 事 | 高 | 田 | | 郎 |
| 総 | 務 | 櫻 | 木 | 重 | 厚 |
| 企 | 画 | 樽 | 見 | 孝 | 信 |
| 財 | 政 | 石 | 橋 | 真 | 則 |
| 税 | 務 | 武 | 藤 | 義 | 剛 |
| 健 | 康 | 川 | 口 | 敬 | 治 |
| 福 | 祉 | 木 | 下 | 正 | 司 |
| 学 | 校 | 成 | 清 | 一 | 巳 |
| 建 | 設 | 横 | 山 | 英 | 廣 |
| 農 | 政 | 成 | 清 | 博 | 眞 |
| 水 | 路 | 安 | 藤 | 和 | 茂 |
| 子 | 育 | 高 | 崎 | 祐 | 彦 |
| 商 | 工 | 江 | 崎 | 尚 | 二 |
| | 振 | | | | 美 |
| | 興 | | | | |
| | 課 | | | | |
| | 長 | | | | |

4 . 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 北 | 原 | 博 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 高 | 巢 | 雄 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 庶 | 高 | 口 | 佳 |
| | | | | | 務 | | | 人 |
| | | | | | 係 | | | |
| | | | | | 長 | | | |

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 答弁者 |
|----|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 1 | 11番 矢ヶ部 広 巳 | 1. 自主財源について 2. ピアス跡地について 3. 漁業団地について 4. 筑紫町駐車場について 5. 諫早干拓の開門要請について | 市 長 " " " " |
| 2 | 2番 古 賀 澄 雄 | 1. 障害者自立支援について 2. 子供議会開催について 3. 市民協働推進表彰制度の導入について 4. 子供のヘルメット着用について | 市 長 " " " |
| 3 | 1番 島 添 達 也 | 1. ピアスとの調停交渉の現状と見通しについて | 市 長 |
| 4 | 21番 大 橋 恭 三 | 1. 少子高齢化社会の到来と市政 (1) 医療費 (2) 保育事業 (3) 住宅事業 (4) 企業誘致 (5) 大型事業の見直し (6) 補助金 (7) その他 | 市 長 |
| 5 | 22番 藤 丸 正 勝 | 1. 旧柳川ホテル跡地買収について (1) 柳川警察より要求の旧柳川ホテル跡地売買に関係する書類の提出について (2) 旧柳川ホテル跡地売買における、柳川市と市土地開発公社の市職員による公印公文書偽造、不正使用で柳川警察への被害届は適正であるか | 市 長 |

午前10時2分 開議

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(田中雅美君)

日程 1 . 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第 1 順位、11 番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

11 番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。11 番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

傍聴者の皆さん、朝早くから御苦労さまでございます。議員の一人として、心から感謝を申し上げます。

ところで皆さん、こんな恐ろしいことがあっております。多くの皆さんが傍聴されます。その半年後には、柳川警察署長の名前で、公文書で事件に関係があるからと、傍聴者の住所、名前を提出させる。そして、その傍聴者の中からピックアップして、警察に呼び出し調書をとる。こんな驚くべきことがあっております。皆さん、信じられますか、小説ではありません、テレビの水戸黄門ではありません、必殺仕事人ではありません、私矢ヶ部広巳の平成 19 年 12 月 12 日の一般質問に対して、ここに座っておられます柳川市長という肩書を悪用した石田宝蔵氏の常套手段によって仕掛けられたものであります。こんな恐ろしいことは、柳川市長石田宝蔵氏一人では決してありません。それは、柳川警察署刑事課が受理し、署長が決裁して初めて受理されるものであります。つまり、警察と柳川市長が裏でつるんでなかったら到底できないからであります。なぜでしょうか、議員が市政についてただした一般質問がどうして受理されることになるのでしょうか。

議員には、質問できる権利と諸問題をただす義務があります。一般質問は、この神聖なる議場で行われております。もし、おとがめを受けるような発言があったならば、議長が、議会運営委員長がその場で発言をとめるはずであります。つまり、議会の問題であり、それを事もあろうに警察が介入してくるとはどうしても腑に落ちません。それに、もっとおかしいのは、市長の石田宝蔵氏に対して、警察が柳川ホテルの問題で被害届を出せと言ってきたから被害届を出しましたと大泉副市長がさきの議会で途中休憩をとった上で発言したことであり、これこそまさに警察と石田市長が裏でつるんでいたことを証明するものではありませんか。

我が日本は、三権分立の国であります。18 世紀のロック及びモンテスキューの主張を礎として、権力の乱用を防ぎ、国民の政治的自由を保障するため、国家権力を立法・司法・行政の相互に独立する 3 機関にゆだねようとする原理で、近代憲法に顕著な影響を与えているものであります。

福岡県警察本部長田村正博様、同首席監察官藤原健一様、私が言っていることは間違っていますか。当時の柳川警察署長は、警視西谷五郎氏であります。さらに、刑事課の担当者は知能犯係長渡辺勝義氏であり、氏は柳川警察署当時警部補であり、平成 19 年 8 月に警部に昇

格され、黒木警察署刑事課長とうかがっております。警察は中立・公平を基本とするべきではないでしょうか。まさか一般質問が犯罪扱いとして処理されるとは、どうしても県民の一人として納得できません。

渡辺勝義現黒木警察署刑事課長は、柳川署警察当時は知能犯係でございました。もし石田市長と示し合わせて、捜査上の問題だから言えないということを手にとった悪質な知能犯のやり方であるとすれば、こんな驚きはありません。渡辺勝義氏こそ犯罪者ではありませんか。そして、何度か石田市長と渡辺勝義氏が2人でおられるところを見かけたとも聞いております。もしや2人の間に現金が、商品券が動いたことはないとは思いますが、疑われても仕方ない気がしないでもありません、信じたくはありませんが。

私は、こんな警察官は当然罷免をさせるべきだと思います。警部は幹部であります。このままないがしろにするわけにはいきません。

ことしの4月に平成20年1月号の「柳川市安全・安心通信」が、区長さんを通じて各戸に配られております。安全・安心まちづくり推進協議会の会長は、柳川市長石田宝蔵氏であります。同じく副会長は西谷五郎氏であり、それに2人のあいさつが載っております。これでは、市民を小ばかにした、愚弄していると私は言わざるを得ません。表では立派なことを羅列しておいて、裏では柳川市長と警察がグルになって、柳川市長という保身のために、善良な市民を、議員を、そして子供であるべきはずの職員を犯罪者に仕立て上げておとしめる、取調室で調べる、弱い者いじめをする、まさに恐ろしい限りであります。

黒木警察署渡辺勝義氏に対してはもっともっとありますが、限られた時間でありますので、次の機会に譲ることとします。

手元に県民新聞の2008年3月15日号を持っておりますが、県内版でありますから、福岡県内の全域に配布されているはずであります。この新聞は、柳川市広報課あてにも郵送されてあるそうですから、当然石田柳川市長は、何度も何度も繰り返し読んでおられるはずであります。

人間は、本当のことを言われて腹を立てる動物と言われております。恐らく事実であるならば、腹を立てて読まれてあるかもしれません。そこにはこうあります。「市長の大ウソ答弁」の見だしで、平成20年3月7日の市議会での一般質問のやり取りが記事になっております。県民新聞報道について問われた石田市長は、筆者、つまり記者が傍聴する前でうそ偽りを並べた上、こう語ったとあります。

「石田市長は市議からの質問を受け、(1)取材は一度も受けたことがない、申し入れもない (2)何者かまったくわからない (3) (本紙に) 何度も電話したが、何も答えないと答弁した。これについて本紙から反論をしたい。(1)昨年9月4日、市役所を直接訪れ、P社工場問題について取材を申し入れたが多忙を理由に断られた。(2)その際、名刺と本紙昨年8月号を職員に渡した。さらにその後も本紙を市広報課宛てに郵送している。それらすべてに所在地

や連絡先などは書いてある。(3)これまで本紙には石田市長はおろか、市職員からの電話すら1本もない。一体どちらへおかけですか？目の前で聞かされた市長の虚偽答弁に驚いた - と言いたいところだが、これまでの取材からすると想定範囲内であった。もし反論があれば石田市長、いつでも本紙まで御連絡を。その際には大泉副市長か周囲の職員の方つまり山田総務部長かそれ以外の部長と思いますが市長に日本語と数字の読み方を教えてあげて下さい。正しい電話のかけ方も、ぜひ。このようなウソツキから話を聞くことに、今や余り意味を感じないけれど。なお、大泉副市長には質問状を提出している。これまでのところ回答はないが、「最後に、あえて言わせていただく。議会、そして何より市民を惑わせているのは、ウソツキ市長とコソコソ副市長、あなた方2人ではないですか」と結ばれております。

私も市議の一人として当選をさせていただき、毎回一般質問させてもらっておりますが、答弁に全く一貫性がありません。いつもこころ変わりします。それはなぜでしょうか。議会をうそ偽りの答弁で乗り切れれば、どうにかなるという議会を、市民をばかにした態度だからであり、真実であるとすれば、答弁が二転三転するはずがありません。真実は1つだからであります。

柳川市長の大うそ答弁の記事を読んで、市民の一人として恥ずかしい限りであり、もはやこんなそんで柳川市長の資格なしと言わざるを得ません。本当に情けない限りであります。お粗末であります。

きょうもきのうに続きまして、たくさんの全国の皆さん、県民の皆さん、そして警察関係者の皆さんが、このテレビを見ておられます。

通告に従いまして、1、自主財源について、2、ピアス跡地について、3、漁業団地について、4、筑紫町駐車場について、5、諫早干拓の開門要請について、一般質問をさせていただきます。

7万3,730人の市民は、市長の当意のうそを突き混ぜた答弁は聞きたくはありません。本当のことが知りたいわけであり、うそ偽りのない御答弁を心からこいねがうものであります。

これからは自席にて質問させていただきます。ありがとうございました。

11番（矢ヶ部広巳君）続

まず、1番目の自主財源について伺います。

市税の16年度から19年度までを、年度別に市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税に分けて教えてください。よろしく願いいたします。

税務課長（武藤義治君）

矢ヶ部議員の平成16年度から平成19年度までの市税の内訳ということでございますので、年度ごとに重立った個人市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税についてお答えいたします。

なお、平成16年度につきましては合併前でございますので、旧1市2町の決算額を合計したものでございます。

まず、平成16年度では、市税合計額5,703,962千円、その内訳といたしまして、個人市民税1,727,738千円、固定資産税3,043,517千円、軽自動車税143,023千円、市たばこ税399,907千円となっております。

次に、平成17年度につきましては、市税合計額5,948,769千円、前年に比べまして244,807千円、4.3%の伸びとなっております。

主な内訳といたしまして、個人市民税1,832,123千円、固定資産税3,143,718千円、軽自動車税146,852千円、市たばこ税389,521千円となっております。

次に、平成18年度でございますけれども、市税合計額6,010,771千円、前年に比べまして62,002千円の約1%の伸びとなっております。

内訳といたしまして、個人市民税1,920,623千円、固定資産税3,046,916千円、軽自動車税150,038千円、市たばこ税409,374千円でございます。

最後に、平成19年度につきましては、本定例会に上程されております一般会計決算の議案でございますので、認定前ということを申し添えておきます。

市税合計額6,655,668千円、内訳といたしまして、個人市民税2,465,221千円、固定資産税3,199,129千円、軽自動車税154,972千円、市たばこ税396,888千円となっております。平成18年度に比べまして、644,897千円と大幅な伸びとなっておりますけれども、これにつきましては、三位一体改革によります税源移譲等によりまして、個人市民税が550,000千円と、前年度に比べ大幅な増となったことでございます。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。時間の関係がありますので。

御存じのようにタスポが採用されました。たばこを自動販売機で買うときは、このタスポカードを持っていなければ買えなくなりました。その関係で、たったその一本の法律によりまして、多くのたばこ屋さんが泣いておられる。極端な話、売り上げが1割に減ったとか、2割になったという嘆きの言葉を聞くわけであり、こうなりますと、当然市のたばこ税の税収も減りはしないか、そういうふうな心配もするわけでございますが、その点、どのように考えておられるのか。あるいは全くその影響はないのか。日が浅いわけでありますから、そこまでの統計はわからないと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、たばこ屋さんのそのような嘆きは恐らく耳にしてあると思っております。どうでしょうか。

税務課長（武藤義治君）

タスポについてのお尋ねでございます。

タスポとは、社団法人日本たばこ協会、全国たばこ販売協同組合連合会及び日本自動販売

機工業会が、未成年者の喫煙防止に向けた取り組みの強化の一環として開発し、順次日本全国に導入されておるものでございます。

本県におきましては、2008年5月から導入されております。このタスポの導入に伴いまして、市たばこ税がどのような影響を受けるかという御質問かと思えますけれども、店舗ごとの売り上げ増減は把握しておりませんけれども、8月末現在におけます市税、たばこ税につきましては166,200千円程度と、ほぼ前年並みの税収を得ております。それによりまして、このタスポによる市税、たばこ税につきましては、影響は少ないものと考えておるところでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

ふるさと納税制度ができたのも、財政危機による苦難の策である。だから税金の無駄遣いはあってはならない、これは当然であり、財政力が落ちたら、市民は財政の豊かな市や町へ逃げていきます。税金の無駄遣いをただすという意味から、私は時間もありませんから、次の質問へ行かせていただきます。

2番目のピアス跡地の問題でございますが、土地約3ヘクタール、工場延べ床面積6,600平方メートルを580,000千円、目的のないまま買われておるようでございますがいかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

財政課長（石橋真剛君）

今、矢ヶ部議員のほうから、ピアス跡地の購入が目的がないのではないかというような御質問でございますけど、当時、旧大和町のときに聞き及んだところではございますが、地域雇用を守るという観点、また、ピアスが撤退した後につきましては、旧大和町の活性化を図る起爆剤の一つとして取得をしているというふうに関及しております。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

このピアス跡地は、市長は産業廃棄物が必ず捨てやっであるという議員の求めが何回かあっております。その中で、何回も市長は、産業廃棄物は絶対捨てられておりません、だから出ませんよ、出るはずがありませんと断言をされてきましたが、出てまいりました。そのことについて市長どう思われますか。

市長（石田宝蔵君）

その前に、この問題、矢ヶ部議員通告なさいました案件については、今淡々と質問が続いておりますけれども、冒頭、先ほどの警察との関係、またうそ八百の答弁と、約19分間にわたってとうとうと一方的に述べられました。

これらについて、やはり当然市民の皆さん、きょうは傍聴も多うございますし、インターネットでもごらんになっている方、（「議事進行」と呼ぶ者あり）また、そういった市民の方々も、もしそうであるとするならば大変な問題だというふうにお思いであろうと思います。

したがって、この問題については、これまでも、この議場においてさまざまなそういった言葉を、御質問をいただきました。また一方的にお答えいただきました。警察と行政、私どもが何でそんな結託する必要があるのでしょうか。市民の安全・安心を守るという行政については同じ方向で動いていると。これは当然共有すべき事案でありまして、住民の安寧秩序を守ることは当然であります。

ただ、19年の12月12日、一般質問を取り上げて、そして、市長の肩書を利用して何か仕掛けて、いかにもあくどい市長みたいな話ですが、あのとき振り返っていただきたいと思えます。私は、この一般質問の通告を受けて、矢ヶ部議員から、合併浄化槽の問題、ただA議員（「その部分な時間ば延ばしてくださいね」と呼ぶ者あり）それは勝手なこと、どうなさるかわかりませんが、（「いやいや、そうやないよ」と呼ぶ者あり）当時の旧柳川のA議員、B議員、三橋のB業者（「それは前のことよ」と呼ぶ者あり）前のことって、そういうことでしょうか。（「おかしいやないですか、あなた」と呼ぶ者あり）そのことが発端で、私はそういうことがあるとするならば、今でも、あしたでもやめますと。（「またうそばかり言うて」と呼ぶ者あり）こういうことを申し上げてきました。（「たばこ税のことを言いなさいよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）12月……

議長（田中雅美君）

市長、やじも飛んでおりますので、答弁のほうは簡潔明瞭にお願いします。

市長（石田宝藏君）続

いやいや、それを議長、しっかりやっておかないとですね、市民が、こんな市長だったら（発言する者あり）当然不信任を出して、（「だめよ、あなた」と呼ぶ者あり）私は信を問うべきだと（「そうだ」と呼ぶ者あり）いうことも申し上げました。（「そうだそうだ」と呼ぶ者あり）そんな市民は市長を信頼できないです。（「私は現実を言っているわけですよ」と呼ぶ者あり）いや、弁舌じゃない。（「そうだ」と呼ぶ者あり）だから、そのことについては勘違いされてはいけません。（「いいや」と呼ぶ者あり）そのことについて、矢ヶ部議員を名誉毀損で訴えたところです。（「名誉毀損……」「名誉毀損ですか」と呼ぶ者あり）ですから、名誉毀損、もちろん私は事実、そういうことは根も葉もないこと、全く身に覚えのない、そういうことをないがしろにして吹聴して回る。まさしく、やはり言論の暴力だと、私はそっちのほうを申し上げたいというふうに思います。

そしてしかも、特定の署長さん、あるいは職員さん、この方との何か特定のつながりがあるように、今何ですか、現金、商品券、そんなものがあるはずはありません。（「大変だぞ」と呼ぶ者あり）私はクリーンを標榜しております。ですから、そのようなことがあるならばお出してください。（「お出してください、そういう……」と呼ぶ者あり）出してこそ、その発言をしてください。

議長（田中雅美君）

ちょっと待ってください、まだ答弁中です。（「いや、長く答弁せないかん」「早くしなさいよ」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝藏君）続

また、県民新聞のことについて、確かに私は電話を入れました。市役所の記者クラブの関係者の、新聞社の記者さんにも聞きました。この新聞はどこ新聞ですかと。御存じですか、皆さん御存じなかった。特定の、福岡にあるんでしょうかと、そういう話でした。広報課に送りつけている。何も一方的な記事でありまして、私に取材をされたこともないし、そのことがうわさの領域、ある幹部が、市の幹部が、ある一市民は、こんな記事でとらえられて、私はこの問題についても名誉毀損でやらなきゃいけないかもしれません。柳川の名誉のために、市民の名誉のためにやらなきゃならないかもしれませんので、念のために申し上げます。

それから、今ピアスの問題（「さっさと言わんか」「議会じゃない、ちょっとレベルの問題……」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「だれの一般質問ですか。おかしいよ」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

静かにしてください。市長も質問に対して簡潔な答弁をお願いします。

市長（石田宝藏君）続

いや、冒頭に19分間述べられていますから、そのことについては市民の皆さんに説明（「私はしつこう言わんよ、あなたのように」と呼ぶ者あり）しておかなければなりません。ですから、（「事実を言いよるわけですよ」と呼ぶ者あり）それが問題だったら警察、違うところに届けてください。（「その時間だけ延ばしてもらわいかなですかね」「事実を私は言っております」と呼ぶ者あり）ですから……（「質問ば終結していただいて」と呼ぶ者あり）はいはい。（「勝手なこと言っちゃだめよ」と呼ぶ者あり）

それから、数字も教えてくださいと、私は数字は読み切ります。（「賛成されたから、その場で……」と呼ぶ者あり）電話のかけ方も知ってます。（「……すればよかやん、動議出して。私、賛同すっよ」「不信任案ばさい」と呼ぶ者あり）はい、出してください。（「いや、私はあの方たちが言われたから、賛同しますと言いよるわけですので」と呼ぶ者あり）はいはい。（「あなたは柳川のことを言われたから」「一般質問の残るじゃなかですか」と呼ぶ者あり）

ピアスの問題は、今石橋課長がお答えしたとおりでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

私が最初に演壇で話したことは、全くうそではございません。私は当事者でありますから、警察から呼ばれました。そして、その調書もたくさん見せてもらいました。あとはここでは話しません。あとはまた後で話しますから。少なくとも、絶対うそではありませんから、私が言っていることは。西谷署長云々の問題もうそではありません。

先ほど産業廃棄物は出まさんと、あなたは何回も過去言っておりますが、出ましたが、そのことについては答弁されておりましたが、どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

産業廃棄物については、当初、私どもが重要説明事項でそういった説明を受けてまいりましたので、これはきっちり買ったときの説明を申し上げてきているわけでありまして、したがって、昨今、この問題について議会からも随分御指摘がございまして、松藤教授、これは産業廃棄物と言うかどうかはわかりませんが、化粧品の香料、においというものがやはり出たということで、これについては当然ピアス社にその旨申し伝えて、私どもが承知せぬこと、これについてはピアス社の責任においてきちんとやってほしいということを申し上げてきているところでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

さらに、建物からは1,800坪のアスベストがあることも判明いたしました。間違いございませんか。

市長（石田宝蔵君）

面積について、これまたはっきり私も今の段階では把握しておりませんが、試算によればそういうふうな数値もあるようでございます。したがって、これも部分的な答弁をしますと、その部分だけが誇張されますので、その辺についても前後の関係をよく見きわめてお答え申し上げたいと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

市長は6月議会の一般質問で、私は市民に損害を与えているとは思わないと、ぬけぬけと答弁をされました。間違いありませんか。

市長（石田宝蔵君）

間違いございません。

11番（矢ヶ部広巳君）

市長、産業廃棄物は捨てられているということを今認められました。アスベストもついておるということを認められました。580,000千円で買っておられます。まさにこれでは二束三文の土地、建物であるということであるわけですよ。どうしてそれで市民に損害を与えているとは思わないという答弁になるのでしょうか。どうぞ、よろしく願いいたします。

市長（石田宝蔵君）

この土地が全く使用不可能の土地ということならば、矢ヶ部議員の論も成り立つでしょう。今、矢ヶ部議員は産業廃棄物認めた、アスベストを認めた。これは事実関係として、私は化粧品の有毒性がないということで、きちんとその中身については松藤教授からの土壌調査の報告も議会の皆さんと一緒に受けいたしましたね。そういうものを踏まえて、何も産業廃棄物で有害になるような物質ではないし、そのことについては解消を簡単にできることだと。

それから、アスベストの含有については、これまでどおり私は契約、売買前にそういった説明は聞いてきておりませんでしたから、ピアス社について、当然その交渉をやっているわけでございます。ですから、市民の皆さんに損害を与えるようなことも、これはやっちゃいけません。その交渉をやっているさなかということであります。

繰り返しこれは申し上げてきている、これまでの答弁のとおりであります。

11番（矢ヶ部広巳君）

ピアス工場跡地を売りまして、売却して石田市長の買収疑惑を隠ぺいしようとしておられるのではないかという気がしてなりません。

私のところに、こんな手紙が市民の方から舞い込んできました。読み上げます。

「ピアス工場跡地売却プランについて。大泉副市長の発案といううわさもあるが、市当局の方から、市内のあちこちに土建業者の資材置き場が点在していて、観光地柳川の景観も悪い上、住宅地域などでは安全に支障がある云々等の理由で、1カ所に集約できる資材置場を探したいという。この件で、市が建設業組合に打診したところ、早速組合側としては、ピアス跡地を市が売却してくれるなら、そこに資材置き場団地をつくることのできる。中小の業者30社ぐらいが入居可能で、組合側としても好都合であるという、実に奇妙で驚くべき密談が市と組合の間で進められているようである。将来、アスベスト処理費用の市財政負担や産業廃棄物未処理のまま塩漬けになるかもしれない市有財産を、仮に6億円で売却してしまえば、市としても好条件、この大義名分をもって議会の議決を得れば、もろもろのP社と石田市長の疑惑について葬り去られるとささやかれている。この案は、議会としても反対する理由が見つからないだろうし、市民からの反論もなかるうというわけである」。

そこでまず副市長に伺いますが、これは事実でしょうか。

副市長（大泉勝利君）

全く根も葉もない中身でございます。よくそこまで考え抜いたなというふうに驚いておりまして、企画力のある方だというふうにお褒めしたいというふうに思っております。

そういう話は一切したことございません。まだ、ピアスの跡地のことについては、調停中でもあるし、その利用の仕方等については、何ら検討の余地がないという、そういう状況でございますので、そういう話が出ること自体どういう背景があるのか、私はむしろ疑っております。

また、議員にはいろいろこそそこそとかいろいろ言われておりますけれども、そういうふうと言われるのは勝手にございますけれども、（「私は県民新聞ば言うただけじゃなかですか」と呼ぶ者あり）また根も葉もないようなこんな話が出てくること自体、もう私はあきれておりますけれども、これでよろしいでしょうか。

11番（矢ヶ部広巳君）

それで私も安心しました。まさかこそそこそあなつつあんがそげんして動きよっとやなかや

るかち思うて、心配になったところであります。

大泉副市長は、昨年12月25日にピアス社を訪問されました。これは全員協議会の中で議員から、このままでは瑕疵担保期間が切れるかと問われ、ピアス社へ損害賠償の請求をやっておけば、瑕疵担保期間は自動的に延長されるということで、年末のお忙しい中を割いて出張された経緯があります。そのことについては間違いのないと思いますが、確かに、その損害賠償請求の文書を出してあるのかないのか、一言でいいですからお答えをしていただきたいと思います。

副市長（大泉勝利君）

そのことについては、12月の議会最終日近くの全員協議会でも、議員の皆さんにお話ししたところ、たしか矢ヶ部議員だと思えますけども、配達証明で送っても受理しない場合がある。そうなったときには、市が考えているその措置は無効になるかもしれない、こういう話があったかと思えます。そのことを確認するために、12月の末までに、12月末と申しますのは仕事納めがございますので、12月28日がタイムリミットだというふうに思っておりますけども、それまでにきちんと市から送った文書を受理したかどうかを確認する必要があるということで、たしか12月25日だと思えますけども、行ってまいりまして、受け取りましたかということで確認しております。その結果は、議会の事務局を通じまして、議員の皆さんに報告させていただいたとおりでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

それで安心しましたが、そこで、それを出されたために、瑕疵担保期間は延長されたわけですが、有効期間は何年何月何日まででございますでしょうか。

財政課長（石橋真剛君）

瑕疵担保の排除期間のために、損害賠償請求をその期間内、要するに19年の12月31日までを送付し、受理されたということになりますので、この損害賠償の期間が契約締結から10年間というふうになっている。損害賠償を請求する権利を有する期間が売買契約締結から10年間。（「ということは、具体的に」と呼ぶ者あり）15年の7月二十何日だと思えますけど（「平成25年」と呼ぶ者あり）いや、売買契約、不動産売買契約。（「それで10年けん、25年ちことやろ」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

期限はいつまでかち言いよらす。

財政課長（石橋真剛君）続

それから10年間です。（「25年7月25日まで」と呼ぶ者あり）そうですね、25年の7月の締結前日だと思えますので、到達日が契約前日までということになると思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

確認をします。瑕疵担保の有効期間は、平成25年7月24日までということによろしゅうご

ざいますかね。いいですか、25日に出しておるわけですから。

財政課長（石橋真剛君）

24日までがということになるかと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

後で市長、副市長、ありゃ間違うとったち言わんでしょうね、どうでしょうか、確認をしておきます。

市長（石田宝藏君）

ちょっと今唐突な質問だろうと思いますので、私も確認する余地がございません。確認してから返事申し上げます。

11番（矢ヶ部広巳君）

それでは、そういうことで、次の3番目の漁業団地について質問をさせていただきますが、まず冒頭、柳川市の漁協管理条例の一部改正が1年間延長された提案を今されておるわけですが、これは、それによりますと、市はことしの5月に、その事業補助申請をしておると。あたかも、すぐにでも補助がつくような答弁をされておりますが、問い合わせたところ、ガソリン税等の値上げによって、つまり補助滞納問題によって、国はそういう問題にはとてもやないがまだ入られんという状況にあるというわけですよ。となれば、来年9月30日までの延長、つまり次のシーズンまでに補助ができそうでもないわけですよ。その点は御存じでしょうか、どうでしょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

先日、5月に補助申請を行っているといえますのは、21年度の事業費の概算要求をやっているということでございます。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

ということは、当然間に合わんということですね、どうでしょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

その間に合わないというのはどういった意味でしょうか、ちょっともう少し教えていただきたいと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

いや、つまり処理場といいますかね、その問題が間に合わない、それに対する補助が間に合わんとやないかと。一番ネックになっておるのは、あそこの処理の問題が一番ネックになっておるわけでしょうが。それを私たちは心配しておるわけ、だから言っておるわけでございます。

産業経済部長（田島稔大君）

ことしの5月に、来年の事業費を申請していると、概算要求をしているということで、来

年の漁期、それまでに排水施設を整備したいというふうに考えておりますので、来年、ちょっと市長選の関係もあるかとは思いますが、私たちの計画では、来年の漁期までに処理施設を完成させたいというふうに考えております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

それでは、次に行かせていただきますが、柳川市の県有明海の共販漁連によりますと、今期のノリの生産量は過去最高の15億7,900万枚であったと。しかしながら、平均単価はここ30年で初めて10円を割ったさきの1枚当たり9円22銭よりも、さらに12銭も下がって9円10銭と低迷をしたと発表されました。

また、さきに比べて、燃料費が2割も上がっていると、生産コストがかさんでいる。これまで販売枚数が最高だった2001年の15億4,700万枚の18,857,000千円を大きく下回り、14,368,000千円となった。つまり、生産量は3,200万枚も多かったのに対して、販売額は逆に4,488,000千円も減ってしまったということになるわけでありまして、なぜかいいノリがとれているのに値がつかない。今後の私は課題と思っておりますが、市としての今後の対応があれば教えていただきたいと思っております。

市長（石田宝蔵君）

これは何と言いましても、柳川におきましては、農業、漁業が市の基幹産業でございますので、当然、このノリの価格の低迷というのはさまざまな背景要因が重なってきております。特に今議員仰せのとおり、10円台を割るような価格になってきたということは、これは昭和の末、随分議論をされながら、たしか平成7年だったでしょうか、8年、あのころから韓国のノリが入ってまいりまして、つい先般は中国のノリまでということで、I Qの枠の問題が国においても議論をされてまいりました。

当然、国内に与える影響ということで、全国海苔貝類漁業協同組合連合会が中心になりまして、水産庁に働きかけ、国においても一定のセーフガードをとというようなことでの取り組みがなされてきました。ただ、価格の低迷、昭和20年代の末期に、この有明海ではノリの養殖が始まってきておりますけれども、やはりピークとなりますのは30年代、40年代、こういうふうに言われております。先ほどから昨日の龍議員の質問の中にもありましたように、「黒い札束」といった代名詞でも言われたノリですけれども、御案内のとおり、昭和の末期に全自動乾燥機が導入をされてまいりまして、経営体数は急激に減ったんです。昭和36年ごろは、7万世帯ほどあったノリの経営体数が3分の1、現在では2万5,000経営体ということに急激に減ったわけですが、生産量は、この全自動ノリ乾燥機の影響を受けまして、年間約80億枚を下回ることはない、コンスタントに、この生産が全国の浜でできるようになったと。

しかし、その流れの中でも、御案内のとおり地球の温暖化等さまざまな問題が出てきておりまして、東日本、瀬戸内、有明海、特にこの福岡、長崎、佐賀、熊本4県、こういったも

のが主力産地として、特に九州は、その主力産地として注目を集めているわけです。（「私の質問に端的に答えりゃいいでしょう」と呼ぶ者あり）したがって、産地間競争に勝てる浜というのは、この有明海、柳川の浜だということで、協業化、あるいは佐賀県が進んでおります協業システム等を勉強しながら、この漁業団地等もいち早く導入をして、そして将来、10年後に向けて、この価格の低迷する中で経営合理化、突破ができるように、そういったことでの施策を考えているところでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

全くあなたの答弁はなっておりません、私の質問に対して。

時間がありませんから、4の筑紫町駐車場についていきますが、これも時間がありませんから、後にできる限り回して、この問題についてひとつこれだけは教えてください。私はここに市と筑紫町642の中村貞子氏、平成18年6月1日に交わした賃貸借契約書を持っておりますが、中村貞子氏は誕生日はいつでございましょうか。

建設部長（蒲池康晴君）

ちょっと誕生日は存じ上げませんが、たしか中村裕彦氏のお母さんということでお伺いしておりますので、多分90歳ぐらいだろうと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

私が知ったところでは94歳だと思いますけれども、94歳の方と20年の契約を市が筑紫町駐車場を結ぶ。何かもうとてもやないが、話にならんわけですよ。しかもこの中村裕彦氏ですか、所有者の。この方は、石田市長から市の公平委員に任命をされた方ではないでしょうか、どうでしょうか。

市長（石田宝藏君）

94歳とて100歳とて、所有権者であるならば、その方しか契約は民法上できないと思います。それから2点目、公平委員、そのとおりでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

柳川市民として、その公平委員でありながら、しかも私は、この方は公平委員長ということで聞いておりますが、そしたら、市が便宜供与をつまりしておるわけでございますから、そういう方の子供さんと、しかも子供さんは公平審査委員の委員長、何かそこら辺に、私は、本当にこれは公平やなくて、これは不公平じゃないかという気がしてなりません、その辺は別に、法的には問題ないにしても、市民が受け取る場合にどうしても納得をしないわけでございますが、その辺はどうでございましょうか。

市長（石田宝藏君）

何のことをおっしゃっているのか、私は理解に苦しみます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）これは、（「いや、苦しむなら、もう言わんでよか」と呼ぶ者あり）筑紫町駐車場の問題だろうと思いますけれども、平成12年、ここに議員もまだいらっしやると思いますけれど

も、柳川市の観光計画というのが立案されております。旧（「いや、その問題はもう言わんでいいよ、時間がないから」と呼ぶ者あり）いやいや、大事なことなんですよ、ここがポイントなんです。そのときに（「追及したいけれども、時間がないから。いや、その問題は知っていますよ」と呼ぶ者あり）そのときに、親切に申し上げておかないと、これが行政のサービスですよ。（「うそばっかり並べておってから何が親切ね」と呼ぶ者あり）

平成12年の6月に、時の土地開発公社理事長、緒方研太理事長に、小宮市長から工事駐車場用地の取得についてという開発公社の依頼がっております。しかしそのとき、結果を見てみますと、11人の方がちょうど筑紫町、筑豊魚市場製氷第二工場、あの横に用地を取得されている。しかしそのとき、結論はだめということで、交渉が重ねられて不調に終わってきているんです。その後、議会の中でも随分議論があって、観光の柳川、沖端に拠点としてバスがとまるような駐車場を整備しようという旧柳川で議論を重ねられてきているんです。特定の関係があるわけではありません。たまたま中村さん、観光協会の事務局長をなさっていたということで、私も3回伺いをして御相談を申し上げたところが、やはりなかなか財産ですから、御理解いただくのに時間はかかりました。しかし、自分の立場も踏まえて御理解いただいて、柳川の将来を考えて理解いただいた。何か私は矢ヶ部議員、勘違いされているんじゃないかなと私は思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

私は決して勘違いありません。時間がありませんから、その問題を追及したいですけれども、ちょっとそこを省いたから、そのように感じられるかもしれませんが、あそこは、中村さんが前に工場を建てられておった。前、水路があった。入口が狭かったと、そういうふうないきさつがあるわけですが、時間がありませんから、それは次の機会にさせていただきますけれども、副市長が、もうひょっとして柳川からはってかすとでけんけんがら、5番の諫早干拓の開門要請について伺いますが、国営諫早湾干拓事業の潮受け堤防開門を命じた佐賀地裁判決が6月27日に御存じのようにありました。それを受けて、柳川市の漁民有志の皆さんが、7月8日、国に控訴断念を求めるよう市長に要請をされました。そのところで市長は、皆さんの気持ちは国に伝えますと、判決は妥当と思う。つまり、開門をしると言ったことは妥当と思うと断言をされております。

そこで、大泉副市長に伺いますが、別名ギロチンで締め切られて11年になります。293枚の鋼板でされまして、柳川市筑紫町にある筑後地域最大の筑後中部魚市場で地物を担当するYさん47歳の方が、10年前と去年4月の取扱量を、つまり魚の取り扱いを比べると、アサリは半減をした。イダコは半分以下になる。1,922箱あった二枚貝のウミタケは、ことしはゼロと新聞で訴えられており、諫早湾干拓等をギロチンで締め切る工事を進めてきた張本人は大泉副市長であるわけですよ。しかも、宝の海を死に追い落とそうとしておる。

今、隣に座っておられる石田市長は、開門せんといかん、門ばあけんとでけんとおっしゃ

る。大泉副市長は、締め切っとかやんとでけんということでしょう。市民にどう答えられますか。全く逆やないですか、市長と副市長の考えが違うということは、これはどういうことですか。絶対にこれは行政上あり得ないわけですよ。とするならば、この問題を出す前に副市長は副市長職をやめて農水省に帰られにやいかんわけです。あるいは副市長は　そうでしょう、ギロチンで締め切ったということは間違っただということ認められるということでございますか。よろしく副市長お願いいたします。

副市長（大泉勝利君）

私は、国家公務員として農林水産省の職員でございます。私が入省をしたときに、諫早湾の干拓事業の事業実施の手続が、たしか四十数年かかったかというふうに思いますけれども、当時の農水大臣が、今の金子長崎県知事のお父さんで、岩三さんで、水産関係の全国の代表者であったと。その時点で事業がスタートしておりまして、私はたまたま人事異動の中で、諫早湾を担当しなさいということで、人事異動で赴任したということでございます。だから、今矢ヶ部議員が張本人と言われるのは、何をもとに張本人と言われるのかですね。確かに締め切りされたときの時期には、私実はインドネシアの農業省に赴任しておりまして、日本にはおりませんで、私はその張本人と言われるようなことは当たっていないというふうに思っております。

さらに、我々公務員の宿命と申しますか、それぞれの地域の利益なりを考えて、当然施策に当たらなきゃいけないというふうに思っておりまして、私は確かに、諫早湾干拓だけじゃなく、佐賀県の農政部の職員だったこともございます。今は柳川市の職員でございまして、市の利益のために、いろんな難しい局面もいろいろございますけれども、市民の意見、議員の意見、こういったものを聞いて当たっているわけございまして、そのことをもって、私がおその諫早湾にかかわっていたということだけをもって、市長と意見が違うからというのは当たっていないというふうに私は思います。

そのことをもって言われるということであれば、それは間違っているというふうに私は思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

最後でございます。時間がオーバーして申しわけないでございますが、市長は、私が19分間しゃべりました。それに対して全くのうそだというようなことを言いましたけれども、私はどこへでも行きます。警察庁にも行きます。福岡県警のほうにも私は行きます。その私を調べた方は、名前も言っていないわけでございますが、まさに私はうそは言っておりません。決してうそではありませんよ。そのことをあえて訴えまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時4分 休憩

午前11時19分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、2番古賀澄雄議員の発言を許します。

2番（古賀澄雄君）（登壇）

皆様おはようございます。2番、公明党、古賀澄雄です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、順次質問をいたします。

初めに、これまで私の一般質問の中から少し確認をさせていただきます。

1つには、昨年12月議会で障害者支援についてでございます。発達障害者の発見から就労までの一貫した支援について、市役所の縦割り行政が支援の壁となっていることの質問に対して、市長は、「そういったことから（縦割り行政）、いわゆる機構の一元化についての検討も指示しているところでございます」との御答弁がございました。その後どのようになっているのか、お伺いをいたします。

2点目、就労支援についてでございます。私は、明石市共同作業所の事例を取り上げて質問をしたところ、市長は、「当然これは検討に値する中身だろうと思います。その中身について私どもが伝え聞くよりも、やはり関係者の職員を派遣しまして、そういった事例等のあるところを探して、具体的なものを執行部として確認する必要があるかというふうに思います。そういうことで担当の職員を私は派遣したいというふうに思っております」と答えてあります。その経過についてお伺いをいたします。

3つ目、在宅障害者の家族が対応困難になった場合の24時間支援と見守りについての質問をしたところ、市長は、「家族の心労をねぎらいながら、先進地事例等もひとつ調査して、どういう形で、どこに相談すればよいかということをも早く整備したい」と前向きな答弁がございました。どのようになっているのか、お伺いをいたします。

4つ目に、子供議会の開催についてでございます。合併4周年を記念して、準備をされてはいかがでしょうか。子供の健全育成に体験することの成果は大きいものがあると考えます。機会をつくっていただけないでしょうか。子供の意見や要望が市政運営に、市長マニフェストにと反映されることにもなるでしょう。3年前の答弁では、「学校現場の協力がいただけるならば、前向きに考える」とあります。その後の検討はどのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、市民協働推進表彰制度の導入についてでございます。

柳川市は、市役所に平成18年4月に市民協働推進係を置いて2年半となりますが、推進の現状はどのようになっているのでしょうか。インターネットの情報によりますと、うつのみ

や人間力表彰制度では、目的として市民協働のまちづくり、市民主体のまちづくりを推進するに当たり、地域貢献に尽力している市民等を顕彰し、それらの活動を奨励することにより、今後、活動を始める人々へのきっかけとなるような表彰を創設する。概要としては、市民協働のまちづくり、市民主体のまちづくりを進めるに当たり、さまざまな分野において地道で身近な活動を実践している市民団体、事業者を顕彰するとあります。

柳川市は、マスタープラン、協働による市民主役のまちづくりを推進するに当たり、その活動を広く市民に伝える必要があります。そのために、私はこの表彰制度導入は欠かせないものと考えます。市長の所見をお伺いいたします。

最後に、改正道路交通法によると、子供のヘルメット着用については、平成20年6月1日施行の改正法によると、13歳未満の子供を自転車に乗車させるとき、保護者はヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。として、児童、幼児に自転車を運転させるとき、

保護者などの自転車の乗車装置に幼児を同乗させるときとあります。東京都の調査では、自転車の転倒時に幼児が負うけがの36.2%が頭部に集中しているとの結果があります。本市でヘルメットを着用して自転車に乗っている子供は、夏休み期間、全く見かけることはありませんでした。国が定めた認定基準を示すSD規格のヘルメットの価格は4千円前後と高く、ヘルメット装着は現法では努力義務であることから、着用が進まないものと思われます。そこで、本市はヘルメット装着のキャンペーンの実施や購入費用の助成について、どのように考えられているのかお伺いいたします。

以上で終わります。再質問については自席で行いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

福祉課長（木下正巳君）

古賀議員の一般質問の1点目であります障害者自立支援につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、発達障害者に対する一貫した支援体制の整備についてでございますけれども、本年度設置を予定しております障害者自立支援協議会の専門部会に、この発達障害者を所管する部会を設置いたしまして、そこを中心にした支援体制の整備を考えております。

この障害者自立支援協議会といいますのは、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指して、地域の関係機関がネットワークをつくり、障害福祉について問題解決を図っていくために設置する組織でございます。現在、組織の構成等について検討しているところでございますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、障害者の就労支援ということで、明石市の取り組みの現地調査の件でございます。

議会終了後に明石市福祉課に資料収集をいたしましたところ、明石市の取り組みは平成19年9月4日に障害者作業所の「時のわらし」を開設されております。所長1名、指導員2名、障害者5名で作業開設をされています。また、11月8日には障害者の就労支援のため、市役

所内にコンビニを開設されておりました。昨年12月の時点では開設して日もまだ浅く、有効な話を聞くには運営が安定してからの調査が適当ではないかと考えておりました。現在でちょうど設立して1年を迎えられますので、運営も安定してきているのではないかと考えております。年内には現地に出向きまして、設立当初の苦労話、課題や改善点などを含めて聞き取りまして、現地調査を行いたいと考えております。

最後に、在宅障害者の家族に対する24時間支援についてお答えいたします。

在宅障害者の家族が対応困難な場合の本市の支援体制は、通常の場合、7日間の施設への短期入所ができるようになっております。また、疾病やその他やむを得ない事由があるときにつきましては、診断書の添付で最大3カ月までは施設に入所できるようになっております。市における受け入れ施設は福岡県より短期入所事業の認可を受けている事業所となり、養徳苑、健康荘、柳川療育センター、第二白梅学園、おいでんとなっております。

夜間などの突発的事由による対応について受け入れ施設に聞いてみましたところ、施設になれていない障害者が夜間に入所する場合は、パニックを起こしたり、また、体に変調を来すなどの問題があり、緊急的入所受け入れは厳しいとのことで、また解決すべき点もあるようでございます。

今後は、市と施設が連携しながら支援を進めている参考事例があるかどうかを含めて調査を進めてまいりたいと思いますので、古賀議員におかれましては、御理解と今後の御支援をよろしくお願いいたします。

教育部長（佐藤健二君）

子供議会開催についてお答えをしたいと思います。

子供たちが柳川市のまちづくりに関心を持ち、意見や考えを述べる機会を持つことは大変意義あることだと思います。平成17年9月議会で議員より質問がなされ、市長及び教育長のほうから学校の条件が整えばという趣旨の答弁をいたしておりますが、その後、議員も御存じのとおり、学校現場におきましては学習指導要領の改正に伴い、ゆとり教育から学力重視教育へと大きく転換が図られました。今後、授業時数確保が必要となり、週5日の時間数を目いっぱい割り振らなければならない状況にあります。また、子供議会の体験などに活用できる総合的な学習の時間についても、小・中学校ともますます時間数が縮減される状況にあります。そのような中で、子供たちが事前の準備をする時間がとれないことや、土曜日、日曜日、もしくは夏休みなどにしか開催の時間がとれないなどの課題がございます。

それから、古賀議員が17年に質問された後、教育長のほうが校長先生方に打診をいたしておりますが、学校現場におきましては十分な時間がとれないというようなことで、実現には至っておらないところでございます。

いずれにいたしましても、開催に当たっては学校現場の事前準備も含めまして、行政側におきましても市長初め四役、部課長が出席することになり、日程などの事前調整についても

相当の準備が必要となりますので、実施については慎重にならざるを得ないところでございます。

以上でございます。

総務課長（櫻木重信君）

古賀議員の市民協働推進表彰制度の導入についてということで、御質問についてお答えいたします。

議員の御質問の趣旨は、市民協働を推進するに当たり表彰制度を設置して、市民にアピールをしてはどうかという御質問だと思います。御指摘のとおり、これまでなかなかスポットが当たらなかった身近な協働事例、そういうのを取り上げまして表彰するということは、協働による市民役のまちづくりということを推進するアピールになると思います。協働に携わる人々の励みにもなると思っております。

ただ、表彰するということになりますと、どのような事例を表彰の対象にするかとか、市民協働の形態、そういうようなものについての基準を整理しなければならないと。それから、しっかりした定義づけをする必要がございます。また、本市では表彰に関しまして規定がございます、柳川市表彰条例がございます。この条例は、本市市政の振興発展に寄与し、功績顕著な者、または市民の模範と認められる方や団体に対して、表彰に関する必要な事項を定めたものでございます。今後、市民協働推進に関しまして表彰制度の設置につきましては、柳川市表彰条例との兼ね合いも含めまして、整理する課題がございます。前向きに検討していきたいと思っております。

次に、子供のヘルメット着用についての御質問でございます。

議員が御質問の中でおっしゃいましたように、ことしの6月、道路交通法の改正によりまして、13歳未満の子供が自転車に乗ったり、幼児座席に乗せて自転車を運転する場合はヘルメットの着用が努力義務ということに、保護者に課せられております。この件に関しましては、法律の改正から時間がまだたっておりませんで、また努力義務ということもございまして、市民への周知はまだ行き届いていないという状況でございます。車の事故に関しましては、ヘルメットの着用は非常に大事というふうに考えております。ヘルメットをつけていれば被害が最小限に食い止められるということでございます。

市といたしましては、警察や学校、それから交通安全推進協議会、そういうふうな関係機関とも連絡をとりながら、自転車乗車時のヘルメット着用について、市民の皆さんへの周知を働きかけたいというふうに考えております。それから、春、夏、秋、冬、年4回の交通安全県民運動、それから、年間を通しまして実施されておりますさまざまな交通安全キャンペーンの中で、その中でまた学校とか交通安全指導がございますので、自転車に乗る場合のヘルメット着用については周知を行ってまいりたいというふうに考えます。

それから、ヘルメット購入の助成制度でございますが、これも道路交通法の改正の直後で

もでございますので、今後のヘルメット着用の動向、そういうのを見きわめて研究をしていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

答弁ありがとうございました。それでは、順次質問をさせていただきます。

今回、確認をさせていただいていることは、合併後、柳川市も4周年を迎えるに当たって、その後の対応を今の時期がしやすいんじゃないかと、こういうことで時期を選んできたわけでございますけれども、去年の12月に質問しておりました件につきましては、発達障害者ということには限らず、やはり何らかの障害のある人たちを生涯にわたって一貫して支援しようというものでありまして、これについては障害者本人や家族が行政の支援によって安心して暮らせると、これは何より大切なことであろうかと思えます。しかし、行政の機構に支援を妨げる、そういったすき間があると、そういうことでそれをつなげようということで質問をしているところでございます。

滋賀県の湖南市、また三重県の亀山市、こういったところでは発達支援室、こういったものを市長部局のほうに置いて運営をしてある。また、鳥取県の倉吉市では、福祉課に統括機能を持たせてやってあると、そういう自治体もございます。

そういったことで質問をいたしておりますけれども、ただいまの答弁によりますと、障害者自立支援協議会を設置して、そこにこういった統括機能を持たせる専門部会等を置くと、こういう答弁があったようでございますけれども、私は初めてこの自立支援協議会、こういったことを耳にするわけです。これが果たしてそういう行政の統括機能を果たすことができるのかということちょっと思っているわけですが、縦割り行政ということの一元化、これができるのかということでございます。構成とか運営については、いつぐらい設立になるのか、そういったことも含めてもう一回答弁をお願いしたいと思います。

福祉課長（木下正巳君）

障害者自立支援協議会について御質問があったわけでございますけれども、概略この組織がどういうものであるかというのをまず説明させていただきたいと思えます。

障害者自立支援法で市町村に設置が義務づけられている組織でございますけれども、これは複数の市町村によって共同実施を行ったり、それから、運営につきまして指定相談支援事業者に委託をすることも可能であるということになっておりますので、市といたしましては社会福祉協議会、これは柳川市の指定相談支援事業者になっておりますので、社会福祉協議会に委託をいたしまして、社協が設置をしております障害者福祉相談室「きらり」を核とした組織にしていきたいというふうに考えているところでございます。

構成機関といたしましては、現在考えていますのは、行政はもちろんであります。学校とか、それから民生委員、相談支援事業者、障害者相談員、医療機関、サービス事業者、また、

雇用関係機関などを考えているところでございます。そして、その協議会の中に先ほど答弁しましたように発達障害者を所管する部会を設置いたしまして、その部会には関係課であります福祉課はもちろん、健康づくり課、子育て支援課、学校教育課、学校や雇用関係機関などでこの部会を構成していきながら、その部会の中でそれぞれが持っています情報の提供と交換をして、そして、その障害者の方をどういうふうな形で支援していくかということを協議していくと。そうすることによって体制はできていくのではないかというふうに考えております。

以上です。（「いつぐらい」と呼ぶ者あり）

この組織につきましては、今、福祉課のほうでそういった協議会の青写真を社会福祉協議会と話しながら青写真をつくっているところでございまして、予定としては年度内には設置をしたいというふうに考えております。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。今、この障害者自立支援協議会の説明をしていただきまして、年度内には設置をすると、こういうお話でございまして。

私がちょっと考えていることを少し述べさせていただきたいと思いますが、ただいま北京パラリンピックが開催されておりますけれども、これはソウルや長野パラリンピックで活躍をされましたレーナ・マリアさんの話でございまして。このレーナさんは、生まれながらに両腕がなく、左足は右足の半分の長さしかありませんが、歌手としても画家としても現在大活躍をされています。そのレーナさんは、「障害を持って生まれて本当によかったと思います。障害は、私の個性の一つです。そして、スウェーデンに生まれて本当によかった。子供のころから、「あなたは価値のある人。やろうと思えば何でもできる」と言われて育ちました。障害が理由でできなかったことは何もありません」と語っておられます。

人間は、だれでもきりと光る何か特性があるものでございます。それを私たちが理解することは、その人の能力や個性を發揮することになります。私は、行政の機構に問題があるとするならば、それは早く解決しなければならないと。弱い立場の人やハンディのある人が社会の片隅に追いやられるようなことがあってはいけない、こういうふうに思っております。

そこで、市長にも一言御発言をお願いします。ただいま説明をいただきました支援の協議会については、大変すばらしいものとは私も考えます。賛成をいたします。しかし、こういった協議会の形というか、性格からして、この行政の統括機能といえますか、そういったことが確保されるのか心配でございまして。市長の見解をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

古賀議員におかれましては、昨年の12月からこの問題については建設的な御提言をいただき、私どもとしても機構の改革、あるいは先進地の事例等も調査を今いたしておるところでございまして、先ほど課長から答弁がぁっているとおりでございまして。

私は、いつも日本財団の笹川陽平会長の言葉を思い出します。陽平会長は、特にハンセン病だとか、障害者に対してのさまざまな施策についての支援事業も行っていらっしゃいますけれども、話を聞くにつれまして、やはり今、古賀議員がおっしゃいましたように、障害を持つとうとして生まれてきた人はだれもおりません。しかしそれを、ピンチをチャンスととらえて、先ほどスウェーデンの女史の話をされましたが、そういった条件整備をしてやるのが健常者の大きな務めだろうと思いますし、それは当然、行政としても支援をしていかなきゃならないと、このように思っております。

したがって、縦割り行政の弊害をなくしながら、行政の横断的な、そういった安心して相談でき、また手助けができるような体制を整えていくということは、これは私も心は同じであります、御理解をいただきたい。また、一日も早くその実現に向けて完全なる条件整備を図っていききたいと、このように思っております。

2番（古賀澄雄君）

今、私が質問したこととちょっと違うと思いますけれども、この協議会に統括機能を持たせる、確保することはできるのかと、こういうことを質問しているわけです。

市長（石田宝藏君）

この中身については、まだ私も十二分な説明を受けておりません。したがって、縦割り行政の弊害をなくして横断的なものじゃだめだぞということで指示をしているところでございまして、現下では十二分な検討を今進めているというふうに御理解いただきたいと思えます。

2番（古賀澄雄君）

よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、就労支援についてお伺いをいたしますけれども、先ほどの明石市の運営が安定していないので、1年間待っているというふうなお話ですけれども、これは私は全く信憑性がないお話だなというふうに感じました。というのも、先ほど壇上でもお話ししましたけれども、市長はそういった事例のあるところを探してでも出せると、こういう非常に積極的な強い気持ち、決意が、その答弁のときは傍聴者も見えておりましたし、あったように思えます。そういうことで、非常に市民の期待感、インパクトというのを感じるわけでございます。そういうことを考えると、先ほどの答弁は、された方はやはり疑うべきような気がしないでもないわけです。そういうことで、もう一度本気でやられる気持ちがあるのか。よろしくお願ひします。

市長（石田宝藏君）

私は、発言にはうそはございません。積極的に、当然、私も原課に問い合わせしてみまして、このような実態を聞きまして、若干がっかりした部分もございまして。ただ、そういった状況、相手のお家の事情ということで御理解してほしいという報告をいただいております、決して腰が引けておるとか、消極的ということではございませんので、この辺は御理解いただき

たいというふうに思います。何ならば、詳しくは課長から、中身について必要とあれば答弁させたいと思います。

2番（古賀澄雄君）

これは年内に行かれるということですか。

福祉課長（木下正巳君）

年内には現地調査を行いたいと考えております。

2番（古賀澄雄君）

よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

私も一回訪問したいところを考えておるわけですが、それは愛知県の半田市というところに、知的障害者の就労支援に力を入れてある「むそう」という社会福祉法人がございまして。ここは、障害者と市民が共生するまちづくりと地域福祉の増進を掲げて設立したということで、今では喫茶店やラーメン屋さんとか、そういったことを市街地といいますか、そういったところで幅広く、15ぐらいの事業を展開されております。非常に共生・共助の地域が形成されていると、こういうお話がございまして。

やはり、障害者の皆さんだれしもが平等に社会参加できて、そして生き生きと暮らしていけるということについては、これは柳川市としても大きな地域活性化につながってくることは間違いないと、こういうふうに感じるわけですね。そういった整備をするということは、私たちの使命というか、仕事でもあらうと思います。ユニバーサル社会というようなことを耳にしますけれども、努力をしていきたいなと考えるところでございまして。

次に、緊急時における見守り体制ということでございましてけれども、先ほども平常なときの受け入れの説明があったようでございましてけれども、私が質問しておいた件は、いざというとき、緊急なときの24時間の見守り体制というものが市民の要望でございまして、そこら辺を聞いておいたわけでございます。

その件については、本市においてはなかなかまだ厳しいという答弁でございましてけれども、私もその対策ということについてはやはり苦慮するわけですが、私が思うには、こういったことで心配をされている家族の実態をまず調査する必要があるんじゃないかというふうに考えます。その上で、何家族ぐらいがそういったことで困られているのか、そういうことを調べた上で対策を講じることも一案ではなかろうかなというふうに思っているわけです。そこら辺の実態把握ということについては、本市はどのように思われているのか、ちょっとお伺ひしたいと思います。

福祉課長（木下正巳君）

福祉課で、本年、ひとり暮らし老人システムを管理するための地域福祉支援システムというものを導入するようにしております。このシステムを利用して、障害者の方のデータにつきましても本人の同意をとりながら整備していきたいと考えているところでございまして、

そういった機会を利用しながら実態調査について行いたいと考えております。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。そういうことも一つの参考にしながら、具体的に実際どういう形で困られているのかというのをしっかり把握しないと、本当の知恵は出ないんじゃないかと、そういうように思いますので、どうか大変でしょうけれども、よろしく推進のほどお願いをいたします。

続きまして、子供議会の件でございます。先ほどから部長のほうから答弁をいただきまして、時間がとれない、厳しい、四役も日程がとれない、厳しいと、厳しい厳しいの連続で、非常に私もがっかりしておりますけれども、3年前の答弁と余り変わらないなということで、答弁も同じ、本当に検討された足跡というのを余り感じないような気がいたします。

市長にお伺いをしたいと思っておりますけれども、市長は市民の幅広い意見を聞くために、移動市長室を昨年からことしというふうにつけられておりますけれども、子供のこういった目線についての考えはどういうふうな思っているのか、お伺いしたいと思います。

それと2つ目に、この子供議会というのは、ほかの自治体によりますと、市制何周年記念とか、そういった記念行事で開催されるケース等もよくございますけれども、そういったことの考えはないのか、この2つをちょっとお願いしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

この教育の問題については、いわゆる子供が生まれ、そしてまた人生が終わるという全人の教育というのが当然必要であるわけでありまして、これを総称して生涯学習という形で、教育をやるサイドから見れば生涯教育と、当然必要なことばかりでございます。古賀議員から3年前、このような御質問を受け、私も極めて前向きに、こういった企画は同感であるというふうなことを表明したと思っております。これは今も変わりません。

ただ、幼少時期において一番大事なことは、やはり学力、子供の学力というのはこれが基本であるというふうに思います。それから、2番目においては、もろもろの社会の規範、モラル、こういったものをきちんと身につける。やはり人間として、例えば、ならぬものはならぬ、人をいじめちゃならんとか、人のものをとってはならんとか、こういうものの規範というものをしっかり身につけさせなきゃいけない。それから、ふるさとだとか、家族だとか、あるいはまた国だとか、そういうものを愛する心、この3つが私は幼少時の教育においてはとにかく必要なことだろうというふうに思います。もちろん、さまざまな子供なりの価値観、親の影響を受け、先生の影響を受けて価値観というのはそれぞれ違うかもしれませんが、やはりその子の持つ能力を引き出してやる、これが教育であろうと思っております。

ただ、市の姿勢については、幅広い機会をとらえて、さまざまな機会をとらえてお声を聞かせていただいておりますけれども、きょうのような議会の場においても、子供の議会、考え方を代弁していただいておりますのが議員さん方でもあろうというふうに思います。したがっ

て、教育現場において、ここを十二分に事情等を賢察いただいて、私どもも現場の事情等を十分考慮して、これについては対応すべきだというふうに思っております。

したがって、3年前答弁いたしましたように、現場の事情が許すとするならば、学校、あるいは子供たちの事情が許すとするならば、そういったものは節目、メモリアルの記念として開催することも、子供たちにとっても、市にとってもいいことではないかなと、そんなふうに思います。しかし、ただただ現場の事情をしっかりと私どもは尊重してやらなきゃいけないというふうに思っております。主役は、何といっても子供だろうと思っております。そういうことで御理解いただいたらと思っております。

2番（古賀澄雄君）

そういうことで記念行事には入れないと、こういうことになりますかね。

市長（石田宝蔵君）

現場の事情が許すとすれば、それはやるべきじゃないかなというふうに思います。

2番（古賀澄雄君）

教育長にちょっとお尋ねをしたいと思っておりますけれども、これはきのうの新聞でございます。教育長も読んでいただいたと、こういうことで感想なりを述べていただきたいというふうに思います。

八王子市が8月31日に、市内の小学生や中学生の代表に議員になってもらい、市政への提案をしてもらう子ども議会の本会議を開いたということで、子供の目線でいじめなどの子供の悩みを解決する子どものしあわせ課をつくってはどうかと質問をしたわけですが、八王子の市長は、今ある「こども政策課」を「子どものしあわせ課」に変えると述べた。子供の目線でいじめ対策などの施策をさらに充実させていくことを約束。その瞬間、子供も議員の親たちも、多数詰めかけた傍聴席からどよめきが上がった。子供の提案の一つに、他人の悪口など書き込まれるインターネット上の掲示板、学校裏サイトを禁止し、人のよいところを褒め合う裏の裏サイト、褒めサイトをつくると、こういった提案もされておると。新聞でございますけれども、御感想があればよろしく申し上げます。

教育長（上村好生君）

古賀議員が平成17年におっしゃったことございまして、そのときも私自身としましては非常に前向きな答弁をしたところでございます。しかし、ことしの3月にゆとり教育の弊害というのが盛んに言われておりましたが、学力の低下に対して文科省は学習指導要領を改訂したというふうなことでございました。授業時間を10%増加する、そういうふうなことでございまして、一番チャンスだと思っておりました総合的な学習の時間、これが削減されたわけでございます。そして、それが算数や理科や体育の時間にかえられたと、そういうふうなことでございます。

八王子市の新聞、私も拝見いたしました。非常に柔軟な考えを市長さんは持ってあるなど。

「こども政策課」というところを「子どものしあわせ課」に変えたというふうなことでございます。それから、いじめなどではなくて、人のいいところを探し出そうとか、非常にすばらしゅうございますが、ただ、これに至るまでには約2年間準備をされているということですね。そして、8月にするまでに、5月にはどうする、5月に決断式を行った。6月に市職員の案内で、地域の清掃工場や中央公園などの施設を見学した。そして、7月には1泊2日の合宿を行い、市職員からヒアリングなどを受けた。そういうことでございまして、かなりこれは時間がかかるな、準備が大変だな、そのように思うところでございます。

大変すばらしゅうございますが、やはり今、市長が言われましたように、私は柳川の小・中学生の学力を充実させたいと、まず1番にです。それから、社会規範、規範意識、これを明確に持った、そして日本の国を愛する、そういう児童・生徒を育成したいなというふうに思っております。

それで、小・中学校の学習指導要領に照らしまして、さらに柳川市の教育の実態、それに照らして子供議会が真に必要なか、あるいは、それをやる時間の余裕があるか、そのようなところを勘案いたしまして、今後さらに研究をしていきたいと思うところでございます。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。子供にいろんな体験をさせながら成長を見守るということについては、決して無駄なことではないというふうに私は思っております。いろんな体験の中で柳川市を背負ってくれる人材をつくっていくと、こういう上においては有意義なものと考えておりますし、柳川市を愛する子供の気持ちを思う存分、やはり市政に反映させることは全く大事なことだと私は思っております。

次に行きたいと思えます。先ほど市民協働推進表彰制度について答弁をいただきました。早速取り上げていただいたというふうに思っております。前向きに検討をすると、こういった答弁に心から感謝申し上げたいというふうに思っております。

これは、鳥取市の市民活動表彰制度の協議をされている各委員さんの声が載っておりますけれども、二、三、紹介をしたいというふうに思います。ある委員さんですけれども、私はPTA活動に取り組んでいるが、そのような活動で親が表彰される姿を子供たちが見ることも次世代の育成につながっていると思うと。地道で立派な活動を取り上げることは大切と。また、ある委員さんは、表彰することで周囲の人が市民活動に関心を持ったり、参加するきっかけとなることもあるでしょうと。また、何年以上活動した団体に対する表彰であれば、本市の他の表彰制度であると。これは柳川市でも表彰条例がございましてけれども、すべての分野の市民活動から顕彰や、活動が広がる効果があるものを表彰したいと。また、まちづくりに寄与するユニークな活動をアピールしたいと。もろもろありますけれども、先ほどの答弁、前向きな答弁で、つくるという方向で検討をされる中で、まだ何も無いとは思いますが

れども、大まかな概要について何かあればお知らせしていただきたいと思います。

総務課長（櫻木重信君）

大まかな概要ということでございますが、先ほどお答えしましたように、まだ質問を受けて、これから検討に入りたいというふうに考えております。市民協働に関しまして表彰制度ということは非常に効果があるというふうに考えております。ただ、繰り返しになりますが、柳川市表彰条例との兼ね合い、それも考えながら、対象となるものはどんなものか、そういうふうなものを十分検討いたしまして、今後進めていきたいというふうに考えております。

2番（古賀澄雄君）

どうかよろしくお願ひしたいと思います。大変ありがとうございます。

次に、子供のヘルメットの着用ですけれども、お母さんがですね、保護者が自転車に前後ろ、からってというのは余り見かけませんけれども、やはり転倒したときにけがをされるということで、ヘルメットの着用は欠かせない、こういうことですが、本市の取り組みとしては、地域安全・安心の活動が盛んに行われております。市長におかれても、県下にその活動が知れ渡っていると、こういうお話も聞くわけですが、どうかこういったことに対するアピールに力を入れてやっていただきたいと。そして、なかなか2人、3人と子供がいると、4千円前後の購入価格ということで負担になる部分もございますので、行く行くはそういった補助制度等も考慮すると、考えると 考えるというか、検討していくというようなことでございますけれども、どうか積極的に推進をお願いしたいと思います。

そういった要望をいたしまして、私の一般質問にかえたいと思います。大変ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、古賀澄雄議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後0時10分 休憩

午後1時2分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、1番島添達也議員の発言を許します。

1番（島添達也君）（登壇）

皆さんこんにちは。ちょうど居眠りの時間になろうかとしておりますけれども、しばらく御清聴いただきたいと思います。議長の発言の許可がありましたので、これより一般質問を行います。

現在、柳川市は、ピアス社から債務不存在確認調停を柳川簡易裁判所に申し立てられ、同社と係争中であります。柳川市にとって極めて不名誉な事件であります。なぜこのような難

しい局面に至ったのか。それは、同社工場跡地購入に際しているいと不手際があったからにはかなりません。

市長、まず、原点に立ち返ってこのことを考えてみようではありませんか。平成14年12月6日、当時、大和町長であった石田市長は、東京出張の帰り道、大阪の同社本社を訪ねて、当時、常務の川島良一氏ほか何名かと面談し、当該用地の売買交渉に入り、その1週間後の同年12月13日の議会全員協議会を皮切りに、都合3回ほど議会に報告したりしながら、当時、大和町総務課長であった高田邦隆君に事務作業を担当させ、ほとんど2人だけで交渉を進め、平成15年3月7日、合意書、協定書を締結し、4月1日には仮契約書締結と、大きな物件の割にはかなりのスピードで交渉を成立させます。さらには6月議会で予算措置を行い、7月22日の臨時会で議会の同意を得て当該用地を購入することになります。その間、議会に説明したことの条件は、面積、価格、確定はしていないが、利用目的、ピラス社の撤退スケジュールなどであります。

そうした売買交渉と、それに伴う事務作業の一連の流れの中で、あなたたちは地方自治法第234条の第2項が定める「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない」とする職責を怠り、行政が行うとは到底考えられない極めて不明朗な売買交渉とずさんな事務処理で、結果として2千余坪のうち1,800坪の、しかも、天井、壁、床と全面的にアスベストが使用されている建物と産業廃棄物がひそかに投棄されている土地、いわば欠陥商品を購入してしまったがためにこのような事態を招いたと言わざるを得ません。

そのてんまつについては、ピラス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会委員長報告で詳細に述べておりますので、ここではごく基本的なミスについて指摘するにとどめます。

第1に、町みずからが不動産鑑定調査を行うことなく、ピラス社が自社の都合に合わせた評価条件、建物は外観調査によること、本件対象土地に係る土壌汚染については、御指示により完全除去などの措置がなされたものとして評価すること、すなわち肝心なことには目をつぶるように指示を受けて、日本土地建物株式会社が行った骨抜き鑑定評価に基づいて価格が設定されていること。したがって、その時点では法改正によって評価されねばならないアスベスト使用状況が評価されていないし、産業廃棄物によって汚染された土地の評価もなされていない。

第2に、予算措置が講じられる前に仮契約を締結したのは、その時点では違法であります。

第3に、仮契約書に議会の同意を得ないと本契約は締結できないという停止条項がないこと。そのために、もし仮に議会が否決していれば、仮契約証書第10条第1項第2号の規定により、売買代金総額の20%を違約金として支払わねばならない事態が起きた可能性もあった。

第4に、7月22日の臨時議会には、滅失した建物も含めた提案をなし、9月議会でそのことを変更する変更議案を提出するといった、何ともお粗末な次第を展開しております。そのことは、さきに触れた法第234条の監督または検査を怠ったことを如実に示している。

また、市長はこの件に関しては、議会も同意して議決していることだから、大和町で解決済みのことである。何を今さら問題にするのか、あのときの議決は何だったのかというようなことを主張しているが、議会が同意したのは、当然執行が行うべき監督または検査などが適正に行われ、後日判明するようなアスベストや汚染土壌の問題はないことを前提に同意したものであります。しかも、議会は不動産鑑定評価書、重要事項説明書、契約証書といった重要書類の内容については一切説明を受けておりません。議会に提案されたのは、面積、金額、支払い期日、支払い方法のみであります。そのような事実から判断すれば、いずれの責任が重たいかは歴然としていると言えます。

以上のような経過を踏まえた上で、ピアスが提訴している債務不存在確認調停の件については、自席より一問一答形式で行います。具体的に問うていきますので、簡潔に本当のことをお答えください。

1番（島添達也君）続

現在、ピアスが債務不存在を主張して調停を申し立てるに至った直接のきっかけは、平成19年12月25日、副市長が大阪のピアス本社に出向いて損害賠償請求を伝達してきたことにあると考えます。

そこでお尋ねいたします。ピアス社のだれとだれにそのことを伝達しましたか。

副市長（大泉勝利君）

伝達したことの前に、12月議会の全員協議会でもお話ししましたが、12月21日付で内容証明、これは先ほどの矢ヶ部議員の質問にも回答しましたが、内容配達証明で送った内容、この内容証明で送った書類をピアス社が受け取りましたかということを私が確認に行ったわけでございますので、日付が12月25日というのは正しくありません。送ったのは12月21日付で送ったと。それをピアス社は12月25日の前に受け取っていたということでございます。

1番（島添達也君）

そしたら、その内容証明の郵便を受け取ったかどうかを12月25日に確認に出向いたということですね。だれとだれにその郵便は送ったんですか。

副市長（大泉勝利君）

送り先は、ピアス社の社長である坂本社長だと思いますけれども、それで、受け取ったことを確認したのは藤野部長でございます。藤野部長ともう1人おりましたけれども、ちょっと今思い出せません。

1番（島添達也君）

12月21日に内容証明書つきの郵便で送ったということであれば、ちょっと市民に対する情報公開で情報不存在という対応はおかしいと思いますが、このことについては後ほど詳しくまたお話しさせていただきます。

現在、市からは、だれだれが調停交渉に当たっていますか。

副市長（大泉勝利君）

これは、これまでの民事調停の質問等を受けたときにもお答えしているとおりでございますけれども、石橋財政課長、それから高田前大和庁舎長、それと私の3名でございます。

1番（島添達也君）

高田邦隆という人は、前大和庁舎長のあの高田君ですか。

副市長（大泉勝利君）

そのとおりでございます。

1番（島添達也君）

なぜ高田君を任用したのか、その理由をお聞かせください。

副市長（大泉勝利君）

高田前庁舎長につきましては、同人が平成20年3月31日で退職したということもございませぬけれども、4月以降に引き続きまして民事調停に出席させなければ、契約当時の内容等を知る者がいないということで、県の市町村支援課にも尋ねまして、地方自治法の第153条の第1項に規定する市長の代理に指定して、柳川市の非常勤嘱託職員として任用して出席させております。

また、この措置をとった背景といたしまして、ピアス社からこの民事調停が申し立てられたときに、弁護士を立てての調停を検討いたしましたけれども、弁護士を立てての調停に当たっては、弁護士費用を3月の調停前に補正予算を組まなきゃいけないと、こういう状況もございましたので、「なぜ高田君を選ばれたかだけでいいですから」と呼ぶ者あり）いや、これは高田庁舎長を選ぶに当たってはかわりがございませぬので、答えさせていただきたいというふうに思います。（「後で問います、そのことは。なぜ弁護士を代理に立てないのかは」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

別の質問で。

1番（島添達也君）

今、副市長、地方自治法第何条と言いましたか。

副市長（大泉勝利君）

第153条の第1項に規定するものでございます。

1番（島添達也君）

そこには、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関であ

る職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる」と。代理とは、代理は、その事務は依然として長の職務権限に属し、ただ代理者が長にかわって長の代理者なにがしという形式で執行することになると。それで、それには地方自治法、補助機関という定めがあって、第161条には副市町村長 長の代理となり得る補助機関ですよ。第161条、副市町村長、第168条、会計管理者、第171条、職員、一般職に属する地方公務員、第174条の専門委員、長の委託により調査研究を行うために置かれる非常勤の職員、学識経験者が充てられると。この4者について規定してあると思いますが、この4つのうち高田君はどれに該当するんでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

今、島添議員が言われた条文の番号は、正しくちょっとメモをとっておりませんのでわかりませんが、高田前庁舎長の身分は柳川市の非常勤の嘱託職員という立場でございます。

1番（島添達也君）

さっきの代理とは、代理としての事務は、「一部をその補助機関である職員に委任し」と、地方自治法第153条第1項にそうありますね。補助機関。そして、補助機関の定めとして、先ほど私が言った副市町村長、会計管理者、職員、専門委員。嘱託職員という項はありません。だから、高田君はこの4者のどれに属するんですかとお尋ねしとるんです。 まあ、強いと言うなら専門委員、（「そこば言わんといけんよ」と呼ぶ者あり）学識経験者ですか。

人事秘書課長（高田 厚君）

お答えいたします。

その補助機関である職員ということは、広く普通地方公共団体の長の補助機関である職員すべてを含むというふうに書かれておまして、この職員の中に臨時職員等も含まれておりますので、嘱託職員も非常勤特別職員として含まれております。

以上です。

1番（島添達也君）

拡大解釈もいいところですね。現在、高田君は行政と深い利害関係のある団体の職員であると思いますが、そうですか。

副市長（大泉勝利君）

何をもって深い関係だというふうに判断されるか、ちょっと理解できませんが。（「それは私のほうから言いましょう」と呼ぶ者あり）

1番（島添達也君）

福岡県土木組合連合会柳川支部、これは土木業者さんの集まりでしょう。違いますか。

副市長（大泉勝利君）

私が理解するところでは、土木組合の連合会ということで、土木に関する会社なり、組合の人たちの集まりの会だというふうな認識でございますが、それが深い関係というのはどこ

をおっしゃるのか、よく理解できませんけれども。

1番（島添達也君）

土木業者さん、建設業者さん、行政の仕事を請け負ってやる人たちでしょう。私はそこを指して利害関係が深いと言っておるんです。それ以上のことは言いません。

副市長（大泉勝利君）

私の理解としては、土木組合の連合会と市との業務で直接的なやりとり、例えば、発注、受注の関係、そういった関係がないということで、どこを深い関係とおっしゃるのか、私は理解できないというふうに思っております。

1番（島添達也君）

連合会そのものとは直接発注、受注の関係はないかもしれませんが、それを構成する一人一人の業者さんは、例えば、市が発注する仕事の請負もする人たちでしょう。その連合体でしょう、連合会というのは。違いますか。 私はそれだけ指摘して、もう答弁は要りません、このことについてはですね。

それから、高田君を選任した、あるいは任用した、契約当時の内容を知っておるというようなことで任用したということですが、私は到底適任者とは考えられません。なぜかといいますと、土地購入の際に、先ほども前段で述べましたが、まだほかにも極めて初歩的な事務処理のミスをしているんですよ。日付があったり、なかったり。印紙が張ってあるものを町が持っておらなければならないものを、印紙のない あれは何やったかな、契約証書か

を町が持ってあって、印紙のあるものはピアスのほうにあってたりとか、そういう極めて初歩的な事務処理のミスをした人ですよ。

それと、売買契約にしても、特約条項、経年劣化のため雨漏りが見られますが、売り主においてはこれを補修しませんということで、売り主、買い主了承したと。そういうピアスの言いなりの契約内容を受け入れて契約を結んだ人ですよ。ですから、ピアスから、あなたはこの内容でいいと言ったじゃないか。これを受けたじゃないかと言われれば、一言も反論できないんじゃないですか。

また、弁護士などの経験もなく、事務処理のミスから考えても、法的な知識も薄く、事務的な実務にもたけていない人と私は判断します。

しかも、調停という係争は、結局、負担割合を金額で調整するものではありませんか。100対ゼロという調停などあり得ないと思いますが、その際に責任を持ってその割合で応じます、その金額を市として支払いますというようなことを言えますか。

副市長（大泉勝利君）

島添議員が壇上からの質問の中で言われた幾つかのずさんな手続なり、あるいは契約が適正に行われなかったという話のことについては、さきに住民訴訟で地方裁判所に訴えられている事項とほとんど同じかというふうに思っております。これについては、地方裁判所の判

決の中で判決が出ておりまして、今は高等裁判所でこれから公判されていくというふうな、そういう動きになっているわけでございます。（発言する者あり）ですから、それを例えば幾つかのミスをとか、あるいは手続がずさんとかというふうに決めつけることはできないんじゃないかというふうに思います。（「司法と行政は違いますよ」と呼ぶ者あり）

1 番（島添達也君）

現在、それは控訴中であります。前回の裁判官はろくすっぽ書類も見なかったそうです。今回は十分審査してあるそうです。まあ、そのうちはっきりするでしょう。

それでは、調停の内容について多少お尋ねしたいと思います。

6月議会で副市長は、白谷議員の一般質問に次のように答弁してあります。1つは、アスベスト除去工事費用であります。2つ目は、昨年12月に議会と執行部が一緒になって福岡大学の松藤教授にお願いした調査結果に基づいて出てまいりました結論の土壌改良の費用でございます。3つ目が、今まで市が実施しましたピアス社に係る土壌調査の費用でございます。その後、7月と8月と2回調停が行われておりますが、市の主張は変わっておりませんか。

副市長（大泉勝利君）

市の主張は一貫して変わっておりません。

1 番（島添達也君）

一方、ピアスの主張は、アスベストの存在を知ったのは売買契約後であり、現状有資での取引であるため、ピアス社が全額負担するいわれはないということで、そのまま5回調停が行われておりますが、いまだに平行線のままですか。

副市長（大泉勝利君）

民事調停自体が非公開を原則として行われている性格上、詳しく申し上げることはできませんが、ピアス社の主張については、基本的にはそういう主張がございますけれども、市としては全額負担を求めておりますけれども、主張に隔たりがあるという状況でございます。

1 番（島添達也君）

ピアス社はアスベストについては知らないという主張は通らないと思います。いろんな点から立証できますが、きょうはひとつ新しい情報をお耳に入れておきましょう。

後でそのことについては太田議員から詳しくお話があらうかと思っておりますけれども、あのピアス跡地の土地の鑑定評価を行った日本土地建物株式会社の担当者に問い合わせしたところ、法の改正、評価基準の改定については私たちも承知しておりましたので、その旨ピアス社には伝えておりますと。しかしながら、先ほど申したような評価条件をつけられたために、アスベストと土壌汚染については鑑定評価から外したと言っております。

また、外観調査による現状有資ということは、構造物であるとか、あるいは建築資材の所在であるとか、そういうものを否定するものではない。構造物とか建築資材に及ぶものではないという鑑定だと、これは私の私見です。今後、調停係争していく上で参考になるとすれ

ば、頭に入れとってください。外観調査による現状有資ですよ。外から見たありのままの姿ということですから、構造に何が使われておるとか、鉄骨が使われておるとか、あるいは壁材にアスベストが塗られておるとか、そういうことには触れていない。そこまで及ぶものではないと思います。

副市長（大泉勝利君）

今、幾つか貴重な意見というふうに判断していいと思いますけれども、日本土地建物株式会社のこういった立場の方に問い合わせた結果なんでしょうか。名前まではちょっと、いろいろ問題があるでしょうから。

1番（島添達也君）

実は、あのピアスの不動産鑑定を担当した人です。その辺のことについては、太田議員のほうから詳しくお話があると思いますので、後ほど。

大体調停というものはどの程度時間がかかるものか、どういう内容を調停していくかということについては、私も存知するところではありませんけれども、5回の調停をやって結論が出ないとするなら、調停はさっさと打ち切って、本裁判に訴えたらどうですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

副市長（大泉勝利君）

当然、そういう手段も考えなきゃいけないというふうには思っておりますけれども、やっぱり調停の中でどんなような結論かということもございまして、議会の皆さん方の御理解と御協力も得なければ、次のステップというのはなかなかできない部分があるのではないかと、いうふうに思っております。

1番（島添達也君）

柳川市としては、アスベストについても、汚染土壌についても一銭も支払わないということで損害賠償請求しておることでしょう。調停は100対ゼロというようなことはあり得ないと思うんですけどね。五分五分であるとか、よくて7・3であるとか、そういうことになるのではないですか。これはきちんと法的に白黒つけないと、市の主張は通せないんじゃないですか。

副市長（大泉勝利君）

調停の場では、ゼロ対100ということはありません。だから、市の主張は通らないだろうということですが、それは今、調停の場面で一生懸命やっているところですので、それで無理かどうかということは、いろいろ調停で意見交換を重ねながら、調停委員を通じて意見交換を重ねながらやっているところでございます。ですから、今の状況では何とも申し上げられません。ただ、主張に隔たりがあるという状況には変わりありませんが、それがどうなんだというところには、まだ明確にお答えできません。

1番（島添達也君）

もう大体最初から同じような主張の言い合いでしょう。あと何回ぐらい調停に臨んだら結論が出ると見通してありますか。

副市長（大泉勝利君）

それは相手あってのことでございます。調停委員も含めて、どのようなやりとりになるかはわかりません。

1番（島添達也君）

それは確かに交渉事ですから、相手があることですから、相手の出方、相手の折れ方、それはありましようが、市としての主体性を言ったんです。あと2回やってダメなら、もう打ち切って裁判にしようと、そういうような決意で臨んでおられるのか、臨むべきではないのか、そのことを言うておるんです。

副市長（大泉勝利君）

当然、そういうふうなお考えがあることは承知しておりますし、一回一回調停を重ねるごとに相手の出方なり考え方がどういうふうに変わってきているのかということは、よく状況を見ながら対応しているところでございます。

1番（島添達也君）

それでは、一応この調停の問題についてはこれで終わりますけれども、ちょっと関連しておりますのでね。（資料を示す）この情報公開、こちらは株式会社データマックス代表取締役児玉直様に出された情報公開です。こちらは一般市民の川島信子さんですか、同じような趣旨の情報公開を求めてあるんです。それなのに、こういう紙の枚数からいってこういう差がある。こういう対応はおかしいんじゃないですか。

それと、6月議会では白谷議員の一般質問に答えて、多少内容的なことにも触れてあるんですよ。それぐらいのことは一般市民に教えてやってもいいんじゃないですか。お答えください。

総務課長（櫻木重信君）

情報公開の場合は、総務課のほうにも合議が来ます。実は、その中身がよくわかりませんので、何とも答えようがございません。

1番（島添達也君）

だから、中身はほぼ同じような内容の情報公開を請求してあると。なら、調停の内容とかも問うてあるわけですよ。ですから、白谷議員の答えたぐらいの内容についてはお知らせしてもいいんじゃないですかと言っております。議会で公表したわけですから。（「桶屋は桶屋」「副市長が言わないかんとですよ」と呼ぶ者あり）

いや、私は答弁の、市民の代表として当然の要求をしておるつもりですけど、違いますか。議会で公表した内容ぐらいは一般市民にも教えてやっていいんじゃないかと言っておるんです。（「司法の場じゃないんですよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

副市長（大泉勝利君）

情報公開の請求に請求者がどのような表現で何を要求しているのか、ちょっと今質問された内容ではわかりません。恐らくデータマックスが要求している表現ぶり、それから、川島信子さんが要求している表現ぶり、若干違うんじゃないかというふうに思います。先ほど島添議員もほとんど同じだということ、ほとんど同じだということは、同じではないという表現のあらわれかと思えますし、それはちょっと見せていただかないと、よくわからない部分でございます。（「官僚答弁」と呼ぶ者あり）

1番（島添達也君）

いや、だから、それはそうですよ。完全に一致するはずないじゃないですか、別の人が出しておるんだから。ただし、請求の内容はほぼ一緒だと言っているんですよ。調停の内容であるとか、大阪のピアス社に出された文書の内容であるとかね。全然答えていない。出張命令だけ、一般市民に答えておるのは。（発言する者あり）

いや、だから、今後は議会で公開された内容ぐらいは一般市民にお知らせしますと、それは言えませんか。

市長（石田宝藏君）

どなたであっても公平公正で情報を公開すると思います。ただ問題は、島添議員がおっしゃっているのは、一体全体どういうふうな中身になっているのか、調停と同じように平行線をたどるしかないですよ、これは。見せてください。（「はい」と呼ぶ者あり）

1番（島添達也君）

ちょっと時間をとめてください。

議長（田中雅美君）

暫時休憩をとります。

午後1時45分 休憩

午後1時57分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

財政課長（石橋真剛君）

今、副議長の御質問の中のデータマックスに対する情報公開の内容と川島信子さんに対する情報公開の内容が、請求内容はほぼ同一だけど違うんじゃないかということの見解が求められております。

今、副議長のほうからそれぞれの通知、市からの公開決定通知を見ていただきまして、当然この中にも書いてありますけど、まず、データマックスからの公開請求につきましては、明確に、1、調停期日、2、回数、3、柳川市側からの出席者氏名（代理人を含む）、4、

関係書類の全部、代理人の場合は代理人決定にかかわる市側の選定経過に関する書類すべてということで、具体的にそれぞれの資料を求めてあります。これに対しまして我々としましては、ここに存在する、市に存在する行政資料を公開したということでございます。

また一方、川島さんのほうなんですけど、幾つか請求がございまして。まず、ことし8月7日の請求につきましては、大泉副市長のピアス社訪問内容の件という記載をされています。その他訪問の目的、内容のわかる書類のてんまつ資料ということで、これにつきましては旅行復命書の写しを公開したということでございます。

もう1つが同じ8月7日の請求でございまして、同じく大泉副市長のピアス社訪問内容の件ということで、損害賠償請求の内容、瑕疵担保責任期限延長、交渉の実態及び結果、訪問先の交渉相手、その他訪問の目的、内容のわかる実際のてんまつ資料ということでございまして、冒頭に大泉副市長のピアス社訪問内容の件ということでありますので、不存在としまして、1から4については口頭出張復命のため、旅行命令以外の資料は存在をせずということで回答している。あくまでもこれは訪問の件ということでの意思だと思っております。あと、いいですか。

1番（島添達也君）

ええ、訪問の件ですけどね ああ、訪問の件か。ただし、副市長は12月21日に内容証明書付きの郵便で損害賠償請求を行ったと言っておるでしょう。とすれば、その表書き、あて名書き、それぐらいは教えてやってもいいんじゃないの。損害賠償請求と、それがピアス社のだれそれにとということと ああ、そうか。調停の内容については問うていなかったのか。

だから、とにかくできるだけ親切に、公開できる部分は公開するという原則、そして、最低でも議会で公表された分ぐらいには教えてやってもいいんじゃないかと、そのことについての答弁をお願いします。

副市長（大泉勝利君）

確かに、先ほど市長がお答えしたとおり、聞かれていることについては的確に答えなきゃいけないのが我々の務めだというふうに思っております。しかし、ただ判断をする状況の根拠といたしまして、データマックス社は報道機関というふうなことで扱われているようでございますし、川島信子さんについては、これまで地方裁判所等での住民訴訟の代表なり、そのメンバーであるというふうなことで、今回、ほとんど同じという島添議員の質問でございまして、今、財政課長が紹介しましたとおり、要求内容が違っておるのも事実でございます。それに対してきちんと回答したと、要求されている内容にきちんと回答をしたということであろうというふうに思っております。

1番（島添達也君）

要求されたことにきちんと答えていないから言っているんですよ。だから、さっきからピアス社に内容証明書付きの郵便で送ったなら、どういう名称、損害賠償請求なら損害賠償請求、

そしてピアス本社のだれだれ、そして送り主、柳川市長なら柳川市長、それぐらいのことは教えられるでしょう。

それと、調停の内容についても問うてあるはずよね。としたら、6月議会で白谷議員に副市長が答えたぐらいの内容については教えてやってもいいんじゃないかと。もう1回答弁してください。

副市長（大泉勝利君）

それは、できるだけ対応はさせていただきたいというふうに思っております。

1番（島添達也君）

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、島添達也議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後2時3分 休憩

午後2時16分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、21番大橋恭三議員の発言を許します。

21番（大橋恭三君）（登壇）

皆さんこんにちは。政治の世界、一寸先はやみでございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）安倍さんに続いて、安倍内閣に続いて福田自民党総裁が内閣総理大臣の職を辞任すると表明されました。麻生さんがなるのか、石原さんがなるのか、小池さんがなるのか、それとも与謝野さんがなるのか、石破さんなのか、次の総理はだれがなられても解散総選挙と言われております。政局からいっときも目が離せなくなったようでございます。

それでは、21番大橋恭三の一般質問を始めます。

私たちの暮らしを取り巻く社会構造がどんどん変わっております。子供が少なくなる、お年寄りがふえる、いわゆる少子・高齢化社会であります。柳川市の平成20年4月時点での高齢化率は25.6%と県平均の20.9%を大きく上回り、4人に1人が65歳以上の老人ということになります。柳川市の総人口7万3,814人のうち1万8,941人が老人ということになります。少子・高齢化社会の到来は、年金や医療費、労働などの担い手のあり方を問い直すと同時に、これまでの事業についても検証する必要があると考えます。暮らしを支えるのは基本的には雇用であります。安心して暮らせる社会づくりのためには住環境を整えると同時に、子育て支援や高齢者の生きがいづくりの対策を講じることではないでしょうか。きょうは少子・高齢化社会の到来に備えた論議にしたいと思っております。

通告書の項目に沿って質問をいたします。

まず医療費についてであります、マスコミ報道にもありますように、後期高齢者医療制度に審査請求が出されました。何が問題なのか、本市でもそのような問題点はないのか、お聞きいたします。

次に、保育事業についてお聞きいたします。

まず、保育料徴収金の階層区分設定根拠がどのようになっているか、そして、母子家庭等の保育料決定時での所得判定はどのように行われているのか、お聞きいたします。

また、障害児保育、病中・病後児の保育があると聞いておりますが、どのような事業なのか教えていただきたいと思ひます。

次は住宅事業であります、公共住宅の分布状況と今後の建設予定を聞かせたいと思ひます。

次に、企業誘致をお聞きいたします。

今、何よりも柳川に必要なのは雇用の創出であります。企業が誘致されることをだれもが期待しております。市の取り組み状況を聞かせていただきたいと思ひます。

次に、大型事業の見直しについてお聞きいたします。

先般の一般質問の中で、駅東区画整理事業は2年ぐらいおくれるのではないかと答弁をいただきました。2年ぐらいというのは、あやふやで不安があります。本当に2年で済むのか、区画整理の現状等について詳しく聞かせていただきたい。区画整理事業地区内の有効な土地利用は考えているのか、そして、区画整理事業地区内の集中豪雨対策について聞かせていただきたいと思ひます。

さらに、下水道事業についてお聞きいたします。

これについても、下越し工法による単価の違いを理由に事業費の見直しに言及されましたが、その後、詳しい説明はあっておりません。今後の事業規模や現在までの進捗状況を教えていただきたいと思ひます。

最後に、補助金についてお聞きいたします。

1つの例でお聞きいたしますが、今、社会問題化しておりますネットカフェ族やニート族といった若年層における未就労者は生活収入の欠如により結婚もできない状況にあり、このことが出生率の低下を招き、ひいては少子・高齢化を加速することになると考えます。このため、本市として若年層の未就労者に対しての就労支援のための補助金についてどのように考えるか、お尋ねいたします。

以上、これで私の質問を終わりますが、関連する質問を自席で行いますので、よろしく願ひいたします。

健康づくり課長（川口敬司君）

1点目の御質問であります後期高齢者医療制度に係る審査請求についてお答えいたします。審査請求につきましては、福岡県の医療保険課を通じまして後期高齢者医療審査会に提出

をされております。件数としましては、8月末で約700件程度というふうにお伺いしております。その内容といたしましては、保険料が高いというものがほとんどでありまして、それにあわせて請求者の3分の2ぐらいの方が年金からの保険料天引きについても審査請求をなされているところであります。

なお、本市におきまして、4月の後期高齢者医療制度の開始から保険料や年金天引きについて市民の方から同じような内容の問い合わせをいただいております。また、制度の周知不足などについての御意見もいただいているところです。

以上です。

子育て支援課長（高崎祐二君）

2点目の保育事業全般につきまして、子育て支援課のほうからお答えしたいと思います。

まず、1点目でお尋ねの保育料徴収金の階層区分設定根拠につきましては、合併時にそれぞれの市町で階層区分が違っていたため、合併協議会においてこの階層区分をどうするか調整が行われ、現行の7階層区分による料金設定になっているところです。

ちなみに、合併前の旧柳川市におきましては14階層に分かれており、大和町、三橋町では国と同じ7階層になっていたところです。このように違いがあったところですが、合併協議会での調整内容は、保育料階層区分は大和町、三橋町の例によるということで現在の7階層になっているところです。

次に、2点目の母子家庭等の保育料決定につきまして、基本的に保育料を判定する上での所得を前年所得に置いているわけですが、離婚され、アパートを借りてある母子家庭の方では当然、母親の前年所得だけの判断をいたしております。また一方で、例えば、離婚して実家等に帰られた場合に、母親に前年所得がない場合は実家の世帯主等の所得で判断をしているところです。さらに、母子家庭におきましては、前年度の市町村民税の額に応じての軽減措置もあるところです。

続きまして、3点目にお尋ねの障害児保育、病児・病後児保育の概要につきましてお答えしたいと思います。

まず1点目の障害児保育とは、障害者手帳1級、2級の方や著しい情緒障害、発達障害、自閉症のある心身障害児で、集団保育が可能で日々通所できる障害児を受け入れる保育事業になっております。この事業につきましては、現在、市内5カ所の保育園で実施されており、障害児1名につき月額73千円を支払う柳川市障害児保育事業補助金として交付を行っているところです。

次に、病児・病後児保育につきましては、現に保育所に通所中の児童が病気の回復期にあることから、集団保育の困難な期間において行われるものです。現在、柳川市では柳川保育園1園のみで実施され、市内全保育所の対象児童を受け入れているところです。ちなみに、平成19年度実績で言いますと、71名の方が利用されております。

以上です。

建設課長（横山英眞君）

大橋議員御質問の住宅事業についてお答えいたします。

まずは現在の本市全体の市営住宅の数でございますが、16団地で559戸になっております。その分布状況を中学校区ごとに申し上げますと、旧柳川市内の柳城校区で173戸、柳南校区で70戸、蒲池校区で100戸、合わせて343戸、次に大和校区で81戸、三橋校区で135戸の合計で559戸でございます。割合にいたしまして、旧柳川市で61%、旧大和町で15%、旧三橋町で24%になっているところでございます。

今後の建設予定につきましてでございますが、平成21年度に中山地区まちづくり交付金事業の中で住宅の建てかえといたしまして、仮称中山団地50戸の建設に着手する予定でございます。

以上でございます。

商工振興課長（江崎尚美君）

大橋議員御質問の企業誘致、具体的内容につきましては、雇用の創出のための企業誘致の取り組みという御質問に対してお答えしたいと思います。

議員御指摘のように、また御心配のように、雇用の場の確保という観点から、新たな企業の誘致というものは大変重要なことでありますし、また同様に地場産業の振興も大事なことで考えております。今年度の柳川市経営方針の中においても雇用の確保と維持は最重点施策と位置づけられておりまして、そのため、機構の見直しを行い体制を整えるとともに、企業立地への優遇措置についても固定資産税の課税免除や雇用奨励金の交付を盛り込んだ制度の見直しを行っておるところでございます。

また、本年1月からは企業誘致、企業支援アドバイザーを配置いたしまして、市内外の企業訪問によります企業進出、事業拡大の情報などを収集し、誘致に向けての活動、研究を行っております。なお、福岡県の商工部とも緊密な連絡をとりまして、情報交換や商工団体関係者を交えての勉強会も開催しているところでございます。

さらに、自動車関連企業の目覚ましい進出に対しましても、地場事業所の参入がさらに促進できるような勉強会、説明会を今後とも開催していきたいと考えております。

以上です。

建設部長（蒲池康晴君）

次に、5点目の大型事業についての質問で、まず柳川駅東部土地区画整理事業についてお答えいたします。

平成14年の7月の事業計画承認以降の区画整理事業の現状についてでございますけれども、事業実績としましては、平成19年度末現在で仮換地指定220画地、9.2ヘクタール、それから建物等の移転補償関係が54件、そして、工事関係が造成工事、調整池の護岸工事、それから

区画道路築造工事等を施工しておるところでございます。進捗率でございますけれども、平成19年度末の事業費ベースで約38%でございます。平成20年度につきましては仮換地指定が35画地、1.3ヘクタール、それから建物等の移転補償関係が13件、それから工事関係でございますが、造成工事、それから調整池護岸工事、区画道路築造工事等を予定しておりまして、現在、関係者との協議を重ねまして事業推進を図っているところでございます。

また、昨年の9月議会の大橋議員の一般質問の際の答弁で、事業のおくれが約2年程度生じるのではないかと、そういった見通しを述べておるところでございます。この前提条件といたしまして、毎年10億円強の予算確保、それから関係者の皆さんの御理解、御協力が必要かと考えておりますけれども、現時点でも同様の見通しを持っているところでございます。現在、福岡県からの指導も受けまして、資金計画等、現状に即した施工期間の延伸等について、国、それから県との協議を進めているところでございます。

次に、2点目の区画整理事業地区内の有効な土地活用についてお答えいたします。

議員御存じのとおり、この事業については宅地の利用増進を図りまして、健全な市街地を形成することを目的とする事業でございます。この事業は有明海沿岸道路を初めとする道路と、それから西鉄天神大牟田線、この交通結節機能を持つ地域ということで、公共団体施行により駅前広場、それから道路網の整備、公園、上下水道の整備等を行いまして、商業地区と住宅地区との用途を区域設定しているところでございます。このように、区画整理事業で面的整備を行いますので、民地の有効活用については関係地権者を初めとする民間の力にお願いすることになるわけでございます。市からは土地活用についての事例とか、土地活用の目的に応じた活用方法等の情報を提供するとともに、柳川駅東まちづくり協議会という組織がございますので、こういった組織を中心に、よりよいまちを実現するための協議をこれからも進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、最後でございますが、3点目の区画整理地区内の集中豪雨対策についてでございますけれども、事業計画では地区内の流域面積16.7ヘクタールにつきましては、区画道路の下にボックスカルバートを設置いたしまして、面積が約7,000平方メートル、有効貯水高が2.5メートルの調整池にこれを集積するというふうな計画でやっておるところでございます。これは、排水先の塩塚川が満潮時においても1時間130ミリの雨量に対応できる設計となっております。

続きまして、本市の下水道事業についてでございますけれども、現在の全体事業計画につきましては、総事業費が37,890,400千円で、目標年次が平成33年、下水道処理計画区域706ヘクタールの整備を予定し、計画人口につきましては2万4,800人となっております。

次に、事業認可区域についてでございますが、事業費が23,598,400千円、下水道処理区域379ヘクタールで、平成21年までの事業期間で国の認可をいただいて整備を進めているところ

でございます。計画処理人口につきましては1万4,700人でございます。

次に、進捗状況でございますけれども、平成19年度末で245.9ヘクタールを整備いたしております。進捗率につきましては、認可計画では64.8%、全体計画に対しましては34.8%となっておりますのでございます。

以上でございます。

商工振興課長（江崎尚美君）

6番目の質問、補助金、具体的内容につきましては、若年者の未就労者に対しての就労支援のための補助金という質問に対してお答えを申し上げます。

議員御質問のように、また、御心配のようにきょうの、今日の若年者というよりも全体的な雇用情勢は非常に厳しい状況であります。また、若年者層の未就労者及び不安定就労者の雇用相談等につきましては、国、県においても支援策を強化して、また作成し、希望する雇用条件にあわせ、いろんな形での支援体制をとっておりますのでございます。

御質問の補助金につきましては、また、どういう補助金なのか考えていかなければなりませんけれども、まずは支援策の充実ということを推進したいと考えております。

以上です。

21番（大橋恭三君）

まず、医療費でございますけれども、薬害問題、年金記録問題、このような悪政、失政に泣かせられるのは一般国民であります。国や自治体、お役所や役人の責任はどう考えればいいのか、これが一番問題点であろうと思っております。

今回、後期高齢者医療制度については、所得に応じた保険料になっていない、あるいは高齢者に説明責任が果たされていないなど、たくさん問題点が指摘されております。ですが、この医療費については、きのう梅崎議員が質問をされました。重複しているところがたくさんございますので、このまま進めさせていただきますけれども、柳川をこれまで支えてくださったお年寄りを大切に血の通った行政をしていただきたい、これだけはお願いしておきます。

次に、保育事業でございますけれども、今御説明がありました17段階と7段階と14段階方式のお話が出ました。これを蒸し返すつもりはございませんけれども、この7段階と14段階というのはどう違うのか、よければちょっと説明してください。

子育て支援課長（高崎祐二君）

階層といいますのが、市県民税の税額によりまして、その階層区分を今現在のところは7段階にとっておりますというところ。それをさらに細かく分けましたのが、旧柳川市でございました14段階という形になっております。（「どちらが負担は大きいのか」と呼ぶ者あり）合併時にシミュレーションをとってやりましたところ、結局、7階層でやった場合のほうがいいだろうということでの決定になっております。

以上です。

21番（大橋恭三君）

この保育料問題については、やはり切々と意見やお悩みを言われる方が多い問題です。やはり負担を軽くしてもらいたいというこの願いは、最後に言いますけれども、予算をするでもいいし、補助金の中でも処理されても構いませんから、もう少し考えていただくならと思っております。まだまだ勉強をしなければならないので、今後は勉強して、もう一度機会があれば質問をさせていただきたいと思えます。

次に、住宅事業でございますけれども、今のお話では昭代地区に1棟も公営住宅がないわけですね。あの大きな地区になかったのかと思っておりますけれども、もちろん立地条件とかもあると思えますけれども、少子・高齢化などに歯どめをかけるためにもバランスよく配置をしていただきたい。そして、せっかくだら若者向けや障害者の皆さんにも喜んでいただけるような公営住宅ができないかと思っております。その辺どうでしょうか。

建設課長（横山英眞君）

議員御指摘のように、昭代地区には市営住宅はございません。地域のバランス、また、若者向け住宅整備はどういうふうにとらえているかということでございますけれども、公営住宅建設の場合、今議員御指摘のように、住宅建設用地の買収問題や住宅の立地条件等がございまして、例えば、各中学校区ごとに1団地ずつバランスよく配置できるかと申しますと、なかなか現状では厳しいものがございます。

将来的な住宅建設の方針につきましては、平成19年3月に老朽化に伴う建てかえと少子・高齢化社会への対応と現有ストックの有効活用という観点から、柳川市市営住宅ストック総合活用計画を作成いたしております。この中で現代の生活様式に合った、安全で質の高い良質な住宅へ随時整備を進めていく計画となっております。

なお、本市では木造簡易耐火平家建て、耐用年数30年、また準耐火簡易耐火2階建て、耐用年数45年を経過した住宅が戸数にいたしまして208戸ございます。全体の40%を占めている状況でございます。そのような中、新規の住宅建設につきましては民間アパートも徐々に充実してきており、市の厳しい財政事情も勘案すると次々に新しい市営住宅を建設していくことは非常に厳しいものがあると思えます。

したがって、国の住宅政策や全国的な流れの中、本市といたしましても先ほど申し上げました柳川市営住宅ストック総合活用計画に基づきまして、現在ある住宅を整備改善して維持管理していく考えでございます。

以上でございます。

21番（大橋恭三君）

なかなか難問題の多い中で検討はいただいているということを感じましたので、ぜひ公平なバランスを保って頑張ってくださいというふうをお願いして、次の企業誘致へまいり

たいと思います。

この企業誘致については、有明沿岸道路の全面開通、柳川みやまインターチェンジの穴あけ、インターチェンジの取り付けですね、あるいは443号線のバイパスの全面開通が終われば、企業を誘致するための条件が随分と整います。よくそういうことを言いながら企業誘致は図れないと言われるかもしれませんが、それだけで企業が簡単に進出してくれるでしょうか。先進地と言われるようなところを見てみますと、工業団地の造成や取り付け道路の建設など努力をしておりますけれども、この辺は柳川はどうでしょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

企業を柳川に持ってくると、誘致をするという中では、今議員おっしゃいますように道路等のインフラ整備、こういったものが必要でございまして、さまざまな条件整備が要るわけでございます。議員御質問の団地の造成ということにつきましては、この柳川におきましては団地造成といえますと相当広い用地が必要になってきます。平地農村という柳川の地域性もございしますので、この団地造成についてはなかなか厳しいものがあるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

21番（大橋恭三君）

もう1点、これまでですね、雇用の創出、それから税収の増大を図るため、血税を使いながらこれまで多くの企業を誘致しております。例えば、福助の靴下工場、富山漁網、堀川バス、ニコニコのり、九州電力、ピアス化粧品、残念ながらほとんどが撤退いたしております。なぜなのか。受け入れ側の柳川市が信頼を得ていないことにはなりはしないか、今、申し上げた企業は今もちゃんと経営を続けております。縮小、撤退の該当地が柳川であるということが気になりませんか。問題なのは、企業にトップを迎える柳川の風土を直すことだと思います。これを直さずして企業誘致はありません。ピアスでもそうでありましたが、操業中にもかかわらず、100人近くの方が働いている最中に、行政の中で不穏な動きがあればだれだってびっくりします。警戒します。どんな企業だって用心いたします。市長、この柳川の信頼回復を、柳川のイメージアップを今後どう取り組むか、所見があれば伺いたいと思います。市長、お願いします。

市長（石田宝藏君）

これは大橋議員から御指摘をいただいておりますように、私はやはり受け皿の、いわゆる土壌の問題、これについてはやはり市民の皆さん方の良好な風土、空気をつくり上げる、このことが何より私は大事だろうというふうに思います。ましてや、これまでも企業誘致の関係については、幾多の議会の一般質問の中でも取り上げられてまいりましたけれども、やはり何と言いましても、基本となりますのは土地、労働、資本、これをベースといたしまして、その地区で本当に地域と一体となった企業のあり方、特に松下幸之助先生なんかおっしゃっ

ていることは、やはり企業は常に地域とともにあり、ともにあってまた企業が栄えていくと、そういったものでなければ、このような紛争があっているところには企業というのはなかなか進出しない、トラブル等があっているところについては、これは進出はしにくい、1つの条件になるであろうというふうに思っております。(発言する者あり)

21番(大橋恭三君)

先ほどの島添議員の質疑の中でもピアス問題については大きな隔たりがあります。こういうものを直していかないと、私はいけないんじゃないかと懸念をいたしております。(発言する者あり)

次に、大型事業の見直しでございますが、市がこのたび立ち上げた市公共事業再評価実施要綱とはどんな事業か、今申し上げたのはおわかりでしょうか。市がこのたび立ち上げた市公共事業再評価実施要綱とはどんな事業か、いつから機能するか、区画整理や下水道事業にも関係があるのか、ちょっとこれをお願いいたします。

企画課長(樽見孝則君)

公共事業の再評価委員会ですけれども、今月、下水道事業について第1回の会合を開く予定にしております。区画整理とかも今後年数が来ましたら開く予定にしております。

以上です。

21番(大橋恭三君)

もっと詳しくわかったらね、いつでも結構ですから教えてください。

それから、先に聞いておきますけれども、区画整理をやっておりますけれども、この区画整理に穴をあける、西鉄駅の改札口、これは今一生懸命区画整理をやっておられますけれども、全体の事業が終わった最後のほうに取りつけられるのか、それとも事業半ばで必要に応じて取り付けられるのか、この辺をお願いします。

それから、最近、西鉄とお話し合いがあったかと思しますので、よければその話もよろしくをお願いします。

建設部長(蒲池康晴君)

議員御存じのとおり、この区画整理事業が始まりまして一番口に取り組みましたのが有明海沿岸道路の穴あけということから始まりまして、そちらの方面からそういった仮換地の指定とか造成等も行ってきたわけでございまして、この柳川駅の東口の開設については後半部にこの開設を予定しておるということで、議員御指摘のとおり西鉄との協議をやっておるところでございます。まだ具体的には、どういったタイプの駅にするのか、例えば、西口と東口を自由通路でつなぐようなタイプにするのか、それとも別に東口に改札口を設けるのか、こういった分が事業費の問題、それから補助の問題、こういったものも絡んできますので、先進地の視察等も行いながら西鉄との協議を進めておるわけでございまして、先ほどの西鉄との協議の中でもやはり西鉄駅周辺のそういったプランといえますか、西口まで含めた

ですね、これはどういうことかといいますと、柳川駅がやっぱり観光の玄関口ということでございますので、東口だけじゃなくて西口も含めた、そういったプランを協議したいというふうな西鉄からの申し出もあっておりますので、そういった方向で進めておるということでございます。

21番（大橋恭三君）

この土地区画整理地内の有効活用を聞きましたけれども、元気が出ないというか、期待どおりの答弁はいただけませんでしたけれども、この駅東区画整理事業は今後の柳川市の発展を左右する事業であることは間違いありません。にもかかわらず、市民が利用できる公共的な施設などは聞きません。皆さんがつくってよかったというまちはどういうふうに描いたらいいのか、今からでも遅くないんじゃないかと思うわけでございますけれども、今のままならですね、今のままなら駐車場やアパート経営者に喜ばれる区画整理です。もちろん、区画整理してよくなることはあります。だけれども、結果として出てくるものは今申し上げたようにごく一部分の方たちが受益があるという事業じゃないかと懸念をされている方がおられます。この辺をよく考えて進めていただきたいと思います。

次に、豪雨対策130ミリは大丈夫とおっしゃいましたけれども、150ミリ以上の雨もあるようでございます。それは本当に例外中の例外ですから申し上げませんが、排水施設があるからといって簡単に考えていると、排水施設の誤作動とかいろんな問題であつという間になりますから、二重の用心を講じていただきたい、その辺をお願いしておきます。

それから、これは要望でございます。補助金について聞きますが、この柳川で馬やヤギのえさ代に補助金を出していたのは事実であります。これがあつたかないのか、全体を調べるために個別補助金の審査が行われました。大変大切なことだと思います、いいことだと思います。私は、これは毎年あるのかと思っておりましてところ、そうではないらしいです。今後の対応としてできるだけこういう機会をふやしてやっていただきたいんですけれども、その辺どうでしょうか。

財政課長（石橋真剛君）

今、大橋議員おっしゃいましたように、補助金審査委員会が平成17年の11月29日から19年の1月22日まで、約1年2カ月にわたりまして延べ23回審議をされまして、その結果が19年の2月ごろに市長に提言されたということでございます。本市としましては、その提言を受けまして19年度当初予算からその提言に沿って予算案に反映させたという状況でございます。この中で、提言書の中で補助金の周期ですね、ありのままに申しますと、いつ見直すのか、あとですね。と申しますと、おおむね3年をめぐりに見直しを進めていくというような提言になっております。

以上でございます。

21番（大橋恭三君）

登壇して質問した中に、1つの例として若年者層への未就労者に対しての補助金を考えたらというような趣旨で申し上げたわけでございますけれども、この答弁は、いただいた答弁は県が示した、あるいは国が示した、あるいは今後そうなるであろうというものをちょっと言われただけで、私の思っていることとはほど遠いところがあるわけですが、何かこの辺に問題が、もう少子・高齢化はそこまで来ておるわけですよ。だから、真剣に考えていかないとだめだと、財源、財源とおっしゃいます。だけれども、財源は、小沢さんじゃありませんけれども、よく探せばあるわけです。私が感じていることでございますけれども、補助金を受けている団体、この柳川市に180ほどありますけれども、高額な補助金を受けている団体ほど、国、県のまねをしているように思えてなりません。特殊法人や公益法人へ多額の補助金を出して、そこへ天下りをするというのが国のお役人の定番ですけれども、柳川もそれに似たようなところがあるんじゃないですか。そういうものをやはり解決しながら、弱者に対する救済措置、特に子育て支援や老人医療や未就労対策などに金を使っただきたい。少子・高齢化社会を迎えた今、必要な施策を遂行するための補助金を考えるのが今なんです。今やらなければいつまでもできません。私はそのように思います。

そこで、その他を私は書いておりましたけれども、さっきの話について、ちょっとどなたでも結構ですから、所見を先にいただきたいと思っております。

市長（石田宝蔵君）

これは大橋議員御指摘のとおり補助金の審査検討委員会、3年のタイムスパンで見直すということで今財政課長が答弁いたしました。それぞれ約200近い団体の補助金が検討なされ、1年程度の期間をかけての慎重審議が行われてきたわけです。もちろん、これは新市が合併をいたしまして、当面これまであったものをしっかり整理をしようと、見直そうということの精査でありまして、これについては議員御案内のとおり、そのまま継続するもの、10%、あるいは30%削減するもの、50%削減するもの、100%削減するもの、それぞれ御指摘をいただいて約35,000千円余の年間、こういった補助金が見直されることになって、19年度の当初予算からこの当初予算に組み込まれるといったことで予算の反映を見ているわけですが、今議員がおっしゃいました超少子・高齢化時代、これに向けて当然、国、金太郎あめ的なことを私ども地方としても決してやっているわけじゃございません。やはり柳川市は柳川市としての将来を見据えた施策を進めなきゃいけない、特に御指摘のとおり二ート、あるいはネットカフェ等の若者の就労を支援すべきではないかと、無駄を省けるものはまだあるんじゃないかという御指摘でございますので、これは当然メスを入れてまいりたい。ただ、3年というタイムスパンは恐らく補助金、補助金をやって自立をしてほしい、3年間やってみることによってあとは自分の力で歩くというのが、本来は補助金のシステムであります。しかし、これを勘違いして一回既得権としてもらったと思って、これを10年、20年というふうに持っていくということは、これは補助金の制度の趣旨には私は反していると思っております。

したがって、今議員おっしゃいましたように、そういったものをもう一度見直して、めり張りをつけて、やはり就労する、若者のためにそういったものを回していくということは、これは私も大事だと思います。ただ、これまでのようにニート、若者の就労の相談の窓口を機械的に行政、市役所の窓口においておくとか、こういうことの発想は変えなきゃいけないと思います。それはどういうことかといいますと、通常役所は8時半から5時までしかあいていません。しかし、若者がそういうふうな職を目指す、職を探すときにはやっぱり学校帰り、福岡から久留米に行った、あるいは熊本行った、そういった帰りに駅前にそういったものがあるとすると、そういった相談窓口で相談をするといった場の提供、時間の変則的な柔軟な対応、こういったものが私は必要だろうというふうに思います。貴重な御提言としてやはり生かさせていただこうと思っております。

21番（大橋恭三君）

市長、私は冒頭に解散総選挙を申し上げました。これは私、皆さんになぞをかけたつもりでございますけれども、当柳川市でも21年の4月には市長選挙がございます。ピアスや同和、柳川ホテルの3点セットの問題もあってですね、市民の関心が非常に高うございます。大橋さん、どげんなっとかんと、出なすとやなかか、聞きもしとらんとば簡単には言われんもんやけんですね、今回、きょう、市長は来年4月の選挙に立候補されるのかどうか、これをお聞きしたい、そして、もし立候補されるのであれば、どういうふうなものなのか、理由なのか、お願いします。

市長（石田宝蔵君）

予告せぬ通告もそういうものがあっておりませんので、私は心の整理もできておりません。ただ、3年数カ月、この合併の前から携わる首長として、難産の合併は、難しく苦しんだ子はよく育つというふうに言われておりましたけれども、合併が成就して新たにスタートしたものの、なかなか前に進まない、さまざまな課題が山積をしておる、しかも、思いもしなかった前の検討よりも後ろに下がる、そういった事案等が多かった3年数カ月であったというふうに今思います。そのことを考えてみますとき、本当はスムーズにいつているならば、そういった決断も早いと思いますけれども、事が事だけに難しい課題を抱え、さらに私で解決しなきゃいけないという御指摘もいただいている問題もあります。つい昨日は近藤議員から慌ただしい動きがあると、ある新聞ではこんなことが書かれてあったということですが、私はよく承知しておりませんが、まだ残された期間に全力を投球することが市民の皆さんに果たす責任と義務だろうと私は思っております。

ただ、次なるものをどうするのかということでございますけれども、やはりこのことについてはしかるべき関係者の方々、あるいは後援会の方々、こういった方々に十二分に相談申し上げて決断しなきゃならないというふうに思っております。きょうのところは御勘弁いただきたいと思っております。

21番（大橋恭三君）

これ以上は聞きません。これで私の質問を終わります。

1番（島添達也君）

大橋議員の時間があるうちに先ほどの発言、ピアス問題については島添議員と大きな隔たりがあるというような御発言がありました。

隔たりがあるとだけ、名指しで引っ張り出されては私は納得できません。ですから、その発言については撤回していただくか、どこでどう隔たりがあるのか、御自分なりの意見を添えて、その隔たりを具体的に言っていただきたい。そうでなければ先ほどの発言については私は承服できませんので、議長においてよろしくお取り計らいをお願いします。

21番（大橋恭三君）

私は島添議員を尊敬してああいうふうな発言をしたわけです。それでいけないとおっしゃるのなら、島添議員の思うようにしていただいて結構だと申し上げておきます。

議長（田中雅美君）

それでいいですか。（「はい、削除で」と呼ぶ者あり）

削除というお願いがっておりますけど、その隔たりの部分は削除でいいですか。

21番（大橋恭三君）

その隔たりの部分を文書で示していただいて、そして、思うようにしてくださいと言っているんです。（発言する者あり）もう私は一切、何も言いません。（「議長、関連で」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

今、大橋議員のほうから隔たりとありますが、このピアス問題の隔たりという意味がよく私わかりませんが、その意味を大橋議員のほうに……（発言する者あり）

21番（大橋恭三君）

その隔たりというのは私の質問の中でつかんでいただきたいわけですよ。でも、わからなかったとおっしゃれば、私が発音も悪いし、いろいろあったと思います。だけど、隔たりというのは島添議員の質問の内容との隔たりではなくて、執行部が示した答弁は私の考えと隔たりがあると言っているじゃないですか。

以上です。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

これをもちまして大橋恭三議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午後3時17分 休憩

午後3時32分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、22番藤丸正勝議員の発言を許します。

22番（藤丸正勝君）（登壇）

皆さん大変お疲れのところ、私、22番藤丸正勝でございます。議長の許可のもとに本日の一般質問をいたします。

質問事項は旧柳川ホテル跡地の買収についてでございますけれども、これは以前に平成18年3月10日、元市議会議員緒方寿光議員より質問がございましたが、当時の緒方議員の質問は、私旧三橋町議員としては、その内容を余り把握していないということで理解ができてはおりませんでした。ただ柳川市は将来に向けて非常にいい買い物をしたなという感じ、その程度のことでございました。それが今年度の20年3月定例会の一般質問で、初めて市の職員7名が柳川警察署のほうへ任意ではあるが、事情聴取されたと聞き、私大変驚いておりました。また、この時期に市民のためによい買い物をされたと思っておりました。なぜ柳川警察署への事情聴取があったか、柳川警察署からの資料要求でその捜査段階において、17年3月にあるはずの書類がないと、捜査当局のほうより書類の不備が指摘されたことがわかったということで、この指摘された書類というのは、平成18年3月、緒方議員の質問の中で出てくる、ちまたでは、またうわさによりますと、警察からの関係資料の提出を求められているということで、もう18年度にはそういうふうなことが起こっていたということで、私は三橋の議員ということで、なかなかそういうことが把握できておりませんでした。これがやはり今思えば事実だったのかなということでございます。その後、警察へ書類提出されまして、その内容についての、どういうふうな捜査でしたか、また警察への書類提出、その後、捜査の段階で書類の不備というのがどういうふうなものであったか、こういうのを聞きたいと思えます。

また、2点目の行政のほうから職員に対しての被害届が出されておりますが、それは何に對しての被害届でありますか。これは市民の皆様にはわかりやすく説明をお願いいたします。また、この被害届というのは、法律に照らし合わせても、適正なる被害届であるか、この件をお聞きしたいと思います。

6月の定例会最終日の6月27日、全協でこの柳川ホテル跡地の件についての議題で、集中的にこの職員の被害届について取り下げろ、取り下げるという要求が約2時間以上、全協の中でありましたが、なぜ被害届を取り下げる必要があるのかと私は疑問に思うわけです。このとき、何か柳川ホテル買収に疑惑があったのではないかと初めてそういうふうな疑惑がわいてきました。そこで、この問題を知る上では、平成17年3月の買収した原点に戻り、市土地開発公社と柳川市の買収経緯について検証する必要があると思えます。私も市民の皆様も詳しい買収経緯はわからないと思えます。わかりやすく、手続上、起案書、決裁書、契約書等、説明資料があると思えますので、我々納得できる説明を求めるものでございます。

それから、職員の不祥事、これが沖端漁協の補助金不正、今度の柳川ホテル跡地の買収での文書偽造とか公印不正使用とか、そういう執行部としては抜本的に職員指導をするべきではありませんか。執行部のお考えをお尋ねいたします。

また、職員は議員からの被害届の取り下げを本当に望んでおられるか、私はこれは疑問に思います。職員はこれが議会で取り上げられることは大変不名誉と私は思っております。でも、こういう不正を議員の皆さんたちから取り下げの要求があった以上は、私は執行部に対してどこが正しいか、どこが悪いかという、これは真実は一つでございます。はっきりした御回答をお願いいたします。

あとの質問は自席のほうでお伺いいたします。

22番（藤丸正勝君）続

執行部にお聞きしたいことは、職員の不祥事が先ほど言いましたように、2回続けてあることに対して職員指導の考え方を伺いいたします。

不正の職員は旧柳川職員ばかりじゃないですか。何で柳川市の職員がこういうふうな不正にかかるわけですか。これ柳川の風土的なものか、またこの事業に対する認識不足で能力のない職員がこういうふうな事業に担当したからこのような事件が起こったのか。これ柳川市にとりましても不名誉なことでありまして、行政運営上においても支障が出ると思っております。今後の職員指導の対策をどういうふうにするか、お伺いいたします。

副市長（大泉勝利君）

質問の趣旨は2回の不祥事という質問でございますが、どうも1回目は漁協の補助金等の管理の話かと思っております。もう1点目は、旧柳川ホテルの買収に関する文書の取り扱いの話だというふうに思いますが、柳川市に着任して1年数カ月の私がコメントするのはどうかというふうに思いますけれども、私なりに感じているところからしますと、1つは市の職員、公務員でございますけれども、市民サービスであるという公務、この重大さというのをやっぱり認識する必要があるというのが私なりに感じている第1の反省点でございます。

さらに、その公務の中で求められることは、説明責任と、それともう1つは透明性の確保であるというふうに思っております。この説明責任というのは、なぜそうなっているのかという市民に対する説明はもちろんですけれども、その説明には公平と公正でなければいけないということがあると思っております。それから、透明性でございますが、これは情報の公開等でも出てまいりますけれども、この2つが非常に重要ではないかというふうに思っております。

それからもう1つ、特に今回の旧柳川ホテルに関して出てくる部分でございますが、これもいろいろ事後になって関係した職員等、あるいは今の事務の取り扱い等でいろいろ対策を検討して、また実行に移しているわけでございますけれども、文書管理上の問題として実にはさかのぼり決裁なり、そういう事務手続をきちんとやらなきゃいけないという部分が、必ずしも十分ではないなということがございます。現在、その部分については、総務部のほうに

も検討をお願いしております、一時期文書の簡素化というのがございましたけれども、文書の簡素化以上に、それ以前に文書の管理、それから決裁のルール、これをしっかりしなきゃいけない。さらに、さかのぼり決裁に当たっては、文書を流して決裁をとるというよりも、持ち回りを義務づけてしっかりやる必要があるという、この公務員としてきちんとやらなきゃいけない部分をしっかり徹底していかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。

そういった感じのようなところに、今回この2件出てきている部分についての原因と思われる部分があると私は思っております。

以上でございます。

22番（藤丸正勝君）

副市長、私は今の職員の指導ですね、これでいいのかというような意味でお聞きしたわけですが、今副市長が言われたのは、今現在やっている職員の中の決裁とおっしゃっておられるようですが、やはりこれだけ不祥事があればどういうふうな職員改革をされるかと、抜本的な職員改革がされるのかということをお聞きしておりますので、その辺のところをまずお聞きいたします。

副市長（大泉勝利君）

誤解をちょっと与えたかもしれませんが、抜本的な改革というよりは、意識の改革が必要ではないかというふうに思っております。抜本的な改革については、新市になりまして、いろいろ人事異動の考え方、それから1市2町が引き継いできている慣例的なやり方、なかなか一本にならない。市民の皆さんについても、あるいは職員の皆さんについても、大和ではこげんだった、三橋ではこげんだったというのが随所に出てまいります。そういったものが今後できるだけなくなるような形で組織なり運営を図っていかなきゃいけないというふうに思っております。月に一度庁議を開いておりますけれども、庁議の中でも通常のそういう事務なり執務のあり方について点検をして、改善を図っているところでございますが、こういう意識の改革なり事務手続というのは時間がかかる部分がございます。じっくり構えてしっかりやっていかなきゃいけないという部分だと思っておりますので、そのうち成果が出てくるのではないかと期待しておりますが、これは我々管理する立場のほうも、その指導の仕方なりをよく検討しなきゃいけないというふうに思っております。

22番（藤丸正勝君）

それでは、質問の内容の柳川ホテル跡地の件に入りますけど、最初の資料要求が18年1月、18年2月、2回ということで確認したけど、これ間違いございませんか。そうした場合、この2回、公社理事長あてと市長あてと2回別々に来たということでございますけれども、その内容というのはどういうふうな内容か、お伺いしたいんですけど。

副市長（大泉勝利君）

警察からの資料要求については、平成18年1月25日に旧柳川ホテル買収に関する一切の書類ということで提出を求められております。その後、これは土地開発公社の理事長あてでございますが、2月13日に平成17年3月中の旅費費用弁償状況について、さらには18年3月6日、これも土地開発公社の理事長あてですけれども、起案文書、3月10日付の業務委託契約書の締結について、さらに市長公印のあるものを提出と、さらに18年3月28日には前理事長緒方研太の在任期間、それから副理事長の平成14年からの在任期間、それから平成18年3月28日には決裁区分について及び決裁区分に関する規定について、それから決裁及び施行年月日の記載者について、さらに18年4月7日、柳川市土地開発公社定款、就業規則、会計規程、業務方法書、こういったものが資料要求されておりました、この資料要求された後に、市のほうではそれぞれ準備が整ったものから順次回答しているということになっております。

さらに、同じように市長あてでございますが、平成18年2月7日に市長あてに旧柳川ホテル買収に関する一切の書類、括弧書きで特に指示命令に関する事項と、こういう資料要求でございます。さらに、18年2月13日に土地鑑定書の有無、2つ目は買い取り価格算定の基準について、18年3月6日には起案文書、3月10日付の業務委託契約書の締結について、それから市長公印のあるものを提出、それから18年3月31日には平成16年12月当時の固定資産評価額、それから平成17年3月当時の固定資産評価額と、こういうふうな資料の要求でございます。

22番（藤丸正勝君）

今詳しく提出書類はわかりましたけれども、まず、買収するのが17年3月1日に議会のほうに土地買収の債務負担行為が出された。そして、その3月11日に補正予算が可決した。それから、3月17日に120,000千円で柳川ホテル跡地が売買契約された。3月25日に所有権移転がされて、成立ということでありましてけれども、この120,000千円という根拠ですね、その根拠というのはどういうふうなことで出されたか、お聞きしたいと思っております。

副市長（大泉勝利君）

120,000千円の買収金額の根拠については、当時の担当でありました商工観光課の職員に対して、緒方助役から口頭による120,000千円という指示があったというのみでございます、詳しい資料はございません。

22番（藤丸正勝君）

口頭による買収依頼ですか、文書じゃなかわけですか。いや、口頭で120,000千円、あそこを買えと、そういうことはないでしょう。文書あるでしょう。それはおかしいですよ。口頭ということはないでしょう。

副市長（大泉勝利君）

平成18年3月の市議会でのやりとりで同じようなことを議論されておりますけれども、まず平成16年の12月14日にその用地、代行買収以外の文書の起案をしておりますけれども、そ

の数日前に買収価格を建物解体後の更地で120,000千円として公社あて買収依頼をすぐ出すようにという口頭の指示があり、その趣旨に基づいて120,000千円というお金で買収依頼したということでございます。その120,000千円の根拠になる資料を商工観光課に調べさせましたけれども、資料はございません。

22番（藤丸正勝君）

こういう120,000千円の土地買収にかかわることに、そういう書類がないというのがおかしいんじゃないですか。だったら、これは天の声ですか。だれでもこれは不思議がるですよ。私は、買収は柳川市民にとって適正なる価格で買われてあれば市民も納得されますでしょうけど、口頭で、それはないんじゃないですか。当時の柳川市議会の方たちはどういうふうに思われたか知らないけど、この不動産鑑定書、三橋の場合も16年には駐車場を買収いたしました。そのときは、16年8月31日に鑑定士を入れて、16年9月には全員協議会に議題を提出して、9月議会に補正をして、それで17年2月に契約し、所有権移転をしたという、そういうやはり行政としての行政というのはこの書類でそういうふうな売買契約というのをしなければならぬわけでしょう。それに対してその120,000千円という声だけで商工観光課が動いたと。商工観光課の職員さんたちはどういうふうな相手との交渉をされたんですかね。その辺は全然わからないわけですか。

私は、この120,000千円という買収価格がどうのこうのと言っているんじゃないんですよ。やはり書類上、きちっとした行政としてそろった起案書、決裁書があって初めて売買契約が、議会に報告し、また市民の皆さんに周知徹底されて、適正な価格だったということだったら私も思いませんけど、これ全然わからないですね。この120,000千円の問題じゃなくて、その手続上の問題。警察はこの辺の資料の提出を求めてあったわけでしょう、どうですか。

副市長（大泉勝利君）

警察の資料要求には不動産の鑑定書なりがございましたので、その辺のところの資料は求めたかというふうに思いますけれども、当時、市の用地の買収価格の決定については、用地の買収価格の決定に関する基準、それから明文化されたものはございません。それは18年3月に私の前任の島田助役が回答しているとおりでございます。当時、土地取引がされているのが近傍にございまして、その近傍での土地の取引を平米当たりどれだけの土地の取引かというのがございまして、それが平米当たり……、ちょっと待ってください。（「副市長、その平米の価格はわかっております」と呼ぶ者あり）52千円かと思えますけれども、それを今回の取引に割り戻しますと、52,910円程度になっているんじゃないかというふうに思います。（「平米」と呼ぶ者あり）平米で。（「いや、それ……」と呼ぶ者あり）ちょっと違いますかね。ちょっとメモを……。

22番（藤丸正勝君）

この土地には不動産鑑定士も入れていないと。ただ近くの近傍の価格で算定されたのと。

いうことは、ここの土地には基礎くいが入っているということでございますね。基礎くいが入っているといたら、評価は下がるんじゃないですか。そういうことを加味して、商工観光課というのは買われたのか、知らずに買われたのか。これは問題ですよ。そして、駐車場ということで買われてあれば、本当の評価はどれだけだったのかという疑問が出てくるわけですよ。もしも柳川市が財政が厳しくなり、この土地を手放すようになれば、やはりこういう基礎くいが入っていると、入っていたらこれはかなり評価が落ちると思いますけど。そして、この基礎くいというのは産業廃棄物にはならないわけですか。

副市長（大泉勝利君）

18年3月の議論で基礎くいの取り扱いでございますけれども、当時の土地開発公社の理事会の議事録によりますと、直接は確認しておりませんが、平成18年3月9日に前所有者に市が確認したところ、民家に影響する東側のくだけ残して、他はすべて引き抜いておりますという回答で了解されているというふうな記録になっております。

それから、先ほどの120,000千円の根拠について、近傍での土地の取引があったということで、この近傍での土地の取引というのが、平成16年8月27日の鑑定評価でございますが、このときの鑑定では平米当たり52千円でございます。今回のこの旧柳川ホテルの土地取引の土地の面積が2,268.19平米でございますので、120,000千円を割りますと52,906円ということになりまして、大体この近傍の土地の取引に近い数字になっているということでございます。

22番（藤丸正勝君）

価格算定はそういうふうになっておるということは、基礎くいが入っているということを承知の上でこの価格決定はされたんでしょうね。今の理事長に聞いてもわからないと思うけどですね。やはりそのところがはっきりしていないわけでしょう。全然この買収に対して価格の決定がどういうふうにしてされたのかですね。

それから、なぜこんなに早く、議会に提案　提案というか、話があってから25日に所有権移転ということで、えらいこれは早く売買がされてありますけど、そのところの議事録とか、全協、委員会、本会議で議論された議事録等ありますでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

これに関する請求書、明細書等の支払い関係の書類はきちんと保存してございます。

それから、先ほど私、基礎くいのことについて「開発公社の理事会で」というふうに申し上げましたけれども、これは開発公社の議事録ではなくて市議会の会議録でございます。市議会の中でも基礎くいのことが話題に取り上げられていまして、それについて「直接は確認していませんが」という、こういう回答がなされております。訂正させていただきます。

22番（藤丸正勝君）

いや、私の質問は、議会に報告、買収の意思表示をされてから所有権移転まで25日間という、その中の議事録はありますか。

副市長（大泉勝利君）

それはございます。

22番（藤丸正勝君）

土地開発公社の理事長、今現在の理事長として就任してありますけれども、あなたが今こういうふうなことで買収依頼が市から来たら、今の理事長としてはどう思われますか。

副市長（大泉勝利君）

仮定の話については答えにくいわけですが、先ほど申し上げたとおり、透明性と説明責任の行使において、きちんと根拠を求めて、手続きをきちんとやらなきゃいけないというふうに思っております。

22番（藤丸正勝君）

やっぱりこれは手続上の問題がいろいろあるみたいですけど、これは基礎くいが入っているということがわかって買収した場合は、瑕疵というのには当たらないわけですか。瑕疵担保責任というのには当たらないわけでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

いろいろ議論があるところかもしれませんが、買収の要件としては更地という、こういう条件でございます。更地の定義を調べてみましたところ、特に法律の解釈のところ、これは広辞苑でございますけれども、地上に建築物などの存しない宅地という、こういう解釈がございます。それからもう1つは、何の用途にも当てられていない土地、未使用の土地ということでございます。当時のくいが残っているということでございますが、民家が近くにあるということで、くいを抜けば民家の建物に影響が出るということ承知の上で、理解した上で購入されたのではないかというふうに思われます。

22番（藤丸正勝君）

そうした場合、このくいの件なんですけど、今後、この土地に建物を建てるということで事業計画があった場合、このくいの処理はどういうふうにする考えでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

土地の利用の仕方にもよりますけれども、仮に土地に上物をということになれば、そのくいが障害になる場合には抜かなければいけない。抜いた場合には、周辺の民家への影響が出ますから、代替の措置として矢板を打つとか、そういった対策をとる必要性が考えられます。ただ、当時のこの土地の売買の用途としては駐車場ということですので、平らであればいいという、上に建物がなくて平らであればいいということで、くいの存在については障害にならないという、こういう判断があったのではないかというふうに思われます。

22番（藤丸正勝君）

ということは、これは永久的に駐車場ということに、今の答弁を聞いていますと、そういうふうに思いますけど、そしてくいを抜いて、そのくいを抜いた後は柳川市の責任で工事を

しなければならぬということで、全部柳川市の丸抱えでやるということでございますけど、本当私は納得いかないですね。今の執行部の説明に全然納得しませんね。

やはりこの起案書、決裁書というのは全部そろっているわけでしょう。そろっておりますか、起案書、決裁書は。

副市長（大泉勝利君）

きのうもお答えしましたとおり、業務委託契約書の市長公印を求める部分の起案と決裁が不備になっているということでございます。それ以外は文書はそろっております。

22番（藤丸正勝君）

ということで、これは25日に所有権移転があったということで、相手からの請求書というのは何日の日に請求書が来ておるわけでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

申しわけございません、きょう持ち合わせている資料に請求書の記述が入った資料がございません。また後で回答させていただきたいというふうに思います。

22番（藤丸正勝君）

日にちが入ったやつがないという、後でというよりも、それならちょっと財政課か総務課か、どっちかに来ているか、観光まちづくり課ですか、あちらのほうに保管してあるんじゃないですか。ちょっとそれをきょう私の質問時間中に提出してもらいたいということでお願いいたします。

私が思うには、25日間で120,000千円の土地が売買されたということ、やはりこれは私も疑惑を抱くわけですよ。だから、警察もそういうことで疑惑があったということで動いているんじゃないですか。それはもうちょっと、行政として旧柳川としては何というお粗末な行政運営やろうかと、そういうふうに思うわけですよ。3月25日が所有権移転で、これが売買された。それから、その明くる月の4月24日は柳川市長の選挙だったということで、やっぱりいろんなこういうふうな絡みがあったんじゃないかなというふうに私は思っております。何事も早く秘密的に進めようとするれば、何か疑惑があるのではないかと考えるわけですよ。また、書類に不備があったり、最後には不正行為に走り、今度のような職員を懲戒にするような立場に追い込むと、それはもう職員本人が悪いわけですよ、こういう不正な行為をするということで、そこですね。

柳川ホテル跡地の件も、ここで終わっておけば、もう私は何も質問することはなかったわけですよ。その後、議員のほうから被害届を出してある、柳川署のほうに被害届を出してある。それを議員のほうから取り消せという要望があって初めて、私はそういうふうなことがあったんだなと。私は被害届を出して、職員がだれかということも全然知りませんでした。それで、その職員の名前が出たのも、この議会議員の中から職員の名前が出た。これは人権を無視した議会議員だと私は思うんですよ。なぜ職員の名前を出してまで言わにやいかない

かと。この職員が本当にこの被害届を取り下げてくれという議会議員に要望したかと、これは私は疑ってやみません。これはなかったんじゃないだろうか。やはり職員はこれは静かにしてもらいたいと私は思っていました。

それから、被害届の件でございますけど、執行部にお伺いします。公務員法の30条、32条、33条を読み上げてもらいたいと思います。お願いします、市長のほうから。

副市長（大泉勝利君）

地方公務員法の第30条、サービスの根本基準でございます。「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」という条文でございます。それから、32条でございます。「（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）第32条 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」。それから、33条でございます。「（信用失墜行為の禁止）第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」というふうに書いてございます。

22番（藤丸正勝君）

今、公務員法の30条、32条、33条を読み上げてもらいましたが、やはり公務員とはどういうことをしなければならないかということでございます。

ここに業務委託契約書がありますけれども、この業務委託契約書というのが17年3月10日の日付で前柳川市長河野市長の印、当時の土地開発公社理事長緒方研太の印が押されてあります。この分に対しての被害届でしょうか。立派な業務委託契約書があるじゃないですか、その辺をお伺いいたします。

副市長（大泉勝利君）

その業務委託契約書は3月10日の日付になっておりますけれども、それは7月に3月にさかのぼって起案して作成されたと、さかのぼって作成されたということでございます。

それから、先ほど請求書でございますけれども、17年3月24日に土地開発公社の理事長あてに請求書が提出されております。

22番（藤丸正勝君）

この業務委託契約書というのが7月につくられたということでございますけれども、ということは、この河野市長、緒方理事長が柳川市役所に来てつくられたんですか、7月に。これは7月につくられたということは、もうこの方、選挙で落ちておられなかったと思いますけど、どうしてこういうふうな印鑑が押されるか。これ不思議ですね。これこっち役所に来てつくられたのか、お伺いいたします。

副市長（大泉勝利君）

その業務委託契約書は、平成16年度の公社の土地取引について指導監督する立場にある県

のほうからヒアリングをしたいという、こういう文書が参りまして、その文書の中に業務委託契約書というのがなければならぬという指示がございまして、それを見たときに業務委託契約書がないということに気がついて、これでは県のヒアリングを乗り切れないということで、さかのぼって業務委託契約書を作成するということになったというふうに担当は話しております。

22番（藤丸正勝君）

職員というのは、こういうふうなことをしてもいいわけですかね。何ていう、めちゃくちゃじゃないですか、柳川市の職員というのは。ちょっと本当、これはもう民間だったら首ですよ。こういう仕事のできない職員がごろごろおるとじゃないですか。まだまだ今から出てくるんじゃないですか。そういうところしっかり指導してください。

ということは、これは偽物というわけですね。この偽物の業務委託契約書は公文書として有効か無効かということになるわけですね。そうした場合、ただこれは紙切れであると言われるか、有効であると言われるか、そのところをお聞きいたします。

副市長（大泉勝利君）

この件については、平成18年3月の議会で当時の島田助役が答えておりますように、書類作成の手續に瑕疵があったということで、正式なものではないということで、諸問題が解決後に市と公社との間で正式に結び直す必要があるというふうに考えております。

22番（藤丸正勝君）

それが本当なんです。無効というのが本当ですね。これ有効とでも言ってもらったら、これは大変なことになるですよ。これは無効ということが正解でございます。

それから、係長というのが書類送検されているということですが、これは係長一人でこういうのをつくったのか、こういう業務委託契約書、印鑑、これ係長一人でできますか。やっぱりこれは上司の指導があったんじゃないかと私は思いますけど、この当時の課長の名前とか全然出てきませんけれども、これは当時の都市計画課ですかね、その辺は私は柳川の議員じゃなかったものでよくわからないけど、どこが担当されて、商工観光課と言ったですかね、その課長というのはこれには全然関係はしていないわけでしょうか、お聞きいたします。

副市長（大泉勝利君）

土地開発公社の理事長の決裁を受けている部分については、当時の課長の決裁印がございました。ところが、市長部局に当たります商工観光課の、これは後の観光まちづくり課になるわけでございますけれども、この起案及び決裁等はなされていないという状況でございます。

また、担当係長が起案をして、課長に決裁を持ち込んでおりますので、当然そこにはどういう事情でこの文書が必要なのか、また、さかのぼっているのはなぜかという説明は当然な

されているというふうに思われます。

22番（藤丸正勝君）

当時の課長は知っているとは私はそう思うんですね。なのに何で係長が一人送検されるとか、そういうことをされるわけですか。だれが課長かわかりませんが、この課長は全然名前が出てこないけど、何だろうかというように思っているわけですよ。

それで、その公印ですね、その公印の管理はどこでしてあるわけですか。こういう柳川市の代表者の印鑑が勝手に持ち出されるようだったら、職員が何名かで結託すれば、どうにでもなるような、売買でもできるような、柳川市の財産がどうにでもなるようになるわけですよ。この公印管理というのはどういうふうにしてあるわけですか。この市長印、開発公社の印というのは。それを伺います。

副市長（大泉勝利君）

市長公印は総務課が管理しております。それから、土地開発公社の理事長の印は国土調査課が管理しております。

22番（藤丸正勝君）

ということは、これは簡単に持ち出されるというわけですか。そうじゃないでしょう。やはりこの公印を持ち出すには書類的なものあり、係長、課長補佐、課長とか、そういうふうなところを行政の組織として動かなければならないとは私は思いますけど、その係長が無断で持ち出されるものでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

公印管理規程については、昨日もお話したとおり、決裁が終わったことを公印管理者に見せて、その上で公印をついて、その決裁文書を執行したという、その捺印を受けて一つの起案文書の完結というふうになっているわけでございます。ですから、そういう適正な手続を得れば、公印の管理なり、それから文書の決裁上についての瑕疵はないわけでございますが、その文書管理の規程なりが必ずしも適正でなければ、ちょっと頼むよみみたいな形で執行ができないわけではないというふうに思われますので、その辺については今後その解決策を探りながら、適正な管理ができるように検討しているところでございます。

22番（藤丸正勝君）

起案書、決裁書がそろっていたら出されるということでございますけれども、今おられない河野市長、緒方理事長、この方の印鑑でも、そういう起案書、決裁書があったら、だれにでも出されるというわけでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

柳川市の公印管理規程では、前任者が不在、あるいは転勤等でいない場合の後任の引き継ぎ規定等は設けてございませんが、国の話をして申しわけございませんが、国の規程では、仮にさかのぼってやるようなことでも、それは職務を受け継いで判断をするという、こうい

う流れで職務をしているのが実態でございます。ですから、仮に3月に文書決裁をしなきゃいけないことが7月にずれ込んだとしても、それは7月に担当している人が判断をして、そして施行するというのが、これが基本的な市民サービスを滞らせない、サービスを低下させない業務のあり方だというふうに私は思っております。

22番（藤丸正勝君）

理事長、それは市民サービスの場合はいいですよ。市民サービスの場合はそういうふうなことでいいけど、こういう公文書でも不正でないということはないわけでしょう。これはさかのぼって決裁したら、だったら、これはいつでもこういうのはつくられるというわけですね。そういうふうな感じになるわけですよ。こういうのをいつでもつくられるような組織じゃ、行政としては、これはルーズな管理体制としか言われたいわけですよ。それはもうちょっとしっかりと管理をしてもらいたいということでございます。

それから、係長が自分の考えで一人で契約書をつくったというわけですか。私はこれは係長に言いたいんですよ。上司の指導で契約書、また印鑑を押したということであれば、その懲戒の重さが違うわけですよ。この係長が法に触れるということを知ってつくったのと、不注意で知らずにつくったと、これは全然重さが違うわけですよ。これは係長というのは、自分一人で罪をかぶっているんじゃないですか。そうじゃないですか。上司の名前は全然出てこないじゃないですか。その当時の上司はだれなんですか、私はわからないけど。

執行部にもう一度お聞きしますが、これは本当に係長一人でやったんですか。これは係長がかわいそうなんですよ。こういうふうな議会のほうで持ち出されて、やはりこういうことは静かにしてもらいたいという係長の希望ではないかと思うんですよ。その上司の課長か課長補佐か知らないけど、ひきょうにも逃げてさるいているんじゃないですか。一人罪をかぶして、いい顔をしているんじゃないですか、課長補佐とか課長というのは。本当その係長というのは私はかわいそうと思うんですよ。議会からも名前を、実名を上げて、その方の名前を言う、これ本当に議会は人権がその方にあると言うけど、人権を守っていないのは議会議員じゃないですか。それは議会議員だったら、かばうなら、そっとしておくのが温情じゃないですか、愛情じゃないですか、私はそう思いますよ。

これは政争の具に使われるんじゃないかということで私は懸念します。今後まだまだ質問したいことがありますけれども、これが政争の具に使われるとすれば、12月議会でこの続きをまたやりたいと思います。

本日は私はこれで一般質問を終わらせていただきます。

議長（田中雅美君）

これをもちまして藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時 31 分 延会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成20年9月11日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 島 添 達 也 | 2番 | 古 賀 澄 雄 |
| 3番 | 浦 博 宣 | 4番 | 熊 井 三千代 |
| 5番 | 梅 崎 昭 彦 | 6番 | 島 添 勝 |
| 7番 | 白 谷 義 隆 | 8番 | 森 田 房 儀 |
| 9番 | 荒 巻 英 樹 | 10番 | 藤 丸 富 男 |
| 11番 | 矢ヶ部 広 巳 | 12番 | 荒 木 憲 |
| 13番 | 伊 藤 法 博 | 14番 | 龍 益 男 |
| 15番 | 菅 原 英 修 | 16番 | 諸 藤 哲 男 |
| 17番 | 樽 見 哲 也 | 18番 | 近 藤 末 治 |
| 19番 | 太 田 武 文 | 20番 | 吉 田 勝 也 |
| 21番 | 大 橋 恭 三 | 22番 | 藤 丸 正 勝 |
| 23番 | 木 下 芳二郎 | 24番 | 佐々木 創 主 |
| 25番 | 三小田 一 美 | 26番 | 梅 崎 和 弘 |
| 27番 | 高 田 千壽輝 | 28番 | 山 田 奉 文 |
| 29番 | 河 村 好 浩 | 30番 | 田 中 雅 美 |

2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 石 | 田 | 宝 | 藏 |
| 副 | 市 | 大 | 泉 | 勝 | 利 |
| 収 | 入 | 木 | 村 | | 仁 |
| 教 | 育 | 上 | 村 | 好 | 生 |
| 総 | 務 | 山 | 田 | 政 | 徳 |
| 市 | 民 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 保 | 健 | 本 | 木 | 芳 | 夫 |
| 建 | 設 | 蒲 | 池 | 康 | 晴 |
| 産 | 業 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 教 | 育 | 佐 | 藤 | 健 | 二 |
| 大 | 和 | 櫻 | 木 | 恵 | 美 |
| 三 | 橋 | 藤 | 木 | | 子 |
| 消 | 防 | 竹 | 下 | 敏 | 郎 |
| 人 | 事 | 高 | 田 | | 厚 |
| 総 | 務 | 櫻 | 木 | 重 | 信 |
| 企 | 画 | 樽 | 見 | 孝 | 則 |
| 財 | 政 | 石 | 橋 | 真 | 剛 |
| 税 | 務 | 武 | 藤 | 義 | 治 |
| 健 | 康 | 川 | 口 | 敬 | 司 |
| 福 | 祉 | 木 | 下 | 正 | 巳 |
| 学 | 校 | 成 | 清 | 一 | 廣 |
| 建 | 設 | 横 | 山 | 英 | 眞 |
| 農 | 政 | 成 | 清 | 博 | 茂 |
| 水 | 路 | 安 | 藤 | 和 | 彦 |
| 図 | 書 | 古 | 賀 | 勝 | 幸 |
| 観 | 光 | 龍 | | 泰 | 子 |

4 . 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 北 | 原 | 博 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 兼 | 議 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 庶 | 務 | 係 | 長 |
| | | | | | | 高 | 巢 | 雄 |
| | | | | | | 高 | 口 | 佳 |
| | | | | | | | | 人 |

5 . 議事日程

日程(1) 一般質問について

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 答弁者 |
|----|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 1 | 19番 太田 武文 | 1. 学校敷地の件について (1) 学校敷地と賃貸借の内容について (2) 学校敷地と今後の対応策について 2. ピアスの件について (1) ピアス問題点の確認について (2) 調停の経過と今後の対応について 3. 柳川ホテルの件について (1) 被害届について | 教育長 市長 " |
| 2 | 9番 荒巻 英樹 | 1. 公立図書館の充実に向けて (1) 利用状況 (2) 図書購入費及び仕入れ方法 (3) 利用者に対して求めることは 2. 観光振興について (1) 外国人観光客の積極的な誘致を (2) 近隣市町との連携は (3) 九州新幹線の全線開通に向けての対策は 3. 広報誌へ掲載の「市長マニフェストの検証」について | 市長 " " |
| 3 | 25番 三小田 一美 | 1. 柳川駅東部区画整理事業の進捗について (1) 本事業は、これから先市の発展の基礎となる事業である。現在の進捗状況及び周辺企業との連携について 2. ピアス跡地の問題について (1) 「売主であるピアス社に申し入れまして、きちりその辺の処理はさせていただきたいと思っています。私が責任を取らなくちゃいけないわけですから」という市長答弁の真意について 3. 柳川ホテル問題について (1) 被害届に記載した、柳川市が受けた被害の内容について (2) 送検された職員が、職印を押してもらうまでの押印に至る手続きに関わった職員の処分は 4. 市長マニフェスト問題について (1) 8月15日号広報について | 市長 " " " |

追加日程(2) 緊急質問(近藤末治議員)

午前10時2分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、19番太田武文議員の発言を許します。

19番（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。19番太田でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず最初に、学校敷地の件について質問いたします。

平成17年3月に合併し、柳川市内の小・中学校は25校となりました。人口7万3,730の市といたしましては、同規模の市と比較しても、幾分多いように思います。合併時の調整事項として、今後も学校の統廃合は進めていくとなっておりますので、児童・生徒が学ぶのに最もよいとされている標準学級の維持、一定数の数が確保され、お互いが切磋琢磨できる学級が大切と考えます。先輩や保護者の中には、今の学校でよいとされる方も多数あるかと存じますが、私は時代に即し、生徒がお互いに楽しく、将来の同級会で思い出を語れる生徒数を確保することが今の児童・生徒のためには必要と考えております。

そこで、学校施設の問題について触れたいと思いますが、現在、中国と東北の地震を受け、地震対策がクローズアップされていますが、私は学校施設の問題について質問させていただきます。

1点目は学校敷地内、民間から借り入れてある土地がどの程度あるのか。2点目は、借地の使用料がどのように設定されているのか、それは定期的な見直しが行なわれているのか。3点目は、借り主が転売することは可能なのか。4点目は、久留米市においては、今後の学校改良、改築や地震対策をスムーズに進めるために借地の買い取りを進めていると聞いていますが、本市においてはそのような要望があっていないのか。5点目は、借地を購入するとした場合、どのような価格設定が方法に考えられるのか、以上5点についてお尋ねします。

次に、ピアスの件であります。

現在もピアス社と調停が行われていると思います。これはもう2年瑕疵担保が延びて、2回目の交渉で売り手のピアス社から「もう延期はしませんよ」ということでいって、損害賠償をして調停に持ち込まれたものであります。

つきましては、今回のピアス問題の確認と調停の経過並びに対応について、自席から一問一答で質問させていただきます。

3番目として、柳川ホテルの件であります。

この件につきましては、平成19年6月28日付で被害届が提出され、その後、7名の職員が任意出頭の呼び出しで事情聴取されていると聞いております。これについては、被害届はだれの意思で出されたのか。平成20年3月、平成20年6月の議会定例会の一般質問や緊急質問に対する市長の明確な答弁がなく判明しておりません。したがって、これもまた自席から質問させていただきます。

2つ目のピアスの問題と柳川ホテルの跡地は、昨日の質問と少しダブることもありますが、よろしくお願いたします。

学校教育課長（成清一廣君）

おはようございます。学校教育課長の成清でございます。ただいまの太田議員の質問に対しまして、御答弁をさせていただきます。

まず、1つ目が学校敷地、民間から借り入れている土地がどの程度あるかという御質問でございます。

現在、市内には25の学校があり、その敷地合計は約40万8,000平方メートルでございます。そのうち、借地を有する学校が9校ございまして、借地面積は2万1,800平方メートルでございます。市内の全学校面積に占める借地の割合は、約5.36%となっておりますが、学校によっては、約63%と非常に高い率を占めているところもございます。

次に、借地の使用料でございますが、契約更新の都度、物価や社会情勢などを検討して改正をいたしてまいっておりますが、ここ5年程度は据え置き状況でございます。平方メートル当たりの平均単価は年253円59銭となっており、坪に換算いたしますと837円48銭となります。

それから、貸し主が売却することは可能かとの御質問であります。市が他の目的に転用することは契約で規制されておりますが、貸し主への規制はございませんので可能と言えます。しかし、市といたしましては、学校現場の混乱をできるだけ避けていただきたいと考えておりますので、契約にうたわれておりますように、双方、事前の協議を行うということで、事前に協議をしていただければというふうと考えております。

次に、久留米市においては、学校敷地の買い取りが進んでいるがという御質問でございますが、久留米市が積極的に対応しているとの御示唆がございましたので、その方法等につきましては、早速調査検討を行いたいと考えております。

柳川市においても、現在、数カ所から買い取り要望が出されておりますが、財政状況や統廃合の問題なども十分考慮し、今後検討していきたいと考えております。

それから、借地を購入するとした場合の価格の決定方法などについてお尋ねでございます

が、これは借りております土地の状況、例えば、校舎の敷地としての借用なのか、運動場用地としての借用なのか、また、借地権や地上権等の権利関係や借用の期間などを詳しく調査し、民間における借地の買い取り方法など、補償鑑定の特許業者や不動産取引の業者などに十分お尋ねをして価格の設定をすることが考えられます。

また、市の財政状況なども十分に考慮した購入計画を策定し、議会にもお諮りをしながら実施していくということになるかと存じます。

以上で終わります。

19番（太田武文君）

2回目の質問に入らせていただきます。

ただいま学校教育課長より答弁をいただき、ありがとうございました。そこで、私の提案であります。現在、借地料は各学校などの状況や、合併前の各市町村の考え方により異なっているように思います。そこで、同じ条件、同じ単価を使用していくことが貸し主に対する公平な対応になるかと存じます。そこで、固定資産税のもととなります固定資産税評価を基本とされまると、市内の土地の評価に応じた賃借料の算定ができると思いますが、ぜひ検討していただきますように要望し、学校敷地の件に対する質問は終了させていただきます。

次に、ピアスの件について質問いたします。

市長は、17年12月議会の竹井議員の質問で「問題が発生するならば、売り主であるピアスの責任でやっていただく」と。その後、平成18年、特別委員会で再び、「自分の責任をもってやります」と言っております。「やらなければ私が責任をとらにやいけないでしょう」と言っております。ただいま申しましたとおり、市長の特別委員会を議会は真摯に受けとめ、問題が発生した場合には、売り主であるピアスの責任でやっていただくとの答弁を信用したわけですが、2年、3年たっても、なかなか思うようにいきません。しかも、現在、ピアス社では、我が方には落ち度はありませんとして、柳川簡易裁判所に債務不存在確定の調停を申し立ててあると聞いております。

そこで、市長にお尋ねします。

前回、6月議会での白谷議員の一般質問に対する答弁では平成20年3月6日、4月15日、5月20日の3回の調停内容を説明されましたが、進展していないように思いますが、その後進展しているかどうか、きょうまでの調停の回数、日付、内容を聞かせてください。

副市長（大泉勝利君）

調停内容についての質問でございますけれども、本年6月議会における白谷議員の一般質問に対して、今までの調停の日にちについて、3月6日、これが第1回でございます。それから、4月15日が第2回でございます。それから、5月20日が第3回でございますというふうに答弁してまいりました。その後でございますけれども、7月14日に第4回、それから、8月21日に第5回を開催しております。

調停の内容につきましては、調停が非公開で行われておることでございますので、詳細には申し上げられませんが、本市の主張等につきましては、昨日島添副議長にお答えしたとおりでございます。

19番（太田武文君）

調停が5回実施されていますが、昨日の島添議員の質問に対する答弁は、全然進展していないように思います。ピアス社は債務不存在と言ってあり、双方の言い分に関きがあるように思います。このピアス社は債務不存在と言ってありますので、いつまでたっても決着はつかないと思いますが、どうでしょうかね。

副市長（大泉勝利君）

調停は、調停委員を仲介にして、双方が主張しながら、そこで解決の糸口を探しているわけでございますけれども、その中で、これまで百条委員会、あるいは市議会の中で議論されている内容等についても話題にしながら主張をしておりますけれども、今後の展開がどうなるかということは、昨日の島添副議長から新たな事実というふうなことも提示されましたので、どうなるかわかりません。

19番（太田武文君）

わかりませんということですので、これについては双方とも平行線をたどっていますので、では、質問を変えます。

前回の一般質問で、アスベストの除去工事費及び土壌汚染の除去費について損害賠償をしていると言われましたが、損害の額は幾らですか。なお、その内訳もお願いいたします。

副市長（大泉勝利君）

これまでも損害額といいますが、市のほうが主張している提示額については、民事調停でこれまでも議論してきた内容でございますので、無用の混乱を避けることから、ここで回答は差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

19番（太田武文君）

皆さん心配して、毎回このような質問はされています。いつも回答はなく、市長は逃げ腰で、市に不利益となることは言えないと言ってあります。どうして不利益になるのでしょうか。私は、逆に公表することで交渉内容が明らかになり、市民の協力を得て、ピアス社の不当性を明らかにすることができ、市民の皆さんにとっても利益、市にとってもプラスとなると思いますが、それとも市長は交渉の内容を明らかにできない理由があるのではないのでしょうか。市長、どうぞ。

市長（石田宝蔵君）

これまでも繰り返し、この問題については、私は3年半、市政をお預かりして、本当に前向きな議論をいただくならばともかく、一つ一つ問題が出ますと、その問題についての言葉、部分的なものをつまんで、なかなか前に進まない、こういった状況が続いてきた3年半で

あったろうと思います。

今回も、やはり皆さん方、住民の一部の方から市を相手取って、特に私でありますけれども、損害を与えたということで裁判が行われてきました。これについても福岡地裁では判決がおりて、やはり私どもの主張が認められた。今回、調停も、今、太田議員は市民の皆さんに公開してやったがいいんじゃないかということですが、調停は非公開なんですね。裁判所で行われているものは、これは非公開が原則でございます、やはりこれはなぜ非公開かといいますと、双方の主張がみだりに誤解をされて広がっていくということは、無用の混乱を招くということだろうと私は思います。したがって、双方の主張が、ピアス社の主張と私ども市の主張、これは当然主張が違うわけです。ピアスは責任はないと言っていますけれども、私は責任があると、市の、市民の代表として、市長として、そのことはしっかり申し上げてきているわけですから、ぜひとも全額ピアス社の負担によってやるべきだという主張が食い違っているのは当たり前のことです。

でも、早く解決せよということで、それは議会のほうからでも、市民の方からでも若干の折り合いがあってもいいんじゃないかと、こういう話があるとするならば、当然、その折衝はあると思います。しかし、私は、初期の考え方、最初から同じでありますけれども、市には誤りはなかった。当然、これはピアス社の責任、全面責任あるよということで食い違っておりますので、今議論はかみ合わないという実態でございます。（発言する者あり）

19番（太田武文君）

市長は、この物件は、購入してから4年たつですよ。塩漬けになっております。そうして、結局特別委員会が終わってからも、市長、特別委員会で約束されていますけど、ピアス社に全面的にさせますと言ってあります。それから、たってもまた2年ですよ、ですね。それを頭に置いて一応お答えしていただきたいと思っております。

今、市長からこのような答弁を教えてもらえないということでしょう、もうこれは。そういうことは、内容については。先ほど申しましたとおり、交渉内容を教えていただいたら、市民の皆様にも利益、市にとってもプラスということで繰り返し言っていますが、内容については教えていただけないということですね。市長。

市長（石田宝蔵君）

公開できる部分については、公開はいたしてきているつもりでございます。ただ、この交渉の中身、細部にわたっては、市にとって、私は7万3,000のトップとして、御推挙いただいている責任者として、市に不利益があるようなことはやるわけにはいきません。したがって、さまざまな私どもも弁護士さんとか、そういう方々の御意見等も十分にいただいて対応しているわけでございますので、その辺については御理解いただきたいと思っております。

19番（太田武文君）

教えられていないということですね。

それでは、こういうことでは進展もしないと思いますが、いつまでをめでに調停を終わらせるつもりですか、市長。

市長（石田宝蔵君）

それは、今のところでは、いつまでということをも明言すると、また誤解を招くと思いますが、問題は、やはりこの調停は、ピアス社のほうから申し出があっけてきているんですよ。本来ならば、問題があるとするならば、私どものほうから申し立てるのが形だろうと思いますが、（「そうだよ」と呼ぶ者あり）向こう様からの調停の申し出ですから、その辺については十分御念頭に置いていただくと、頭の中に置いていただくと、御理解いただけるんじゃないでしょうか。

19番（太田武文君）

どうして調停になったわけですか、副市長。調停の申し入れ、損害賠償を請求されたからでしょう。どうですかね、その辺について、副市長。

副市長（大泉勝利君）

市としては、昨年、債務負担の期限延長を申し入れるなり、解決策を探ってピアス社と協議を続けてまいりましたけれども、ピアス社は期限の延長はできないということで、期限が迫っていたということもあって、市の考え方をピアスに伝える必要があるということで、いわゆる損害賠償の行為を行ったわけですが、その内容について負担を求められる義務はないということで、向こうが民事調停の場で解決を図ろうとして手続をとったという、そういう流れでございます。

19番（太田武文君）

市長、副市長から答弁をお受けいたしました。調停は20年も30年もかかるわけですよ、市長、わかりますか。そして、いつまでたっても解決しないということでしょう。塩漬けになっている580,000千円の土地がですね、どうですかね。それでさえ、刑事裁判のオウム真理教でさえ10年もかかるとですよ。市長はそれを望んであるとじゃないですか。どうですかね、市長、その辺について。

市長（石田宝蔵君）

私は買ったときから、すぐにでも活用したいと、跡地の活用も検討委員会のほうで二十数名の委員さん方をお願いをして、跡地の利用についても御検討いただきました。ところが、私どもは、私も何回もこの場でもお答え申し上げてきておりますけれども、そういうものがあるということは、金輪際承知していない。また、そういう説明も受けてきていない。そうしたことが今日の混乱の引き金になっているんですね。

そして、そういったものがあるとするなら、議会の皆さん方からも住民の皆さん方からも安心を担保せよと、やって、きちんと使えるようにしなさいと私は言ってまいりましたが、毒性のあるような土壌の汚染なんかやられていないんですね。これまでも調査されてきまし

た、特別委員会の中でも。太田議員もその特別委員会にお入りになっていらっしゃると思います。百条委員会の特別委員会の中でも御議論あってきたと思います。

そういった中で、やはり今日まで至っているのは、議員、十二分御承知だろうと思います。私がそれを引っ張っているということ、私は一日も早く次なる土地の利用法を考えて、市民の皆さんにプラスになるようなことを一緒になって私は議会の皆さん方にも考えていただきたいと、（「そうだ」と呼ぶ者あり）こういうことを申し上げてきているわけです。一日も早く（「調査しとらんけんじゃろもん」と呼ぶ者あり）解決をして、（発言する者あり）やるべきじゃないかなと、こんなふうに思っております。（発言する者あり）

19番（太田武文君）

市長、もし調停が不成立に終わった場合は、どういうふうな責任をとられるつもりですか、そしたら。

市長（石田宝蔵君）

責任はさまざまとり方があると思いますが、最後まで闘うことも責任、やり抜くことも責任。責任、責任ばかりおっしゃいますけれども、じゃあ、太田議員、どうせろということなんでしょうか、おっしゃってください。

19番（太田武文君）

市長、それでは次に行きますけれども、ピアス社が債務不存在確定承認を申し出てあることは、市長は特別委員会で、できもしないことを責任とってやりますということで、その場逃れの答弁を行ってありますよ。市長は議会の愚弄しているとも受け取れます、この発言は。地方自治法第100条第7項の虚偽の陳述にも該当すると考えられますが、どう思われますか。

市長（石田宝蔵君）

議会の愚弄するとか、（発言する者あり）責任逃れとか、どんなところがどうなんでしょうか。具体的におっしゃってみてください。そして、しかも、言葉、一言、字句の部分をお取り上げになって言葉が矛盾している　つい先般も特別委員会ができていないですか。1回目、私が3月に発言したこと、中身の部分が根幹から違うなら矛盾していると思いますけれども、（「違うけん……」と呼ぶ者あり）言葉のニュアンス、同じ言葉では、私も人間ですから機械じゃありませんので語れません。ですから、その辺はどこが、本旨の中身がどう矛盾しているのか、そのことも市民の皆さんに私は説明しなきゃならないと思います。

19番（太田武文君）

もう一度お尋ねします。市長は、2年半前の特別委員会、あのときに、「私はピアス社に責任持ってやらせます」と言っているですよ。そしたら、今のピアス社は債務不存在とかなんとか言ってこないでしょうもん。特別委員会の答弁は、本当に議会の愚弄していると思うですよ、私は。その辺、再度お答えをお願いします、もう一度。

市長（石田宝蔵君）

だから、責任持って今やらせている闘いをやっているじゃないですか。交渉をやってきているでしょう。私が交渉に臨んでいないということなら太田議員の御指摘、合致すると思いますよ。そのとおりだと思います。しかし、今、ピアス社とやってきているんですよ。また、債務不存在、これは向こうの主張であって、私はそれは、私どもは言い方は、中身はまだ言っていないんですけど、きちんとピアス社の責任でやりなさいということを書いてきているわけですから、何も私は逃げているわけじゃありませんよ。市民の代表として、責任者として、それなりの対応をしているつもりでございます、はい。

19番（太田武文君）

そしたら、市長はいつまで 繰り返し申し上げますと、いつまでやらせるつもりですか。それは交渉ですよ。ピアス社には、アスベストの除去、それから土壌汚染は責任持ってやらせると書いてあるでしょうが、今、交渉でしょうが、やるかやらんかのですね。もう一度、その件について、市長、お尋ねします。

市長（石田宝蔵君）

太田議員、きのう、島添副議長からこんな発言がありました。一般質問の中で、この公式の場です。新たにわかったことがあると、こういう趣旨だろうと思います。ピアスの不動産鑑定をした日本土地建物の担当者は、鑑定書に入れるべきはずのアスベストの存在は知っていて、それを明記していなかった、そういうことやったでしょう。そういう事案が出てきたんですね。

議長（田中雅美君）

いいですか、答えもらっても。（「まだ私に言って……」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）続

という発言が私はあったと、ここにきのうメモしました。（「ちょっと違います」と違う」と呼ぶ者あり）

ちょっと違うかもしれませんが、これは新たな証拠だろうと思います。ですから、こういう事案が次々にやっぱり出てきているんですよ。これは逆に教えてもらったことですけどね。（発言する者あり）ですから、このピアスの問題、ピアスの指示で隠したのか、かかる事案を隠蔽した事実、これについては新しい問題事案だろうと私は思います。ですから、次の調停のときは、こういった問題も新たに提起して交渉していかなきゃならない、そういうことだと理解してください。（発言する者あり）

19番（太田武文君）

今まで何回も論議をしてきましたが、市長は一度の謝罪の言葉もありません、間違ってもですね。また、市長の答弁は、これまで二転三転して、その場しのぎの発言や思いつきによる行動のように思います。こうした発言は慎んでいただきたいと思います。

次に進みます。

それでは、私の調べたことがありますので、確認いたしたいと思います。

まず最初に、購入時の不動産鑑定についてお尋ねします。

ピラス社は、市長はピラス社より跡地を購入するとき、通常は双方とも不動産鑑定書を取得します。しかし、今回の取引は、片方のピラス社のみで取得した鑑定評価書により取引されておりますね、どうですか、市長、教えてください。

市長（石田宝蔵君）

これはもう過去に何回もお答えしてきておるでしょう。（「教えてください」と呼ぶ者あり）そのとおりでございます。

19番（太田武文君）

日本土地建物の鑑定書によれば、ピラス社の依頼によって、市長も御存じのとおり、その他の評価条件が2つつけられております。

1つ目は、土壤汚染については、御指示により、完全に除去されたものとする。

2つ目は、建物は外観調査によって評価するとなっております。

この鑑定評価は、平成15年2月18日に実施されていることも市長は御存じのとおりでしょう。鑑定評価がピラス社の2月18日ですね、繰り返します。よろしいですか。国交省の通達は、同年1月1日より土壤汚染の有無、アスベストの使用の有無を含めた評価をすることが実施されておりますが、副市長、その辺は正しいですか、副市長にお尋ねします。

市長（石田宝蔵君）

この辺については、百条委員会でも環境特別委員会でも随分出されてきたでしょう。もう何回も（「ちょっと……」と呼ぶ者あり）何回もここでも言っていますよ。（「正しいですね、これは国土交通省のは」と呼ぶ者あり）

19番（太田武文君）

私が市長にお願いしているのは、正しいですか、正しくないですかとお聞きしているので、どうですか。

副市長（大泉勝利君）

通達の名称は何になっていますでしょうか。

19番（太田武文君）

通達の名称は、不動産鑑定評価基準運用上の留意事項ですね。

副市長（大泉勝利君）

それは国土交通省の局長の通達でしょうか。

19番（太田武文君）

国土交通省のこれは（「あんた副市長、市長の答弁と違うやんね、それはおかしかやんね、さっきの主張と。市長は何遍も同じことを答弁したよと言いよつとばい。その副市長が……」と呼ぶ者あり）

そしたら、ちょっと議長、休憩をお願いします。これはちょっと副市長に渡しますので、これですよと。

議長（田中雅美君）

暫時休憩をいたします。

午前10時39分 休憩

午前10時43分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、執行部の答弁をお願いします。

副市長（大泉勝利君）

先ほど通達を見せていただきまして、平成14年の7月3日に不動産鑑定評価基準等の改正についてということで、国土交通事務次官名で通知されたものでございます。

この通達は、平成15年1月1日から施行開始ということで、平成14年内は周知期間というふうに使われているものだというふうに使っております。

19番（太田武文君）

ありがとうございます。

ただいま副市長からお答えいただきましたように、この施行は平成15年1月1日からの施行です。よって、このピアス社の不動産鑑定書は2月18日に実施されておりますので、これは国交省の通達によれば土壌汚染の有無、アスベストの使用の有無を含めた評価をされることで実施されております。

といいますのは、当然不動産鑑定をしてあります、最大手の日本土地建物にもその通達があっていたことを東京本社に私は電話で確認いたしました。その際、担当された鑑定士ともお話しいたしましたら、2つの条件については国交省の通達は承知の上でピアス社の依頼に総鑑定評価を行っており、ピアス社に対してもそのことは報告してあるとの回答をいただきました。ということは、ピアス社はアスベストの存在を知っていたにもかかわらず、価格設定の上で不利になるため、2つの条件を提示し、鑑定評価を実施したということになります。

市長は、鑑定評価は公平、公正に行われていたと言われますが、いつまで相手の言いなりになることなく、評価、鑑定をされた鑑定士に事実を確認され、事態の解決に努力すべきと考えますが、いかがでしょうか。それとも、その事実を承知の上で購入されたのでしょうか。市長の御答弁をお願いいたします。

市長（石田宝蔵君）

きのう島添副議長から、また今太田議員からも御指摘がありましたように、そのことを含めまして、ピアス社の責任でもって、全責任でもってやれと、やっていただきたい、やってもらわなきゃ困るということを申し上げてきているわけです。ですから、何も相手の言いな

りになっているということはありません。ですから、交渉が難航しているわけでしょう。相手が言いなりになっているならば話は簡単につく話です。私どもはピアス社の全面責任をもってやっていただく、この主張は変わっておりません。（「条件てやったやんね、再三質問しようが。裁判て言いよっけん」と呼ぶ者あり）

19番（太田武文君）

もう一度繰り返しますが、その事実を承知された上で購入されたことではないということですね、ただいま申しましたとおり。

市長（石田宝藏君）

勝手にそういうことを決めつけないでください。中身については今交渉の中でありますから、私どももそういった客観的な事実、主観的な事実、こういったものを把握して交渉しているわけですから。（「知らんやったったいね」と呼ぶ者あり）

19番（太田武文君）

時間も大分経過いたしましたので、調停の早期解決を願って、ピアスの質問については終わらせていただきたいと思います。

次に、柳川ホテルの件について質問いたします。

旧柳川ホテルの被害の提出順序としては、さきの議会で副市長は、警察の捜査を担当している刑事のほうから、事務不備があるので、被害届を出しなさいと求められて提出したと言われました。この件については、市長も了解済みとして私は理解しております。

そこで、副市長にお尋ねいたします。被害届の提出を求められた刑事課の担当はどなたでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

この場で名前を、固有名詞を上げられるのは適当かどうかわかりませんが、名前は担当の刑事だということにとどめさせていただきます。

それから、出しなさいというふうな言われ方ではなくて、出したらどうですかという、こういうことでございます。と申しますのは、これまでも被害の内容については、白谷議員、それから、藤丸議員の一般質問にも答えたとおりでございます。公印管理上の問題ですとか、それから、公印を無断で、あるいは勝手にと言われていますけれども、そういうふうにして公文書を偽造したという、こういう疑いがあるわけで、市としても公文を管理して、しっかりした管理をしなければいけない立場にあるわけで、その部分に対して不手際といいますが、十分な手続をとられていないということについては、しっかりした対応をとらなければいけないという、こういう判断でございます。

19番（太田武文君）

副市長は、三小田議員、近藤議員のときも求められて提出したと言ってあるですよ。会議録を見てください。もう一度尋ねますけど、そうですかね。ちょっとその辺をはっきりして

おかないと困りますので。

副市長（大泉勝利君）

どのように受け取られたかわかりませんが、先ほど私が申し上げたとおりでございまして、出しなさいという、そういうふうな脅迫的なそういうことじゃなくて、出すべきじゃないですかという、こういうこととございます。（「警察署長、首になるばい、あんたそういうこと言うたら」と呼ぶ者あり）

19番（太田武文君）

求められて出したと言ってあるでしょうが、もう一度繰り返し質問いたします。その辺を変えないでください、すりかえないで。（「署長の首が飛ぶとばい」と呼ぶ者あり）

副市長（大泉勝利君）

求められたというふうに受け取られる向きには求められたというふうに受け取られると思いますけれども、確かに求められる行為の一つかもしれませんが、（「ふざけた答弁するなよ」と呼ぶ者あり）だけど、それをしなければならぬ、しなさいよという、こういう話ではないというふうに私は思っております。

19番（太田武文君）

私はそしたら届けを出さなくていいと思ったですよ。そういうことで、簡単なことで事務処理の不備やったということで簡単やったということで捜査があっていたということで副市長言って、そして、求められて提出したということで言ってありましたけど、その辺はどうですかね、副市長。（「ニュアンスの違い……」と呼ぶ者あり）

副市長（大泉勝利君）

確かに指摘を受けている部分は文書上の不備でございますが、それ以前に捜査の過程できのうも質問に答えたとおり、一切のこの買収、土地取引に関する資料ということで、不動産鑑定書なり、それから、かかわった判断なり、そういった一切合切のものを全部要求されているわけとございまして、その中での文書上の不備ということで理解をしております。

19番（太田武文君）

副市長は答弁をすりかえないでくださいよ。もうみんな会議録、知っておりますのですね、言いましたとおり。近藤議員と三小田議員のとき一緒に言ってあるわけですたい。

それでは、次に進ませてもらいます。

被害届というのは、普通、被害届は被害を受けたものが、みずからがみずからの意思で出すものであり、警察のほうから提出を求めることはあり得ないと。被害届は当事者を罰してくださいという意思により出されるものでありますが、市長の言われる順序には不自然がありますが、どうでしょうか、市長、お尋ねします。

市長（石田宝蔵君）

これも随分繰り返し、繰り返しお尋ねに、どなたこなたお尋ねになってきておりますけれ

ども、被害届はですね、皆さんよく考えていただきたい。物的なもの、精神的なものですね。物的な被害ももちろんです。精神的な被害もそうです。今回の場合は、市長の印鑑が勝手に使われていた。（「勝手に……」「そうだ」「そりゃ勝手じゃない」と呼ぶ者あり）決裁権者に遡及しないままに、私が市長になっていたんです、そのとき。（発言する者あり）そのときないままに、決裁がないままにその印鑑が使われたということですから、被害届、被害を受けたのは当たり前でしょう。（「そうだ」「あなたの責任たい」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

19番（太田武文君）

いや、私は先ほども言いましたとおり、副市長も私言いましたでしょうが。求められて被害届を提出した。これは市長も了解済みとして市長が提出、被害届は提出せにゃ、被害が遭ったもの、そうですね。市長もですね、了解済みで被害届がなされたものと理解しておりますと。市長その辺についてよろしいでしょう。

市長（石田宝蔵君）

それは繰り返し説明してきておる。当然私にお話があって、そのときは文書ではございませんでしたと説明しましたね。部長から副市長に、副市長から私にお話があって、説明があって、そういうことでしたら被害届を出してくださいと。当然これは市の市長の印鑑、市の財産にかかわる問題、人にかかわる大事な大事な、このケースだけじゃないんです。（「だっでん知っとる……」）と呼ぶ者あり）そういうことを考えてみますと、市長の印鑑の重みというのはどういったものなのか、これは当然理解していただきたいと思います。（「最初はその被害……じゃないか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

19番（太田武文君）

市長はですね、答弁が二転三転します。（「そうそう」と呼ぶ者あり）どうしてかと言いますと、最初は私は知りませんと言ってあったですよ。（「議事録……」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）それはみんなもう議事録見ると。それで、部長が私は届けました、私の私印でと。（「おかしいじゃないですか」と呼ぶ者あり）それで、公文書か私文書かわかりませんので、公文書ではありませんので、情報公開してありませんと言ってあったですね、副市長、そうではないですか。（発言する者あり）副市長が答えてください。（発言する者あり）そう答えられたでしょうが。（発言する者あり）副市長、どうですか。もう市長はいいです、副市長答えてください。

市長（石田宝蔵君）

いや、私に、私の……でしょう。私が知りませんと言ったということですから、私が答えるべきですよ、そうでしょう。（「議事録を確認せんね、議事録」「議事録」と呼ぶ者あり）

知りませんというのは、勝手に解釈してもらっちゃ困りますよ。（発言する者あり）私は部分的なものをつままれると、中はどんなふう書いてあるのかは知りませんと言ったでし

よう。出したことは了解しているんですよ。中身は山田部長が（「中身を知らんで何であんな……」と呼ぶ者あり）警察現場で出しているわけですから、（発言する者あり）ちょっと聞いてください。（発言する者あり）警察現場で、その場で出されているわけですから、その被害届は出しても結構と、当然出さなきゃいけないですと。その中身にどういうふうに記述してあるのか、文言はどう書いてあるのか、何がどのように整理されて提出されているのか、そこを知りませんと。その部分をつかんでおっしゃっているわけですよ。（「中身は知らんで判こ押され……」と呼ぶ者あり）その部分だけです。

19番（太田武文君）

三小田議員の一般質問でお聞きしましたけど、市長も山田部長のほうから、山田部長は市長にも副市長にも報告したと。（「そうです」と呼ぶ者あり）それで、その以前に打ち合わせをやっていったち言ってあったです。その前は市長は全然知らないと言ってあったでしょうが。みんなそれ知ってあるですよ、会議録見るとわかるですよ。（発言する者あり）それはどうですかね。（発言する者あり）

市長（石田宝蔵君）

そう勝手に決めないでください。議事録を読んでみてください、議事録を開けて。そのときの議事録を見てください。ちょっと休憩とられたら、とらせていただいたら。

議長（田中雅美君）

休憩とりますか。（「部分的に……」と呼ぶ者あり）

ここで暫時休憩をとります。

午前10時58分 休憩

午前11時41分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

太田武文議員の発言を許します。

19番（太田武文君）

ただいま市長から、私はわからないということでありましたので、わからないということは3月議会の近藤議員が「副市長、あんた勘違いしとっじゃっかん。捜査内容は私、聞きよっとじゃなか。被害届を柳川市長石田宝蔵様が出してあるんですよ。だから、石田宝蔵柳川市長は何の被害で出してありますかと聞きよっとやっけん。」と。そして、石田市長の答弁には、「一連の捜査の中で中身はどうなっているか、私はわかりません。」と。

続きまして、被害届は20年の3月議会で「開発公社の理事長が私はわかりませんがね、理事長印か市長印かが結局使われている記録がないままに書類がつくられているということですから、一部分的なそういった公印の使用についての被害届じゃないかなと私は思うんですが、それだけで私もわかりません。」と言ってあるんですね。

それから、また市長ですけど、「公印を使った記録がないというふうなことでの御指摘を受けて、そういったことで市としては被害届を出している。そうじゃないかなと思います。」と。

それから、部長、これは全協ですけど、20年の6月27日、「被害届は、事情聴取の中で警察のほうから出してくださいということで出しました。」と。

それから、もう1つですけど、副市長が先ほど申し上げられました「被害届を出したらどうですかと言われました。」ということで、警察のほうで言われましたということでしたけど、20年の3月議会で副市長の答弁で、「警察から柳川ホテル跡地の買収に関して開発公社の事務処理に不備があること、公印管理上に問題があることの指摘を受けまして、被害届の提出を求められました。」と、ぴしゃっと言ってあります。

それから、市長についても、3月議会の近藤議員の緊急質問で、市長は「被害届は捜査の過程の中で、私どもに求められました」ということで言ってあります。

以上です。もう回答についてはもう市長とか副市長の回答については要りません。（「回答出さんば」と呼ぶ者あり）要りませんので。（「……休憩じゃなかですか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

まだこれからも特別委員会もありますので、（「そうだ」と呼ぶ者あり）それに引き継いでいただきたいと思います。

議長（田中雅美君）

少しでも答弁は要らんとですか。（発言する者あり）

19番（太田武文君）

はい、要りません。（「何のための休憩かわからんやないか」と呼ぶ者あり）

それでは、答弁も要りませんので、以上をもちまして、私の一般質問は終わらせていただきます。（発言する者あり）（「これだけ休憩させていたわけですから」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

これをもちまして、太田武文議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をとります。

午前11時46分 休憩

午後1時1分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、9番荒巻英樹議員の発言を許します。

9番（荒巻英樹君）（登壇）

議場内の皆さん、それから柳川市の未来を考え、公民館等のモニターやインターネット中

継をごらんいただいている皆さんこんにちは。9番荒巻英樹でございます。

本日、9月11日は、西暦1900年、明治33年に日本で最初の公衆電話が設置された公衆電話の日で、設置場所は東京の新橋と上野駅前、それからなぜか熊本市だったそうです。また、何といいましても、7年前になりますが、アメリカ同時多発テロ事件の日であります。民間航空機の直撃を受けて崩壊したワールド・トレード・センターの106階には、「ウインドーズ・オン・ザ・ワールド」というすてきなレストランがありました。三橋庁舎の藤木庁舎長とも行ったことがあります。あの巨大なビルが一瞬にしてなくなったことは今でも信じられない気持ちです。改めて犠牲者の方々の御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、3項目について質問をさせていただきます。

1項目めは、公立図書館の充実に向けてお伺いします。

私の高校時代、ですから、今から30年近く前になりますが、残念ながら旧柳川市には公立の図書館がございませんでした。したがって、夏休みには涼しい環境を求めて大川市の図書館へお邪魔していたことを思い出します。それが現在では分室も含めて7施設も設置されている状況は、近隣の自治体と比較しても大変恵まれた環境であり、これまでの執行部の御尽力に対して感謝申し上げる次第です。

さて、平成20年度柳川市教育施策が先日発表されましたが、基本目標は「生涯学習社会の構築をめざして」となっております。その中で、図書館の主要な施策は「生涯学習を支える図書館等の充実」となっており、具体的には、1、図書館運営の充実、2、資料館の充実、3、あめんぼ公園の活用がうたっておりますが、中心となる図書館運営の充実に関して質問をさせていただきます。

1点目、まずは図書類の貸し出しに必要な図書カードの発行枚数と合併後3年間の利用状況についてお尋ねします。

2点目、昨今の厳しい財政状況の中、図書購入の予算は横ばいみたいですが、現在の仕入れ先及び仕入れ価格はどのようになっているのでしょうか。

3点目、特色のある図書館の運営として、「北原白秋をはじめとするいわば、郷土の偉人とも称すべき郷土出身者の著作や本市の暮らしに大いに関わる掘割、水に関する資料の計画的な収集に努めます。」とあります。これらも含めて、古本屋からの購入も仕入れ方法の1つとして検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

4点目、保存期限を経過した雑誌等の有効活用のため、雑誌リサイクルデーを設定して市民に無償で提供なさっていますが、逆に市民の皆さんから図書の寄贈を募ることも有効だと思いますが、いかがでしょうか。

5点目、私は本館を中心によく利用させていただいておりますが、職員の方々の対応はとても機敏で、さわやかな印象を持っております。逆に、試験勉強中だと思われる学生の私語

や新聞の閲覧コーナーなど、利用者側のマナーが気になることがたまにあります。市民の皆さんにより気持ちよく御利用いただけるよう、運営側として利用者に対して求めることがあればお聞かせください。

2項目めは、観光の振興について伺います。

ここ数年、右肩上がりだった日本人の海外旅行は、昨今の原油高の値上がりに伴う燃油サーチャージの影響が大きく、ことし1月から6月にかけての上半期では793万9,000人と、前年同期比4.8%の減少となっております。逆に、日本を訪れた外国人は、前年同期比10%の大幅増で433万7,400人となり、上半期では初めて400万人を突破して過去最高となっております。政府も本年10月に観光庁を立ち上げて、本格的に観光立国の実施に向けて後押しをしていくものと思われまます。今後、観光が下火になっていくものと思いませんし、そうならないわけですが、我が国の人口は確実に減少していくわけで、海外からの観光客を積極的に誘致しなければならないわけです。

こうした状況の中、現在は、韓国、中華民国、いわゆる台湾に次いで渡航者が多い中国本土から大型客船によるクルーズ客がことしから博多港に寄港しています。上海を起点としたクルーズですが、定員は924名で、ことしは20回ほどの寄港であり、すべて満室での運航であれば1万8,000名以上の方が福岡を訪れていることとなります。クルーズの場合は、朝、寄港して、夕方から夜にかけて次の寄港地へ向けて出航していくわけですが、寄港中には船会社主催のオプションツアーが設定されています。博多港の場合、ことしの例でいいますと2コースありまして、1つは太宰府天満宮と九州国立博物館のコースが所要時間およそ5時間30分で料金は米ドルの61ドル、もう1つが福岡市内観光と九州国立博物館のコースで所要時間がおおよそ7時間で料金は同じく96ドルです。ことしの寄港は10月が最後になりますが、来年の4月から10月にかけて、現在のところ確定しているだけでも定員924人の客船が7回、さらに大きい定員1,420人の客船が20回寄港する予定になっており、計算上は3万人以上の方が福岡を訪れることになるわけです。さらには、もう1隻、博多港への寄港を計画しております。ことしの第1便が寄港した折には、天神の百貨店や家電量販店での買い物の模様がテレビのニュースで出ていましたが、買い物以外の方もたくさんいらっしゃるわけです。来年のオプションツアーに関しては未確定みたいですが、ぜひ来年度のオプションツアーに本市を組み込んでもらうように積極的なアプローチをすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、近隣市町との連携について伺います。

理想論を言えば、本市へお越しの方には本市だけの観光をして帰っていただくにこしたことはないわけですが、観光客や旅行商品を企画する立場から考えますと、行政の垣根は全く関係ないわけです。観光地の情報を収集する際にはパンフレットを取り寄せたりするわけですが、どうしても自治体単位になっており、複数の自治体にまたがる場合は、それぞれの観光課なり観光協会への依頼が必要になります。今後は、観光ルートの開発や情報の発信につ

いては近隣の自治体との連携が欠かせないと思いますが、いかがでしょうか。

次に、九州新幹線の全線開通が平成23年、2011年春ですので、2年半後に迫ってきているわけですが、観光客を迎えるための筑後船小屋駅と本市を結ぶ公共交通機関の整備は現在どのようになっているのでしょうか。

3項目めは、「広報やながわ」8月15日号に掲載された「市長マニフェスト3年目を検証」について伺います。

マニフェストという言葉は、今では市民権を得て、自治体の首長選挙では欠かすことのできないものとなっております。候補者が市民に対して具体的な政策や施策を掲げ、それらを実施期限を決めて、場合によっては費用効果などを明確に示して評価を託すものであります。ふだん、多くの市民は候補者とは接点がないわけであり、投票の際の判断基準にマニフェストの果たす役割は少なくないわけであります。当選した首長のマニフェストを検証するのは当然のことであり、本来なら評価は約束した相手である市民によって行われてしかるべきであります。いわんや、部下である職員に託すのであれば、マニフェスト評価の価値は失われてしまうわけです。残念ながら本市では、市民に限らず、市外の方からも批判を受けるようなマニフェストの評価が行われ、堂々と広報紙に掲載されております。評価の方法に疑問があるという意見を最初に述べて、質問をいたします。

1点目、採点の基準について、総合評価が就任1年後は52点、2年後は65点、そして3年後の今回は67点となっておりますが、採点の基準と算出方法についてお伺いします。

2点目、マニフェストの達成度について、達成度の評価をAからEの5段階でなさっています。これは見た目にはわかりやすいと思いますが、大変遺憾なのは、それぞれの評価を安易に25点刻みの得点に置きかえられた点です。例えば、同じB評価であっても、得点であらわせば差が出て当然ではないでしょうか。

3点目、達成までの期限を3段階に区切ってあります。「すぐやります」、「1年以内にやります」、「4年以内にやります」の3通りです。就任後3年を経過し、残りの任期が1年を切った時期であるのに、「すぐやります」と「1年以内にやります」の評価がすべて掲載されているのに対して、これから総仕上げに入っていくであろう「4年以内にやります」がごく一部、具体的には44件のうちわずか5件のみしか掲載されておらず、しかも、その理由が紙面の都合上となっているのは理解できません。この分こそページ数をふやしてでも紙面を割くべきですし、それがかなわないなら「すぐやります」と「1年以内にやります」のページを削ってでも掲載すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わりにして、残りは自席より行いますので、よろしく願いいたします。

9番（荒巻英樹君）続

済みません、市長マニフェスト検証を項目に入れておりますけれども、皆さんにより御理

解いただくために、広報紙のコピー、3年分なんですけれども、これの配付をお願いしたいんですが。

議長（田中雅美君）

ただいま荒巻議員より資料配付の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時14分 休憩

午後 1 時15分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、執行部の答弁を求めます。

図書館長（古賀勝幸君）

図書館の古賀でございます。御質問の順序に従いまして、お答え申し上げます。

まず、利用状況ですが、図書館利用カードの発行枚数は、19年度末で3万8,847枚でございます。市民7万4,635人に対し52.6%の登録率です。また、貸出冊数は、17年度が61万4,718冊、18年度が60万8,242冊、19年度は57万2,439冊でありまして、わずかずつですが、減少している状況にあります。なお、19年度の市民1人当たりの貸出冊数は7.8冊です。参考までに、最新の全国統計によりますと貸出冊数平均は約5冊でありまして、柳川は2.8冊上回っております。皆さんによく利用していただいていると考えております。

次に、図書の購入費に関してですが、合併年度の平成17年度は特別に予算がつきました三橋図書館分20,480千円を含め32,170千円、18、19、20年度はそれぞれ12,000千円の予算を組んでいただいております。また、図書の購入方法については、市内の書店で構成されます柳川市図書書店組合から定価で購入いたしております。その際に、本を管理するバーコードの張りつけ、フィルムで表紙をカバーする装備をした上での納入となっております。

それから、古書店からの購入を検討してはどうかとのお尋ねですが、基本的に利用者は新刊書を望まれる傾向にあります。なお、郷土史などの地域発行のものや古く発行されたもので収集すべき本につきましては、既に古書店から購入しているものもあります。

また、図書の寄贈を募ったらどうかとの御質問ですが、現在も貴重な本や未所蔵のものは積極的にいただいております。しかし、当館で既に所蔵しているものや資料的価値のないものにつきましては遠慮申し上げます。

それから次に、利用者のマナーに関する御質問ですが、議員御指摘の私語を初め、新聞の切り抜き、本への落書き、返却期限を守らない、駐車スペース以外に駐車するなどの他の利用者に迷惑をかけるなどのマナー違反が見られますので、巡回や注意書き、放送を通して注意しております。また、市報などでも啓発に努めているところでして、マナーを守った御利

用をお願いするものでございます。

以上でございます。

観光課長（龍 泰子君）

観光振興についてお答えいたします。

柳川市の基幹産業である観光業の振興は、最も重要な施策の一つです。御指摘のとおり、日本の人口が減少している今日、外国人観光客誘致は積極的に行わなければならないと考えております。現在、一部の川下り業者の方が独自に台湾や韓国など東アジアの国々に売り込みに行かれ、多くの外国人観光客を誘致されております。また、本市でも、ことしから福岡観光プロモーション協議会に入会しましたので、アジア向けの観光パンフレットの作成や観光展への出展、海外旅行業者などの招聘事業などを行い、外国人観光客の誘致活動をする予定となっております。質問にありますクルーズ船の数時間のオプションツアーは、柳川の観光の弱点でもあります川下り、ウナギ、御花だけという通過型の短時間観光が、逆に絶好の条件になると考えられます。韓国や中国の富裕層は船遊びを好むとも聞いておりますので、早速、観光協会とも連携しまして、外国人の誘致促進を図っていきたいと思っております。

次に、近隣市町と連携しての観光振興についての御質問ですが、御指摘のように、旅行会社などへの売り込みは、単独市町村では旅行商品が組みにくいいため難しいのが現状です。現在、筑後地区の19市町村の観光担当が筑後地区観光協議会を立ち上げ、合同パンフレットの作成や観光キャンペーンを企画し、筑後地区一円のPR活動などを行っております。また、九州新幹線全線開通に向けても、県と筑後地区の16市町村でつくる筑後田園都市推進協議会に観光部会を設置し、筑後の観光魅力発信プロジェクトとして、マーケティングをもとにした観光振興戦略の策定や広域観光ルートの開発などを検討することになっております。その中でも、柳川市は観光地としてのネームバリューや多くの観光資源があり、筑後地区の観光の中心となり得るポテンシャルを備えておりますので、積極的にPRしていきたいと考えております。

次に、九州新幹線全線開通で、筑後市に設置される新駅からお客様を迎え入れる公共交通機関の整備に関する御質問ですが、観光という面から考えますと、九州新幹線全線開通は柳川市も注目しているところでございます。現在、柳川市を訪れる観光客は毎年120万人程度で推移しております。ことしのひな祭りさげもんめぐり期間中やゴールデンウィーク期間中に行いましたアンケート調査結果では、その6割が県内からとなっております。九州新幹線全線開通は、中国、関西方面からのアクセスが便利になり、観光客誘致が期待できるものと考えております。新駅からの観光客の公共交通機関の整備は、筑後田園都市推進協議会で筑後地域の観光に必要な2次交通という課題で検討する予定になっておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

人事秘書課長（高田 厚君）

人事秘書課のほうからお答えいたします。

市長マニフェストの検証についてでございますが、まず第1点目の採点の基準と算出方法でございますが、市報にも掲載いたしておりますように、マニフェストに掲げた施策に対しまして、完全に成果が得られたものをAということで100点、ある程度成果が上がっているものをBとして75点、取り組んだが、まだ十分な成果が得られていないものがCとして50点、準備等の段階のものはDで25点、未着手をEとしまして0点というふうに基準を設けておるわけでございます。そして、それぞれのマニフェスト項目を担当各課でA、B、C、D、Eと評価いたしまして、その評価したA、B、C、D、Eをそれぞれ点数化いたしまして合計したものを項目数で割って得た数値が総合評価という形で67ポイントとなっているものでございます。

次に、評価が安易に25点刻みに置きかえられているという御指摘でございますが、議員おっしゃるとおり、同じB評価でも、Aに近いもの、あるいはCに近いものがありまして、達成度には差があるだろうというふうに考えております。しかし、この点数に置きかえるという方法は、達成度の評価をする際に、Aが幾つ、Bが幾つという表現方法ではなかなか理解しにくいというために、1つの見方として点数化したものでありますので、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

それから3点目の、市報には「4年以内にやります」が紙面の都合上ということで44件のうち5件しか掲載されていないと。任期が1年を切ったこの時期には、むしろ「4年以内にやります」を主に掲載すべきだったのではないかと御質問でございますが、マニフェストの具体的施策のうちに、「すぐやります」は16項目、「1年以内にやります」が12項目、「4年以内にやります」は44項目となっております。今回、限られた紙面の中で掲載できたものは、そのうちの33項目ということで、半分弱ということでございます。「4年以内にやります」をもっと入れておくべきという御意見、ごもっともと思いますが、「すぐやります」、あるいはまた「1年以内にやります」の中にもまだ達成できていないものもございまして、そういったことも明らかにしておかなければならないということで、こういった掲載にしております。御理解のほどをよろしく願いいたします。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それでは、順番に従って、再質問させていただきたいと思っておりますけれども、図書カードです。利用枚数が市民の52.6%お持ちという分には、私も予想よりは多いかなと思っておりますけれども、逆に言うと、まだ5割未満の方はお持ちでない。お持ちでないということは、もちろん利用、実際に図書館で見ることはできても貸し出しはできないということかと思

ますけれども、広報、ホームページ等も含めて、図書カードの作成の依頼といたしますか、お願いできればと思います。

それで、3カ年の利用状況ですが、若干少しずつ減っているということですがけれども、これはいろんな事情があるかと思えます。もちろん図書の蔵書の内容だけじゃないと思えますけれども、これ、1つの要因として、私ちょっと浮かびましたが、石田市長はこの数字、先ほど控えられましたかね。利用冊数の数字、この数字で何かお気づきになられた点ありませんか。

市長（石田宝藏君）

客観的な数字としては、微減、減っているということですね。全国的に比べると、柳川の方々というのは、なかなか本をお読みになっている方は平均よりも高いということです。

9番（荒巻英樹君）

図書館長の答弁と一緒にですけど、市長、61万冊、60万冊、57万冊と、これは1人あたりはほとんど変わっていないと思えます。これは人口が減っている分、減っているんじゃないかなと私は思うんですよ。ですから、ちょっとその辺、市長も気づいていただきたかったなと思っております。

それでは、次に移りますけれども、書籍の場合、貸出期間が15日間となっておりますけれども、では遅滞ですかね、おくれて返される方がどれぐらいいらっしゃるか、その場合の対応等をどのようになさっているのか、教えてください。

図書館長（古賀勝幸君）

返却おくれの対応でございますが、まず状況につきましては、大体毎月1万2,000人ぐらいの方が借りておられます。そのうちの2.5%に当たります300人前後の方が返却期限を守っていただいております。返却がおくれました人に対しましては、まず電話で督促を行いまして、その月の末までに返却がない場合は督促状を出しております。その後も電話等で督促を続け、返却を促しているところでございます。なお、紛失や破損をされた場合は弁償していただいております。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

月に300人前後の方がおくれられているということは非常に残念です。実質、そのフォローのために、電話、それから督促状という本来必要でない経費がかかっておるかと思えますので、もちろん借りるとき、何日までにお返しく下さいということで、貸し出しの紙と一緒におっしゃっていただいておりますけれども、そういった地道な活動しかできないと思えますけれども、この300人が少しでも減るように御尽力いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、購入の件についてですが、私も調べてみましたら、全国の公立図書館の大半と

いいですか、ほとんどは定価で購入をされております。ただし、そういったバーコードなりカバーを含め、そういうサービスをしていただいた上での定価購入ということになっておりますけれども、若干ではありますけれども、全国の自治体の中で、やはり99%なり98%の価格で購入をしているところも見受けられました。その点、本市ではいかがでしょうか。12,000千円の予算から、1%で120千円、2%で240千円ということですが、そういうものの積み重ねで、ですから、予算はそのままで、その分多く図書の購入が可能になるわけですので、その辺、私は必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

図書館長（古賀勝幸君）

現在の購入方法は、注文後の本の入荷が速やかでございます。それに、バーコードやフィルムカバーの装備済みですので、当館で所蔵登録をすればすぐに利用者に提供できます。それで、安く仕入れることも考慮すべきでしょうが、もし安くなりましても労力や納入時間等に時間がかかればサービス低下につながるおそれもありますので、他の図書館の例などを参考に検討したいと思います。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。そうですね。これはもう早急に云々ということじゃありませんけれども、将来的に、また全国的にどういう流れになるかわかりませんので、そういった情報を敏感に対応していただきたいと思っております。

それから、本来でしたら、予算をふやしていただければもちろん多く購入できるんですが、予算をふやして、かつ少しでも購入できれば蔵書がふえるわけですから、そういう希望はもちろんありますけれども、ただ、蔵書数が多ければ立派な図書館というわけでもないわけで、スタッフ一丸となって蔵書の質を高めていただいて、借り手がないような、いわゆる眠った図書のないような、言ってみれば費用対効果の高い図書館を目指していただくことを要望しまして、次の質問に移りたいと思います。

観光のほうに移らせていただきますけれども、外国人観光客の誘致活動を行っていくという御答弁いただきました。これは、クルーズのお客さんとは別の一般の観光のケースだったと思うんですけれども、具体的な動きがあれば、予定も含めてお知らせください。

観光課長（龍 泰子君）

海外誘致活動は、具体的にという御質問ですが、今現在、福岡観光プロモーション協議会の中で事業をしております、その事業を具体的に挙げてみますと、まず6月に大連市マスコミ関係者等の招聘事業がありましたので、本市からも参加いたしまして、柳川市を売り込んできたところでございます。また、つい最近でございますが、9月5日から8日まで釜山で国際観光展がありました。そこで出展をいたしまして、福岡の魅力や特色を紹介し、本市のPRもあわせて行っております。今後の予定としましては、中国北京市に訪問団を派遣し、

観光説明会や商談会を、それから広州では観光展への出品、それから観光説明会、エージェント等への積極的な働きかけを計画しております。そのほかにも、大分市と一緒にプロモーション活動をしたり、福岡へ寄港するクルーズ船の乗客に対しましてパンフの配布なども計画しております。また、ここの協議会のほうで、海外向けの、特にアジア向けの誘致宣伝用リーフレットも作成する予定でございます。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。以前も言いましたが、とにかく地道な活動が一番大切だと思いますので、1つずつ着実に行っていただきたいと思います。

それから、クルーズのことに触れましたけれども、とにかくクルーズ船、日本で博多港だけに入るケースと、ほかの港も寄りながら来るということがあるんですけども、来年の予定のクルーズ船でいいますと、前日に長崎に入って、翌日に博多港に入るというケースも何コースかあります。ですから、例えば、長崎に入った場合、長崎での日帰りのオプションツアーというのももちろん設定されると思いますけれども、場合によりましては、長崎から1泊分飛ばして、九州内で1泊2日のオプションツアーということも考えられるわけですね。例えば、長崎港からハウステンボスへ遊びにいったら、宿泊はそのままハウステンボスか、もしくは近くの嬉野なりどこかの温泉、そして2日目にどこか観光して、博多港に夕方戻るといったコースが想定されるんですが、そこで2日目に柳川に来てもらえるような取り組みも必要になってくるのではないかなと思っております。ですから、もちろん長崎県とか佐賀県等の行政に限らず、ハウステンボス等の観光施設の情報の交換も今後必要になってくるのではないかなと思っております。

ことし、有志の方々の努力で、柳川ソーラーボート大会が開催というか、継続されましたけれども、実はハウステンボス社も大会の趣旨に賛同されて参加を検討されたんですね。会社にはソーラーボートがあるそうなんです。ただ、今回は日程的に間に合わなかったので、断念されておりましたけれども、別途、観光客の誘致に関しても、本市と何かやりたいなというのは、九州営業所の社長のそういった話も聞いたことございます。ですから、そういった横のつながりをぜひ密にしていきたいと思います。

それから、博多からの日帰りツアーの場合、ことしは太宰府までしか来ていないわけなんですけど、来年はぜひ柳川、本当に真剣に取り組んでいただきたいと思います。例えば、本市単独ということもできますし、鳥栖のプレミアム・アウトレットありますよね。あちらの、実は去年、集客数が1年間で370万人お客さん来ているそうです。商圈は広島ぐらいまでであるということなんですけれども、そういったところとの連携も考えられないことはないと思います。ですから、クルーズ客へのオプションツアーに、来年のコースに関して、ぜひ市長のトップセールスをお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、石田市長。

市長（石田宝蔵君）

それは当然やっていかなきゃいけないことございまして、またやりたいと思っております。

9番（荒巻英樹君）

力強いお言葉、ありがとうございました。訪問先等に関しては、私も承知しておりますし、後で調べればすぐわかることなんですけれども、観光課と一緒にといいますか、市長、率先して、ぜひセールスをお願いしたいと思います。

それで、中国から来年、そうやっていっぱい見えるということなんですけれども、ちょっと参考までにお知らせしますと、中国人がどういったものに興味を持っているか、こちらで買い物する場合ですけれども、1位が洋服だそうです。2番目に実は調味料、特におしょうゆ、いろんな味のおしょうゆを購入する人が多いということです。それから次に化粧品、やはり日本の化粧品は多分質がいいんだと思うんですけれども、それから天神地区でのお買い物というようなことになっております。それと、どういったことを好むかといいますと、地元のお祭り、それからイベント、そういったものに参加ができる、そういうのを好まれるということですから、来年のスケジュールに、例えば、中島の大蛇山とか、おにぎえとかがうまくかむかどうか、そこまではわかりませんが、そういったところも含めて提案をぜひやっていただければと思っております。

それから、海外から観光客が見えた場合、以前、いわゆる本市内での整備に関して、外国語表記の案内板の設置などを進めていただいている御答弁はいただいておりますけれども、実はもっと現実的な課題がある点を皆さんにお知りおきいただきたいと思っております。これは、柳川市観光策定委員会の中で、ある委員さんからの発言にもあったことなんですけど、要は柳川ではクレジットカードを使えるお店がなくて困ったということがございました。私も以前、市内の観光施設などでクレジットカードの使用が可能な施設の調査をしたことがありますけれども、使用可能な施設が思いのほか少なかったんですね。というか、もうほとんどほとんどとは言い過ぎですけど、本当少ないんですね。例えば、川下りの会社がたしか6社だと思いますが、使用できる会社は一社もないわけです。ウナギ飯屋さんでも、専門店ではたしかございませんでした。中国人の受け入れを中心に触れておりますけれども、中国人の場合は、今、2002年から2003年以降は、中国の国内で銀行のキャッシュカードをつくる場合は、銀聯といいまして、わかりやすく言えば中国版のJCBカードみたいなものなんですけれども、その付加が義務づけられております。中国人が海外旅行をする場合、現金の持ち出しは5,000ドルまでと制限されておりますし、もちろん安全面も含めてほとんどの支払いが銀聯カードになっているわけですね。ですから、今後、本気で外国人の誘致をしていくのであれば、クレジットカードの支払いの窓口をふやす必要があるわけです。もちろん行政側から施設に対してここで補助を求めるわけではありませんけれども、そういった関係施設に対して、折

に触れ、必要性を訴えていただきたいとお願いしたいと思います。

それから、近隣市町との連携についてなんですが、筑後地区19市町村で構成する筑後地区観光協議会のことをおっしゃいましたけれども、私はそんな大きな単位よりも、近隣といいますか、隣接する自治体との協力体制を強化すべきではないかと考えております。ちなみに、大川市は、平成17年度に67万人だった観光客数を5年間で1.5倍にふやして100万人を目指しているそうです。テレビドラマの「のだめカンタービレ」のロケ地ツアーや観光クルーズの開発など、新しい動きが活発なわけですね。また、みやま市も、きのう観光協会が発足しております。新聞報道によりますと、本市など、近隣と連携した広域観光や整備が進む交通網を活用した観光客誘致に取り組んでいくとあります。お互い競い合うところは競い合い、スクラムを組むときはスクラムを組んで、観光客の誘致に取り組んでいただきたいと思います。

また、先ほど大川市の観光客数が67万人と言いましたけれども、ちょっとこういう数字をお伝えしたいと思います。これは単純に観光客数を人口で割っただけなんですけれども、大川市の場合で、67万人がお見えになって、8月末の人口3万9,056名、これはホームページの数字です。1人当たり17.15人なんです。それに対して柳川市、本市の場合は、120万人お見えになって、人口が8月31日です、市長、7万3,684人です。7万3,684人で割りますと16.28人なんです。この比較、無理があるといえば無理があるんですけども、人口1人当たりのお見えいただいている観光客は、柳川よりも大川のほうが多いということなんです。もちろん見えた方の消費額の違いとか、もろもろあると思いますけれども、危機感とまでは言いませんけれども、これも一つの事実として今後の参考にしていただければと思います。

それから最後に、九州新幹線ですが、JR西日本との相互乗り入れが決まっておりますので、鹿児島から大阪まで乗りかえなしで行くことが可能になります。答弁にもありましたが、中国地方や関西地方の方々も博多駅以南へのアクセスが便利になるわけですので、そのことを視野に入れた活動をお願いしたいと思います。

また、市民にとりまして、通勤通学の範囲が広がることになるわけで、例えば、本市出身で熊本市内に勤務している方が、新幹線通勤が可能になったために本市に戻ってきてくれるかもしれません。新駅から本市へのアクセスについてはこれからということですが、少しでも利便性が高まるような御尽力をお願いしたいと思います。

それから、観光については最後になりますけれども、一昨日の9月9日に、福岡市が市役所西側のふれあい広場、どんたくのときとか山笠のときにいろいろと催し物を行っておりますけれども、今後は九州の自治体に無料で開放すると発表をされております。既に大分県や長崎県の利用が予定されているみたいですが、本市でも福岡市都市圏でのPRのためにぜひ利用すべきだと思いますが、市長、いかがでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

当然、私どももそれには参画をするという意味は示しておるところでございます。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。名称がどうなのか、柳川デーなのかなんか、ですから、例えば、ノリの生産が始まってからノリのPRも含めた形とか、いろいろ考えられることはあるかと思しますので、柳川のPRにぜひ御尽力いただきたいと思ます。

それでは、3項目めに移らせていただきます。

評価の採点の基準等についてはお話いただきましたけれども、一般的に考えた場合なんですけれども、幾つかの項目がありますよね。それぞれの項目ごとに、あれですか、1つのテーマに対して、マニフェストに対して、幾つかの項目を、どういった視点で見るかということ項目を幾つか設けて、それぞれをチェックして、それが10項目あれば、例えば、10点満点で10個評価して、全部10点だったら100点、全部9点だったら90点というような評価が一番普通かなといいますが、通常はそういった形かなと思うんですが、そういった項目を設けてじゃなくて、ただ単に、これはA、これはB、これはCというような評価、そのように聞こえたんですが、いかがでしょうか。

人事秘書課長（高田 厚君）

今、荒巻議員おっしゃったとおりで、今回の評価につきましては、そういう配点で計算をしまして評価しております。今おっしゃるように、それぞれ項目によって重みといいますが、達成するための困難度といいますが、そういうものが違っているわけですが、そうした場合に、加重平均みたいな形で評価をした場合に、かえってわかりにくいというふうなこともございまして、今回につきましては、市民の皆さんにわかりやすい形で判断をしていただくために100点満点でどれくらいというふうに点数化したわけでございます。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

ちょっと今、質問とかみ合っていないと思うんですけれども、加重に関しては、もちろん72のマニフェストがあって、仮に費用対効果で見れば、やはり重い分、重くないと言ったらあれですけども、あるのはあると思ます。それぞれの項目を、もうただ単に、ですから、あることに関していろんな角度がありますよね、見方。ですから、それがそういった細かく細分化とは言いませんけれども、幾つかのチェックポイントを設けてなされたのかどうかということをお聞きしております。

人事秘書課長（高田 厚君）

1つのマニフェスト項目に対しまして、いろんな施策があるわけですが、1つの項目に対して、例えば、昨年ですと、観光事業につきましては十数点のチェックをして判断したりもしております。それぞれの施策の施策名、マニフェスト項目に対しましていろんな施策を行いますので、その一つ一つをトータル的に評価しまして、A、B、C、D、Eというふうに各課で評価して点数化しておるわけでございます。

9番（荒巻英樹君）

ちょっと重なるかもしれませんが、要は、それぞれのマニフェストに対して、同じようなチェック項目を設けてチェックされたのかどうか。ですから、項目数が5つであろうが、10個であろうが、それは項目数は別として、ちょっとその辺をもう一度聞かせていただけますか。

人事秘書課長（高田 厚君）

同じような視点では今回は行っておりません。評価につきましては、各課のほうで行っておりますので、ちょっとこちら辺ではどういうふうに具体的にしたかどうかは確認できておりません。

9番（荒巻英樹君）

ということは、冒頭おっしゃいましたけれども、とにかくもうA、B、C、D、Eのどれかに入れておけという、乱暴ですけれども、そういったこと、そういう理解になりますけれども、それでよろしいですか。

人事秘書課長（高田 厚君）

どれかに入れておけということではなくて、各原課のほうできちんと評価がなされておるといふふうに判断しております。

9番（荒巻英樹君）

それでは、今回の評価が67点ということですが、これに対する市長の御見解をいただけますか。

市長（石田宝蔵君）

これは、職員から点数をつけていただいた数値だといふふうに理解しております。

9番（荒巻英樹君）

そのとおりですけれども、市長御自身で、自分で、頑張った、いや、もっと足りない、どうなのかなと、そういったことをちょっと御自分の気持ちを言っていたいただけますか。

市長（石田宝蔵君）

私が頑張ったというよりも、職員が頑張ってくれて、その目標数値なりを達成するために努力してくれたなということでございます。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

それでは、幾つかお尋ねしますが、冒頭、壇上から職員による評価は意味をなさないということを申し上げましたけれども、これは外部、ですから、市民の皆さん、もしくは私ども議員に対して評価をゆだねるといふようなお考えはございませんでしたでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

本来は、そういった幅広い評価が私は必要だろうと思います。ただ、物差しというのはそ

それぞれ違うわけですね。プロタゴラスの「人間は万物の尺度なり」と言われますように、それぞれの視点が違う、価値観が違いますと、その点数は違ってくるわけです。したがって、果たしてどういった外部の評価が望ましいのか、これは各般にわたって、それぞれこの評価についての評価者の問題については議論がなされていることは議員も御案内のとおりかと思えます。

9番（荒巻英樹君）

そうですね。見る立場で評価が変わってくる点はもちろん当然だと思います。ただし、分母の数をふやせば、その評価はある程度一定化してくるわけです。ですから、そういった意図があるかどうかということだと思いますので、その点では余りそういった御意思をお持ちではなかったというふうに理解させていただきます。

それでは、実際に途中の評価のプロセスを本当はお聞きしたかったんですけども、そういったプロセスが何か、実際、私はそういったプロセスが当然あるものと思ひまして、その途中のプロセスを、ガラス張りを標榜されている市長ですから、ホームページ等で公表する予定はございませんかという質問項目を用意していたんですけども、この質問は無駄になりましたので、非常に残念ですけども、そういった気持ちがあったことだけお伝えしたいと思ひます。

それでは、市報の最後に、「このマニフェスト公表について、市民の皆さんのご意見などをお寄せください。」とございますけれども、市民の皆さんからどれぐらいの御意見があったか、またどういった御意見だったかというのをお聞かせください。

人事秘書課長（高田 厚君）

まだ今のところ、こちらのほうには御意見はあっておりません。

9番（荒巻英樹君）

意見がないことに関してのコメントはここでは控えますけれども、できれば、それに関して市長のコメントをいただけますか。

市長（石田宝蔵君）

先ほど荒巻議員、ちょっと勝手に解釈させていただいて困るんですけども、外部評価はやる気持ちがないというふうな理解をさせていただきたいとおっしゃいましたけれども、外部評価は、昨年は商工会、あるいは農漁業関係、こういった青年部の方、JCを中心としてやっていただいております。こういったものも当然私は必要だと思っておりますので、その辺は誤解がないように御理解いただきたいと思います。

それから、意見がないということですが、私のところにも市長への意見、あるいは手紙といった中で伝えられるものはございます。したがって、今後も、やはりマニフェストの必要性というのは、当然市民の皆さんの大きな関心事でもあるというふうに理解しております。

9番（荒巻英樹君）

昨年、ちょっと外部評価があっているということですけど、それは公表はされてある分ですかね、評価後。

市長（石田宝蔵君）

マスコミ等でも既に議員もごらんいただいたんじゃないでしょうか。市報等でももちろんそうですけれども、各5大紙においても、それぞれの新聞紙面でも紹介いただいたと思います。

9番（荒巻英樹君）

わかりました。

それでは、若干ちょっと具体的なことをお伺いしますが、その前に一つだけ、各原課という御表現、担当課ということだと思っただけですけども、具体的には、それぞれ課によって違うと思っただけですが、どの役職、課長、課長補佐、係長、どれぐらいの方々が何人ぐらいでA、B、C、D、Eの評価をなさったか、わかればお知らせください。

人事秘書課長（高田 厚君）

ほかの担当課のほうはちょっとわかりませんが、人事秘書課で申し上げますと、担当係長、課長含めまして評価をしたところでございます。

9番（荒巻英樹君）

それでは、大体1人、2人、二、三人で評価をしたということで、こういうところになりますかね。

人事秘書課長（高田 厚君）

1人、2人ということじゃなくて、ちゃんと起案もしまして、そしてその中で決裁も受けて評価をしましたということでございます。

9番（荒巻英樹君）

もちろんマニフェストの進捗状況を一番理解されている方は職員の方が一番理解されると思いますけれども、それぞれの課でなるべく多くの方で、今後こういう評価がまたあるかどうかわかりませんが、やっぱり今後もあるのであれば、なるべく多くの方に評価いただきたいと思います。

それで、就任なさって1年目、2年目、3年目ということで、「広報やながわ」で検証を掲載いただいておりますけれども、これはもう単純な質問なんですけど、それぞれの「4年以内にやります」なんですけど、項目数が1年目の発表では43項目、2年目では61件、3年目では44件となっているんですけど、ちょっとこれ、理解できないんですけど、ちょっとこれについて教えてください。

人事秘書課長（高田 厚君）

2年目の検証を見ていただくとわかると思うんですけど、例えば、2年目の検証の分の「観光ルートの再調査と開発整備」という項目がございまして、これは本来でしたら1項目で評

価をすべきところでございますが、昨年度につきましては、それぞれの施策をA、B、C、D、Eとそれぞれ評価しておりました関係で項目数が多かったということでございまして、ことしは1つにまとめたということで項目数の変更がっております。

9番（荒巻英樹君）

こうやって、もちろん行政も動いているわけですから、1年目、2年目、3年目、新しい動きがあるわけです。というか、新しい動きがあるほうが私はいいいことだと思います。ただ、この3年目のあれにグラフがありますよね。トータルで総合評価52点、65点、67点。ですから、戻りますが、今おっしゃいました2年目の観光ルートの再調査で、それが小分けしてそれぞれAですよ。ということは、これはそれぞれが100点、100点、100点、ここで300点稼いでいるわけですよ。稼いでいるという言い方はあれなんですけれども。ですから、そういったことで平均点を上げるわけですね。最初、バランスをとる必要があったということも課長のほうから答弁ありましたけれども、まさにこれはもうアンバランスのきわみですよ。ですから、もちろん新しくこうやって出たことを書いていただいて私はいいいと思います。書くべきだと思います。ただ、これは別枠で書くのが本当ではないですか。同じ土俵じゃないわけですよ。ですから、それぞれをA、B、Cで評価する分は結構です。A、B、C、D、Eで評価することは、客観的に評価することに関して異論はないんですが、これをあたかも同じことを比較してこれだけ上がってきましたよという見せかけ、これに関してはとても理解ができないわけなんです。ですから、ちょっとその辺に関していかがでしょうか。

人事秘書課長（高田 厚君）

観光ルートの関係でございますが、これは先ほども申し上げましたように12項目ございまして、12項目の中には、ここには、広報の中にはAが3つ上がっておりますが、現実的にその12項目の中にはAは5項目、そしてBが4項目、Cも2項目ということで、トータル的には余り変わらないのではないかとこのように考えております。

9番（荒巻英樹君）

それでは、最後にちょっと幾つかおかしいところを指摘します。

ことしの検証なんです、「すぐやります」の6の「大型公共事業の評価・検討委員会を設置します」がCからBに上がっています。それから、「1年以内にやります」の10「水環境・下水処理計画を広く見直します」がEからDに上がっていますが、これは「すぐやります」と「1年以内にやります」、要は3年たって「すぐやります」、「1年以内にやります」の評価が上がるのは、これはもうタイムリミットを過ぎているわけですからおかしいんじゃないかなと思います。

それから、「すぐやります」の4の(1)「人事管理、定員削減」ですが、平成17年度から10年間、つまり平成26年度にかけて81人の削減を行う計画となっておりますが、これは26年度に達成して初めてA評価が与えるのではないかなと考えます。

それから、「すぐやります」の4の(3)の「定期的な人事異動の実施」ですが、これはどこでも行われているわけであって、これはマニフェストには掲げてありますが、A評価となっておりますが、対象外とすべきではないでしょうか。

それから、「1年以内にやります」の1「行政情報の徹底した公開をします」の(2)の議会本会議の中継については、マニフェストにはどこにも見当たりません。ですから、先ほども触れましたが、途中から出てきた分はマニフェストの別枠で記載すべきではないかなと思います。

それから、「1年以内にやります」の「ベンチャー企業支援室を設置します」ですが、設置しただけでA評価ならだれでもできます。実績が出て初めてBであって、これは限りなくDに近いCであると思います。

残念ながら、ちょっと時間が過ぎましたので、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午後2時6分 休憩

午後2時25分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、25番三小田一美議員の発言を許します。

25番（三小田一美君）（登壇）

どうも皆様こんにちは。25番の三小田でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今議会では、通告に従いまして、大きく4点でございます。質問させていただきます。

現在、原油の値上がりや物価の値上がりに伴いまして、企業の経済活動や家庭生活はますます追い詰められています。市民の皆さんは年々厳しさを増す生活で、特に後期高齢者と言われる先輩の皆さんは多額の保険料負担にあえいでいるのが現状であります。柳川市の財政も、ほどなく借金地獄に陥る危険性をはらんでいると言っても過言ではございません。そのような中で、西鉄の柳川駅を中心とする駅東側の区画整理事業は柳川市の発展にとって重要な事業であります。私が見るところ、その進展にいささか陰りがあるように感じます。

そこで、第1の質問は、柳川駅東部区画整理事業についてお尋ねをいたします。

1つ、計画に対し、現在までの進みぐあい。これは大橋議員がきのうされておりますので、一応補足でお願いをしたいと思います。

また、2、事業が終了した後の周辺の整備。

3、周辺の企業等の協力を得るための青写真について執行部の御答弁をお願いしたいと思います。

次に、第2問のピアス跡地の処理に対する市長答弁に対する質問、第3問の柳川ホテル問題、第4問の市長のマニフェスト問題は、今の質問に対する御答弁をいただいた後に自席より一問一答で行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

以上、壇上の上の質問は終わります。

建設部長（蒲池康晴君）

まず、1点目の柳川駅東部土地区画整理事業の進捗についてのお答えをしたいと思います。

まず、計画に対し、現在までの進みぐあいについてでございますけれども、きのうの大橋議員への答弁と重複しますので、簡潔に説明したいと思いますけれども、平成19年度末現在で建物等の移転補償関係、それから造成工事、区画道路、築造工事等を行っております、19年度末でございますが、進捗率は事業費ベースで約38%となっているところでございます。

次に、事業が終了した後の周辺整備についてお答えしたいと思いますけれども、議員御存じのとおり、この事業につきましては無秩序な市街化を防ぎまして、駅前広場や道路、公園等の公共施設の適正な整備によりまして、健全な市街地の形成を図るための事業でございます。

土地活用につきましては、大橋議員の質問に答えたとおりであります、まちづくりにつきまして、個性的で魅力ある都市空間の形成、潤いのある生活環境の創造を目指しまして、柳川駅東まちづくり協議会　これは現地で作っておる協議会でございますが、並びに柳川駅東部ふるさとの顔づくり策定委員会、こういったものを設けまして、まちづくり計画の検討を進めてまいったところでございます。したがって、事業完了後につきましても、民有地のルールづくり等の議論、協議を行いまして、まち並みの調和が損なわれないように、良好なまち並みの形成を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目の周辺企業との協力を得るための青写真についてということでございますけれども、区画整理内の用途区分につきましては、柳川駅の東駅前広場周辺が商業地域、それ以外は住居地域となっておりますところでございます。このため、東駅前広場周辺については、柳川駅西口周辺の商業施設、それから柳川商店街等との商圈バランス、こういったものを考慮しつつ、地域生活の利便性向上のための商業、それから業務機能の充実した区域にしなければならないというふうに考えておるところでございます。

また、柳川駅の機能性、利便性の向上、それから柳川市にふさわしい景観づくり、こういったものについて西日本鉄道株式会社を初めとする関係機関、関係者との協議をこれからも進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

25番（三小田一美君）

本当にどうもありがとうございました。このチャンスは二度とないと思いますので、一生

懸命頑張っていたきたいと。特に私……

議長（田中雅美君）

三小田議員、マイクをお願いします。

25番（三小田一美君）続

はい、済みません。していただきたいと、よろしくお願いをしたいと思います。

ただいま部長より答弁をいただきましたが、駅前の区画整理事業は現在の狭隘な住宅の密集地の解消を図ることだけではなくて、市発展の起爆剤としての役割を持っているわけですから、周辺企業の活性化や新たな企業の進出による働く場の創設につながることを最も大事だと考えております。そこで、新たに進出する企業やお店を構える個人に対しても手厚い援助が必要だと思いますので、今後の周辺整備に広く意見を求めてもらって、周辺企業とも協力をし、一日も早い完成を目指していただくように要望しておきます。

次に、ピアス社の跡地の問題でございますが、きょうの答弁、また、きのうもいろいろありましたが、原因をつくっておるのは、私がちっと今ここでやりますが、まず基本に戻っていただきたいと思いますが、現在起きていますピアス社とのいろいろな問題は、用地や建物を購入するときに、当時の大和町の担当者がピアス社の言い分をうのみにすることなく、購入時に定められた調査の検査、また確認を行っていけば、こういうことの発生はなかったわけです。

また、当時の議会が町でも鑑定をして、適正な価格を算出したらいかがと意見を出したときに、いいですか、多額の費用を要する鑑定をする会社は銀行が紹介した中立の会社であるなどの詭弁を用いて、購入時の自主鑑定を実施しなかった。また、更地ではなく、現状のまままで買っていただければ、解体の費用40,000千円は安くしますの誘いに乗り、ピアス社の言うままに購入をした。このような事態が生じたということでございます。

だから、議員あたりが質問をして、何のかんのいろいろ言われますが、企業誘致の件で言うが、紛争するけん、何のかんの企業は来んころん。きのうおとといか、白谷議員のほうでちっと あっ、きのうやったか。大橋先生のところでそうおっしゃられたが、市民も何か訴訟しよる、議会はピアスのことでブーブー言って紛争する。だから、企業は来んころん。そういう全責任者の市長が言うことはだめです。私はそういうふうにあります。

それでは、この件はまた次の12月議会に質問したいと思しますので。（「構えとったとこれ」と呼ぶ者あり）

市長は、平成17年の定例議会で請願書に対する伊藤議員の質問にも答えられんとを初めに、平成17年の12月議会でアスベストの問題が浮上した際に、竹井議員の飛散防止だけではなく、撤去を指導すべきではないかという質問に対しまして、監査報告書にも記載してあるとおり、売り主であるピアス社の責任でやっていただくということにしています。問題が生じた場合には先方に申し入れまして、きっちりと処理をさせたいと思っていますと答弁をされて

います。

また次に、18年3月の第8回の特別委員会で竹井議員の撤去を求めた質問に対し、この前の一般質問でもお答え申し上げたでしょう、責任を持ってやりますと。やらなければ私が責任をとらなきゃいけないわけですから、そんないいかげんなことを言わないでくださいよと述べられています。これはそういうお声で言われたから、私もそれをまねしております。

そして、平成20年の6月議会では、私が申し上げたのは交渉の責任ということで述べられています。びっくりしました。

そこで、お尋ねをしますが、市長は交渉の責任をとると言われていますが、平成17年12月から現在行われている調停の呼び出しがあった平成20年1月までの間に、いつどのような方法で具体的にアスベストの除去に対する交渉をなされたのかを明らかにしていただきたいと思います。もし文書による交渉が行われていれば、写しの提示をお願いしたいと思います。市長、よろしくお願いしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

これについては、これまでも何回となくお答えをしておりますし、考え方、姿勢そのものも全く変わっておりません。ただ、今どういう形でどうされて、いつ会われたのかと今急に言われても、後ほどお出しをしようと思いますが、そういうことでよろしゅうございませぬか。

25番（三小田一美君）

それは結構だと思います。

それでは、次に行きたいと思います。市長はいつもマニフェストも、さっきから、あの議員もおっしゃられよると、安心して私はそういうことで聞き漏れますから、よく親切に御答弁をお願いしたいと思います。

今、御答弁をいただきましたが、具体的な交渉と言えるような申し入れが行われよると私は後で見せられると思いますけれども、私は思うとらんわけですね。議会からの再々の要請により、平成19年末に副市長が文書を持ってピアス社を訪問したのが随一の意味表示はありませんでしょうか。

そこで、市長の言うように、責任を持ってやるのが交渉とすればですよ、ようと聞きよってはいよのも。竹井議員への答弁は今から申し上げるようなことになります。これは副市長に聞くですよ。この前の一般質問でもお答え申し上げたでしょう。アスベストを除去する交渉は私がやります。やらなければ、私が責任をとらなくちゃいけないわけですから、そんないいかげんなことは言わないでくださいよとなりますが、2回目の責任は、交渉することではなく、交渉の結果、責任をとるということになります。

そこで、再度お尋ねしますが、ピアス社が除去をしない場合は市長である私が責任をとる。すなわち私が市長であるので、柳川市の費用、予算で除去しますということですか。それと

も、ピアス社が除去しない場合は私、石田宝蔵が私の費用で除去をしなければならなくなり
ますとの答弁をされたのですか。市の公費であるのか、私の個人的費用でやるのか、御答弁
をお願いいたします。

市長（石田宝蔵君）

私が議会で答弁してきておりますのは、ピアス社に対して、交渉については責任持ってや
らなきゃいけないということを申し上げてきていると思います。費用の問題とか、そういう
問題は、これまでも申し上げたことはございません。また、今お尋ねになっていることは、
私はよくわかりません。

25番（三小田一美君）

そういうことを言わろっじゃろうと思うて、私も勉強してきとる。結論が出た後のことを
お尋ねしておるわけですよ。結論が出たことの 解決したときはどげんしますかや。調停
は、私は再三にわたって質問してきとる。はよせんか、交付せんかち。市長、結論が出たな
らどげんするかて、私はそれを聞きよるわけですよ。はい、お願いします。

市長（石田宝蔵君）

結論が出たならて、まだ結論は出てないでしょう。仮定の話はできません。

25番（三小田一美君）

あんた、そういうことを言うからでけんわけですよ。心から言うならね、あんたがね、紛
争すつとの、そげんかとはないわけですよ。あんたがね、きちんと言うとるから、きちんと
あんた答弁しとるじゃないですか。それば守っていただくなら、いっちょん紛争になんなか。
ああ、石田さんよかったね、偉かったねて、そげんかなかつですよ。

もういっちょ、再度お願いしたい。これは100%ですね、調停で100%じゃなかですよ、石
田さん。金銭の裁判なんですよ。そいけん、私は結論が出たなら四分六なら四分六、五分五
分なら五分五分、そげんなったときはどげんしますかとお尋ねしよるわけ。結論が出た場合
はと。前もって聞きよらんとですね、おたくはすりかえ、すりかえで御答弁ばなされるけん、
迷うわけですよ、議員あたりも市民の方たちも。だから、それをお尋ねしよるわけ、市長。

市長（石田宝蔵君）

私は先ほど申し上げたとおり、仮定の話はできません。すりかえ、すりかえというのは、
それはそちらのほうじゃないですか。そのままお言葉をお返しします。（「市長じゃないも
ん、市長じゃない」「かわいそうだね」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

びっくりしますね。ならあんた、これは結論が出た場合でも全然考えていないということ
ですか。そんなら、市民を軽視、ばかにするごたっことじゃないですか。おれは、これは解
決ばしたなら、どげんしますかと聞きよつとでしようが、市長に。解決はどげんかなろうも
ん。どうせあんた、調停はあくまでも金銭の裁判なんですよ。おれは再三にわたってあなた

に言いよっじゃんね。何もやましいことがなかなら、正々堂々と刑事告発すりゃ、一銭でんお金要らんやんね。もう一回聞きます。そして、あんたが答弁せんならもうよか、次行く。

市長（石田宝蔵君）

繰り返し同じこと。刑事告発しても金は出てこない。刑事処分ではだめだということ繰り返しお答えをしてきたとおりでございます。

25番（三小田一美君）

何かね、あれのときは、真実は一つて何か言いよんなはったとおれは聞いたが、おれは真心の政治なんです。はい、次に行きます。

市長の真意について御確認をお願いしましたが、真意は闇の中と言わざるを得ません。ほんなら、特別委員会での答弁、ピアス社がアスベストを除去しない場合は、私、石田宝蔵

これは特別委員会、百条委員会ときですよ。ピアス社がアスベストを除去しない場合は、私、石田宝蔵が個人として責任を問われることとなりますので、そうならないように、ピアス社にやらせますと受けとめ、了解し、結論に至ったと私は確認をしています。そうでしょうが。

最終的報告、百条の最終報告、島添委員が委員長だったと思いますが、それで終結したつですよ。議会で、全部の承諾をもらって、そして結論を出した。これもお守りになられておらん。そうでなかったとすれば、特別委員会で新たに真意をたずねる必要が出てくるのではないかと考えます。そうでしょうが、何回でん特別委員会つくって、何のかんの、こうこう言われるばってん、無償で特別委員会はしよっですよ、いろいろ批判がありますから。

今回の調停は市が申し出たのではなく、あくまでピアス社が きょうも答弁であろうごたつたが、あくまでもピアス社が申し立てたもので、その内容は、会社はアスベストを除去する責任はありませんということで、そうでしょうが。市長が言うピアス社にアスベストは責任を持って除去をさせますとの答弁を全くかけ離れたものである。市長は議会や特別委員会で、できもしないことをその場逃れの答弁で終始したと言わざるを得ません。御答弁をお願いしたいと思います。市長、もう一緒だと思いますけど。

市長（石田宝蔵君）

これは百条委員会で何度も何度も、あるいは環境特別委員会でやられ、本会議の中で御議論されてお尋ねになったことについては私も答えられる分についてはきちんと答えてきていると思います。もちろん、調停はピアスが申し立てた。私どもは、それこそ、こういったものは契約、売買するまでは知らなかったということで、事後にこういう事案が発生したわけですね。それで、もちろん皆さん方と同じように損害賠償を訴えろと、瑕疵担保の期限は再延長2年で終わるよということでしたので、契約から10年、平成15年から10年、そういったもので、賠償の請求をしたわけです。

そうしたところが、ピアスから逆に調停の申し出があったということですから、そのこと

については普通ならば、ピアス様が何もなかったなら、こういう問題を起こす必要ないと思いますが、いわゆる売った側の人間が調停をやってきたということは、それなりに当社においての責任を感じる。そして、そういった調停の場に持ち込まれてきているという事実であります。したがって、私どもは最初から同じように、ピアス社の責任において、全額負担において除去するよということを主張してきている。これまで繰り返しての考え等と一切ぶれておりません。

25番（三小田一美君）

あんた、よくこげんして、考えていないことをすべすべすべすべと、よう出るとおれは思う。（発言する者あり）いや、そういうことないです。法律とそういうことで百条でも決めておる。皆さんたち、議員さんたちは何名、五、六名からの質問して、そういうことを自分はやると言っていることだからね、市民には損失を与えないと、そういうこともおっしゃられとっでしょうが。口は災いのもとか何か、ことわざでようありますがね、あれとこれは違うですよ、これは。あなた政治家なんですよ、政治家。（「あなたも一緒」と呼ぶ者あり）うん、それは一緒。あんた、そういうことを言うから、いっちゃん大人になられんち言わるとよ、みんなから。（「そういうことを言ったらだめよ」と呼ぶ者あり）

市長の答弁を聞いていますと、私がお尋ねしていることと関係ないことをいろいろ述べられます。私は今まで、市長、あなたは知らなかった、ピアス社にだまされていたのだから、法的手段に訴えて、身の潔白を示しなさいと何度も申し上げてきたですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ささいなことでも、市民や職員、すぐ訴えなはる、な。そりゃ、罪に陥れるのが得意な市長がなぜピアス社を訴えられないのか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これはおれが一人で考えとるととっやけんね、市長。また、おれは今度やりますよ、柳川ホテルのことで。私は不思議でなりません。しかし、ピアス社はあなたも言いよごと、市からの債権があったら、議会から言われて直ちに出されたでしょうが。市長は、それは自分で本当は議会から言われんでも、こういうとはぼっぼっぼ前に進めていかやんですよ。そうすると1年以内に済む、のも。このマニフェストと全然違う。

市からの債権の請求があったなら直ちに 向こうは頭のよか、ピアス会社さんは。債務不存在の調停を申し立ててこられたわけ。大体なら、債務の確認の申し立ては柳川市が先にすべきではありませんか、副市長。これについては、現在、調停に出席をされている副市長の見解をお願いしたいと思います。副市長、あんたにちょっと見解の相違かもわからんけど、これだけはきちんと私に、市民の皆さんたちにも、ひとつ説明をお願いしたい。あんたまだ3年ぐらいおんなはっじゃけん、聞いとったがよか、きちんとおってもらわんと。ぜひこれは教えてください、市民の方たちもいっぱいおられますから。

副市長（大泉勝利君）

この紛争といいますか、中身については確かに、今、柳川市としては土地、建物を取得し

ているわけですが、それが思うように自由に使えないという部分では、ある意味被害を受けているというか、そういう部分があるかと思います。とすれば、今回のことは当然それを排除するために訴えというのは市のほうからあってしかりだとは思いますが、それを今回やったのは12月に損害賠償の通知をして、瑕疵担保期間の延長をして、そしてピアスと協議を続けて解決を図ろうという、こういう策だというふうに私は考えております。そういうふうに論点をはっきりさせていかないと、この問題というのはなかなか解決が図れないというふうに考えております。

ただ、今回、ピアスのほうから先にといいますか、ピアスのほうから債務不存在の調停の申し立てというのは、これは民事の世界でありまして、ピアスも何とか話し合いで解決しようというふうに考えているのかなというふうに考えられた部分もありまして、調停に応じてきているわけですが、それが今後どういうふうになっていくのかというのは今のところわからないという状態でございます。12月に出した損害賠償の話も約1年6カ月ぐらいですか。約6カ月、平成19年の1月か2月かだったと思いますけれども、断続的にピアス社と市側とで協議をしておりました。それは瑕疵担保の期間の延長の話もありましたし、アスベストの除去費用をどちらが負担するのだと、こういう協議もありましたけれども、その協議の成果が得られなかったということで、市が先に損害賠償を出して、それに対して、いや、それは応じられないというふうに出てきている部分で、そのやり方というか段取りからすれば、順番からしたら、それほどおかしくはないなというふうには思っております。

25番（三小田一美君）

今、副市長が、それはおかしくないなち、それはおたくの考え方でしょうが。おたくはもうあなた、あと何カ月じゃいするなら帰られるけんよかですよ。私たちは、もしも市費で負担せやんなら、莫大なお金がかかるわけですよ、何億か。そりゃ、すぐ市長が、これは鑑定ばこうこうせんなら何もわからんて言わっしゃるばってん、40,000千円はちゃんと解体費でもらうととやけん、それですればよかったですよ。

市長、これは何万円ずつか各世帯に請求が来ると思う。だから、早く解決ばすればよかったのですよ。すぐあなたは同体で、すぐかばって、こうこうしよんなはるごたるばってん、本当はかばうのは嫌でしょうが、こうかばうのは。おれはようわかります、副市長は。

では、次に行きたいと思いますが、アスベストの存在についてはピアス社も知らなかった、そういうふうに市長は答弁されていますが、今回の調停はピアス社による債務不存在の調停であります。このことは、ピアス社は売却時に鑑定を記載してある条件、あなたたちがどげん逆立ちしたっちゃ、勝ちきりやせん。この条件にきちんと載っとるけん。ただ時間つぶしでしょうが。ピアス社による債務不存在の調停であります。このことは、ピアス社は売却時に鑑定に記載してある条件、すなわち建物は外観の調査によるという条件を十分説明をし、当時の大和町長はそれを承知して購入されたので、売り主の責任はありませんと、そういう

ふうにおっしゃられとっでしょうが。時間つぶしでしょうが。という申し立てであると思いますが、相違ございませんでしょうか、副市長。

副市長（大泉勝利君）

いや、向こうの主張は外観の調査によるとか、契約内容に全くというふうなことじゃなくて、向こうの言い方は、むしろ契約後にアスベストの存在を知ったと、こういうことだと思います。

25番（三小田一美君）

アスベストの存在を知ったと、ピアス会社さんがですか。そんなら、国交省の通達は。そんなら、不動産の鑑定をなされた方。先ほど太田議員のその質問に対しても、これは大変なことになるとやないですか。そして、ちょっと聞かんですか。そして、百条の特別委員会の中でも、あそこでも名前はちょっと忘れましたが、アスベストはくっついとるばってん、出さんでよかろうと、そういう発言もなされとっですよ、この百条の委員会の中で。そういうことを私は聞いております。私もそのときは特別委員会の中におったからですね。どうですか。

副市長（大泉勝利君）

きのう、島添副議長から出ていて、不動産の鑑定をした人がアスベストの存在のことは知っていたということを明らかにされたということですが、百条委員会のときにもアスベストの存在を知っていたということは、化粧の施工をしたという部分でアスベストの存在だというふうに判断されているわけですか。

25番（三小田一美君）

いや、それじゃなくて、百条の中で重要事項説明にはもう入れとかんでよかろうのうと、そげんかふうな話がありましたと。そういうふうな百条でのお答えがあったわけですよ。（「ピアスの証人」と呼ぶ者あり）あ、ピアスの証人やったですかね。ああ、そうやったですか。（発言する者あり）いや、あれば、ちょっと資料を持ってきとらんけんですね、済みませんが。そういうことやったんですよ、副市長。（「ピアスよ」と呼ぶ者あり）あ、もうよか。また見らんけん、まだ間に合はんもん。（発言する者あり）そうですね。（「9月議会議中がよかやんね」と呼ぶ者あり）

その件につきまして、副市長、御答弁をお願いしたい。

副市長（大泉勝利君）

きのうも出ました島添副議長が、ピアスが契約時にはもう知っていたというのは重大な問題だというふうに思っております。ですから、それをどのように取り扱って、ピアスとまたそれを材料に協議していくか、解決を図っていくかということは、ゆっくり、しっかり考えていかなきゃいけないことだというふうに思っております。

25番（三小田一美君）

よくわかりました。市長はいつも真実の一つとおっしゃいますが、その真実を質問をすればするほど見えてきません。疑惑は深くなるばかりでございます。まさに石田市政の疑惑のデパートの感をますます深くするばかりであります。

そこで、次に柳川ホテル問題について質問をしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

総務部長にお尋ねをいたしますが、あなたが柳川署において書かれた被害届の被害の内容をお聞かせいただきたいと思います。これは重複するかもわからんばってん、ころころころころ変わりますから、これはぜひ私には答弁をお願いしたいと思います。

総務部長（山田政徳君）

このことについては、さきの6月議会の全協でもお話をいたしておりますが、再度申し上げますと、被害の内容としては有印公文書偽造ということでございます。

以上です。

25番（三小田一美君）

被害届は有印公文書偽造ですか、部長。そういうことで間違いはないですね。はい。

総務部長は、自分で被害届を書かれたと答弁を既にされていますので、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、あなたは被害届に書かれた被害を、市が受けたとはいつの時点で、具体的には何年の何月ごろ認識されたのでしょうか。それは被害届を出す前ですか、後ですか。答弁をお願いしたいと思います。

総務部長（山田政徳君）

その辺のところははっきり記憶をいたしておりませんが、全協の中で申し上げましたように、事情聴取の過程の中でのことでございます。

以上です。（「いんにゃ、ちょっとよかですか」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

部長、これはもう大事なことですよ。一人一人が罰を受くることだから、ぜひこれは聞きたい。総務部長、大変でございましょうが、まあ一回お願いします。

総務部長（山田政徳君）

もう一回ということですが、先ほどお答えしたとおりでございますので、御了解お願いいたします。

25番（三小田一美君）

それでは、次に行きたいと思いますが、総務部長は被害の内容、加害者の氏名を知った後、被害届を出すまでの間に、市長や副市長になぜ報告をしなかったのでしょうか。市長の答弁によれば、被害届が出された後に、総務部長の報告を了承したとなっておりますが、部長は本当に届けを出す前に市長や副市長に副の市長との協議はしなかったのですか。答弁をお願いしたいと思います。これは私たちはわからないから聞きよりますから、部長、御親切に願

いします。これはもうあなたさんたちのこっじゃけん、ようわかっじゃろうと思いますので。

総務部長（山田政徳君）

被害届を出した経過については、6月の全員協議会で私自身、詳しく皆さん方に御説明をしたとおりでございます。被害届の提出、その後についても、あくまで市長、副市長の御理解のもとであるというふうにお答えしております。そのとおりであります。

25番（三小田一美君）

はい、わかりました。まあいっちょ、ごめんばってん、まあ一回聞きます。

再度、総務部長にお尋ねしますが、部長は6月議会の答弁で、市長に成りかわって被害届を提出させていただいたと答弁がされていますが、それは事前に市長と話がなされていたから、成りかわってとの発言につながったのではありませんか。答弁をお願いしたいと思いません。済みません。

総務部長（山田政徳君）

先ほど申し上げましたように、市長、副市長の御理解のもとというのが前提にあるわけでございますので、市長になりかわったという表現をしたと思います。

以上です。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

次に、今回の被害、送検の内容は有印公文書偽造とのことですが、送検をされた職員は公印を管理している総務課の職員に諮らないように、職務時間外に人に知れず、市長の公印を押印したのでしょうか。それとも、勤務時間中に総務課の職員の許可を受けて公印を押印したのでしょうか。答弁をお願いしたいと思います。これは副市長、お願いします。こそっと隠れてしなはったですかね。

副市長（大泉勝利君）

いや、時間まではわかりません。時間までは確認しておりません。（「いや、時間じゃないですよ、私が言いよっとは」「肝心なのはそれじゃなからうが」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

私が聞きよるのはこの公印のことですよ。勤務時間外に人に知れずしとるのかのも。隠れて我がひとりでしとっとやろうかと、私は言いよっとですたい。勤務時間に、それで勤務時間と勤務時間外。勤務じゃなかと、勤務時間内ですてあっとかと、それをお尋ねしよるわけ。

市長（石田宝蔵君）

勤務時間内であろうがなからうが、三小田議員も随分法律にも詳しい。この刑事告発の義務ですね、被害届というよりも、つい先般来、その捜査がもう早く入っていたといった中での一過程の問題なんです、今回の御指摘の問題は。刑事訴訟法、これでは239条の1項ですね、議員御案内だと思いますけど、ちょっと読んでみます。

刑事訴訟法では「何人でも犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。」。また、告発するか否かは本人の自由である。これは第239条の1は「何人」ですから、だれだってということです。ところが、（「質問と違う」と呼ぶ者あり）公務員については、「官吏又は公吏は、（「議長、答弁のすれ違いよるよ」と呼ぶ者あり）その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定をされております。（「いんにゃ、市長……」と呼ぶ者あり）告発が……（発言する者あり）だから、説明しようとしてるじゃないですか。聞くだけ聞かんと……（「市長、それはあんたの見解。この場は行政。あなたは……」と呼ぶ者あり）だから、公印が無断で使われているじゃないですか。（「司法のことば言いよんなはろうが。これは皆さんたちの議会なんですよ」と呼ぶ者あり）議会ですよ。

25番（三小田一美君）

議会と司法は違う。何回でん私は経験してきとる。あなたからもいろいろやられたことがあります。だから、私が聞きよっとは、（「関係なか」と呼ぶ者あり）関係なち言うが、答弁をもらわにやでけんめえもん。前に進まんですよ。なしけんですか、関係なかですか。（「時間帯とかなんとかにこだわって、黙って、こそっと……」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。（発言する者あり）ああ、なら、こそっとですかね。そういうことはなかでしょうもんねえ。（「聞かんば」「答弁をもらわんば」と呼ぶ者あり）副市長、ちょっとごめんばってん、あんたちは時間ば延ばそうでしょうろうばってん、この時間だけは引いてもらおうよ、議長からお計らいで。

副市長（大泉勝利君）

どんな形で、勤務時間外^{がい}なのか、外^{そと}なのか、時間まではわかりませんので、そこは詳しくわかりませんので、お答えできません。（「そんなばかなことがあるかい」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

今の御答弁じゃ、私は納得いきませんので、議長、ちょっと暫時休憩をしていただいて、よく考えて答弁をもらうようお願いしたいと思います。

議長（田中雅美君）

いや、それ以上の答弁は、副市長もう出ないとでしょう。（発言する者あり）三小田議員、続けてお願いします。聞き方にも、質問にもありますよ。質問を簡単明瞭にこう……。

25番（三小田一美君）続

はい、わかりました。それなら、副市長、相談もしてあっち、ありますので、それなら、あんたきちんと御答弁をもらいたいと思います。（「当然知っておくべきやろうもん」「そんなあんた」「やろうが」「1人の人間をあんた警察にやっとなってからでくんもんか」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

副市長、時間じゃないとですもんね、言いよつとは。（「おれ言わんちゃ、あんた、こっち言わんかんも、議長に」と呼ぶ者あり）

副市長（大泉勝利君）

市長印を押すに当たっては、市長印は前の市長印ですけれども、それを管理している人に金庫をあけてもらわなきゃいけないわけで、それから出してもらって、自分で書類に押したという話は聞いております。それがいつの時間なのか、どんな形でなのかというところまでは聞いておりません。

25番（三小田一美君）

ちょっと今の答弁じゃ、私は理解がされない。（「1人で押したっちゃんかて言いよつた」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

うん、今その答えですよ。（「金庫をあけてもらってて言いよつちゃろもん」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）続

ああ、そうですか。はい、ならわかりました。

ほんなら、私はまあいっちょ聞く。ほんなら、勤務時間中にこれはしてあると私はわかる。もう石田さんは最高責任者でありますから、そこら辺のところは頭よかろうち思います。総務課の許可を得て押したと聞いていますが いや、今聞きましたので、そうなれば、許可に関係した職員、何名でしょうか、答弁をお願いしたいと思います。これは部長、お願いします。

総務部長（山田政徳君）

許可に関連した人数はということでございますが、公印の許可にということでございますか。（「そうです。許可です」と呼ぶ者あり）

これについては、先ほど副市長申し上げましたように、開発公社の担当者が総務課の係長のほうに相談をして、何とかならんかという切々とした訴えだったと思います。そういうことで、担当者も同じ職員としての仲間でもございますので、はっきりした記憶はないということでしたが、印鑑漏れとか、文書の作成忘れがあったという判断をして、旧柳川市長の公印を押させたということだろうと思います。

以上です。

25番（三小田一美君）

許可に関係した人数ですたい。何名でしょうかて、それをお尋ねしよるわけですよ。（「金庫をあけてやっただけやろが」と呼ぶ者あり）

総務部長（山田政徳君）

人数にしては、その担当の係長が上に相談したかどうかまでは把握しておりませんが……

(「何て言いよつと」と呼ぶ者あり)直接的な人数としては1人ということに……(「大体何人ぐらいですか」と呼ぶ者あり)いや、それはわかりません。申しわけございません。(「わからなくて、そんない……」と呼ぶ者あり)

25番(三小田一美君)

それでは、勤務時間中に総務課の許可を得て公印を押したということですが、そうすれば許可をした職員、有印公文書偽造の幫助に該当しませんでしょうか。担当の職員は公印を押す許可がないことを知っていたにもかかわらず押印の許可をしたことになりませんか、御答弁をお願いしたいと思います。これは副市長、あんたが意気込んで警察さんも行きよんなはったごたったけん、どうぞ。

副市長(大泉勝利君)

当然、それを手助けしたということにはなると思いますが、これは昨日も藤丸正勝議員の答弁の中でも私、答えておりますけれども、さかのぼり決裁とか、それから決裁のルールについて、全体としてしっかりした運用をされていない可能性があるなという、そういうのが背景にあるのではないかというふうに思っております、そういう気持ちの中で行われたのではないかというふうに思っております。

25番(三小田一美君)

あやふやな御答弁でございますが、そんなら今度は、はっきり言うてくれやんですよ、答弁は。

公印の処理に精通をした総務課の職員が押印の許可をしたということは、常日ごろこのような文書の訂正、または作成漏れの補正等に行われており、今回も文書の作成漏れをただす日常的な行為であったと認識しているから、総務課の職員の処分は行われていないということではありませんか、それをちょっとお尋ねしたい。わかっですか。今、副市長がそれをおっしゃられたから、今回の文書の作成漏れをただす日常的な行為でもあったと認識しているから、総務課の職員の処分はなかったちゅうことですか。行われていないということではありませんか。首ば振らんちゃよかやんね。だっでん関係しとるならしとって、藤丸議員もそういうことをおっしゃられたじゃないですか。

副市長(大泉勝利君)

市としての対応については、現在検討中ございまして、当然検察のほうの判断結果も見ながら考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

25番(三小田一美君)

まず、ちょっと答弁ばしてもらやんばってん、おれげの最高責任者ですね、副市長、それはどなたさんですか。私もちょっと覚えんごとなつたけん、わからんごとなりまして、最高責任者をお願いします。

副市長(大泉勝利君)

おれげの最高責任者で……（「おれが忘れたち言いよっとですよ」と呼ぶ者あり）市長です。（「ああ、そうですか。はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

きのうの藤丸議員の質問にもありましたように、なぜ1人なのか。もし、現在送検をされている職員が起訴をされ、罪に問われることになれば、当然有印公文書偽造を助けた職員も懲戒処分をすべきと考えますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

また、その職員を管理監督される立場である幹部職員の処分、また最高責任者である市長の処分はいかがなさるつもりでしょうか。これは市長の答弁をさせていただきたい。

市長（石田宝蔵君）

今、三小田議員お尋ねのとおり、また副市長がお答えしたとおり、検察庁に今送られております。どういう状況になってくるか。まだ私どもには見えない状況であります。懲戒処分というのは、やはり社会的　　つい昨日ありました地方公務員法第30条、第32条、第33条、こういった関係法令等に該当する全体の奉仕者としてふさわしくない行為、あるいは信用を失墜する行為、職務専念義務に違反したとき、こういうものがございます。もちろん、そういった処分は今回のやつでは何らかの検察庁の見解も出るでしょう。こういうものを見ながら、それを受けまして、行政処分は行政処分として当然やらなきゃいけない部分についてはやらなきゃいけません。これはまた市民の皆さんに説明する責任がございました。もちろん、そういったものを十二分に精査して、それなりのものをやりたいと、やらなきゃいけないというふうに思っております。

25番（三小田一美君）

まだほかのことまで聞かやん。その職員を管理監督される立場である幹部の職員の処分と最高責任者である市長の処分はいかがでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

中身をよく精査してみなければわかりません。（「市長も処分されやんたい」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

それでは、現在、この問題により、1人の職員が大変つらい目に遭っております。きのうの藤丸議員の質問でも、ほかに関係した職員がいるのではないかと、（「そうだ」と呼ぶ者あり）その指摘もっております。なぜ1人でしょうか。それをお尋ねしたいと思いますが、さっき、のらりくらの御答弁ば副市長されておられました、これはきちんと公正公平にやらんといけません。はい、御答弁もらいます。

副市長（大泉勝利君）

なぜ1人かというのも、まだわかりません、私も。ただ、警察から最初に資料要求なされ

たときに、当時、島田助役でございますが、なぜこういう文書処理をしてあるんだという時点で、関係者から話をいろいろ聞いているということを私も聞いておまして、そのときにどんなふうを考えて処理されたのかということは、その当時から問題視というか、課題だというふうには思っていたようでございまして、そのときにそれにかかわった関係者の話は聞いているようでございます。ただ、その後、その有印公文書偽造というふうな形で出てまいりまして、これがどのような形で検察のほうで取り扱われるかということを見て判断しなきゃいけないというふうに思っております。

25番（三小田一美君）

やはり、この印鑑をですね、悪いことをしていないと私はそう思うけど、有印公文書偽造だからね、あんたたちもそういうことで考えてあると思うが、その方も1人の総務課のほうに行って、ただ、自分が名前ば書いたから、書いた人だけが何か標的になられたとじゃないかなと私、そういうふうに思うわけですよ。

そんなら、今まで総務課の方たちが何に使うかんも、ええ、よかやっかんち渡した方たち、四、五名ぐらいおられたかもわかりません。その方たちの処分はないとですか。もしも、これが警察で罪になった場合、起訴になった場合、そういうときはどういうふうになりますでしょうか。その方たちだけですか、処分は。副市長。

副市長（大泉勝利君）

今の質問は、たればといいますが、仮定の質問だと思います。仮定のことについては、今の段階ではわかりませんので、お答えできません。出てきた結果についてはしっかり確認をして、その上で判断したいというふうに思っています。

25番（三小田一美君）

それでは、1人の加害者が書類送検もなされとっちゃんないですか。私はね、その関係者たちは全部ち思う。1人だけやないと思う。ほんなら、どの職員だって、みんな大変ち思うよ今度から、そういうことになれば。（「大体事実を把握しとらんやろもん」「まず市長が処分される……」と呼ぶ者あり）いや、そりゃ、私が考えちては言っておりますからね。どうですか、まあ一回、おれは聞きます。その1人だけ名前ば書いてあったけん、その方だけ処分と、そりゃ、あんまり無理ですよ。その関係した方たちは、そりゃ一緒にしていただかんといかんと思います。

市長（石田宝蔵君）

先ほどから申し上げておりますとおりに、処分の問題については、これは慎重にやらなきゃいけません。もちろん、どういった中身を行われているのかどうなのか、これは実態把握も当然です。ただ、これから大変だということじゃございません。これまでも大変だったんです。行政の事務をつかさどる公務員として、やはり、しかるべき条例、法令、こういったものをきちんと遵守し、規則等に乗っかって職務をするならば、そういったものが抜けてい

た。言葉を変えますと、緊張感がなかったかもしれませんが。しかし、そういうものは故意だったのか、過失だったのかと。故意と過失というのは全然また違うわけです。したがって、そういったものの実態を把握して、しかるべき中身もわからない段階で仮定のことを申し上げるといのは、これはいささか執行長としてはいかがなものかと、こういうふうに思っております。（発言する者あり）

25番（三小田一美君）

もう、こげん言うならこう、こう言うならこうちゅうごたっふうですね、市長、やはりあなた心は一つていつも言いようが、真心で政治はやらやんのう、三小田さんち、あなたいつもおれに言いよるじゃないですか。それが本当ですよ、それが。

もうこれ以上言っても、ちょっと行き当たりばったりで、ぼおっと御答弁されて、また次の転々と変わっていくところもあるし、そういうことでありますので、これは司法でちあなたが言っておりますので、司法でどういうふうな解決をなされるのか。

ただ、私が言いよるのは、行政と司法、別の考え方でしていただくんといかんですよ、別ですよ、司法と行政は。何でんかんでん司法で持っていくなら、一般質問も何でん、ここに市長にも答弁、ちょっと言いよんなら、すぐ警察に行かれて、そういうことにもなっでしょうが。そいけん、絶対ここんところはぴしっと和を持って、そして議会と両輪で行かにやどげんすっですか。（「そうです」「そうです」と呼ぶ者あり）ですね。あなたも企業誘致はなかなかでけんろん、だれかにしゃべりなはったでしょうが。なしやっかのもち言うたら、紛争するけんげな。なーん、紛争ばしすっですか。せんでしょうが、紛争は。（「原因は石田市長やないか」と呼ぶ者あり）の、そりけん、紛争とかじゃなくて、あなたがピアス問題やろうが、何でんぴしっとあなたが1回目の答弁の中でちゃ言うたなら、それを言ったつを責任持って進行していかやん。そうするとなーんなか、ピアス問題も。おれが責任持って、逃げも隠れもせんちて、そげん言うてあっとやけんですよ、そういうことでしていただきたい。

もう時間もなかけんですね、この質問の1、2、3は終わります。

次に、マニフェスト。もうきょうは担当もおらっしゃれんけん、私にここだけちょっと言わせて、12月議会の一般質問にします。

最後に、マニフェストについて質問しますが、県南の女性センターの存続の検討で、これの評価がAになっとったですね。この職員さんたちの評価でAになっとるごたったですね。きょうは見えてなかったけん、きょうはもう言わんめえばってん。おれは、あげんかつは、そりゃ頑張ってくださいとるけん、Bぐらいなら私も質問せんやった。Aにつけてあるけん、ちょっと質問します。

県南の女性センターの存続の検討で、市民温水プールを昨年4月からオープンしています。評価はAとなっておりますが、これのオープンまでの必要としたすべての費用、これも間違え

とる、費用。施設の改修費、また機械等の修繕費、年間に必要とされる運営費については、市長が発言をされていた金額とは、ちょっとかけ離れた費用が投下されているように思いますが、うんにゃ、あんた首振らんちゃ、ほんなごっちゃんね。いかがでしょうかやん。この答弁をお願いしますが、また、この議会が終わってから、詳細な費用については一覧表を出していただきますようお願いをいたしまして、次の12月の議会に今度一般質問いたしますので、これにて一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

18番（近藤末治君）

18番近藤ですが、きのうの藤丸正勝議員の質問の中での旧柳川市職員の能力の問題、この件について緊急質問をしたいと思っておりますので、よろしくお取り計らいをお願いしたいと思っております。これは、市長は御答弁になっていなかったと思っておりますので。

議長（田中雅美君）

ただいま近藤議員より、旧柳川市職員の能力の問題について緊急質問でございますので、ここで暫時休憩をとりたいと思っております。議運を開いていただきたいと思っております。

午後3時27分 休憩

午後3時43分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど近藤議員より提出されました旧柳川市職員の能力問題について、緊急質問についての取り扱いを議会運営委員会で協議されましたので、委員長より報告をお願いします。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

ただいま議長から申し入れがありました緊急質問についての協議を議運においていたしました。その結果、やはり職員の士気にさわる大変な発言であったのではないかと。それに対して、市長から、またそれに対する答弁がなされていないという問題を考えてみますときに、やはり緊急質問は認めるべきであろうという結論に達しましたので、報告をいたします。

議長（田中雅美君）

近藤議員の旧柳川市職員の能力問題についての緊急質問の件を議題として採決します。

近藤議員の旧柳川市職員の能力問題についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2として発言を許すことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、近藤議員の旧柳川市職員の能力問題についての緊急質問に

同意の上、日程に追加し、追加日程第2として発言を許すことは許可されました。

追加日程第2 緊急質問（近藤末治議員）

議長（田中雅美君）

近藤議員の発言を許します。

18番（近藤末治君）

18番近藤です。実はきのうの御質問の中で、旧柳川市職員は無能（「241ページで「能力のない職員」に発言訂正）と、こういう発言がありました。私も平成18年の3月までは旧柳川市の職員であったし、また合併当時も職員でございました。それで私も無能（「241ページで「能力のない職員」に発言訂正）だったのかなと、こういうふうを受けとめたわけですが、ただ、この議場でのやりとりは、傍聴席はもちろんインターネット放映とかで市民の皆さんがたくさん見に来られています。これに対して市長の御答弁はなかったんですが、実際に旧柳川市職員は無能（「241ページで「能力のない職員」に発言訂正）なのかですね。そのような無能（「241ページで「能力のない職員」に発言訂正）な柳川市職員にどう対処されるのか、市長にお尋ねをいたします。

市長（石田宝藏君）

そういうふうな職員は、私はいないというふうに思います。

18番（近藤末治君）

今、市長は無能（「241ページで「能力のない職員」に発言訂正）な職員はいないと、そういう御認識でいらっしゃるんですよね。それでは、私がきのうの一般質問を聞いて、そういうふう実際に耳にしたもので、それで私も職員であったし、これはこのような目線で旧柳川市職員、これは旧柳川市職員なんですよ。この全員が見受けられるということになりますよね、この職員の士気はもちろん、非常に残念でふびんに思うんですが、再度、市長、この点はどうでしょう。

市長（石田宝藏君）

それは、近藤議員、職員時代から職員、同じく机を並べてお仕事なさってわかっていらっしゃるだろうと思いますし、優秀な職員いっぱいありますし、私は無能なんていないと思います。

18番（近藤末治君）

再度、市長にもう一度お聞きしますが、実際にそういう旧柳川市職員が無能（「241ページで「能力のない職員」に発言訂正）だったら、そちらの執行部の席に幹部として旧柳川市の職員がいらっしゃいますよね。これはどんなふうを受けとめられますかね、市長。

市長（石田宝藏君）

御案内のとおり、それなりの職務を忠実にこなしてくれていると思います。

18番（近藤末治君）

そしたら、市長は旧柳川市職員も無能（「241ページで「能力のない職員」に発言訂正）な職員ばかりじゃないと、そういうことでいいわけですよ。それを市民の皆さんにこの議場で御答弁をはっきり言ってほしいと思います。

市長（石田宝蔵君）

それは旧自治体、柳川、三橋、大和とてお互いに切磋琢磨して頑張ってくれていると思います。

18番（近藤末治君）

私も1市2町、当初、1市4町ですか、の合併の中で1市2町で合併して、その当時1年間、石田市長のもとで仕事もしました。そういうふうで、職員は一生懸命新しい柳川の市の職員として新しい柳川市をつくっていかうということで、意気込んでおると私は思います。市長もそう思われておったと思います。それで、私はこれを非常に残念でならなかったんで、緊急質問をさせていただいて、市長の御見解をお尋ねしたわけです。

それから次に、盛んに当時の課長、課長補佐、名前が出てこない。副市長は、これはもう本当に苦慮されて、名前は言われませんでした。ただ、私は20年3月議会の一般質問の中で、上司は私でしたと、近藤です。ですから、上司であった私も柳川警察署に事情聴取で出向きましたとはっきり私は言うておるわけです。それで、何かひきょうにも逃げているとか、いい顔をしているような、そういうつもりはございません。

それで、ここでちょっと議場ですけれども、当時の機構を言いますけれども、当時私は都市計画の課長であって、開発公社の常務理事でもありました。今、開発公社は副市長がこの理事長ですけどね。それで、今回の被害届は、柳川市長河野弘史、前柳川市長の公印が無断で使われているということで被害届が出されている。これは申し添えておきます。

それで、市長は私以外にも、質問にもありましたように、他の上司、これはどの課を指すのかお答え願えますか。

市長（石田宝蔵君）

その当時、機構というのを所管しているのは商工観光課と聞いております。

18番（近藤末治君）

そしたら、他の上司というのは商工観光課だけということですかね。先ほどの三小田議員が質問されました公印を管理する、そういう上司は含まれないんですか。

副市長（大泉勝利君）

当時の公印の管理は、名称は庶務課だったと思います。今回問題になっている委託業務契約書の市長公印を決裁する立場にあったのは商工観光課ということでございます。

18番（近藤末治君）

私も一般質問をした関係で、この件については本当に私の当時部下でもありました係長ということで書類送検をされ、実際に警察にも出向いて事情聴取も聞かれて、私ははっきり上

司でありましたということもこの議場でも答えておったし、市長の御答弁の中では、今、検察庁の送検を見ながら行政処分も考えにやいかんということをおっしゃっておりますけどね、とにかく旧柳川市の職員の新しい柳川市に対して頑張ろうという熱意はいっぱい持っておりますので、どうかそこら辺は市長、御配慮をいただいて、今後、行政を務めていただきたいと思っております。

本当に、私はきのうちょっと残念で、余り寝つきも悪うございましたけれども、これで私の緊急質問は終わります。

22番（藤丸正勝君）

私がきのう一般質問をしたことをごさいますけど、今の発言に対して、無能とか、そういうことは言っていないんですよ。能力がないのか、勉強不足かと、そういうことを言っておるわけですね。だから、この辺はちょっと私は聞き違いじゃないかと。そりゃ、全然能力のないのか、勉強不足なのかと、無能というのは聞く人によっては随分とこれは違ってくるわけですね。そいけん、その辺はちょっと勘違いじゃないやろうかと、そういうことに思っております。

それでまた、上司はだれかということをお前は質問しましたけど、私は三橋の議員でありましたし、当時の柳川市の機構はだれだかわからなかったということで質問をしておりますので、12月議会にはそういうふうな上司の名前まで調査をしてから12月に一般質問をしようということで最後にはそういうふうに言っておるわけですから、私は無能とかなんとかは言っていないわけですよ。はい、そういうことです。

議長（田中雅美君）

近藤議員にお尋ねします。今、近藤議員の旧柳川市職員の能力問題について質問がありましたけど、ただいまの藤丸議員のほうから無能呼ばわりはしていないという発言があつておりますが、どういうところから、その無能という言葉が出たかお答えをいただきたいと思えます。

18番（近藤末治君）

私は最初、緊急質問をするときに、議員に対してはいろんなことを言えないということで、私は市長にお尋ねをしたんですよ。その中で、私もはっきり旧柳川市職員と、柳川市職員じゃないんです。旧柳川市ということになりますと、旧柳川市、旧三橋町、旧大和町、旧柳川市の職員と総称含まれた人を言われたんでしょう、これは。（発言する者あり）ですね、だから、これが……

議長（田中雅美君）

近藤議員、無能という言葉はどこから持ってきましたかち言いよる。

18番（近藤末治君）続

テープを起こしてもらえると。私はテープとかは聞いていないですよ。聞いていないけど、

私の耳に入っているから、テープを聞いてください。

議長（田中雅美君）

テープを起こして、無能という言葉が出てきたということは間違いありませんね。

18番（近藤末治君）続

私は、テープは起こすことはできないでしょう。

議長（田中雅美君）

言うてください。（発言する者あり）無能という言葉の出たか出とらんかやけん、出たっですか、出とらんとですか。（「能力がないということは無能ということですよ」「無能ち聞こえたですよ」と呼ぶ者あり）出たですかやん、出とらんですかやん。（発言する者あり）

議会運営委員長（森田房儀君）

これは双方から出ておりますので、時間がもったいのうございますけれども、暫時休憩をいただいて、テープの検証をお願いしたいと思います。

議長（田中雅美君）

ここで暫時休憩をとります。

午後 3 時 57 分 休憩

午後 5 時 24 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

18番（近藤末治君）

皆さん方には本当に大変時間をいただきましてまことに申しわけございません。

先ほど藤丸議員からの発言で、テープを起こして聞きましたところ、確かに無能という言葉はなかったのですが、能力のない職員ということはありません。そこで私は能力のない職員と無能という関係を見たところ、無能とは物事をなす能力がないことということで、私は同じ意味であるものにとらえまして市長にお尋ねしたことでございますし、質問の趣旨は変えるものではありませんので、よろしく願いいたします。

22番（藤丸正勝君）

これは私の発言に対して、議会運営委員会の委員長がそういう無能という発言に対しての議会運営委員会を開催されております。ということは、この議事録の中にその部分は残っていると思いますよ。この議場の中の議事録として。だから、議会運営委員長のほうとしては、無能という言葉の削除、これはやはりやってもらいたいと。それと、近藤議員には、無能と言ったことに対しては、それはもう意味はどうとらえられても結構ですから、議会に発言した言葉はやはり間違った言葉を言っては困るわけです。だから、やはりそのほうの訂正、陳謝をお願いしたいと思います。

議長（田中雅美君）

先ほど、近藤議員より緊急質問において、発言の訂正の申し出がっております。それでいいですか。それを議長において後刻記録を調査して、措置することにいたします。それでいいでしょうか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

議運の委員長は……。

22番（藤丸正勝君）

議運の委員長は、藤丸正勝君の無能に対して何か緊急質問がありましたということが議題として議運に乗ったと思うんですよ。だから、その辺の議運委員長の発言の取り消しを求めるといことです。

議長（田中雅美君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後 5 時27分 休憩

午後 5 時29分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど近藤議員より発言の訂正がありましたとおり、森田議会運営委員会の委員長と同等に発言の訂正をしたいと思います。

これを議長において、後刻記録を調査し、措置することにいたします。それでいいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 5 時30分 散会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成20年9月26日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 島 添 達 也 | 2番 | 古 賀 澄 雄 |
| 3番 | 浦 博 宣 | 4番 | 熊 井 三千代 |
| 5番 | 梅 崎 昭 彦 | 6番 | 島 添 勝 |
| 7番 | 白 谷 義 隆 | 8番 | 森 田 房 儀 |
| 9番 | 荒 巻 英 樹 | 10番 | 藤 丸 富 男 |
| 11番 | 矢ヶ部 広 巳 | 12番 | 荒 木 憲 |
| 13番 | 伊 藤 法 博 | 14番 | 龍 益 男 |
| 15番 | 菅 原 英 修 | 16番 | 諸 藤 哲 男 |
| 17番 | 樽 見 哲 也 | 18番 | 近 藤 末 治 |
| 19番 | 太 田 武 文 | 20番 | 吉 田 勝 也 |
| 21番 | 大 橋 恭 三 | 22番 | 藤 丸 正 勝 |
| 23番 | 木 下 芳二郎 | 24番 | 佐々木 創 主 |
| 25番 | 三小田 一 美 | 26番 | 梅 崎 和 弘 |
| 27番 | 高 田 千壽輝 | 28番 | 山 田 奉 文 |
| 29番 | 河 村 好 浩 | 30番 | 田 中 雅 美 |

2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 石 | 田 | 宝 | 藏 |
| 副 | 市長 | 大 | 泉 | 勝 | 利 |
| 収 | 入 | 木 | 村 | | 仁 |
| 教 | 育 | 上 | 村 | 好 | 生 |
| 総 | 務 | 山 | 田 | 政 | 徳 |
| 市 | 民 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 保 | 健 | 本 | 木 | 芳 | 夫 |
| 建 | 設 | 蒲 | 池 | 康 | 晴 |
| 産 | 業 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 教 | 育 | 佐 | 藤 | 健 | 二 |
| 大 | 和 | 櫻 | 木 | 恵 | 美 |
| 三 | 橋 | 藤 | 木 | | 子 |
| 消 | 防 | 竹 | 下 | 敏 | 郎 |
| 人 | 事 | 高 | 田 | | 厚 |
| 総 | 務 | 櫻 | 木 | 重 | 信 |
| 企 | 画 | 樽 | 見 | 孝 | 則 |
| 財 | 政 | 石 | 橋 | 真 | 剛 |
| 税 | 務 | 武 | 藤 | 義 | 治 |
| 健 | 康 | 川 | 口 | 敬 | 司 |
| 福 | 祉 | 木 | 下 | 正 | 巳 |
| 学 | 校 | 成 | 清 | 一 | 廣 |
| 建 | 設 | 横 | 山 | 英 | 眞 |
| 農 | 政 | 成 | 清 | 博 | 茂 |
| 水 | 路 | 安 | 藤 | 和 | 彦 |

4 . 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 北 | 原 | 博 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 兼 | 議 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 庶 | 務 | 係 | 長 |
| | | | | | | 高 | 巢 | 雄 |
| | | | | | | 高 | 口 | 佳 |
| | | | | | | | | 人 |

5 . 議事日程

- 日程(1) 議会運営委員長報告について
 日程(2) 各委員長報告について

1．総務委員長報告について

議案第63号 平成19年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について

議案第68号 柳川市ふるさと元気応援基金条例の制定について

2．産業経済委員長報告について

議案第73号 「柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例」の一部を改正する条例の制定について

請願第14号 マルシヨク跡地購入についての請願（継続分）

3．建設委員長報告について

議案第64号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第65号 平成19年度柳川市水道事業会計決算の認定について

4．教育民生委員長報告について

議案第60号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 平成19年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号 平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

請願第13号 「渡辺邸をはじめとする武家屋敷および歴史建築物保存活用」に関する請願（継続分）

5．決算審査特別委員長報告について

議案第59号 平成19年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程（3） 議案第74号 柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

午前10時1分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程１．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。平成20年第3回柳川市議会定例会最終日の日程等について、9月25日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が、各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、各委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が、議員提出の議案第74号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、質疑、討論、採決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会において決定を見ておりますので、御報告を申し上げます。終わります。

議長（田中雅美君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

9月5日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4、結 果

(1)議案第63号

認 定

本案は、平成19年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成19年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算執行はあっておりません。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく認定することに決定いたしました。

(2)議案第66号

原案可決

本案は、平成20年度柳川市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

補正前の予算額「258億7,682万3千円」に「7億4,628万5千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「266億2,310万8千円」としようとするものであります。

審査の過程において、歳入では、16款寄付金において、寄付をされた方に対する市の対応と寄付金活用に当たっての予算等財務関係処理のあり方について質疑がありました。

歳出では、2款総務費の公的年金電算システム改修委託料で、契約にあたっての業者選定条件、3款民生費の小規模多機能型居宅介護施設整備事業補助金では、事業内容と実施予定法人代表者等の法人設立前の職歴等、6款農林水産業費の農業用水源地域保全対策事業費では、水環境マップ作成業務委託料に関し前年度に作成したエコミュージアムマップとの関係をはじめ水環境シンポジウムの開催や案内板製作設置業務委託料等本事業全般について、また、海苔共同加工施設整備事業では、年度途中で増額補正しなければならなくなった理由等について活発な質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(3)議案第68号

原案可決

本案は、柳川市ふるさと元気応援基金条例の制定についてであります。

平成20年度の税制改正により、ふるさと寄付金制度が創設されたことを受け、本市の発展や固有の歴史・文化等の継承を願い、応援していただく皆様からご寄付を募り、寄付いただいた浄財を個性豊かで元気あるまちづくりに活用するため、その寄付金を一旦基金に積み立てるために必要な事項について条例を制定しようとするものです。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で総務委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（樽見哲也君）（登壇）

おはようございます。産業経済常任委員会の審査結果を報告いたします。

6月11日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件、並びに、9月5日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件は記載のとおりでございます。

4、結 果

(1)議案第73号 原案可決

本案は「柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例」の一部を改正する条例の制定についてであります。

漁業団地における排水の処理計画を定める間の暫定的な施設利用について、附則第2項の適用期間を一年間延長するものです。執行部より漁業団地の整備計画の経過など詳細な説明を受け、事業費補助金の割合などについての質疑がなされました。また、前年に付帯決議された項目については速やかに事業を遂行されたいとの意見もありました。審査の結果、当委員会といたしましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

(2)請願第14号 採 択

本件は、平成20年5月に閉店したマルシヨク跡地の購入についての請願であります。

柳川市商店街環境整備促進協議会では専門部会を設置、協議を重ねられ、有効活用についての説明資料を提出されています。執行部からその会議の内容、地元及び地権者の動きなどの説明を受けました。柳川市には同じような問題を抱える商店街もある中、同様な請願が提出された場合の対応などについて質疑がなされました。また、柳川市の発展に寄与することであり、支援をしていきたいとの意見もありました。当委員会といたしましては、全員異議なく採択することに決定をいたしました。

以上で産業経済常任委員会の報告は終わります。

議長（田中雅美君）

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（三小田一美君）（登壇）

どうも皆様おはようございます。それでは、議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託を受けた議案の2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおりご報告を申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4、結 果

(1)議案第64号 認 定

本案は、平成19年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額「17億9,749万6,381円」、歳出総額「17億4,085万9,663円」、差し引き額「5,663万6,718円」となり、20年度への繰越明許費繰越財源「2,459万4,000円」を除いた実質収支では、「3,204万2,718円」の黒字となっています。

執行部より詳細な説明を受け、委員より「加入率や接続率向上の努力と、高齢者や低所得者などに対する補助制度の研究をお願いする」などの意見が出されました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり認定することに決定いたしました。

(2)議案第65号 認 定

本案は、平成19年度柳川市水道事業会計決算の認定についてであります。

事業収益総額「13億9,326万9,930円」、事業費用総額「12億4,841万2,755円」、差し引き「1億4,485万7,175円」の利益を生じていますが、消費税抜きの当年度純利益は「1億3,410万5,535円」となっています。

次に、資本的収入総額「7億4,785万8,155円」、支出総額「11億1,391万7,936円」、差し引き「3億6,605万9,781円」の不足となっています。不足額については、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と建設改良積立金で補てんされています。

当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を合わせた額「4億1,802万1,836円」を20年度へ繰越しています。

本案については、監査委員の出席を求め、監査報告を受け、執行部より詳細な説明を受け、委員より未納金に対する質疑があり、未納金の徴収努力を求める意見が出されました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり認定することに決定いたしました。

以上、建設常任委員会の報告は終わります。

議長（田中雅美君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命を受けましたので、教育民生常任委員会の審査結果を報告いたします。

6月11日の本会議において当委員会に付託を受けました請願1件、並びに、9月5日の本会議において当委員会に付託を受けました議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4、結 果

(1)議案第60号 認 定

本案は、平成19年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきましては、繰越金の推移、葬祭費や出産一時金の支給状況、レセプト点検について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案どおり認定することに決定致しました。

(2)議案第61号 認 定

本案は、平成19年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきましては、歳出金額の減少、また雑入や返納金の内容について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案どおり認定することに決定致しました。

(3)議案第62号 認 定

本案は、平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきましては、一般会計繰入金の内容や滞納処理の状況について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、賛成多数で原案どおり認定することに決定致しました。

(4)議案第67号 原案可決

本案は、平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可

決と決定致しました。

(5)請願第13号

採 択

本件は、渡辺邸をはじめとする武家屋敷および歴史建築物保存活用を求める請願であります。本件につきましては、貴重な歴史遺産として積極的に活用すべきという意見がありました。

当委員会としましては、執行部において文化都市にふさわしい全体計画を定め、速やかに行動を開始すべきとして、賛成多数で採択と決定致しました。

以上、教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

決算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

9月5日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4、結 果

(1)議案第59号

認 定

本案は、平成19年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算につきましては、歳入総額「278億7,432万5,664円」、歳出総額「274億9,211万9,758円」で、歳入歳出差引「3億8,220万5,906円」となっております。そのうち、翌年度へ繰り越すこととなった財源「3,869万円」を差し引き、実質収支で「3億4,351万5,906円」の黒字決算となっております。

当委員会は、3日間にわたり歳入歳出決算について各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、主に、市税・保育料・住宅使用料等の収納状況及び不納欠損処理の状況について質疑がありました。また、各委員から、厳しい財政状況の中、自主財源確保に向け、滞納整理にあたっては、原課任せではなく、全庁的な取り組みが必要であるとの意見がありました。

歳出審査では、物品・備品・業務委託等の入札方法、福祉巡回バスの利用の状況、葬祭事業の今後の見通し、海苔網等の消毒業務における漁家・漁協との連携、国土調査の進捗状況及び筆界未定の状況、農業振興地域における宅地転用の手続き、転作作物の奨励、橋梁の耐震診断計画、市営住宅の整備計画、消防団組織機構の見直しと充足状況、災害発生時の消防本部と出張所の出動の状況、藤吉小学校の竣工検査の方法、小・中学校の通学区域の見直し、市民会館等の指定管理者の経営内容や住民サービスの状況等について質疑がありました。

総括質疑では、寄付金の財務会計処理上の取り扱い、予算不用額が生じた場合の事務処理、団体等に対する各種補助金の見直し、市庁舎エレベーターの保守委託業務の業者選定、地域振興基金からの各種事業への繰り入れにあたっての地域審議会の活用等について質疑がありました。

当委員会といたしましては、審査の結果、賛成多数により認定することに決定いたしました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時26分 休憩

午前10時26分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を、各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第63号 平成19年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第66号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第68号 柳川市ふるさと元気応援基金条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第73号 「柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例」の一部を改正する条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は産業経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第14号 マルシヨク跡地購入についての請願（継続分）は討論を

省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本件は産業経済委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本件は採択されました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第64号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第65号 平成19年度柳川市水道事業会計決算の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第60号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第61号 平成19年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第62号 平成19年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第67号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第13号 「渡辺邸をはじめとする武家屋敷および歴史建築物保存活用」に関する請願（継続分）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本件は教育民生委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本件は採択されました。

次に、決算審査特別委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第59号 平成19年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、26番梅崎和弘議員から反対討論の通告がっておりますので、梅崎議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）

26番梅崎和弘です。議案第59号 平成19年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

決算特別委員会では、多くの皆さん方の御質問、御意見、それに対する執行部の皆さん方の答弁を聞くことができまして、大変参考になっております。

決算に関しましては、まず市民生活にかかわる支出に対しては大いに賛成であると、こういうことをまず申し上げておきます。

1点目の同和対策は、28年間にわたり特別法で進められましたが、同和事業は1997年3月末で基本的には終了しております。多くの自治体でも同和行政を終結し、一般行政のもとで対応する段階に入っております。ところが、柳川市におけます同和対策事業費は、各支部への補助金を初めとし、負担金、研修費、入学祝い金などの支出金があります。そのほかにも指導員、職員への給料などを総計しますと、約85,000千円という多額な費用が支出をされております。本当にこれだけの支出が必要なのかどうか、私は大いに疑問を持っております。

2点目は、農業関係の予算についてであります。

農業は、柳川市の基幹産業であります。国の農業政策である減反率は40%近くになってお

ります。私は、減反を受け入れるならば、柳川の特産物であったイグサにかわるような新しい作物をつくり出すような転作作物研究会、このようなものをつくるべきであるということ提案してまいりました。今回の転作作物の研究に対する支出は、たったの345千円であります。本格的な組織をつくり、使うべき金、予算の裏づけをしっかりとやって、農業後継者が育つような、このような施策が必要ではないかと思っております。

以上ですけれども、予算編成につきましては、市民の意見や要望が反映されるよう切にお願いしまして討論といたします。

議長（田中雅美君）

ほかに討論をされる方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。本案は決算審査特別委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は認定されました。

日程第3 議案第74号

議長（田中雅美君）

日程3 議案第74号 柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

8番（森田房儀君）（登壇）

議案第74号 柳川市議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律案が本年6月11日に成立、同18日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、改正法で議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるものとされましたことから、今回、本市議会の活動の実態を踏まえ、会議規則に第7章として協議又は調整

を行うための場を追加し、別表に会議等の種類として全員協議会を盛り込むものであります。

なお、この条例の施行日については、公布の日から施行することといたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時43分 休憩

午前11時23分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第74号 柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして平成20年第3回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会議員 荒 巻 英 樹

柳川市議会議員 大 橋 恭 三